

昭和 46 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

わが国の火災は、年々増加の傾向にあり、特に最近火災によって多くの人命が失われている事例があとをたたく、誠に遺憾にたえないところである。

ことしになってからも、和歌浦の旅館火災で多くの犠牲者を出し、また、呉市林野火災により多数の消防職員が殉職するという痛ましい事故が発生したことは未だ記憶に新しいところである。

このほか、最近における急激な石油産業の発展、都市開発の促進等に伴って、新たな火災危険と人命危険の度合が益々増大しつつある。

この白書は、主として昭和45年の資料に基づき、必要に応じ昭和46年上半期の資料にもふれて、火災その他の災害の実態と消防の現況について述べるとともに、消防行政の当面する諸問題について展望を試みたものである。

広くご利用いただけるならば幸いである。

昭和46年11月

消 防 庁

目 次

第1 総 論	1
1 昭和45年の火災の特徴.....	1
2 消防行政の課題と展望.....	6
(1) 消防力の増強.....	6
(2) 予防行政の充実.....	10
(3) 災害防止対策の強化.....	12
(4) 大震火災対策の推進.....	14
(5) 救急体制の拡充.....	15
(6) 消防の人づくり.....	16
(7) 研究開発の推進.....	18
(8) 消防財政の強化.....	19
(9) 沖縄の消防体制の整備.....	21
第2 各 論	23
1 火災の実態.....	23
(1) 出火件数.....	25
(2) 損害額.....	32
(3) 火災による死者.....	33
(4) 出火原因.....	44
(5) 各種火災.....	53
(6) 昭和46年上半期における火災の概要.....	75
(7) 外国の火災状況.....	76
2 風水害の状況.....	81
3 消防体制.....	84
(1) 消防組織.....	84

- (2) 消防施設…………… 91
- (3) 関係行政機関との協力…………… 96
- (4) 自衛消防力…………… 97
- 4 予防行政…………… 99
 - (1) 火災予防運動…………… 99
 - (2) 自主防火体制…………… 103
 - (3) 建築物の防火体制…………… 104
 - (4) 危険物規制…………… 107
 - (5) LPガス等の保安…………… 117
 - (6) 消防用機器の検定…………… 119
- 5 災害防止対策の推進…………… 122
 - (1) 防災体制の整備…………… 122
 - (2) 防災無線通信網の整備…………… 124
 - (3) 林野火災対策の推進…………… 132
 - (4) 石油コンビナート地帯防災対策の推進…………… 135
- 6 大震火災対策の推進…………… 138
 - (1) わが国の地震発生状況…………… 138
 - (2) 大地震の被害の実態…………… 139
 - (3) 国の大震対策の現状…………… 141
 - (4) 地方公共団体における大震対策の現状…………… 142
- 7 航空消防の推進…………… 147
- 8 救急業務…………… 149
 - (1) 実施状況…………… 149
 - (2) 救急事故種別の状況…………… 151
 - (3) 交通事故に対する実施状況…………… 152
 - (4) 特異な救急事故…………… 153
 - (5) 救急体制の現状…………… 154
 - (6) 交通事故に対する救急体制…………… 159
 - (7) 救急体制の強化…………… 161

- (8) 救急医療体制…………… 162
- 9 消防教養訓練…………… 164
 - (1) 消防大学校における教育訓練および技術援助…………… 164
 - (2) 消防学校における教育訓練…………… 168
- 10 消防職員および消防団員の活動状況と処遇…………… 173
 - (1) 活動状況…………… 173
 - (2) 処 遇…………… 174
 - (3) 消防表彰等…………… 179
- 11 消防の科学技術の研究…………… 187
 - (1) 一般火災対策の研究…………… 189
 - (2) 特殊火災対策の研究…………… 189
- 12 消防財政…………… 195
 - (1) 地方交付税…………… 195
 - (2) 国庫補助金…………… 195
 - (3) 地 方 債…………… 195
 - (4) 入 湯 税…………… 196
 - (5) 市町村の消防費…………… 196
 - (6) 都道府県の消防防災費…………… 208
 - (7) 国 の 消 防 費…………… 208
- 付 属 資 料
- 1 昭和45年都道府県別火災損害状況（全火災）…………… 212
- 2 昭和45年出火原因別損害状況（全火災）…………… 216
- 3 昭和45年建物火災の用途別構造別損害状況（建物火災）…………… 217
- 4 昭和45年主な業態別火災事例一覧（全火災）…………… 220
 - (1) 住 宅…………… 220
 - (2) 共 同 住 宅…………… 221
 - (3) 劇 場 ・ 映 画 館 ・ 興 業 場 等…………… 221
 - (4) 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等…………… 222

(5) 旅館・ホテル等	222
(6) 病院・診療所等	222
(7) 社会福祉施設	223
(8) 学 校	223
(9) 林 野	223
(10) 車 輛	225
(11) 船 舶	225
(12) 航 空 機	225
(13) そ の 他	226
5 昭和45年死者の多く伴った火災事例一覧(全火災)	227
6 昭和45年建物焼損面積の大きい火災事例一覧(建物火災)	229
7 昭和21年以降の火災損害状況(全火災)	230
8 昭和21年以降の大火記録(全火災)	236
9 主要諸外国の最近5カ年間の傾向	238
10 昭和45年中の風水害等による都道府県別被害状況	240
11 主な風水害別被害状況(昭45年下半年および昭46年上半年)	246
(1) 昭和45年台風第2号	246
(2) 昭和45年台風第9号および台風第10号	248
(3) 昭和46年7月の前線による集中豪雨	250
12 昭和21年以降の風水害の記録	253
13 都道府県別市町村消防組織一覧	256
14 空港, その周辺市町村相互の業務協定状況一覧	258
15 石油コンビナート地帯の防災に関する 業務協定および応援協定一覧	260
16 石油コンビナート地帯防災対策要綱	268
17 東京地方(関東地方南部)における 大震災対策に関する答申の要旨	278
18 大都市震災対策推進要綱要旨	284
19 都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出場状況	292

20 事故種別救急出場件数	294
21 事故種別救急搬送人員	296
22 都道府県・経営主体別救急病院および救急診療所告示状況一覧	298
23 消防学校一覧	300
24 昭和45年下半年および昭和46年上半年における主な火災事例	305
(1) 札幌市精神病院火災	305
(2) LPガスタンクローリー爆発炎上事故	306
(3) 水戸市複合用途建物火災	307
(4) 和歌山市旅館火災	309
(5) 美唄市美容師宿舍火災	310
(6) 岩沼町精神病院火災	312
(7) 千葉市百貨店火災	313
25 石油コンビナート地帯の状況	259

第 1 総 論

わが国の消防は、昭和23年消防組織法の施行により市町村が責任をもつ自治体消防として発足以来すでに20余年を経過したが、その間体制の面においても装備の面においてもかなり充実がはかられてきた。しかしながら他方この間におけるわが国の産業、経済の伸展はめざましいものがあり、これに伴って人口と産業が都市に集中し、いわゆる過密、過疎の地域問題が発生した。これを消防の側面からみれば、過密都市においては危険物品の大量分布、高層ビル、地下街などの建設が進むにつれて、火災危険と人命危険の度合いはますます増大しつつあり、一方、過疎地域においては消防職員および団員の充実もむずかしい実情にあり、消防力の弱体化を招来している。このような地域実情のなかにあつて火災は年々増加し、火災による死者もふえている。そのほか市町村単独では処理しえない広域災害や特殊災害がふえようとしているすう勢にある。

このような事態に対処していくには、市町村は予防行政の推進を通じて、火災の未然防止と各種施設の火災危険に対する安全性の向上をはかるとともに、国、都道府県の協力をえて人員装備の両面にわたり消防力の一層の充実に努める必要がある。

1 昭和45年の火災の特徴

昭和45年中の火災の状況は、次のとおりである。

(1) 出火件数と出火率

全出火件数は6万3,905件で前年に比べ7,108件増、12.5%の増加率を示している。これは前年の増加率5.9%をはるかに上回る率で、火災が急激に増加したことを示している。このうち「建物火災」は前年に比べ2,192件増、5.8%の増加率を示し、前年の増加率9.3%を下回っているが、これに反し

て「林野火災」と「その他火の災」はそれぞれ前年に比べて1,685件, 3,209件それぞれ増加しており31.5%と34.5%の増加率を示し、前年をはるかに上回った増加すう勢を示している。特に「その他の火災」は、路上危険物品の火災を主として都市災害の一態様をなすものであって、都市開発事業に伴うもの等を含んでおり、その増加率には注目しなければならない。なお、都市災害としては昭和45年中において耳目をしょう動させたものに、4月8日の大阪ガス爆発事故がある。

「林野火災」では最近の観光開発の伸展、レジャーブームの動向、道路事情の好転等により入山の機会が多くなっていることもあって出火件数が急激に増加している。

人口1万人当たりの出火件数すなわち出火率で昭和45年の火災傾向をみると、全国平均は6.2となり前年の5.5を大きく上回って戦後最悪である。

昭和35年を基準として、人口増加率をみると昭和45年が11%増であるのに、出火率は32%増となり人口増加率よりはるかに高い。このことは出火件数の増加が、人口増を上回るとともに、経済の伸展（実質経済成長率は10年平均で年間11%の伸展）、世帯構成の変化（世帯数が昭和45年は昭和35年の35%増加で人口増より率が高い）、生活様式の高度化（高層および高密度建築様式への移行）と消費財の普及（石油類、ガス類、火気使用器具類等の普及）等がこれに関連しているためといえよう。特に都市部を中心にこの傾向は強く、したがって出火率は高く、わが国人口の約45%を占めている三大都市地域では、東京都の9.1（前年8.0）、大阪府の9.0（前年8.3）、愛知県の7.6（前年6.7）のように人口増があるにもかかわらず全国平均よりはるかに高く、かつ前年を上回っている。

また出火率を市町村別にみると、七大都市計7.7（前年7.0）、その他の市計7.2（前年6.4）、町村計3.4（前年3.1）といずれも前年より高くなっていて都市部ほど高い出火傾向が示されている。

反面、外国の主要国と比較してみると、日本の出火率が最も低いのが注目される。最近5カ年平均でアメリカは日本の約22倍であり、出火率が最も高い。他の諸外国でも日本の出火率の約2倍以上である。日本の火災の特徴と

して人口単位当たりの出火件数が諸外国に比較して極めて少ないということは、国民総体としての警火心の強さを示していると思われる。

（注）わが国の出火率算定の基礎人口は1億352万1千人で、昭和45年3月31日現在の住民登録台帳による

（2）死者数と死因

昭和45年中の火災による死者数は1,595人で、前年より261人、19.6%の増加である。その主なものは建物火災によるもので1,301人、81.6%を占め、前年より178人、15.9%増加していることになる。建物火災による率が前年は84.2%を占めていたのに比べて昭和45年は構成比率が下がっているのが特徴的である。これは「その他の火災」による死者が前年は92人、6.9%であったのに昭和45年は135人、8.4%を占めていることによるものであり、火災による死者も火災の多様化、複雑化とともに建物火災以外の火災特に路上危険物品の爆発等、都市災害によるものが多くなったことが注目される。

しかしながら建物火災は、件数において全火災の62%を占めているが、死者の発生では81.6%と依然高率を示していることは事実である。建物火災による死者の発生時刻は就寝時間帯に多く、かつ、住宅において多く発生している。建物火災による死者の大半（実質は51.6%）は「煙死」ともいべき一酸化炭素その他のガス中毒または窒息によるもので、逃げおくれ死にいたるケースが一番多い（就寝中の43.6%）。

死者の年令別構成をみると、61歳以上の高齢者が最も多く36.7%を占めている。これは最近の家族構成、特に核化の傾向に伴う高齢者のみの世帯数増および高齢者の身体不自由が大きな要因といえよう。

先述したとおり、死者数は前年に対して19.6%増加しており、出火件数の増加率12.5%を相当上回っている事実は、大いに警戒を要し、注目すべきことである。特に外国の主要国と比較して、人口単位当たりの死者発生数（死者率）をみると、人口100万人当たりでは13.1（昭和44年中比較）で中位（昭和45年中は15.4となる。）であるが、火災1万件当たりの死者数を比較すると、日本は最も多く236人（昭和44年）でアメリカの約4.7倍である。

先述の火災発生件数の比較と考え合せると、わが国ではアメリカ等とくらべて、火災発生件数が少い割に死者発生の密度が高いといわなければならない。

ここ数年の死者発生状況をみると、毎年死者が増加し、人口単位当たりの死者数も逐次増加している。この傾向は極めて憂慮すべきことであり、何よりも人命尊重の立場から火災に対処することが重要である。

(3) 損害額と焼損面積

昭和45年中の火災損害額は834億円であり、前年より132億円、18.8%の増加を示している。火災1件当たりの損害額は130万円であり、前年の124万円を上回っている。1日当たりでは2億2,800万円(前年1億9,200万円)となり、人口1人当たりでは806円(前年683円)で最高の損害額となっている。

建物焼損面積は、270万5,789 m^2 (前年255万5,551 m^2)で5.9%の増加となり、建物火災1件当たりの焼損面積は68 m^2 で前年と同じである。これを市町村別にみると七大都市計が38 m^2 (前年38 m^2)、その他の市計62 m^2 (前年62 m^2)、町村計128 m^2 (前年122 m^2)で、町村は七大都市計の3.4倍となっている。これは建物の建築構造、配置状況、地勢も影響されようが、主として消防体制、特に消防力の格差によるものといえよう。

主要な諸外国の火災1件当たりの損害額は、昭和44年においてはアメリカの37万円が最も低くこれに比較して日本は約3.3倍の124万円であり、昭和45年は130万円に上っていることが特徴的であり、オランダに次いで世界第二位である。

(4) 出火原因その他

昭和45年中の火災の原因で、最も多いのは失火であり、82.2%を占めている。前年の83.7%と大差がない。失火はいずれも火気取扱いの不注意や不始末によるものであり、中でも特にたばこによるものが一番多く全火災件数の13.8%(前年13.2%)で年々増加傾向にあるのは憂慮すべきことである。次

いでたき火の9.9%(前年8.0%)、火あそび9.3%(前年9.1%)となっている。たばこは投げ捨てによるものが最も多く(たばこによる火災の61.3%)、この点を火災予防の面から大いに重視しなければならない。建物火災の9.7%、林野火災の24.7%は、いずれもたばこによるものであるが、全火災件数の13.8%がたばこによることと併せ考えれば、林野火災におけるたばこの出火原因が高率であることが問題となろう。しかも林野火災におけるたばこによる火災はその70.2%が投げ捨てによるものであることは一層問題の所在を明らかにしている。

また建物火災の70.3%は木造であり、そのうち20%は他に延焼している。建物構造の防火的配慮すなわち不燃構造への移行が火災件数と焼損面積の減少、ひいては火災による死者数の減少に効果があることに留意し、不燃化を促進して総合的な街づくりを行ない住みよい環境の整備を図る必要がある。

2 消防行政の課題と展望

火災は年々増加し、このため多くの人命と財産を失っている。また風水害その他の災害によっても多くの被害をうけているが、以下消防行政の当面している課題と今後の展望についてのべることとする。

(1) 消防力の増強

市町村の消防力は、消防の施設と人員により判定されるが、「消防力の基準」(昭和36年消防庁告示第2号)が制定されて以来約10年を経過している。この間、関係者の努力により市町村の消防力は逐次強化、充実されてきた。しかしながら基準に照らして算定してみると、今日なお十分とはいえない状況である。最近、大都市圏への人口集中が行なわれ、産業の立地的偏在を生じてきたが、一方大都市圏への集中傾向のパターンが崩れはじめ地方県庁所在地等地方中核都市圏への人口集中、産業立地化が進みつつある。市町村の人口構造、生活環境の変化がみうけられ過密と過疎の地域的特性が顕著にあらわれてきた。

そうして具体的には、中高層建築物や地下街の出現、石油類等危険物施設の増加、道路状況の好転等消防をとりまく環境も大きく変わり、一方、技術革新に伴う消防機器の発達、その性能の向上もあって従来の「消防力の基準」では現状に即さなくなってきた。どうしてもこのような新しい事態に即応し、かつ地域の特性をとも考慮して、従来の基準を改善し、その合理化を図る必要が生じてきた。昭和46年6月に基準の一部改正が行なわれたのもこのような背景があったのである。この新しい基準に照らして不十分な消防力を増強するには、今後この新しい「消防力の基準」に達するよう計画的に、地域の実情に即した体制づくりと施設、人員の増強に努めなければならない。

ア 常備化と広域化の促進

災害に対処するためにはその初動体制が重要なことであり、特に火災の鎮圧にあたっては早期出動が鍵になることはいままでもない。このような観点

に立てば市町村の消防は常備体制にあることがのぞましい。火災に対する出動状況をみると、火災件数に対して80%は消防職員が出動し、そのうち6割強(全体の約50%)は消防団員も一緒に出動している。全体の20%は消防団員のみ出動しているのが現状である。

国としては、昭和39年以来、消防本部および消防署を置かなければならない市町村を個別指定してきたが、今回(昭和46年6月)これを改め、市は全部常備化するよう改正された。町村においては市街地の状況、火災危険度等を考慮のうえ政令指定で個別的に常備化を進めていくことが必要である。この場合注意しなければならないのは、第一には予防行政の執行体制の問題である。消防法に基づく危険物規制を中心として消防設備規制、建築同意事務等予防行政の執行には専門技術的知識を有することが要求される。したがってこの事務執行が可能かどうかをよく判断することが重要であり、特に準備期間中適任者を養成する等計画的配慮が必要である。第二に注意しなければならないのは、行政の広域化との関係を考慮して常備化を行なうことである。今後の問題としては、広域市町村圏の指定は1年後で一応の終結をみるのが、常備化の推進はこの広域市町村圏の振興整備計画と関連づけて、計画的に進めることをしなければならない。

また、市については昭和49年度3月31日までに常備化をするように義務づけたのであるが、このような市は現在7市ある。こうした市は今まで常備化されていなかった事情も勘案し、広域化による常備化を検討することが望ましい。

さらに常備化をいつまでに進めるかという問題がある。これは、現地の市町村の事情にもよるが、その意向をもたしかめつつ、一応昭和50年を目標に常備化の計画を作成するよう早急に検討すべきである。その際広域化の方式(例えば、一部事務組合、事務委託)になじむものは極力これによることを建前とし、この方式によることがむずかしい町村については、機関員常備の配置、団常備部の設置等消防の防御活動面だけの必要最小限の人員による常備化は、極力推進をするように努力しなければならない。

今後このような方向で常備化を推進していってもなおその常備消防力を結

集し、市町村間の協力により消防活動を推進することがより能率的、合理的である場合がある。すなわち、大規模災害等の広域災害に対処する場合は、いわゆる相互応援協定の締結により共同で処理する体制を一層推進しなければならない。現在、この相互応援協定は全市町村の96.2% (3,122市町村)に達しているが、これを促進するとともに、防衛活動に必要な資料の交換等その具体的内容についても、その協定の実効を上げることができるよう配慮すべきである。

イ 消防団対策の強化

消防団の献身的防災活動は、火災、風水害その他の災害に目覚ましいものがあるが、最近では消防団の再編成と消防団員の減少が目立っている。常備化を進めた市町村で常備化と併行して消防団員の数をへらしているものもあるが、それ以外の市町村をも含めて一般的に過疎化の影響を受けて青壮年層が都市部へ流入していくことにより消防団員が減少してきている。さらに高令化の傾向も現われてきており、昭和45年中は減少の鈍化の傾向はあるが約2万3千人の減少があり、消防団員数は121万人となった。消防団のみ設置している町村では重要な問題であるが、この傾向のある町村は一般的に農漁村地帯が多い。農村について調べてみると、農家世帯員他産業への流出が昭和45年で約80万人あるが、その37.8%は20歳以上の青壮年層であって大量の離村傾向の一端を示している。

また、いわゆる出かせぎに出る農家世帯員は、昭和45年に30万人を数えるが、これら出かせぎの多い地域では、冬季の火災シーズンにかなりの消防団員が地域を離れ、消防団員による消防力の維持もむずかしいという問題もある。さらに、消防団員の中には昼間、工場、事業場に勤務しているものも見受けられ、この点からも消防団の活動体制に問題を生じている。このような消防団員にみられる傾向は、地域の消防力、防災力の減殺を意味することはいうまでもない。一方において消防の常備化、広域化を推進することによって、これに対処しなければならないが、一たび大災害がおこれば消防団員の組織的活動に期待することが大きいことは深く留意する必要がある、たんに財政的な配慮から常備化、広域化と引きかえに消防団員の数を減ずるような

考え方が一部にでもあるとすれば、これは積極的に排除しなければならない。したがって、消防団員による消防力については、今後とも装備の充実と団員の教育訓練に一層意を用い、さらには消防団員の公務災害補償を始めとして、その処遇改善に積極的に取り組むことが重要である。また、地域によっては、婦人消防団員による消防力の充実についてもこれを推進していかなければならない。

ウ 自衛消防力の充実

重化学工場、石油類の危険物施設その他の大規模な事業所はその防災の第一次責任者として自主保安体制を整備することが社会的責任としても要望される場所である。特に危険物の大規模施設には、消防法に基づいて自衛消防組織を設置することが義務づけられているが、その充実強化は、市町村の消防力の増強に深く関係している。昭和45年4月1日現在では全国に3万3,327カ所の事業所に自衛消防の組織がある。自衛消防を有する事業所は、化学消防ポンプ自動車を備え専従の消防担当者を配置するなど各種の消防施設を所有しているのであるが、わが国工業の発展すう勢にかんがみ今後はその充実増強をさらに推進する必要がある。特に石油コンビナート地帯の事業所では点から面への防災体制をうち立てるため単独で自衛消防力を充実するのみならず、隣接事業所間の応援協定を結ぶことによる相互協力体制の整備を積極的に誘導することがのぞましい。

空港における消防体制の整備は、法的にも要求されているとおとりわけ空港管理者の責任において実施されることが期待される。しかしながらその実態はなお貧弱な状態であるので国において早急に空港に設けるべき消防用設備等の基準を作成し、これに基づいて空港消防力の充実促進をしなければならない。併せてこれに空港所在市町村の消防力の増強を図る必要がある。

エ 航空消防の推進

大震火災、林野火災のように大規模な範囲に及ぶ火災に対しては、指揮命令の統一、情報収集の適確化、上空からの消火活動および機材人員の搬送等立体的に消防活動を行なうことが能率的である。消防庁においては、消防研究所を中心として、従来空中消火の研究を継続してきたが、特に昭和44年度

から林野庁と共同で防衛庁の協力を得て研究実験を行なってきた。昭和45年度、46年度はさらに実用化にふみ切る場合の諸問題、特に安全性の確保、適切な高度の判定、有効な速度の決定、薬剤散布濃度の試算等について研究実験を重ねている。これはヘリコプターによるものであり、東京をはじめとする大都市消防機関にはすでに配備（現在東京に2機、大阪に1機あり、近く京都、神戸にそれぞれ1機配備の予定）されているが、今後大規模災害に対処して大都市に対する整備を促進することがのぞましい。しかしながら一般の市町村にいたるまで立体的航空消防による施設の整備を行なうことは、財政的問題、管理上の問題等からみて適切とはいえない。したがって全国的視野にたてばこの地域に対しては大都市との応援協定を考慮するほか都道府県の補完的応援を求めることも必要であろうが、自衛隊所有のヘリコプターを初めとする航空機を計画的に活用できる方途を考えるのが効率的であり、かつ实际的であるといえる。自衛隊の国内における災害出動の任務に照らして、今後この問題の具現化のために防衛庁の協力理解を得て積極的に取り組み、近代的立体消防を確立して、消防力の増強を図ることが必要である。

（2） 予防行政の充実

近年都市の過密化、建築物の大規模化および多様化、危険物施設の増加、新しい危険物の実用化等に伴って、火災が発生した場合における人命等への危険は著しく増大してきている。こうした事態に対処するためには、都市そのものの防災化を進めていくとともに、各種施設、建築物等の火災に対する安全性を高めるための行政が進められていかなければならない。このような観点から、①都市計画により定められる防火地域などのような地域的な防火対策はもとよりのこと都市計画設定における防災的事前関与、②消防法令の改正による旅館、ホテルを始めとして、多数の人々の利用する施設についての消防用設備の設置義務の強化、③建築基準法令の改正による建築材料、建築構造の火災時における安全性の強化等が進められてきている。特に昭和45年中には火災による人命の損傷防止を重点として、煙対策と安全避難の強化を行ない、排煙設備の設置、内装材料の煙規制と使用制限、非常用エレベ-

ーターと進入口の設置等の措置が講じられた。

しかしながら、前述したように昭和45年中の火災件数および火災による死者数は、前年に比して著しく増加し、なお昭和46年にかけて、百貨店などの大規模建物の火災および病院、旅館などの多数の死者を伴う火災もなお発生しており、火災の予防施策は国民の協力を得て、一層強力に推進されなければならない。予防行政は建築物内の火気使用設備または消防設備、危険物品または危険物施設のような個別的単体規制の域を脱し、地域的総合的規制の方向で検討されるべき時期にきているといえる。すなわち、火災予防の面から出火防止、早期通報、安全避難、消火活動と一連の活動の場に従って地域的防災システムを組んで、その実をあげることを検討しなければならない。行政のひろがりもその方向で展開されることが必要である。

ア 火災の発生と死者の防止

火災等の災害に際し、迅速的確に行動し、その被害を最小限度にとどめなければならないことは、消防機関の当然の任務であるが、より大切なことは火災を未然に防ぐことである。

ほとんどの火災が、ちょっとした不注意による失火によるものであることにかんがみ、春秋2回の全国火災予防運動によるほか、年間を通じて、国民ひとりひとりの防火意識の高揚をはかり、国民の防火への一層の協力によって火災を防止し、火災による死者を減少させる必要がある。特に煙のこわさを認識させることが必要である。消防機関としては、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成、防火管理者の講習等の推進を図るほか、予防査察、予防指導、防火思想の普及など日常活動としての予防行政の充実について、一層努力する必要がある。この一環として、第65回通常国会において、防火管理者制度の徹底を期するため、消防法の一部改正が行なわれた。また住宅火災による死者数が多いことから、老人、子供を1人だけにして外出しないこと、夜間の防火管理を充実すること等を強力に指導しているところである。

イ 消防用設備等の設置と維持管理の徹底

消防用設備等については、さきに消防法施行令が改正され、一層の強化がはかられたが、その実施の徹底を推進するほか、変化する社会事象に対応し

て、さらに法令の整備に努力する必要がある。また、設置された消防用設備等は有事の際に十分な機能を発揮するよう維持管理されなければならない。このため、設置者、施工者などの関係者および消防機関が一体となった保守管理体制の確立をはかっていく必要がある。

ウ 危険物規制の徹底

危険物施設および取扱量の増加、新しい危険物の実用化、取扱方法の変化等に対応し、危険物による火災の防止を一層徹底する必要がある。第65回通常国会において消防法の一部改正が行なわれ、また、危険物規制について政省令の改正も行なわれた。この改正内容の完全実施をはかるほか、危険物取扱者の講習等を通じて危険物施設に関係する人達の一層の自覚と災害防止のための安全管理の徹底を期する必要がある。また、石油パイプラインによる危険物の移送が計画されており、この新しい移送手段に対する安全の確保も緊急の課題である。したがって消防審議会に対してその安全はいかにあるべきかについて諮問しているところであり、答申を得て具体的に保安上の諸措置に関して規制または指導を行なう予定である。わが国では欧米と地域環境も異なるので、石油パイプラインの設置については、保安上慎重に検討されなければならない。

なお、最近石油類の危険物のほか、劇物毒物等の陸上輸送が活発化し、これが路上の安全輸送の確保と関連して路上でおこる災害の予防措置の強化が行なわれ、また、工場、事業場等に使用されるこれら劇物毒物の管理の規制も徹底されてきたが消防機関としては、これらに伴う災害に対しても市町村の現場ではまず第一番目に出動して対処しなければならない。このような観点から関係機関と密接に連絡して、常時対処できる体制づくりを推進する必要がある。また、LPガス等の使用の割合も逐年高まってきているとき、家庭を中心とする予防活動についてもなお一層消防機関に期待するところが大きくなっている。

(3) 災害防止対策の強化

災害対策基本法に基づき国、都道府県、市町村においてはそれぞれ防災会

議を設け、防災計画を作成し、総合的な災害防止体制を整備することになっている。現在都道府県において防災会議が設けられ、防災計画が作成され、時代の変遷、災害の態様等に応じ、その内容に修正が加えられている。市町村は昭和46年8月1日現在で97.5%が防災会議を設け、96.2%に防災計画が作成され、地域の実情に即した内容が盛り込まれている。今後さらに時代の変遷に応じて内容を充実するよう修正改善を図る必要がある。

国の防災基本計画が昭和46年5月に修正され、地震対策、石油コンビナート災害対策、林野火災対策等に関して追加修正が行なわれているが、このような災害については都道府県および市町村においても広域的に処理することが必要であり、特に市町村のみでは対処しえないので都道府県の強力な指導協力が必要とされる。関係諸機関特に自衛隊、警察、海上保安庁等の協力により総合的に対処すべきものといえよう。

また災害対策を的確に行なうためには、災害の状況を正確かつ迅速に把握する必要がある。消防庁と都道府県を結ぶ防災無線の整備はほぼ完了したが、今後は都道府県と管内市町村とを結ぶ防災無線を整備し、災害時における通信連絡を確保する必要がある。市町村内の消防無線については、昭和45年12月に郵政省が150MC帯の無線局の免許基準を改正し増波を決定したことに伴い、同周波数帯における波数は、従来の29波から60波へ大幅に増加した。これにより画期的に充実強化が図られることになった。

石油コンビナート地帯の防災対策については、消防審議会の答申（昭和42年5月）に基づき作成した「石油コンビナート地帯防災対策要綱」により諸施策を講じているところであるが、特に防災会議における都道府県および市町村の部会の設置、関係企業における自衛消防組織の整備強化、関係企業が連携して対処する相互応援協定の締結、都道府県の防災資機材センターの設置等について適切に運用されるよう指導している。都道府県および市町村と関係企業は、他の関係機関の協力をえて一体的に総合的な防災体制をつくるよう相互に協力し、防災対策の確立を図ることが必要である。海上火災の協力については所管の海上保安機関と応援協定を締結して対処するよう指導しているが、昭和46年7月現在でこれを実施しているのは50地帯のうち41地

帯である。今後さらに締結の促進が必要である。

林野火災対策については、すでに消防審議会の答申(昭和44年11月)に基づき、林野火災多発地区の市町村消防力の強化を林野火災特別地域対策事業の推進により図っているところであるが、昭和46年4月の呉市の火災で18名の尊い犠牲者を出して以来、再検討を加え、消防体制の広域的総合的な確立、地域相互応援体制の確立、関係機関の協力を強く推進している。また出火防止対策の強化、火災防衛対策等の科学的確立、装備施設の近代化等に関して、一層その内容の充実することを期さなければならない。特に今後は林野火災対策として航空消防の推進を図って立体的な消防体制を整備するよう努力する必要がある。

(4) 大震火災対策の推進

わが国は環太平洋地震帯にあって世界有数の地震国である。最近のように都市に人口が集中し、石油類の危険物施設が大量分布していると地震時の災害は甚大なものがあるかと予想される。特に火災が同時多発することを考慮し被害を想定して大震火災に対処できる対策を樹立しておく必要がある。多数の者の安全避難を中心に対策を検討しておくことが肝要である。特に東京を中心とする関東地方南部は大地震の発生により深刻な事態となることが憂慮される。

地震対策は、都市の総合防災対策すなわち防災都市づくりの一環として総合的に進めるべきであり、昭和43年3月消防審議会の答申も、また昭和46年5月の中央防災会議の「大都市震災対策推進要綱」もこのことを強調している。消防庁としては、このような観点に立って答申および要綱に基づき関係各省庁の協力を得て、特に出火防止対策、初期消火対策、避難対策等の具体策について検討を進めている。

消防庁としては、昭和45年度は路上自動車の延焼実験、自然水利の開発に関する研究、大震火災の延焼性状の研究を行ない、さらに昭和46年度は、大震火災対策指導要領の作成、石油類等火気使用器具からの出火防止措置の推進、危険物施設の配管の耐震性の研究、小量危険物の安全保管方法の研究、

大震火災の延焼性状に関する研究を行なっている。このほか今後は地域住民の民間自衛組織を育成し、街ぐるみの大震対策に取り組む体制を育成する必要があると痛感される。市街地で避難道路およびその用地ならびに火災危険の大きい地域等に耐震性貯水槽や可搬式小型動力ポンプを配置し、消火器を共同保有する等、初期消火体制の整備に努めるとともに、避難地、避難路の安全確保について市町村および都道府県の配慮と努力が強くなる。とされる。

大震火災対策は、国をあげて真剣に取り組まなければ成果があがらないことはいまでもないが、都道府県および市町村にあっても地域防災計画に基づき大震火災対策の推進を図る一方、これに対する地域住民の深い理解と協力が不可欠であり、今後、地域住民に対する P. R を積極的に展開して防災都市づくりの一環として、国、地方相協力して具体的施策の実現を進めなければならない。

(5) 救急体制の拡充

救急業務は、交通事故等の激増に伴い飛躍的に増大している。昭和46年4月1日現在で、1,125市町村(579市、461町、85村)が実施していて前年比34.7%の増加率を示し、救急業務実施地域は人口割合で79.4%を占めるに至っている。

昭和45年中の救急出場件数は、87万2,545件(伸び率20.4%増)で、搬送人員は83万577人(伸び率21.1%増)である。36秒に1回出動していることになっている。昭和46年6月消防法の一部改正が行なわれ、市町村に対する救急業務の義務付けは従来の一一定基準による画一的指定の方式を改めて実態に即応した個別指定方式に切りかえられた。

単独で救急業務を実施することが困難な市町村については、一部事務組合、事務委託、相互応援協定などの広域的処理方法の活用により市町村の実態に即した救急体制の整備が図られてきているが、法改正による指定方式はこのすう勢に基づき措置したものであり、今後この方式による救急体制の整備を急がなければならない。

救急業務を遂行する場合、問題となっているのは救急隊員の養成、確保と

救急医療施設の整備である。救急隊員の専任率はなお24.5%であり、今後、隊員の確保と、訓練の実施による資質の向上は急務といわなければならない。

救急医療施設の整備については、厚生省の所管に属する問題であるが、病院の整備と医師の確保が重要なことである。病院の整備としては救急病院、救急診療所を増加することが必要である。特に国立、公立病院には卒先して協力してもらうよう連絡している現状であり、積極的理解が期待される。ただ、医師は特に脳外科の専門医の絶対数が不足している実状であり、他の部門の専門医も救急病院には不足している。そこで厚生省では国立病院、公的医療機関を中心に救急医療センターを人口100万につき1カ所の割合で配置することとして、昭和46年中にはおおむね111カ所整備の予定であるがこれをさらに徹底しなければならない。

今後、救急実施体制はさらに強化整備されなければならないが、それに伴う救急医療体制が、このままでは首尾一貫した救急施策ができないので、厚生省との間で密接な連絡を保ちながら整備促進を図ることが急務である。

(6) 消防の人づくり

ア 消防職員および消防団員の教育訓練

消防行政の専門化、複雑化に伴い、特殊災害などに対する新しい知識や技術、予防査察、建築同意、危険物規制などの場合の技術的知識経験、さらに文化の進展に伴う安全と防災の問題の高度化や救急業務の増大に対応する知識が消防職員、消防団員に要請されるようになった。このような各般の消防業務を遂行するためには知識および技術の向上と近代的施設の装備を十分にこなすため何よりも消防人の資質の向上が要求されるのであって、積極的に教育訓練の充実を図る必要がある。国の消防大学校では、幹部を、都道府県および政令都市の消防学校では初任者および現任者をそれぞれ教育訓練しているのであるが、当面する問題は専任の教官が少なく専門的教育を実施するには、他の機関の協力を求めざるをえない状況である。今後は時代の要請に即応して教官の増員と教育環境づくりを積極的に進める必要がある。また消

防職員の新規採用者の約4分の1は、初任教育を受けない現状であり、初任教育を受けている者の約3分の2が5カ月以下の期間で教育を終えている。この現状は昭和45年3月に制定された「消防学校の教育訓練の基準」第3条の初任教育の期間は6カ月以上とするという規定に照らして改善を要するものと考え、消防職員の充足が十分に行なわれがたい実状等をも勘案しつつ初任教育を義務付ける方向で検討する必要がある。いずれにしても消防の任務が住民の安全を確保する崇高なものであるという一般国民へのPRを展開して“魅力ある消防人”の人づくりを行なっていかなければならない。

イ 消防職員および消防団員の処遇改善

消防職員および消防団員は火災その他の災害に出動し、国民の生命、財産を災害から守るため日夜献身的な活動を重ねているのであって、その業務は崇高であり、その活動は多大の危険を伴うものである。昭和45年1年間に火災のために出動し、殉職したものは、消防職員および消防団員あわせて11名、負傷者は同じく3,223名に達している。このように平時においても公務により数多くの死傷者を出すという業務は、消防以外では稀であるといわなければならない。このような実状にかんがみ常時消防職員および消防団員の職場環境の保全、健康管理、安全管理に十分留意すべきことはもとより公務災害補償について特別な処置を考慮すべきものとする。

消防職員および消防団員の殉職者に対する賞じゅつ金については、昭和46年4月改正が行なわれ改善をみた。まだ十分ではないので今後さらに警察その他の公務員の例も参酌して増額の必要がある。

消防団員の処遇改善としては、従来から報酬、出動手当、被服費などの増額、公務災害補償の改善、退職報償の改善などの施策を講じてきているが、公務災害補償の基準額の引き上げについては、昭和46年の基準改正で最低1,800円を2,000円に引き上げた。また障害補償年金を平均16.5%引き上げ、遺族補償年金について遺族の人数ごとの給付率をおおむね100分の10ずつ加算することとした。また、退職報償金の基金において赤字累積があり、財政健全化が必要であるので、昭和46年度において国庫補助金を措置して早期健全化につとめ、消防団員の退職報償金支給に対して善処している。今後、消

防団員に対しては、休業援護金の支給、リハビリテーション施設の利用等福祉施設制度の実施等の公務災害補償の改善その他消防団員の処遇改善を図ることが必要である。

(7) 研究開発の推進

最近における社会経済の変貌は著しい。それに伴って在来の消防力および消防技術では正面から立ち向かうことの困難な事態が生じている。一方全体的な科学技術の進歩はまことに顕著なものがあり、消防においても、これら最新の成果を積極的にとり入れてその活用を図り、社会の期待にこたえなければならぬ。

現場消防機関においてもそれぞれの実状に即応した火災対策の研究あるいは消防活動用機材の改良、開発が行なわれている。それらの研究活動を援助し、必要な調整を行ない、さらには消防機器業界をも含めて消防界全体の研究活動を盛り立て、研究の実用化を進めその成果を社会に還元していかなければならぬ。しかし、一般に火災など防災関係の研究は直接生産工業と結びつかない面があるため、産業界の理解が乏しい場合がある。この問題の重要性を機会あるごとに叫び、他の分野の研究者とも協力してその重大な使命の遂行に全力をつくすことが必要である。

また従来の自然科学の分野にとどまらず、消防の任務の複雑化に伴い、消防行政を近代化、科学化することは目下の急務である。このためには、従来の火災統計を解析して、これを消防行政に反映せしめることが必要である。このため消防庁としてはすべての消防関係情報を収集、記録、保存するとともにコンピューターをくして、せいちな解析を行なって消防行政の効果を評価できる機能をもつ消防情報解析センター(FISC)を消防研究所に設置し、これを活用して消防行政の科学化、近代化を図ることを計画している。研究所において当面する研究課題としては大震火災対策の研究、地下街、高層建築物の火災対策、特に煙に対する研究、危険物火災に対する消火剤の適用基準の研究、空中消火の消火方法および消火薬剤の開発、散布に関する研究等を主眼としているが、これらの成果は直ちに防災活動に効果的なものが

あるので、さらに技術陣の強化を行ない研究実績をあげるよう努力しなければならない。

(8) 消防財政の強化

消防力を増強するためには、市町村における施設および人員を強化することが必要で、そのための消防財源を確保することが大切である。昭和44年度の市町村の消防費の決算状況をみると、総額1,184億円で前年度に比較して164億円(伸び率16%)増加している。

消防費の財源構成をみると、一般財源1,050億円、特定財源134億円となっていて、一般財源の割合が89%を占めている。消防財源を確保するためには、地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額の充実に努めるとともに、市町村においても災害に対して防衛力を備えた街づくり、村づくりという積極的な観点から消防費の充実強化に意を用いるべきであり、関係者が積極的に熱意を持って努力することを期待するものである。

ア 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額の増額については、時代の伸展、装備の近代化等もあって国においては毎年配慮を加えて努力を続けているところであるが、昭和45年度(当初算定)には、単位費用1,070円(伸び率15.2%)、基準財政需要額1,501億円(伸び率16.7%)であったが、昭和46年度には、単位費用1,270円(伸び率15.7%)に引き上げられ、基準財政需要額は1,750億円(伸び率14.2%)に達した。しかしながら、市町村財政の普通会計の伸び率(14.5%)に比較して消防費の伸び率が下回っており、さらに充実強化の必要が感ぜられる。

イ 国庫補助金

消防施設に対する国庫補助金は、昭和46年度予算で総額24億5,800万円と前年度より4億円増額された。その主なものは、普通消防施設(消防ポンプ自動車、防火水そう、消防無線等)では一般分12億3,800万円、過疎分普通消防施設4億6,700万円、離島分1億2,500万円、科学消防施設(はしご

車、化学車、消防艇、救助工作車、林野火災工作車等)は5億6,900万円などである。

ウ 地 方 債

消防施設整備事業に対する地方債は、昭和45年度には71億円と前年度より13億円増額され、さらに昭和46年度には約92億円と約21億円の増額が見込まれている。昭和44年度の地方債の充当状況は、補助金控除後の普通建設事業費168億円に対し地方債67億円で充当率40%であり、市町村の要望に比べても十分でない。地方債の増額が今後とも望まれるところである。

エ 都道府県の助成

昭和44年度において、青森県ほか39都府県が市町村に対して補助金を交付している。その額は5億5,800万円で前年より2億9,500万円と大幅に増加している。都道府県の積極的な財政的助成の姿勢がうかがわれる。また都道府県によっては市町村の消防施設整備のため資金の貸付を行なっているところもあり、昭和44年度は3億6,000万円の額となっている。このように市町村に対して消防施設整備のために積極的に都道府県が助成措置を講じていることは市町村消防力の増強のために喜ばしいことである。

最近、広域災害や特殊災害に対する消防施設がその特殊性からみて都道府県も協力して防災体制の整備を助成する必要が生まれてきており、今後一層この傾向は推進される見とおしである。

また、都道府県みずから消防資機材を備蓄して災害に備えるという施策も進められてきた。国土の防災、安全を図って住民の快適な生活を確保するという見地から、国、都道府県、市町村が総合的な協力体制を整えてゆく必要性がいよいよ増大していることは否めない。

オ 入 湯 税

昭和46年地方税法の一部改正において市町村の目的税の一つである入湯税の用途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに、標準税率が20円から40円に引き上げられ消防目的税の創設を見たことは非常に意義深いものであった。この改正により昭和46年度の

入湯税の増額は約20億円が見込まれ、温泉観光地の消防力の増強にてこ入れされることとなった。

(9) 沖縄の消防体制の整備

四分の一世紀以上にわたる本土との行政分離は、現地当局者の涙ぐましい努力にもかかわらず、消防体制および消防力に本土との著しい格差を残さざるを得なかった。すなわち制度面はもとより実態面においても沖縄の消防力が本土の類似県および類似都市に比べて相当の開きがあることは率直に認めなければならない。例えば、沖縄では55市町村のうち常備消防があるのはわずかに10都市にすぎず、また、消防職員は342名、消防団員は3,562名に過ぎず、消防ポンプ自動車は小型を含めて105台、小型ポンプはわずか21台、化学車は皆無である。

消防組織の態様は、ほぼ本土に準じているので復帰の際直ちに本土の消防組織と全く同一になることが予定されているが、なお救急業務の実施、常備消防力の充実等についてはさらに努力を重ねる必要がある。特に、消防施設、機材の整備は緊急を要するものであり、国庫補助金をはじめとする財源措置を十分に講ずることにより、急速な整備を図らなければならない。

予防行政の面についても、本土と相当のへだたりがあり、規制の内容を本土と一致させることは勿論であるが、それとともに従来規制の権限が琉球政府に留保されていた事情があるため、今後市町村における当該事務の執行体制の確立が重要な課題である。この意味において、予防法令の住民に対する周知徹底とともに市町村の予防行政体制の整備が急務である。

さらに沖縄消防の今後の進展にとって、消防事務担当者の育成強化も当面の緊要事といえることができる。すなわち、予防行政をはじめとして救急業務、無線業務等、沖縄の市町村において新たに実施することとなる事務を担当する職員の養成が、是非とも必要であり、これにおいては、本土との格差是正は望むべくもない。

その際明年度完成が予定されている消防学校において、初任者の教育訓練もいよいよ本格的に行なわれることは、極めて有意義であるが、さらに実務

研修，講習会等を通じて職員の養成確保を図っていく必要はむしろ最大の急務というべきであろう。

第2 各 論

1 火災の実態

産業の著しい発展と生活様式の多様化等に伴い，石油コンビナート地帯，大型タンカーなどの大規模なものから家庭用品に至るまで各種の危険施設および危険物品の急増がみられ，火災危険は増大しつつある。

昭和45年中における火災の概況は，第1-1表および第1-2表のとおりであるが，出火件数6万3,905件，損害額834億円，死者1,595人，負傷者9,725人，建物焼損むね数5万5,266むね，建物焼損面積270万5,789㎡，り災世帯数4万1,782世帯，り災人員15万1,103人の被害が生じている。このうち出火件数をはじめ損害額，死者，負傷者，建物焼損むね数，建物焼損面積およびり災世帯数については，いずれも戦後最高の記録を示している。

第1-1表 昭和45年の火災と前年比較

区 分	単位	昭和45年(A)	昭和44年(B)	増減(A)-(B)	増減率 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ (%)
出 火 件 数	件	63,905	56,797	7,108	12.5
建 物		39,845	37,653	2,192	5.8
林 野		7,033	5,348	1,685	31.5
車 両		4,182	4,176	6	0.1
船 舶		317	300	17	5.7
航 空 機		6	7	△ 1	△ 14.3
そ の 他		12,522	9,313	3,209	34.5
焼 損 む ね 数	む ね	55,266	51,328	3,938	7.7
全 焼		19,278	18,680	598	3.2
半 焼		5,627	5,589	38	0.7
部 分 焼		30,361	27,059	3,302	12.2
建物焼損面積	㎡	2,705,789	2,555,551	150,238	5.9

区 分	単位	昭和45年(A)	昭和44年(B)	増減(A)-(B)	増 減 率 (A)-(B) × 100 (B) (%)
林野焼損面積	a	1,462,299	1,508,517	△ 46,218	△ 3.1
死 者	人	1,595	1,334	261	19.6
負 傷 者	人	9,725	9,302	423	4.5
り 災 世 帯 数	世 帯	41,782	39,533	2,249	5.7
全 損		15,697	15,506	191	1.2
半 損		4,820	4,502	318	7.1
小 損		21,265	19,525	1,740	8.9
り 災 人 員	人	151,103	145,372	5,731	3.9
損 害 額	百万円	83,387	70,172	13,215	18.8
建 物		77,142	64,989	12,153	18.7
林 野		2,497	2,653	△ 156	△ 5.9
車 両		619	531	88	16.6
船 舶		702	780	△ 78	△ 10.0
航 空 機		679	503	176	35.0
そ の 他		1,748	716	1,032	144.1

これを1日当たりで見ると、出火件数175件、損害額2億2,800万円、建物焼損むね数151むね、建物焼損面積7,413m²、り災世帯数114世帯、り災人員414人、死者4人、負傷者27人である。

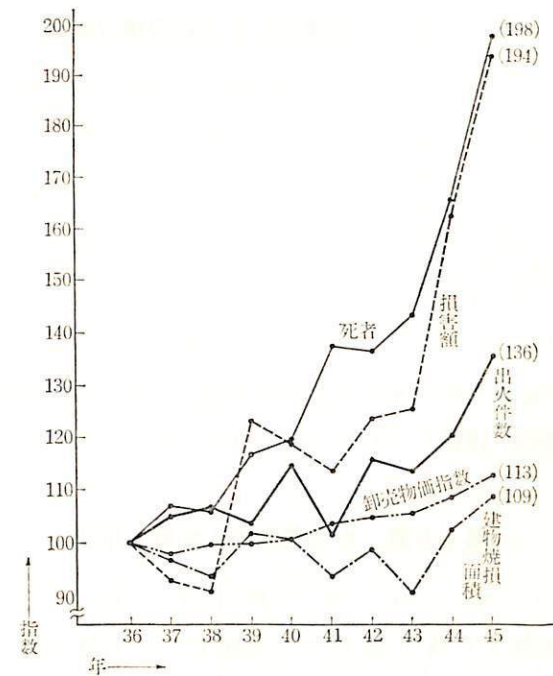
第1-2表 火災による1日当たりの損害

区 分	単位	昭和45年	昭和44年
出 火 件 数	件	175	156
損 害 額	百万円	228	192
建 物 焼 損 む ね 数	む ね	151	141
建 物 焼 損 面 積	m ²	7,413	7,002
林 野 焼 損 面 積	アール	4,006	4,133
り 災 世 帯 数	世 帯	114.5	108.3
り 災 人 員	人	414.0	398.3
死 者	人	4.4	3.7
負 傷 者	人	26.6	25.5

次に、昭和36年以降の火災のすう勢を昭和36年を100としてみると、第1-3図のとおりである。出火件数、損害額および火災による死者のいずれも

上昇傾向にある。

第1-3図 火災の傾向 (昭和36=100)



(1) 出 火 件 数

昭和45年の出火件数は6万3,905件で戦後最高であった前年よりさらに7,108件(12.5%)上回っている。人口1万人当たりの出火件数(出火率)は6.2で前年(5.5)と比べて0.7増加している。

この出火件数は、昭和36年を基準とすると36%の増加となっている。

ア 建物火災は全火災の62%

火災の種別を建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災およびこれらのいずれにも属さないその他の火災の6種類に分類し、その構成比をみると、第1-4表に示すとおり建物火災が全火災の62.4%となり最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地の上にある立木、枯草、路上危険物品などの火災)、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災の順

となっている。構成割合を前年と比べると、建物火災 3.9%、車両火災 0.9%と減少しているが、逆に林野火災が 1.6%、その他の火災が 3.2%といずれも増加している。

第 1-4 表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 45 年	昭 和 44 年
建 物 火 災	62.4%	66.3%
林 野 火 災	11.0	9.4
車 両 火 災	6.5	7.4
船 舶 火 災	0.5	0.5
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	19.6	16.4
計	100.0	100.0

次に第 1-5 表により昭和 36 年以降の火災種別出火件数の推移をみると、各種火災とも全般的に増加しており、特に林野火災とその他の火災の伸びが著しい。

第 1-5 表 火災種別出火件数の推移

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航空機		その他	
	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件数	指数	件数	指数
	(その他)											
36	32,573	100	4,209	100	3,801	100	364	100	6,159	100		
37	33,532	103	5,049	120	3,981	105	342	94	6,740	109		
38	33,546	103	5,443	129	4,120	108	330	91	7,039	114		
39	33,647	103	4,572	109	4,107	108	354	97	6,340	103		
40	34,614	106	7,842	186	3,888	102	357	98	7,456	121		
41	32,983	101	4,336	103	3,924	103	337	93	6,477	105		
42	35,687	110	6,833	162	3,732	98	330	91	7,924	129		
43	34,453	106	6,628	157	3,784	100	261	72	8,528	138		
44	37,653	116	5,348	127	4,176	110	300	82	7	...	9,313	...
45	39,845	122	7,033	167	4,182	110	317	87	6	...	12,522	...

(注) 昭和 44 年に火災報告取扱要領を改正し、航空機火災をその他の火災から分離した。

イ 火災は冬季（1 月，2 月，12 月）に最も多い

出火件数を四季別にみると、第 1-6 表のとおりで、前年と異なり冬季が最

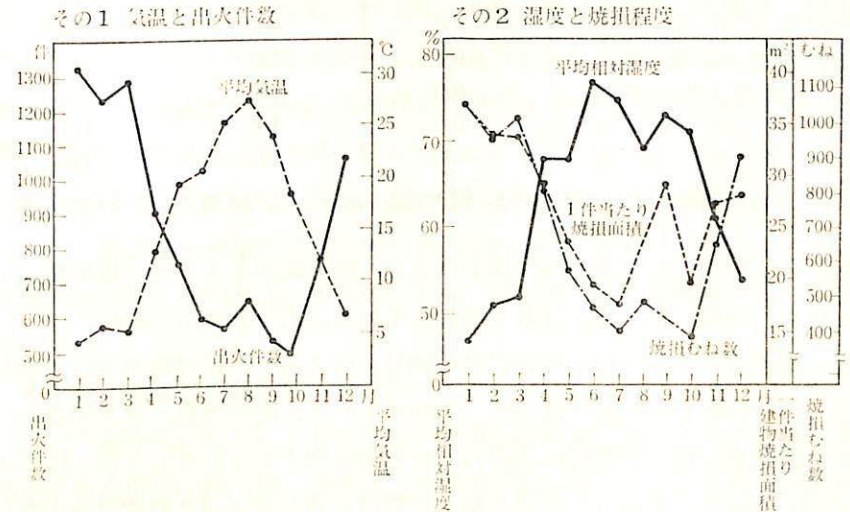
も多く年間の 34.6% を占め、次いで春季の 32.3%、秋季の 17.1%、夏季の 16.0% となっている。

第 1-6 表 四季別出火状況

年 別	昭 和 45 年				昭 和 44 年			
	出火件数	割合	損害額	割合	出火件数	割合	損害額	割合
	(件)	(%)	(百万円)	(%)	(件)	(%)	(百万円)	(%)
春季 (3 月～5 月)	20,649	32.3	23,689	28.4	18,426	32.5	24,820	35.4
夏季 (6 月～8 月)	10,240	16.0	11,429	13.7	10,187	17.9	10,906	15.5
秋季 (9 月～11 月)	10,917	17.1	16,317	19.6	11,366	20.0	13,858	19.8
冬季 (1 月, 2 月, 12 月)	22,099	34.6	31,952	38.3	16,818	29.6	20,588	29.3
計	63,905	100.0	83,387	100.0	56,797	100.0	70,172	100.0

前年のように春季に出火件数が最も多かった場合は別として、例年わが国においては、冬季に最も多く火災が発生している。たとえば東京都では、第 1-7 図でわかるように、冬季の火災件数は夏季の 2 倍以上になっている。

第 1-7 図 火災と気象



(注) 東京都の火災状況を東京気象台の気象状況に対比させたもの

このように冬季に火災が多いのは、気象条件によって大きな影響を受けるからである。一般的に冬季には、日本海側を除いて季節風が強く空気が乾燥し、湿度が低くなるので、木材やその他建物の可燃性の材料が内部まで乾燥

し燃え易くなる。そのうえ、暖房などの火気を使用する機会が多くなるため、火災件数は増加し、また一旦火災になると大火に発展することが多くなる。過去、冬季に起きた大火には、昭和26年12月16日の三重県松阪市の大火、昭和30年12月3日の鹿児島県名瀬市の大火、昭和33年12月27日の鹿児島県瀬戸内町の大火があり、また、最近の例としては、昭和40年1月11日の伊豆大島町の大火、昭和41年1月11日の青森県三沢市の大火などがある。

ウ 人口1万人当たりの出火件数は6件

人口1万人当たりの出火件数（以下「出火率」という。）をみると、全国平均6.2となっている。過去10年間における出火率の推移は、第1-8表のとおりで、昭和35年を基準とした場合、昭和45年には32%増加している。また、出火件数の増加率は人口の増加率よりも高い傾向を示している。

第1-8表 出火率、人口および世帯数の推移（昭和35年=100）

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年
出 火 率	4.7	5.5	6.2
出火率の増加率	100	117	132
出火件数増加率	100	124	146
うち建物火災増加率	100	106	122
人口増加率	100	105	111
世帯増加率	100	117	135

(注) 人口増加率および世帯増加率は、国勢調査の結果に基づき算定したものである。

次に、出火件数と世帯数との関係を見ると、同表に示すように、世帯数の増加に伴って建物火災の出火件数が増加している。近年わが国においては、大都市への産業、人口の集中化と世帯の細分化によって、世帯数が著しく増加しつつあるが、これに伴って、石油ストーブ、電気器具、ガス器具等の火災危険の高い耐久消費財の所有および使用が増大していることが一因であると考えられる。ちなみに、主な耐久消費財の普及率（耐久消費財を所有している世帯数の全世帯数に対する割合）と、これらの耐久消費財が出火原因となっている建物火災の出火件数の推移をみると、第1-9表のとおりで、昭和37年から昭和45年までの間に、石油ストーブの普及率が約5倍に上昇したのに対し、石油ストーブによる建物火災は6.7%増加している。また、電気

こたつでは、同年度間に普及率が1.4倍上昇したのに対し、これによる建物火災は56.2%増加している。

第1-9表 耐久消費財の普及率と出火原因別建物火災の出火件数の推移

年 別	区 分	石	ガ	電	電	ガ	電
		ス	ス	こ	気	湯	冷
		ト	ト	た	毛	沸	蔵
		ブ	ブ	た	布	ス	庫
		油	ス	つ	(ふとん)	器	気
		油	プ	気	布	器	庫
普及率 (%)	昭和37年	15.2	16.9	56.2	22.4 ⁽²⁾	17.5 ⁽¹⁾	28.0
	昭和45年	79.1	18.7	81.4	31.5	37.4	89.1
建物火災出火件数	昭和37年	1,596	142	390	19	136	72 ⁽³⁾
	昭和45年	1,703	269	609	52	536	83

(注) (1)は昭和40年普及率、(2)は44年普及率、(3)は44年火災件数を示す。

エ 出火率の最高は東京都、最低は熊本県

出火件数を都道府県別にみると、東京都の1万140件が前年に引き続き首位を占めている。次に大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県、北海道、福岡県となり、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。これと反対に出火件数の少ない県は、鳥取県が269件と最も少なく、次いで、山梨県、佐賀県、奈良県、島根県の順となっている。

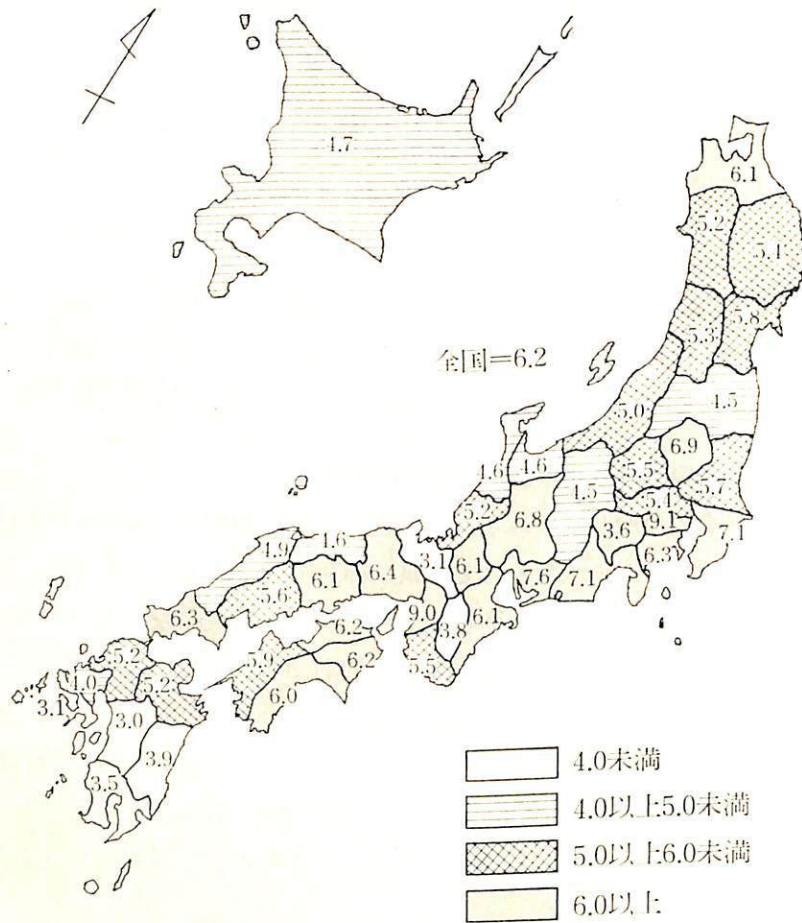
都道府県別に出火率をみると、第1-10図のとおりで、全国平均の6.2に対して、最高は東京都の9.1、次いで大阪府9.0、愛知県7.6となり、反対に出火率の低いところは、熊本県の3.0、京都府および長崎県の3.1となっている。

オ 大都市は出火率が高い

出火件数を第1-11表により大都市、都市、町村別にみると、7大都市（大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市および東京都23区をいう。）は、総出火件数の23.6%（1万5,064件）、その他の市では60.6%（3万8,734件）、町村では15.8%（1万107件）となっている。これを出火率でみると、7大都市は町村の2.3倍、その他の市は町村の2.1倍となっており、7大都市のうちでは大阪市の9.4が最も高く、次いで東京都23区の9.3

となっている。

第1-10図 都道府県別出火率



カ 初期消火には消火器，火災通報には119番

火災は，最初の1分間といわれる。いかに初期消火が大切かは論をまたない。全出火件数の32.2%は，初期消火に水バケツ，水そう，および乾燥砂（以下「簡易消火用具」という。）が使用され，22.8%は消火器が使用されている。初期消火用具の使用状況の推移をみると，第1-12表に示すとおりである。その年の出火件数に占める簡易消火用具の使用割合については，昭和

第1-11表 市町村別出火件数および出火率の推移

市町村別	年別									
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
七大都市計	14,347 8.4	14,636 8.4	15,083 8.2	13,324 7.1	13,636 7.2	12,141 6.3	12,846 6.6	13,028 6.7	13,708 7.0	15,064 7.7
その他の市計	25,786 6.1	27,574 6.4	28,018 6.1	28,077 6.1	31,247 6.5	28,240 5.8	32,890 6.3	31,772 6.1	33,667 6.4	38,734 7.2
町村計	6,973 2.1	7,434 2.1	7,377 2.2	7,619 2.3	9,274 2.9	7,676 2.4	8,770 2.9	8,854 2.9	9,422 3.1	10,107 3.4
全国計	47,106 5.0	49,644 5.2	50,478 5.2	49,020 5.0	54,157 5.5	48,057 4.8	54,506 5.5	53,654 5.3	56,797 5.5	63,905 6.2

(注) 1. 上段出火件数，下段出火率
2. 昭和37年以前の七大都市計分には北九州市分は含まない。

35年50.3%，昭和40年40.6%，昭和45年32.2%と減少している。一方消火器の使用件数については，昭和35年15.5%，昭和40年20.5%，昭和45年22.8%と増加している。これは，消火器の普及とあいまって，次第に簡易消火用具による消火から消火器による消火へと移行してきていることを示している。

第1-12表 初期消火器具使用状況の推移

区 分	簡易消火用具		消 火 器		固定消火設備		その他
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	
年 別		%		%		%	出火件数
昭和45年	20,596	32.2	14,590	22.8	2,225	3.5	26,494
昭和40年	21,961	40.6	11,084	20.5	1,528	2.8	19,584
昭和35年	21,972	50.3	6,763	15.5	—	—	14,944

次に，消防機関が火災をどのような方法によって覚知しているかについてみると，第1-13表のとおりである。7大都市およびその他の市では，火災報知専用電話（119番）による通報が圧倒的に多く，町村では加入電話による通報が最も多く，次いで火災報知専用電話による通報の順となっている。

第1-13表 昭和45年覚知方法別出火件数

市町村別 覚知方法別	七大都市計		その他の市計		町 村 計		全 国 計	
	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
火 災 報 知 機	76	0.5	366	0.9	120	1.2	562	0.9
火災報知専用電話 (119番)	11,653	77.4	28,732	74.2	3,380	33.4	43,765	68.5
加 入 電 話	193	1.3	2,537	6.5	4,285	42.4	7,015	11.0
警 察 電 話	954	6.3	1,187	3.1	83	0.8	2,224	3.5
望 楼 発 見	156	1.0	826	2.1	49	0.5	1,031	1.6
駆 け 付 け 通 報	183	1.2	732	1.9	753	7.5	1,668	2.6
事 後 聞 知	1,663	11.1	2,847	7.4	257	2.5	4,767	7.4
そ の 他	186	1.2	1,507	3.9	1,180	11.7	2,873	4.5
計	15,064	100.0	38,734	100.0	10,107	100.0	63,905	100.0

(2) 損 害 額

昭和45年における火災による損害額は、834億円で、前年より132億円増加し、戦後最高となった。

この損害額は、国民1人あたりでは806円（前年683円）、1日あたりでは2億2,800万円（前年1億9,200万円）、火災1件あたりでは130万円（前年124万円）となる。

火災による損害額の推移をみると、第1-14表のとおりである。損害額はここ数年来増加の傾向を示しているが、特に昭和44年、45年の伸びが著しい。火災1件当たりの損害額についてもほぼ同様の傾向を示している。

第1-14表 損 害 額 の 推 移

区 分	年 別										
	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	
損 害 額 (百万円)	43,021	40,200	39,021	52,909	51,203	48,865	53,295	54,252	70,172	83,387	
同 上 指 数	100	93	91	123	119	114	124	126	163	194	
1件あたり損害 額 (千円)	913	810	773	1,079	945	1,017	978	1,011	1,235	1,305	
同 上 指 数	100	89	85	118	104	111	107	111	135	143	

次に火災による損害額を火災種別ごとにとみると、第1-15表のとおりで、建

物火災による損害が92.5%と大部分を占めている。

第1-15表 昭和45年火災種別損害額

区 分	損 害 額	割 合	1件あたり損害額
	(百万円)	(%)	(千円)
建 物 火 災	77,142	92.5	1,936
林 野 火 災	2,497	3.0	355
車 両 火 災	619	0.8	148
船 舶 火 災	702	0.8	2,216
航 空 機 火 災	679	0.8	113,244
そ の 他 の 火 災	1,748	2.1	140
計	83,387	100.0	1,305

(3) 火災による死者

昭和45年の火災による死者は1,595人で、前年の1,334人をこえ史上最高となった。多数の死者を出した火災としては、4月8日に起った大阪市のガス爆発火災があった。この火災で死者74人、負傷者411人を出した。火災による死傷者の推移は第1-16表のとおりである。

なお、火災による死傷者のうち、消防職員および消防団員の殉職者は11人、負傷者は3,223人である。

第1-16表 火災による死傷者の推移 (昭和35年=100)

区 分	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
死 者	780	806	861	853	940	965	1,111	1,106	1,160	1,334	1,595
指 数	100	103	110	109	121	124	142	142	149	171	204
負 傷 者	8,113	8,774	8,610	8,622	9,145	9,308	8,210	9,370	8,807	9,302	9,725
指 数	100	108	106	106	113	115	101	115	109	115	111

また、死者を伴った出火件数をみると、昭和45年は1,289件で前年より223件増加している。出火件数に対する死者を伴った火災の発生率は、第1-17表のとおり逐年増加の傾向にある。

第1-17表 出火件数と死者を伴った出火件数の比率

年 別	出火件数 A	死者を伴った 出火件数 B	比 率	
			B/A (%)	指 数
41	48,057	810	1.69	100
42	54,506	902	1.65	98
43	53,654	928	1.73	102
44	56,797	1,066	1.88	111
45	63,905	1,289	2.02	120

ア 火災種別ごとの死者数

昭和45年の火災種別ごとの死傷者数は、第1-18表のとおりで、建物火災により死者が81.6%、負傷者88.4%とその大部分を占めている。

大阪ガス爆発火災によるものを除いた建物火災による死者1,227人について、その火災の焼失程度と死者数との関係を見ると、全焼火災の場合が770人(62.8%)、部分焼319人(26.0%)、半焼138人(10.4%)となっている。

第1-18表 昭和45年火災種別死傷者数

火 災 種 別	死 者		負 傷 者	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
建 物 火 災	1,301人 (74)	81.6% (4.6)	8,597人 (411)	88.4% (4.2)
林 野 火 災	65	4.1	422	4.3
車 両 火 災	47	2.9	228	2.4
船 舶 火 災	41	2.6	108	1.1
航 空 機 火 災	6	0.4	7	0.1
その他の火災	135	8.4	363	3.7
計	1,595	100.0	9,725	100.0

(注) 建物火災欄の()内は、大阪ガス爆発による死傷者数を内書きしたものである。

イ 季節と時刻別の死者発生状況

月別の死者発生状況は、第1-19表に示すように、火災の発生が多い冬季に多く、1月の249人を最高に4月、12月、3月、2月、11月と続いており、暖房器具の使われる11月から3月までの間に963人(60.4%)と全体の6割の死者が発生している。

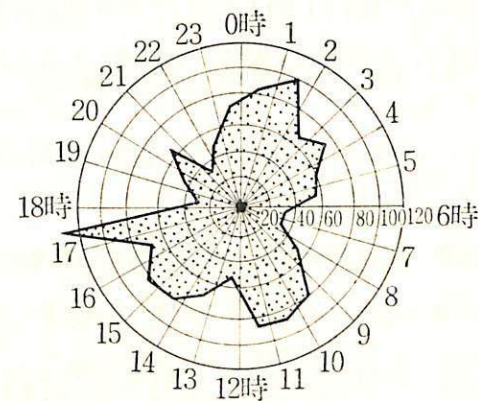
第1-19表 昭和45年月別死傷者発生状況

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者	249	163	208	227	76	78	59	47	61	84	134	209	1,595
割 合 (%)	15.6	10.2	13.0	14.2	4.8	4.9	3.7	3.0	3.8	5.3	8.4	13.1	100.0
負 傷 者	1,063	952	1,179	1,293	734	568	592	639	471	559	742	933	9,725
割 合 (%)	10.9	9.8	12.1	13.3	7.6	5.8	6.1	6.6	4.8	5.8	7.6	9.6	100.0

時刻別に死者の発生状況をみると、第1-20図のとおりで、午後5時台が最も多いが、これは大阪ガス爆発による死者74人を含んでいるため、これを除けば午後11時から午前1時までの就寝時間帯に多い。

一方、死者の発生が少ないのは、午前6時と7時台および午後6時から10時台までとなっている。

第1-20図 昭和45年時刻別死者発生状況



ウ 地域別の死者発生状況

昭和45年の火災による死者1,595人について、都道府県別の分布をみると第1-21図に示すように、大阪府が最も多く181人で全体の11.4%を占め、次いで東京都134人、北海道129人、神奈川県77人、愛知県73人と続いている。

一方、死者の少ないのは、徳島県および佐賀県の7人が最も少なく、次いで鳥取県および高知県の9人となっている。

第1-24表 建物構造別の死者発生状況

区分	計	木造	防火構造	簡易耐火構造	耐火構造
1 階	677	619	28	18	12
2 階	457	341	83	21	12
3 階	49	14	13		22
4 階	22		2	4	16
5 階	8		1	1	6
6 階	10		2	3	5
7 階	4				4
計	1,227 (100)	974 (79.4)	129 (10.5)	47 (3.8)	77 (6.3)
昭和44年	1,123 (100)	857 (76.3)	157 (14.0)	35 (3.1)	74 (6.6)

(注) () 内は、百分比を示す。

オ 死亡の原因

火災による死者の原因別の発生状況は、第1-25表に示すとおりであり、このうち一酸化炭素中毒および窒息による死者についてみると、昭和41年には597人で全体の53.7%であったものが、42年には610人55.1%、43年には685人59.1%、44年には793人59.4%と年々増加していたが、45年には785人49.2%となり前年に比し減少を示した。しかし、一酸化炭素中毒および窒息による死者の占める割合は圧倒的に多く、これは煙死といえる状況によるもの

第1-25表 死因別死者発生状況

区分 年別	計	一酸化炭素中毒、窒息	火傷	打撲骨折等	自殺	不明	その他	大阪ガス爆発
昭和41年	1,111 (100)	597 (53.7)	365 (32.9)	9 (0.8)	47 (4.2)	8 (0.7)	85 (7.7)	
“ 42年	1,106 (100)	610 (55.1)	342 (30.9)	13 (1.2)	94 (8.5)	12 (1.1)	35 (3.2)	
“ 43年	1,160 (100)	685 (59.1)	346 (29.8)	14 (1.2)	94 (8.1)	4 (0.3)	17 (1.5)	
“ 44年	1,334 (100)	793 (59.4)	372 (27.9)	16 (1.2)	126 (9.5)	4 (0.3)	23 (1.7)	
“ 45年	1,595 (100)	785 (49.2)	541 (33.9)	8 (0.5)	145 (9.1)	10 (0.7)	32 (2.0)	74 (4.6)

(注) () 内は、百分比を示す。

のであり、これが全体の半数以上を占め、火災によって発生するガスと煙の恐ろしさを物語っている。次いで火傷死33.9%、自殺9.1%と続いている。

なお、火傷死の中には、発見当時死体が判別のつかないほど損壊しているため、実際には一酸化炭素中毒が死因であったかも知れないものや、一酸化炭素中毒で失神状態にあって火傷死に至ったかも知れないものもかなり含まれているものと考えられる。

カ 死に至った経過

死に至った経過をみると、第1-26表に示すとおり、就寝中が最も多く660人で全体の41.3%を占め、そのうち43.6%の288人が逃げ遅れたもので、次

第1-26表 昭和45年年令別の死に至った経過

区分	計	就寝中						起床中						作業中等			大阪ガス爆発											
		熟睡		逃げ遅れ		その他		逃げ遅れ		その他		作業中		自車	航空													
		着衣に	幼児に	逃げるに	物品取り戻りに	家族助けに	その他	着衣に	幼児に	逃げるに	物品取り戻りに	家族助けに	その他			仕事中		消火中	出火中									
0~5歳	143	7		152	12		2		17	240	8			1			1											
6~10	48	11		218			2		5		4			1				5										
11~20	125	23	2	22	2	1	1	3	1		9		1	7	5	4	19	8	2	13								
21~30	225	15	26	3	5	18	2	1	6	2	5		5	15	3	4	4	14	4	43	22	1	27					
31~40	180	17	28	4		21	2	2	2	3		6	9	3	1	2	3	14	11	29	8	2	13					
41~50	131	11	20	4	2	7	1	3		5		5	12	4			3	18	1	5	15	4	1	10				
51~60	151	18	15	9	2	17	1	2		9		7	12	3	1	3	18	11	16	3				4				
61~70	198	16	15	20	2	19	3	1	1	25	8	18	19	6		4	14	15	9	2				1				
71~80	244	12	10	35	8	26	1			151	10	29	22		1	4	1	7	17	7	1			1				
81歳以上	144	13	6	16	7	22		1		23	7	21	12		1	1		3	8	3								
不明	6												1							4								
計	1,595 (100)	143	122	91	29	54	182	12	11	12	4	126	26	22	93	40	123	16	6	13	27	93	1	75	145	49	6	74 (4.7)
		660 (41.3)						492 (30.9)						369 (23.1)														
昭和44年	1,334 (100)	75	103	81	10	78	144	23	11	6	12	128	18	22	120	38	89	38	3	4	31	68	11	43	126	43	9	
		543 (40.7)						491 (36.7)						300 (22.5)														

(注) () 内は、百分比を示す。

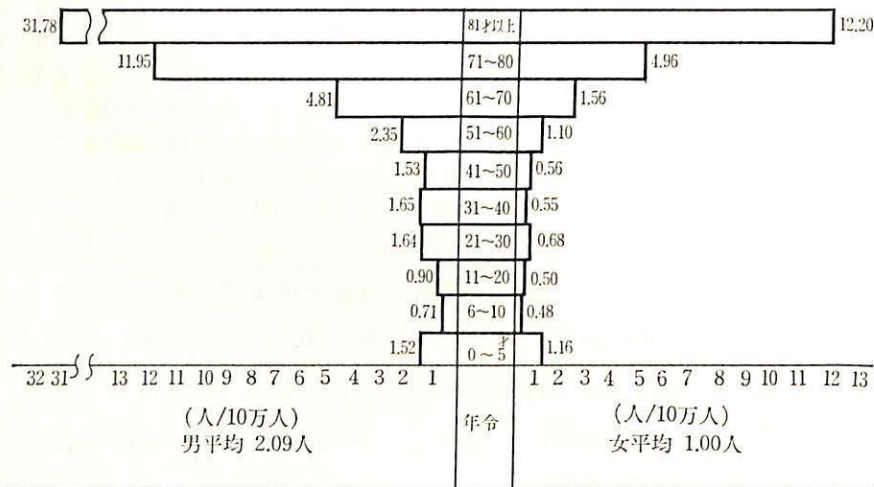
いで熟睡で火災に気づかなかったもの21.7%, 泥酔のため火災に気づかなかったり, 逃げられなかったもの18.5%, 病気のため身体がきかず逃げられなかったもの13.8%の順である。

逃げ遅れたものをさらに分類すると, 火災に気づいたときはすでに火煙が充満して逃げられなかったものが63.2%で最も多く, 次いで乳幼児で自力で避難できなかったもの18.8%, 着衣に着火したもの10.0%と続いている。

次に, 起床中の死者の発生は全体の30.9%で, この内訳をみると, 逃げ遅れたものが278人で56.5%と最も多く, 次いで病気25.6%等となっている。起床中においても, 就寝中の場合と同様に逃げ遅れによるものが最も多く, 逃げ遅れたものをさらに分類すると, 就寝中の場合と同様, 火煙にまかれ逃げ遅れたものが44.2%と多く, 次いで着衣に着火33.5%, 乳幼児14.4%となっている。このように, 起床中の死者は就寝中の場合のように火災の覚知が遅れたということより, 火災に気づきながら, 病気のため身体がきかず避難ができなかったもの, 自らが失火者であったり, 乳幼児で避難できなかったものが大部分を占めている。

また, 死に至った経過を年齢別にみると, まず死者の最も多い高齢者 (6¹歳以上) 586人 (前年 501人) については, 病気の場合が170人で最も多く

第1-27図 昭和45年年令別人口10万人当たりの死者数



29.0%を占め, 次いで逃げ遅れによる場合が20.5%となっている。また, 乳幼児 (5歳以下) 143人 (前年 150人) については, 保護者が不在中に出火した場合がかなり含まれていると考えられる。

火災による死者を年齢別にみると, 61歳以上の高令者が最も多く全体の36.7%を占め, 人口10万人当たりで見ると, 第1-27図に示すとおり, 81歳以上を最高に71~80歳, 61~70歳の順で上位を占めている。

61歳以上の高令者の火災による死者数と, 人口との比較で見ると, 第1-28表に示すとおり, 高令者の人口は昭和42年の100 (指数) から昭和45年には110と平均的な増加を示しているのに対し, 死者数は昭和42年の100から昭和45年には136, 人口10万人当たり死者数でも同様に100から124と大幅に増加している。このように, 人口の増加率以上に死者の発生率が高い要因の一つとして, 家族構成特に最近における核家族化の傾向に伴い, 高令者のみの世帯数が増えていることがあげられる。

第1-28表 高令者 (61歳以上) の人口と死者数

区分 年別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) A	指 数	死者(人) B	指 数	B/A (人/10万人)	指 数
昭和42年	9,299	100	432	100	46.5	100
“ 43年	9,608	103	423	98	44.0	95
“ 44年	9,920	106	501	116	50.5	109
“ 45年	10,224	110	586	136	57.7	124

(注) 人口は, 総理府統計局調査による推計人口による。

第1-29表 60歳以上の高令者のみの世帯数

区分 年別	総 世 帯 数		60歳以上の高令者のみの世帯数		比 率	
	世帯数(千世帯) A	指 数	世帯数(千世帯) B	指 数	B/A (%)	指 数
昭和42年	28,144	100	1,033	100	3.7	100
“ 43年	28,694	102	1,116	108	3.9	105
“ 44年	29,009	103	1,214	118	4.2	114
“ 45年	29,887	106	1,301	126	4.4	119

(注) 世帯数は, その年の9月1日現在数である。ただし, 昭和45年は推定数である。(厚生省調)

なお60歳以上の高齢者のみの世帯数を調べてみると、第1-29表に示すとおり、昭和42年の100（指数）から昭和45年には126とふえており、総世帯数の増加率より高い率を示し、今後もこの傾向が続くものと考えられ、高齢者を火災から守るための社会的な努力が必要である。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災

1件で3人以上の死者を出した火災は、昭和45年中に44件発生し、これによる死者が245人で全体の15.4%を占めた。これを都道府県別にみると、北海道8件（33人）で最も多く、次いで東京都4件（14人）、千葉県4件（12人）と続き、神奈川県3件（11人）、広島県3件（9人）などの順となっている。なお、大阪府では74人（ガス爆発火災）、栃木県では17人（病院火災）の死者がそれぞれ1件の火災で発生している。

また、1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別ごとの発生状況は、第1-30表に示すように、大阪ガス爆発を除いて、建物火災による死者がほと

第1-30表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種類別発生状況

区 分		計	3人	4人	5人	8人	9人	17人	74人
計		(44) 245	(25) 75	(13) 52	(2) 10	(1) 8	(1) 9	(1) 17	(1) 74
建物 火災	全 焼	(36) 144	(17) 51	(10) 40	(1) 5		(1) 9	(1) 17	
	半 焼		(2) 6	(1) 4					
	部 分 焼		(1) 3	(1) 4	(1) 5				
林 野 火 災									
車 両 火 災	(2) 6	(2) 6							
船 舶 火 災	(3) 14	(2) 6			(1) 8				
航 空 機 火 災	(1) 4		(1) 4						
そ の 他 の 火 災	(1) 3	(1) 3							
大 阪 ガ ス 爆 発	(1) 74							(1) 74	

(注) () 内は、件数を示す。

んどである。

1件で3人以上の死者を出した火災の特徴をあげると次のようになる。第1に、第1-31表の示すとおり、火災発生時刻からみて、午後5時台が死者77人で最も多いが、これは大阪ガス爆発による死者74人を含んでいるからで、これ以外では夜の8時台、真夜中の0時と1時台、朝の9時台に件数、死者数ともに多い。就寝時間帯に多く発生していることは例年の傾向で、昼夜間に関係ないと思われる作業中、放火自殺、車両火災、航空機火災によるもの

第1-31表 1件で3人以上の死者を出した火災の時間別発生状況

区 分	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
件 数	6	6	2	4	3	1				4	1		1
死 者 数	20	21	6	13	11	8				22	3		3
区 分	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	計	
件 数	1	1	1	1	2	2	3	3		1	1	44	
死 者 数	3	4	4	3	77	6	10	23		3	5	245	

第1-32表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区 分	計		専 用 住 宅	共 同 住 宅	旅 館 ・ ホ テ ル	宿 泊 所	店 舗	作 業 場	倉 庫	作 業 場 併用 共同 住宅	病 院	作 業 場	ナ イ ト ク ラ ブ	店 舗	そ の 他
	件 数	死 者 数													
計	36	144	(13) 45	(1) 3	(1) 3	(2) 7	(4) 14	(3) 10	(2) 7	(1) 3	(2) 22	(4) 19	(1) 4	(1) 3	(1) 4
1 階	17	70	(8) 27	(1) 3		(1) 3	(1) 3	(2) 6		(2) 22	(2) 6				
2 階	13	46	(5) 18				(3) 11		(2) 7	(1) 3				(1) 3	(1) 4
3 階	4	15			(1) 3			(1) 4				(1) 4	(1) 4		
4 階	2	13				(1) 4					(1) 9				

(注) () 内は、件数を示す。

を除くと、夜間に多く発生していることがわかる。

第2に、建物用途別の死者発生状況は、第1-32表で示すように、専用住宅が31.3%と最も多く、併用住宅21.4%と続いているが、前年に比べ病院、宿泊所で増加したほかはいずれも減少している。

第3に、階層別の死者発生状況を見ると、第1-32表に示すように、2階以上の階で死亡したものが51.4%と半数以上を占め、専用住宅では40%、専用住宅以外ではその56.6%が2階以上の階で死亡している。

(4) 出火原因

昭和45年における出火原因別の出火件数は、第1-33表のとおりである。

すなわち、昭和45年の火災件数6万3,905件のうち、失火によるものは5万2,528件(82.2%)で、火災の大半は火気取扱いの不注意や不仕末からの失火によって発生している。

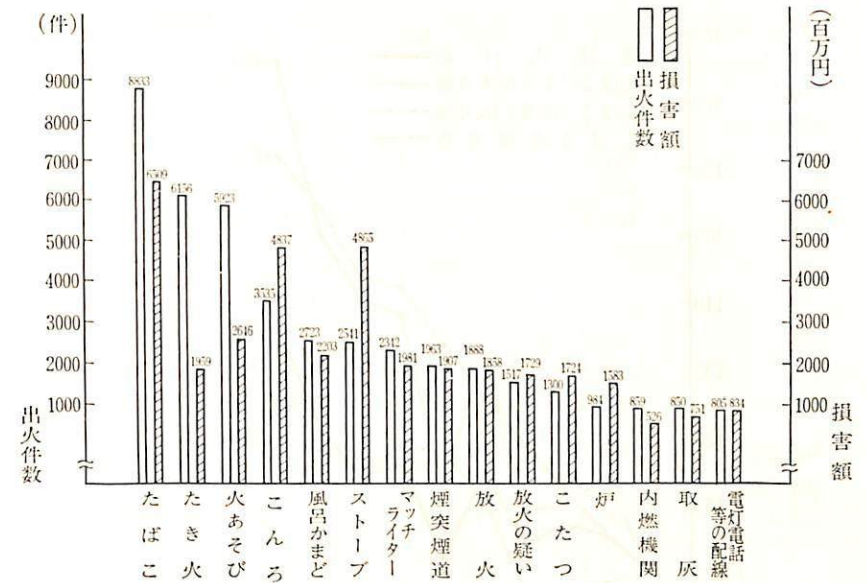
第1-33表 昭和45年出火原因別出火件数

区 分	出 火 件 数	割 合
失 火	52,528	82.2
放 火・放 火 の 疑 い	3,405	5.3
自 然 発 火・再 然	1,426	2.2
天 災 地 変	231	0.4
不 明	6,315	9.9
計	63,905	100.0

ア 「たばこ」がやはり首位

出火原因別の出火件数および損害額をみると、第1-34図に示すとおりである。たばこによるものが8,833件と全火災件数の13.8%（前年13.2%）を占め、例年どおり首位となっている。次いで、たき火の6,156件で9.6%（前年8.0%）、火あそびの5,923件で9.3%（前年9.1%）、こんろの3,535件で5.5%、風呂かまどの2,723件で4.3%の順となっている。これらは、いずれも例年火災原因別出火件数の上位を占めている。

第1-34図 出火原因別出火件数および損害額



(注) 本表中たばこ、マッチ・ライターの出火件数および損害額については、これらを使用した火あそび、および放火（疑放火）によるものを除く。

イ たばこの投捨てに注意

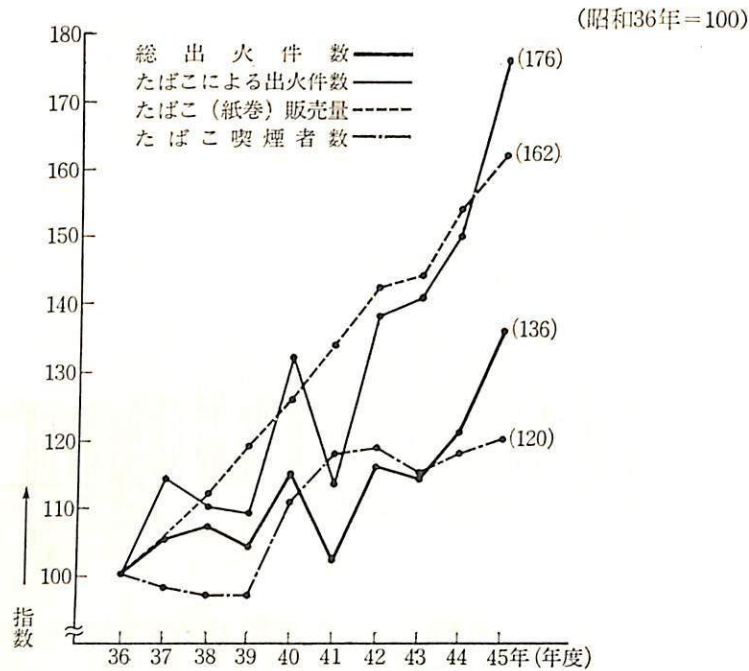
たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移をみると、第1-35図のとおりで、たばこ消費量の増加とともに出火件数も増加する傾向にある。

昭和45年においては、たばこによって8,833件の火災が発生し、建物19万㎡、林野41万アールを焼失し、65億円の損害額をだしている。

たばこによる火災は、わが国では最も多いが、アメリカ、カナダ、イギリス、フランスなどの諸国においても上位を占めている。したがって、たばこは人間生活のうち最も火災を起し易いものといえる。

昭和45年度中に、全国で3,181万人のたばこ喫煙者が2,227億本のたばこを喫煙している。これは、国民3人に1人の割合で喫煙者がおり、喫煙者1人当たり年間7,000本、1日にして約20本のたばこを吸っていることになる。喫煙中のたばこの温度は約700度に達するのであるから、喫煙者の不注意によって高温の火源が住宅、事務所、工場などの建物や山林、自動車の中

第1-35図 たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移



(注) 出火件数は歴年調査、たばこ販売量および喫煙者数は年度調査である。

などに毎日多量に散在することになり、多くの火災をひき起こす結果となっている。

たばこによる出火件数を火災種別にみると、第1-36表に示すとおりで、建物火災が最も多く3,850件(43.6%)となっており、次いで林野火災1,739件(19.7%)となっている。また、たばこによる火災を経過別にみると、投捨てによるものが最も多く5,412件(たばこによる火災の61.3%)となっており、たばこ火災の特徴を示している。屋内での床上への投捨て、列車、バスなどの乗物の窓からの投捨て、山林の中での枯草への投捨てなどしばしば見受けられるが、火災の危険性を思えば寒心にたえない。次いで火のついたたばこを気づかずに落下したものの1,062件(たばこ火災の12%)、消し忘れによるもの796件(たばこ火災の9%)の順となっている。

このようにたばこによる火災はいずれも喫煙者の不注意、不仕末によって起きているものであり、今後たばこの販売量の増加に伴ってますます出火件

第1-36表 たばこ、マッチおよびライターによる損害状況

区 分	単 位	たばこ	マ ッ チ ライ ター
出 火 件 数	件	8,833	2,342
うち 建 物 火 災		3,850	1,186
林 野 火 災		1,739	594
車 両 火 災		562	137
そ の 他 火 災		2,647	418
主な経過別出火件数	件		
たばこ	マッチ・ライター		
{ 投 捨 て	{ 投 捨 て	5,412	894
{ 火 源 落 下	{ 引 火	1,062	299
{ 消 忘 れ	{ 火 源 落 下	796	158
焼 損 面 積 { 建 物	<i>m</i> ²	188,266	52,606
損 害 額 { 林 野	a	405,367	136,197
	百万円	6,509	1,981
昭和45年度たばこ販売量	億 本	2,227	
昭和45年度全国たばこ喫煙者数	千 人	31,809	
全国たばこ喫煙者率			
男 性	%	77.5	
女 性		15.6	

数が増加することが考えられるので、喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

たばこに関連してマッチ・ライターによる火災の損害状況についてみると、第1-36表に示すとおりで、昭和45年において2,342件の火災が発生し、建物5万*m*²、林野14万アールを焼失して、20億円の損害額をだしている。

出火件数は前年に比べて16%増加しているが、損害額はほぼ同額となっている。主な経過別出火件数をみると、マッチを使用した火あそびおよび放火(疑放火を含む。)によるものを除けばマッチの投げ捨てが894件で最も多く、次いでガスなどへの引火299件、マッチの火の落下158件の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておらず、可燃物に着火したり、漏油に引火する例はよく見受けられる。マッチの燃えかすの処理に

は、十分な注意が必要である。

ウ たき火、火あそびによる火災がいずれも全火災の1割

たき火による火災の損害状況についてみると、第1-37表のとおりで、6,156件（全体の9.6%）の火災が発生し、20億円の損害額である。前年に比べ出火件数では1,620件（35.7%）、損害額では6億円増加している。

たき火による火災の主な経過別出火件数をみると、たき火の延焼拡大によるものが4,529件で最も多く、次にたき火の火の粉の飛火によるもの1,475件となっている。たき火による火災の33.8%は林野において発生しており、ハイカーや林業労務者、工事場作業員等のたき火により火災となった例が多い。

次に火あそびによる火災の損害状況についてみると、第1-37表のとおりで、5,923件（全体の9.3%）の火災が発生し、26億円の損害額である。前年に比べて出火件数は762件（15%）増加したが損害額は逆に4億円減少している。火あそびによる火災は、マッチをもてあそぶものが4,643件で最も多く（火あそびによる火災の78.4%）、次いで花火241件、たき火148件の順となっている。

マッチによる火あそびが非常に多いことは、保護者をはじめ大人自身にも問題がある。子供の手のとどく所にはマッチを置かないよう配慮するほか、火の取扱い方について子供に対し適切な指導、監督を行なうべきである。

第1-37表 たき火および火あそびによる損害状況

区 分	単位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	6,156	5,923
発火源別内訳			
		たき火の延焼拡大	マ ッ チ
		4,529	4,643
		火の粉の飛火	花 火
		1,475	241
		虫 焼 火	た き 火
		152	148
			ローソク
			113
			た ば こ
			109
建物焼損面積	m ²	73,165	155,537
林野焼損面積	a	315,901	34,921
損害額	百万円	1,959	2,646

エ 石油ストーブの火災が目立つ

ストーブによる火災の損害状況をみると、第1-38表のとおりで、2,541件の火災が発生し、49億円の損害額をだしている。前年に比べて件数では227件（9.8%）増加しているが、損害額では7億円減少している。

ストーブによる火災のうちでは、石油ストーブによる火災が最も多く、1,703件で、全体の67%を占めている。これは、近年暖房器具として石油ストーブが著しく普及し、一般家庭や事業所などで広く使用されるようになったことに起因している。昭和45年においては、石油ストーブの普及率は79.1%で、前年に比べて14.8%の上昇率を示しており、また灯油の販売量は1,584万klと前年（1,198万kl）に比べて32.2%増加している。これに対して出火件数は前年に比べて16%の増加を示している。今後石油ストーブの使用数はさらに伸びることが考えられるが、その取扱い上の注意について一層周知徹底を図る必要がある。

石油ストーブ以外のストーブの出火件数は、ガスストーブ、まきストー

第1-38表 ストーブによる損害状況

区 分	単 位	昭 和 45 年
出 火 件 数	件	2,541
うち 石油ストーブ		1,703
ガス "		269
まき "		246
電気 "		201
石炭 "		122
主な経過別出火件数	件	
うち 引火・ふくしや		562
可燃物の接触・落下		412
使用方法の誤り		323
転 倒		202
消 忘 れ		177
建物焼損面積	m ²	192,185
損害額	百万円	4,865
石油ストーブ普及率	%	79.1
灯油販売量	万kl	1,584

ブ、電気ストーブ、石炭ストーブの順となっている。

次にストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火、ふくしゃによるものが562件と最も多い。これには、石油ストーブなどのそばでガソリン等を取り扱ったため引火したり、ゴム管の差しこみのゆるみ、老朽化、きれつ等によってガスが漏れ、これに引火して火災となった場合またはストーブをカーテンやふすま、棚などの燃えやすい物の近くで使用したため、ふくしゃによって火災となった場合などが多い。

オ ガス使用器具の火災が大幅に増加

昭和45年4月8日大阪市内の地下鉄工事現場におけるガス爆発により、附近の民家など2,170㎡を焼失するとともに、400余人の死傷者をだす大惨事が起きた。この事故は大都市における災害の危険性を明らかにしたものでして社会の注目を集めた。

ところで、このような大規模な被害までには至らないが、同じガス火災として、近年家庭用などのガス使用器具による出火件数が著しく増加してきている。

ガス使用器具および施設の火災件数の推移をみると、第1-39表のとおりで、昭和40年を基準とした場合、昭和45年には、風呂かまど4.8倍、湯沸かし器3.9倍、コンロ1.8倍、ストーブ1.4倍、工業用（営業用）炉1.4倍と各種のガス使用器具を通じて大幅な増加を示している。

ガス使用器具のうちでは、コンロの火災が最も多く2,551件に達しており、ガスのほか、油類、まき、石炭などを燃料とする各種のコンロの全出火件数の72%を占めている。毎年約10%程度の出火件数の伸びを示している。昭和45年におけるガスコンロの出火件数を都市ガスとLPガスに区分して、その構成比率をみると、都市ガス47%、LPガス53%となっている。

次に、出火件数の多いのはガスを使用した風呂かまどで1,311件となっており、風呂かまどの全出火件数の48%を占めている。前年と比べると49%も増加している。これを都市ガスとLPガスに区分して、その構成比率をみるとほぼ同率である。

これらのコンロおよび風呂かまどの火災については、ガス漏れや、コッ

ク、バルブの閉じ忘れによる引火とか、ふくしゃや熱による壁体の過熱などによって火災が生じた例が多い。特にLPガスは、空気よりも重く、都市ガスに比べて着臭の度合いが薄いので、ガス漏れしても気づきにくい特性を有しているため、火災の危険性が大きい。

第3番目に出火件数の多いのは、ガス湯沸かし器の536件である。最近、家庭の風呂や炊事用またはセントラルヒーティング用のガス湯沸かし器が著しく普及しており、これに伴って火災も増加している。昭和45年の普及率は37.4%に達しているが、昭和43年と44年、44年と45年の普及率の対比をみると、前者については33.6%、後者については30.7%の上昇率を示している。これに対し、出火件数はそれぞれ36.8%、36.0%の上昇率を示し、いずれも普及率の伸びを上回っている。この火災には、長期間使用した湯沸かし器の内部にススがたまり、内部にこもった熱によって器の裏側と壁体を過熱し火災となった例がある。

このように各種のガス使用器具の出火件数が年々増加していることは、最近における火災の著しい特徴であるといえる。いうまでもなく、ガス火災は、いったん発生した場合には多数の人命を失うおそれがある。したがって、これを防止するため、一般消費者に対する保安についての知識の普及、業者の消費者に対する保安サービスの徹底、器具の安全性確保などに十分な対策をたてる必要がある。

第1-39表 ガス使用器具および施設の火災件数の推移

区 分	年				44			45		
	40	41	42	43	都市 ガス	プロバ ンガス	計	都市 ガス	プロバ ンガス	計
コ ン ロ	1,448	1,651	1,880	2,054	1,059	1,265	2,324	1,194	1,357	2,551
ス ト ー ブ	189	164	196	218	125	99	224	170	99	269
風 呂 か ま ど	272	353	449	613	358	521	879	658	653	1,311
湯 沸 か し 器	136	160	273	288	256	138	394	309	227	536
工 業 用 } 炉	103	100	118	121	51	100	151	45	102	147
か ま ど	32	42	39	33	7	21	28	7	19	26
そ の 他	1,314	1,279	1,508	1,492	1,049	603	1,652	1,165	611	1,776
計	3,494	3,749	4,463	4,819	2,905	2,747	5,652	3,548	3,068	6,616

カ 放火は年少者に多い

放火および放火の疑いによる火災の損害状況をみると、第1-40表のとおりで、出火件数 3,405 件（放火の疑いを含む。）、損害額35億 9 千万円となっている。前年に比べて出火件数は 524 件（22.7%）増加している。この中には、昭和45年 6 月29日栃木県佐野市内の精神病院で、患者 6 名が逃走を計画して病棟に放火し、病棟 1 むねを全焼のうえ、死者17名、負傷者 1 名をだした悲惨な事例が含まれている。

放火による火災を発火源別にみると、マッチで火をつけたものが最も多く、放火 1,044 件、放火の疑い 753 件となっている。

ところで、全国の都道府県警察において放火犯罪として認知した件数は

第1-40表 放火および放火の疑いによる火災の損害状況

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	1,888	1,517	3,405
うち マッチによるもの		1,044	753	1,797
たばこによるもの		68	56	124
ライターによるもの		44	42	86
損 害 額	百万円	1,858	1,729	3,587
放 火 罪 認 知 件 数	件	1,587		
放 火 犯 検 挙 人 員	人	814		
触法少年補導人員(13歳以下)		317		
検挙人員等年令別内訳				
13歳以下		317		
14歳～19歳		152		
20歳～24歳		204		
25歳～29歳		103		
30歳～39歳		184		
40歳～49歳		97		
50歳以上		74		

- (注) 1. 認知件数とは、警察において認知した犯罪と思料される事件数をいう。
 2. 検挙人員とは、警察において検挙した事件（解決事件に係る者を除く。）の被疑者の数をいう。
 3. 触法少年補導人員とは、警察において触法少年として補導した少年の数をいう。

1,587 件で、検挙人員数および少年補導人員数は 1,131 人（うち少年補導人員 317 人）におよんでいる。これを年令別にみると、20歳未満の者が 469 人となっており、このうち13歳以下の少年による放火が目立っている。

昭和45年 3 月14日東京都足立区内の小学校で、小学 3 年生の学童が教師に叱られたことから、教室に放火し、その一部を焼失した例がある。この例でもみられるように学校火災には放火によるものが多い。すなわち、昭和45年において学校火災は 547 件発生したが、そのうち放火が 112 件、放火の疑いが 89 件となっている。これは学校火災の出火原因の首位を占めるものである。

(5) 各 種 火 災

ア 建 物 火 災

(ア) 建物火災は 4 万件

昭和45年における建物火災の出火件数は、総出火件数の62.4%に相当する 3 万 9,845 件で前年より 2,192 件増加した。建物火災の出火件数は、すでに述べたとおり年々増加の一途をたどっており（第1-5表参照）、昭和45年においては、戦後最高であつと前年の記録をさらに更新した。これは建物火災が 1 日に 109 件、13分に 1 件の割合で発生していることになる。

損害額は 771 億円（総火災損害額の92.5%）に達し、271 万㎡の建物が灰となっている。損害額は昭和45年度における国の住宅対策費予算額 954 億円の約 8 割にもおよび、焼損面積は住宅公団の 3 K 住宅の床面積に換算して約 5 万戸分に相当している。

月別の建物火災の出火件数は、第1-41表のとおりで、3月の 4,989 件を

第1-41表 昭和45年月別建物火災出火件数

件 数	月 別												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
件 数	4,614	4,151	4,989	3,641	3,155	2,241	2,371	2,469	2,090	2,412	3,282	4,430	39,845
割 合(%)	11.6	10.4	12.5	9.1	7.9	5.6	6.0	6.2	5.3	6.1	8.2	11.1	100.0

最高に、1月4,614件、12月4,430件、2月4,151件と、冬季および春季に多く発生している。

a 住宅の火災が43%を占める

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第1-42表のとおりで、居住建物の出火件数が1万7,824件で最も多く、全体の44.7%を占めている。前年に比べて9.5%の増加率である。この出火原因の13.7% (2,447件) は、たばこ、マッチ・ライターによるものである。次いで、工場・作業場7,246件、倉庫3,360件、飲食店1,247件 (前年に比べて大幅に増加) となっている。これらの火災においてもたばことマッチによるものが多い。

多数の死者が発生しやすい百貨店・マーケット、病院・診療所の火災は前年より増加しているが、旅館・ホテルの火災は減少している。

第1-42表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 m ²	損害額 百万円	施設数
	昭和45年	昭和44年	増減率 %			
居 住	17,824	16,272	9.5	866,644	18,685	24,197,900
劇 場・興 行 場	152	108	40.7	19,813	654	38,649
百貨店・マーケット	117	87	25.6	28,261	2,379	481
旅 館・ホ テ ル	472	626	△24.6	61,887	2,081	85,322
病 院・診 療 所	247	139	77.7	11,807	342	105,773
社 会 福 祉 施 設	39	30	30.0	4,244	67	21,821
学 校	547	456	20.0	116,167	1,942	57,113
神 社・寺 院	217	237	△8.4	18,780	695	91,024
浴 場	126	70	80.0	5,841	348	18,532
事 務 所	881	842	4.6	49,723	1,437	—
飲 食 店	1,247	516	141.7	88,815	4,801	—
工 場・作 業 場	7,246	7,146	1.4	738,248	23,848	—
倉 庫	3,360	3,421	△1.9	249,909	6,085	—
車 庫	244	226	8.0	13,260	493	—
養 畜 舎	861	781	10.2	82,620	687	—
官 公 署	103	90	14.4	7,142	126	—
そ の 他	6,162	6,606	△6.7	342,628	12,472	—
計	39,845	37,653	5.8	2,705,789	77,142	—

b 木造建築物からの火災が大半

昭和45年の建物火災を火元建物の構造別にみると、第1-43表のとおりで、木造建築物からの出火件数は2万7,992件で、建物火災の全出火件数の70.3%と最も多い。次いで、防火構造の建築物5,518件 (13.8%)、耐火建築物2,944件 (7.4%)、簡易耐火建築物2,307件 (5.8%) となっている。

これら火元建物の構造別の出火件数を火元建物以外の別むねに延焼した火災件数との比率 (延焼率) でみると、木造建築物では20%と出火件数5件のうち1件は別むねに延焼していることになる。以下、防火構造の建築物の9%、簡易耐火建築物の7%、耐火建築物の3%となり、耐火建築物の別むねへの延焼の割合は、木造建築物に比べて著しく低い。

次に火元建物の構造別に火災1件当たり焼損面積を比べると、木造建築物では76.1m²と最も大きく、以下、簡易耐火建築物の63.3m²、防火構造の建築物の44.2m²、耐火建築物の41.0m²となっている。したがって、延焼率および焼損面積のいずれの面においても木造建築物は燃えやすい

第1-43表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年別出火件数	昭和45年 出火件数	昭和44年 出火件数	昭和43年 出火件数	昭和42年 出火件数	昭和41年 出火件数	昭和45年				
							出火件数	延焼率 %	焼 損 むね数	1件当 たり焼 損面積 m ²	1件当 たり損 害額 千円
木 造	A	16,800	14,022	14,584	13,525	27,275	27,992	20.3	41,356	76.1	1,705.3
	B	11,283	12,386	13,418	12,874						
防 火 造		3,211	4,232	4,981	4,933	5,224	5,518	9.3	6,627	44.2	1,963.4
簡 易 耐 火 造		—	—	—	—	1,975	2,307	6.7	2,548	63.3	2,399.0
耐 火 造		1,065	1,885	2,052	2,292	2,445	2,944	3.1	3,016	41.0	3,664.7
その他不明		214	453	652	829	734	1,084	57.8	1,719	60.3	2,076.5
計		32,573	32,983	35,687	34,453	37,653	39,845	17.7	55,266	67.9	1,936.1

(注) 1. 木造Aとは、屋根が可燃材料 (例トントん葺, バラック) のものまたは防火造の建物で老朽, 破損しているものをいい, 木造Bとは, その他のものをいう。

2. 昭和44年から耐火造を建築基準法に基づく簡易耐火建築物と耐火建築物とに区分した。

建物といえる。第1-44表は昭和43年における住宅の建て方および構造別のむね数を示すものであるが、全国で木造建築物は1,564万むねと、全体の86%を占めており、圧倒的に木造の割合が大きい。防火対策上住宅などの建築物の不燃化の促進が重要視されるゆえんである。

第1-44表 建て方・構造別住宅むね数 (単位：千むね)

構造別 建て方別	全 国				市 部			
	総 数	木 造	防火木造	非木造	総 数	木 造	防火木造	非木造
総 数	18,195	15,642	2,025	529	12,075	9,896	1,758	421
1 戸 建	16,102	14,172	1,611	319	10,238	8,624	1,370	244
長 屋 建	1,363	1,119	144	100	1,154	951	128	75
共 同 住 宅	651	306	254	92	616	284	246	86
そ の 他	79	46	15	18	67	37	14	16

(注) 本表は、昭和43年総理府統計局「住宅統計調査報告」によるものである。

c 中小都市の火災が過半数を占める

大都市、都市、町村別の建物出火件数をみると、7大都市9,133件、その他の市2万3,737件、町村6,975件となり、その他の市すなわち中小都市における火災が過半数(59.6%)を占めている。昭和36年以後の推移をみると、第1-45表のように、昭和45年には昭和36年を100として、7大都市101、その他の市133、町村125の増加をみせ、その他の市における火災が最も増加していることがうかがわれる。しかしながら

第1-45表 市町村別建物出火件数の推移

区 分	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年
7 大 都 市 計	9,079	9,636	8,861	8,553	8,541	8,056	8,187	8,161	8,615	9,133
同 上 指 数	100	106	98	94	94	89	90	90	95	101
そ の 他 の 市 計	17,894	17,959	18,835	18,823	19,548	18,799	21,153	20,118	22,176	23,737
同 上 指 数	100	100	105	105	109	105	118	112	124	133
町 村 計	5,600	5,937	5,850	6,271	6,525	6,128	6,347	6,174	6,862	6,975
同 上 指 数	100	106	104	112	117	109	113	110	123	125
全 国 計	32,573	33,532	33,546	33,647	34,614	32,983	35,687	34,453	37,653	39,845
同 上 指 数	100	103	103	103	106	101	110	106	116	122

(注) 昭和37年以前の7大都市計には北九州市分は含まれていない。

建物火災の出火率は、7大都市4.7、その他の市4.4、町村2.3となっており、人口集中度の高い地域の順に出火率も高くなっている。

d 建物火災の過半数は小火災

昭和45年における建物火災の出火件数を損害額および焼損面積の段階別にみると、第1-46表のとおりである。

損害額では、1件の火災につき10万円未満の出火件数が22,251件で全体の55.8%を占めており、焼損面積では、1件の火災につき50㎡未満の出火件数が2万8,758件で全体の72.2%を占めている。したがって建物火災の過半数は小火災であるといえる。

第1-46表 昭和45年建物火災の損害額・焼損面積段階別出火件数

損 害 額	出 火 件 数	焼 損 面 積	出 火 件 数
0 円	2,760	0㎡	18,739
10万円未満	19,491	50㎡未満	10,019
50万円 "	5,155	100㎡ "	4,054
100万円 "	2,755	200㎡ "	3,682
500万円 "	6,644	300㎡ "	1,434
1,000万円 "	1,608	500㎡ "	1,001
2,000万円 "	787	1,000㎡ "	652
3,000万円 "	270	2,000㎡ "	179
5,000万円 "	228	3,000㎡ "	50
5,000万円以上	147	3,000㎡以上	35
計	39,845	計	39,845

(イ) 建物火災の原因はたばこが多い

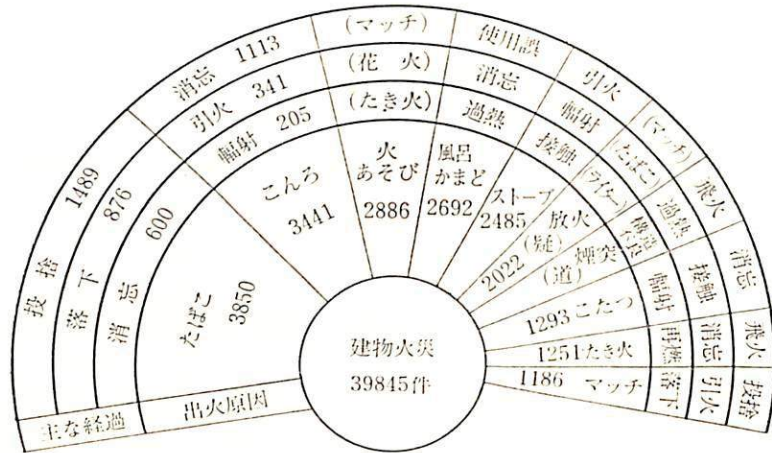
建物火災の出火原因は、第1-47図のとおりで、たばこによるものが3,850件と最も多く(全体の9.7%)、次いでこんろの3,441件(8.6%)、火あそびの2,886件(7.2%)と続いている。

たばこによる出火件数3,850件のうち38.7%の1,487件は、すいがらの投捨てによるもので、可燃物の上にたばこが落ちたもの876件、消し忘れたもの600件となっている。

たばこに次いで出火件数の多いこんろ、風呂かまど、ストーブには消し忘れ、引火、可燃物の接触、こんろなどのふくしや熱による過熱などによ

って火災となった例が多い。

第1-47図 昭和45年建物火災の主な出火原因と経過



(ウ) 建物焼損面積は前年よりやや増加

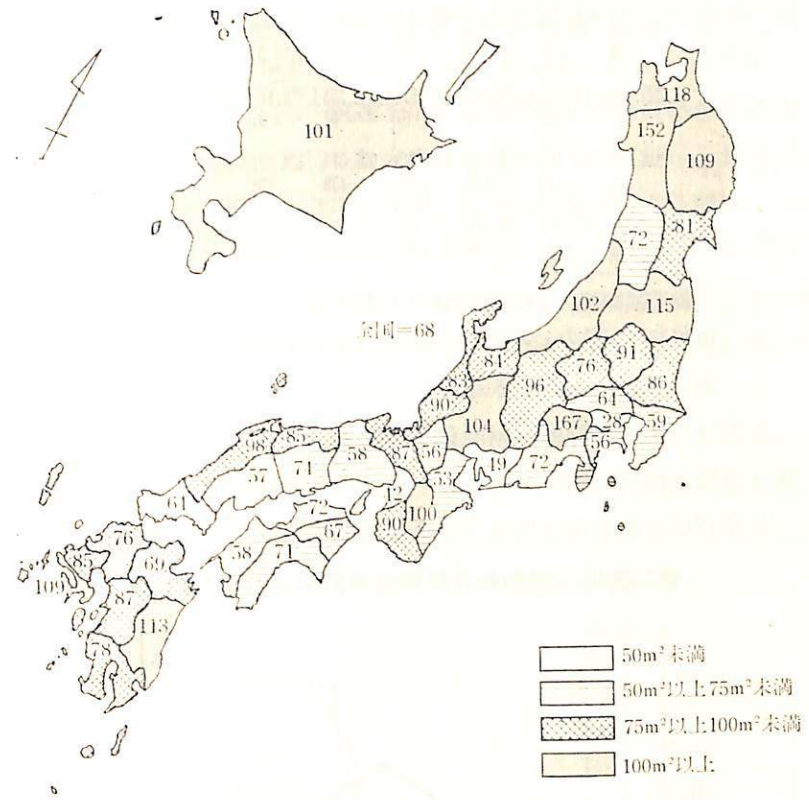
建物焼損面積は、270万5,789㎡で前年より15万238㎡と5.9%の増加を示している。

都道府県別の建物焼損面積は、北海道が21万886㎡で最も多く、次いで大阪府17万7,666㎡、東京都16万2,443㎡、神奈川県11万788㎡、福岡県10万6,676㎡の順となっている。最も少ないのは滋賀県の1万6,417㎡である。

a 1件当たり建物焼損面積67.9㎡

次に、火災1件当たりの焼損面積をみると、第1-48図のとおりである。全国平均は68㎡で、前年と同じである。全国平均を上回るのは、山梨県167㎡(前年115㎡)を最高に、秋田県152㎡、青森県118㎡、福島県115㎡と続き32道府県におよんでいる。一方全国平均を下回っているのは東京都の28㎡(前年31㎡)、大阪府42㎡、愛知県49㎡等14都府県となっている。

第1-48図 昭和45年都道府県別建物火災1件当たり焼損面積



第1-49表 市町村別建物焼損面積の推移 (単位: m²)

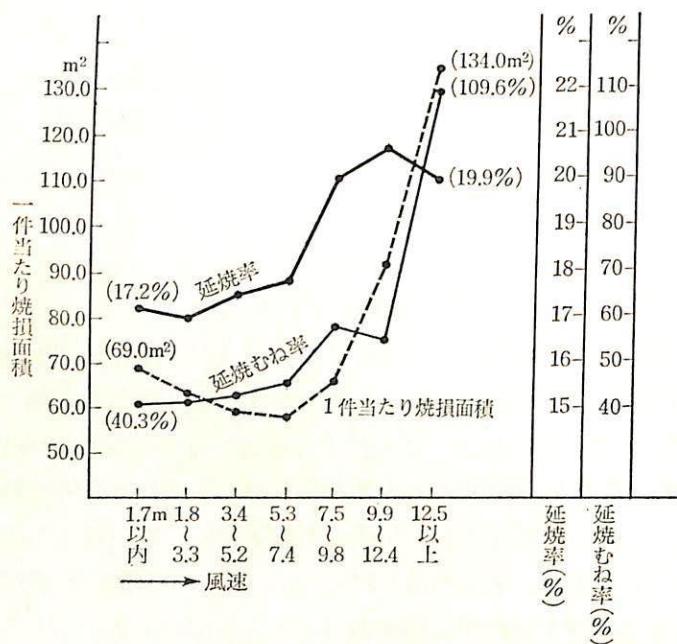
区 分	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年
七大都市計	327,630 36	319,998 36	321,125 36	356,941 41	336,766 39	290,296 37	321,350 39	317,786 39	330,412 38	346,660 38
その他の市計	1,229,325 69	1,197,760 67	1,197,847 64	1,262,676 67	1,248,353 64	1,201,868 64	1,261,957 60	1,128,962 59	1,385,818 62	1,467,396 62
町 村 計	916,043 164	861,243 145	816,014 139	910,745 145	905,077 139	826,391 135	847,663 134	738,925 120	839,321 122	891,733 128
全 国 計	2,472,998 76	2,409,001 72	2,334,986 70	2,530,362 72	2,490,196 72	2,318,555 70	2,436,970 68	2,245,673 65	2,555,551 68	2,705,789 68

- (注) 1. 上段焼損面積, 下段1件当たり焼損面積
 2. 昭和37年以前の七大都市計には北九州市分は含まない
 c 強い風は大火を引き起こしやすい

火災は、風速、湿度、気温などの気象条件に大きく支配される。特に風は延焼と密接な関係がある。

昭和45年における建物火災の風速別延焼状況をみると、第1-50図のと

第1-50図 昭和45年建物火災の風速別延焼状況



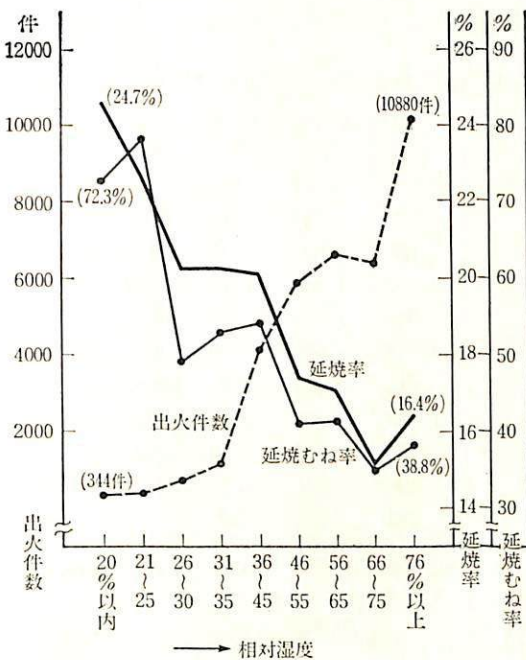
おりで、たとえば、風速1.7m以内のときには、建物の延焼率

(火元むね以外の別むねに延焼した火災件数の出火件数に対する割合)は17.2%であるのに対し、風速が9.9mから12.4mのような強い風ときには延焼率は20.6%に上昇している。いかえれば、同じ建物火災100件についてみた場合、風速1.7m以内の穏やかな風のときには、火元むねから他のむねへ延焼した火災は17件であるのに対し、風速9.9mから12.4mの強い風ときには延焼した火災件数は21件に増加していることになる。また、風と延焼むね率(延焼むね数の火元むね数に対する割合)との関係をみると、風速1.7m以内のときには延焼むね率が40.3%であるのに対し、風速9.9mから12.4mときには延焼むね率は55%に上昇している。

このことは、風が強いほど建物火災は延焼しやすいことを示している。

また、建物火災の湿度別延焼状況をみると、第1-51図のとおりで、たとえば、相対湿度56%から65%までのときには延焼率は17%であるのに

第1-51図 昭和45年建物火災の湿度別延焼状況



対し、相対湿度20%以内のような乾燥した空気の下では、延焼率は24.7%と4.7%増加している。延焼率が高くなるのは風が大きく影響しているので、湿度のみでは直ちに判断しにくいですが、一般的な傾向として湿度が低ければ低いほど延焼率が高くなっていると考えられる。

したがって、湿度が低く風速が大である気象条件の下では、いったん火災が発生すると、延焼拡大しやすく、人命に与える危険性も高くなるので、住民に対する火災警報の周知徹底を図り、たばこの吸いがらの仕末やその他の火気の取扱いの注意を十分喚起する必要がある。

d 建物火災の60%は覚知後5分以内に放水

昭和45年の建物火災の放水開始別の焼損状況を見ると、第1-52表のとおりである。建物火災件数3万9,845件のうち、通報などによって消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行なった件数は2万2,558件である。これを覚知から放水開始までの時間別にみると、覚知

第1-52表 昭和45年建物火災の放水開始時間別焼損状況

覚知から 放水開始まで	焼 損 状 況		火 災 件 数		焼 損 面 積		一 件 当 たり		台 放 一 水 件 当 たり		延 焼 率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
1 分	532	349	183	65.9	151.8	3.6	4.6	22.0			
2 "	1,656	1,013	643	71.2	145.1	3.8	5.2	24.6			
3 "	2,992	1,815	1,177	79.2	159.1	4.1	5.1	29.1			
4 "	3,343	1,959	1,384	81.5	157.8	4.0	5.3	31.6			
5 "	4,348	2,599	1,749	106.1	145.1	4.3	4.9	29.2			
6~10 "	6,415	3,830	2,585	108.7	146.3	4.2	4.4	30.3			
11~15 "	1,422	860	562	116.0	123.7	4.1	3.9	29.5			
16~20 "	488	278	210	165.0	162.5	3.9	3.8	37.3			
21 "以上	466	246	220	160.6	170.8	3.9	3.6	39.5			
不 明	896	601	295	—	—	—	—	—			
計	22,558	13,550	9,008	95.8	146.4	4.1	4.8	29.0			
全建物火災 (放水しなかった 火災分を含む。)		39,845		67.9		2.5		17.7			

後5分以内では1万2,871件(57.1%)、覚知後10分以内では1万9,286件(85.5%)となっている。

1件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると、昼間においては、1分以内では65.9㎡、6分から10分以内では108.7㎡、16分から20分までは165.0㎡と時間が経過するほど焼損面積も拡大している。

したがって、市町村における消防組織の常備化による初動体制の整備を図るとともに、早期通報の体制が整備されれば、火災による損害はかなり減少するものと考えられる。ちなみに、建物の出火件数を覚知方法別にみると、第1-53表のとおりで、都市では火災報知専用電話(119番)によるものが最も多く、7大都市では7,489件で全体の81.9%、その他の市では1万8,260件で全体の76.9%を占めているが、町村では火災報知専用電話によるものは2,301件で全体の33%にすぎず、加入電話によるものが3,039件で43.6%を占めている。さらに、町村では駆け付け通報が556件もあり、消火における初期の貴重な時間が失われている。

次に覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみる

第1-53表 昭和45年建物火災の覚知方法別出火件数および1件当たり焼損面積

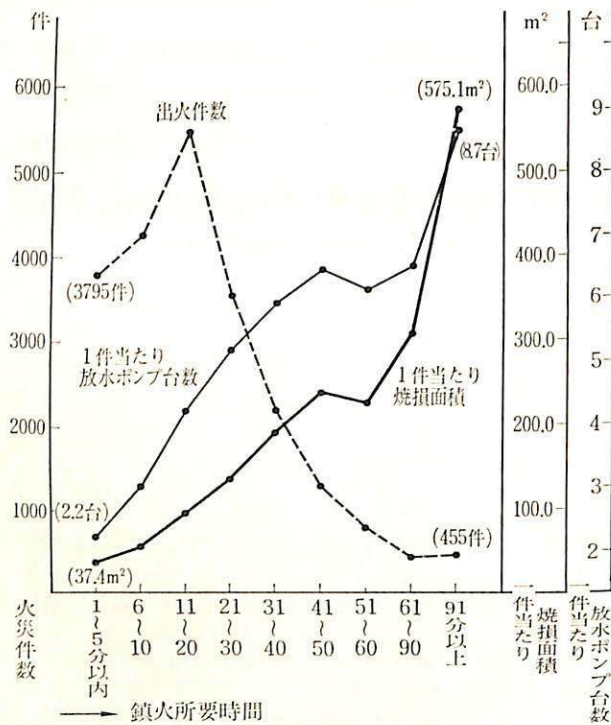
区 分	覚 知 方 法 別	火 災 報 知 機	火 災 報 知 専 用 電 話 (119番)	加 入 電 話	警 察 電 話	望 楼 発 見	駆 け 付 け 通 報	事 後 通 知	そ の 他	計
建 物 出 火 件 数	七大都市計	45	7,489	56	489	70	67	862	55	9,133
	その他の市計	301	18,260	1,146	749	441	341	1,885	614	23,737
	町 村 計	96	2,301	3,039	53	27	556	166	737	6,975
	全 国 計	442	28,050	4,241	1,291	538	964	2,913	1,406	39,845
一 焼 損 面 積 当 たり (㎡)	七大都市計	7.7	42.5	16.7	26.0	136.7	29.1	0.6	38.1	38.0
	その他の市計	120.0	62.8	69.0	64.7	206.4	68.9	2.9	61.6	61.8
	町 村 計	92.4	117.7	139.9	201.4	378.5	128.8	33.1	120.8	127.8
	全 国 計	102.6	61.9	119.1	55.7	206.0	100.7	3.9	91.7	67.9

と、第1-52表のとおりで、たとえば、覚知後1分以内では昼間65.9㎡に対して夜間151.8㎡となっており、一般的に夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは夜間の火災は、昼間の火災に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防隊が現場に到達したときにはすでに火災が拡大していることなどの理由によるものと考えられる。夜間の火災は単に焼損面積を大きくするにとどまらず、死傷者を伴いやすいことを考慮すれば、夜の防火に一層注意を払う必要がある。

e 建物火災の60%は放水開始後20分以内で鎮火

消防隊が放水した建物火災2万2,558件について、鎮火所要時間別の出火件数をみると、第1-54図のとおりで、放水開始後11分から20分までのものが5,455件で24.2%と最も多い。次いで6分から10分までの

第1-54図 昭和45年建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



(注) 本表は建物火災39,845件のうち、放水をしなかった火災17,287件を除く。

4,264件、1分から5分までの3,795件の順となっている。1分から20分までに鎮火した件数を合計すると1万3,514件で、全体の59.9%を占めている。鎮火所要時間は都市と町村との間では、気象条件、地勢および消防力などの相違から差異があると考えられるが、全国的にみて建物火災の60%は放水開始後20分以内で鎮火していることになる。

次に鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると、1分から5分までが37.4㎡、6分から10分までが52.1㎡、11分から20分までが93.5㎡、21分から30分までが138.2㎡となっており、当然のことながら鎮火所要時間が経過すればするほど1件当たりの焼損面積が増加している。他方1件当たりの放水ポンプ台数をみると、鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数も増加している。

(エ) 1件当たりの損害額は町村が多い

昭和45年における建物火災の損害額は、火災による総損害額の92.5%に相当する771億円で、前年より18.7%の122億円増加した。

建物火災による損害額を7大都市、その他の市、町村別にみると、第1-55表のとおりである。その他の市が390億円で全体の50.6%を占め、7大都市176億円(22.8%)、町村205億円(26.6%)の順である。1件当たりの損害額は、町村294万円、7大都市193万円、その他の市165万円の順である。町村は他に比べて1件当たりの損害額がかなり多いが、これは火災が発生すると規模が大きくなることが多いからである。

第1-55表 市町村別建物火災損害額および1件当たり損害額

区 分	昭和45年		昭和44年	
	損害額 (百万円)	1件当たり 損害額 (千円)	損害額 (百万円)	1件当たり 損害額 (千円)
七 大 都 市 計	17,606	1,928	15,801	1,834
そ の 他 の 市 計	39,043	1,645	32,060	1,446
町 村 計	20,493	2,938	17,128	2,496
全 国 計	77,142	1,936	64,989	1,726

イ 林 野 火 災

(ア) 出火件数は増加、林野焼損面積は減少

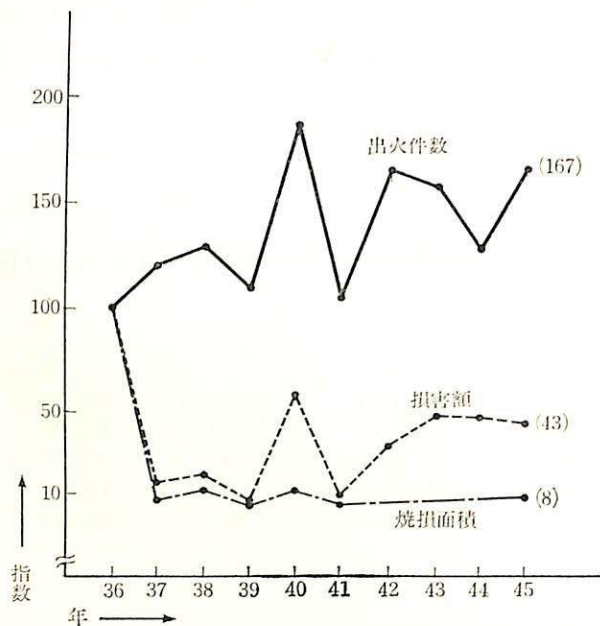
昭和45年における林野火災の出火件数は7,033件で、前年に比べて1,685件(31.5%)増加し、死者は65人で前年(51人)を上回っているが、損害額は24億9,700万円、焼損面積は146万2,299アールで、前年(損害額26億5,300万円、焼損面積150万8,517アール)よりいずれも減少している(損害額5.9%、焼損面積3.1%)。

ただし、林野庁の資料によれば、昭和45年4月現在における全国の林野面積は2,528万4,000ヘクタールで、過去5カ年間に於ける年平均造林面積は56万1,253ヘクタールとなっている。したがって、1年間の全国造林面積の2.9%に相当する面積が焼失していることになる。また、この焼失面積は熊本市(145ヘクタール)、水戸市(146ヘクタール)の面積に相当している。

都道府県別にみると福岡県の16万4,771アール(全体の11.3%)が最高

第1-56図 林野火災の推移

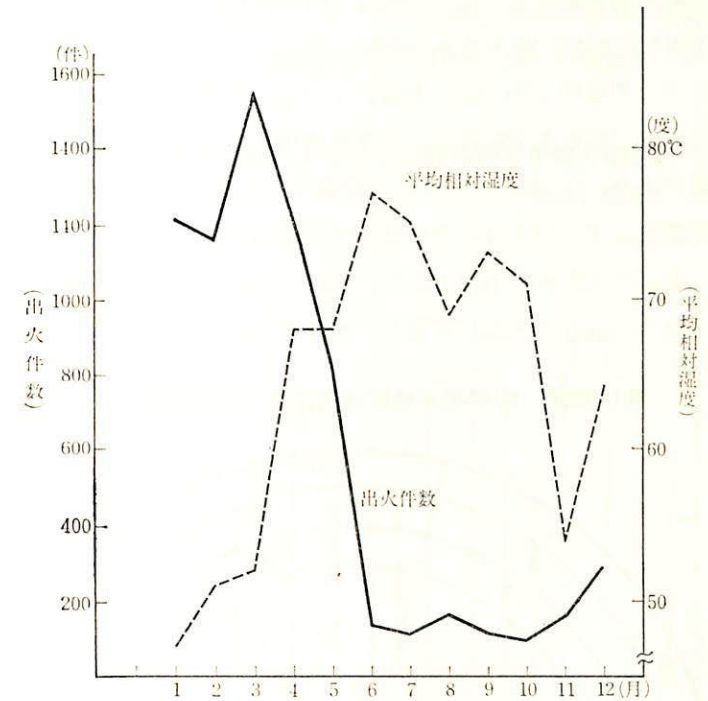
(昭和36=100)



で、和歌山県(12万4,978アール)、北海道(11万6,192アール)の順であり、少ないのは鳥取県(621アール)、滋賀県(1,227アール)となっている。

林野火災の出火件数を月別にみると、第1-57図に示すとおりである。地域によって林野火災の発生時期は必ずしも一定していないが、1月から5月までの間に集中して発生している。これは、この時期に概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風も吹くなど、林野火災の発生しやすい気象条件下にあるからである。

第1-57図 昭和45年月別林野火災の出火件数



(注) 平均相対湿度は東京気象台による

林野火災の出火件数を林野焼損面積の段階別にみると、第1-58表のとおりで、1件の火災につき10アール以上50アール未満の出火件数が2,139件で全体の30.4%を占めており、次いで1アール以上5アール未満の出火件数が2,031件となっている。

第1-58表 昭和45年林野火災の焼損面積段階別損害状況

区 分	焼 損 面 積										計
	1a 未 測	5a 〃	10a 〃	50a 〃	1ha 〃	2ha 〃	3ha 〃	5ha 〃	10ha 〃	10ha 以 上	
出 火 件 数 (件)	529	2,031	686	2,139	466	417	202	194	175	194	7,033
焼 損 面 積 (ha)	—	40	41	435	292	522	451	690	1,171	10,981	14,623
1件当たり放水 ポンプ台数 (台)	0.5	0.7	1.0	1.2	1.6	1.9	2.0	2.0	2.1	4.6	1.2
損 害 額 (百万円)	5	13	10	208	54	115	83	128	247	1,634	2,497

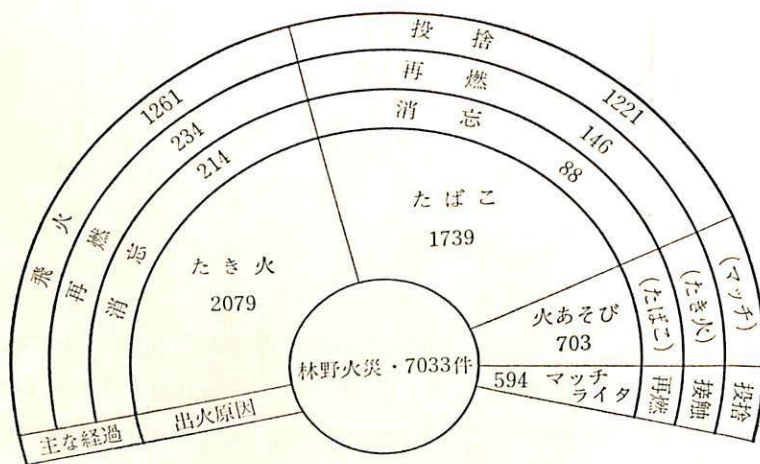
(イ) 出火原因はたき火、たばこが多い

昭和45年の林野火災の出火原因は、第1-59図のとおりで、たき火によるもの2,079件が全体の29.6%を占め最も多く、たばこの1,739件(24.7%)、火あそびの703件(10.0%)と続いている。たき火による出火件数2,079件のうち60.7%の1,261件は、たき火の飛火によって周囲に燃えひろがったものであり、たばこによる出火件数1,739件のうち70.2%の1,221件は、不注意にすいがらなどを投げ捨てたために出火している。

たとえば、その火災事例として、次のものがある。

- ① わらび取りに入山した者が、喫煙のためマッチで火をつけ、マッチ

第1-59図 昭和45年林野火災の主な出火原因と経過



が消えたことを確認せず放置した(4月29日 山口県阿東町)。

- ② 火災警報発令中に農作業者が荒れ田の枯草を焼却するため草焼きをしていたが、折からの強風で周囲の山林に延焼した(4月1日 呉市広町)。

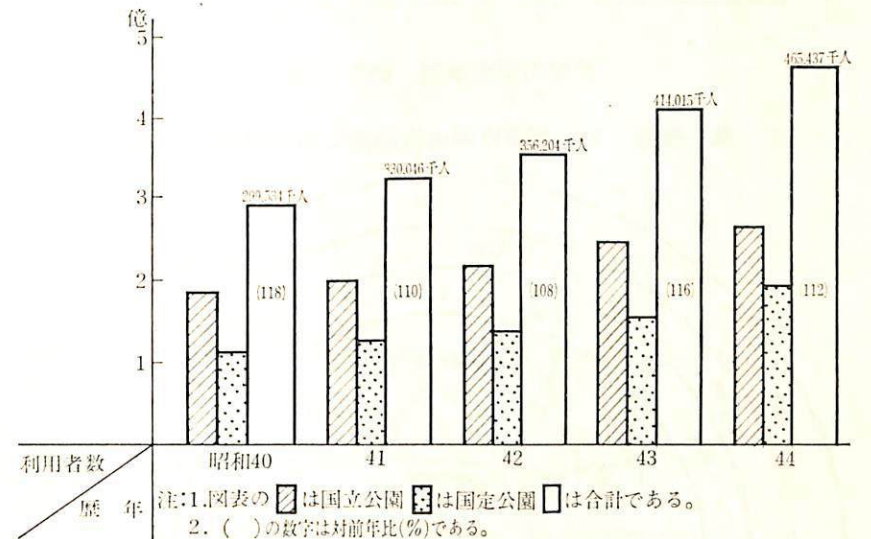
- ③ ニュータウンの造成工事予定地で測量中の従業員のたき火が、強風のため飛び火し、附近の雑草に着火し延焼した(1月13日 堺市)。

- ④ 異常乾燥注意報発令中登山者のたばこの投捨てにより乾燥した雑木草に着火し延焼した(4月2日 大阪府四条畷町)。

第1-60図で示すとおり、近年道路網の整備、交通の発達、レジャー人口の増加等により入林者が増大しているが、これに伴って出火の機会も増大することが考えられるので、林野火災防止対策を強力に推進する必要がある。

第1-60図 国立公園および国定公園の利用者数の推移

(厚生省資料)



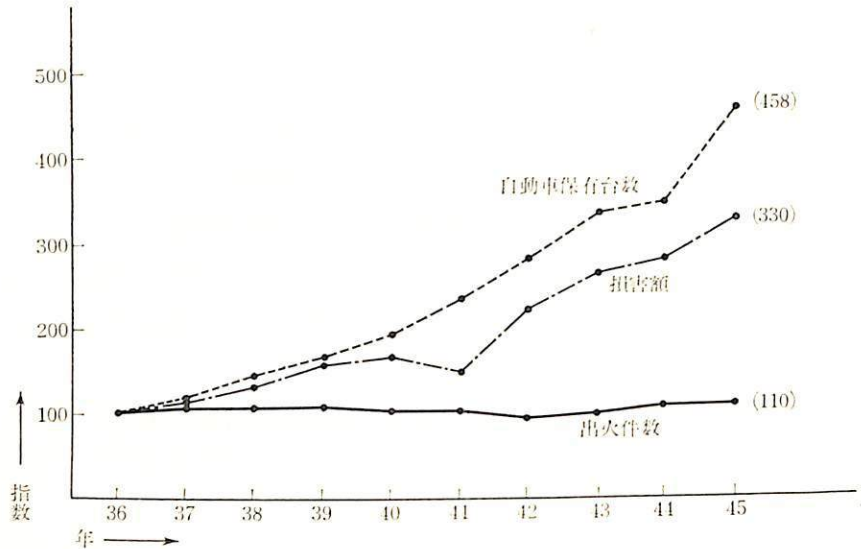
注:1.図表の [斜線] は国立公園 [点線] は国定公園 [白] は合計である。
2. () の数字は対前年比(%)である。

ウ 車 両 火 災

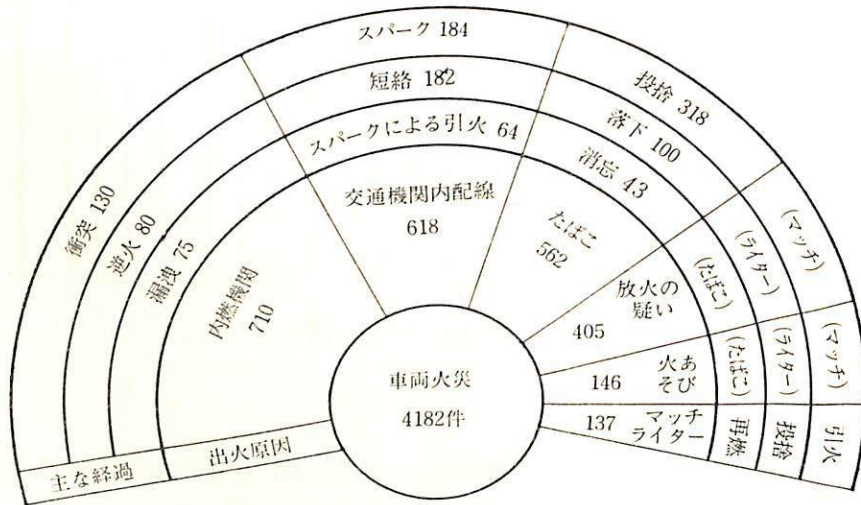
自動車保有台数と車両火災の推移をみると第1-61図のとおりで、最近におけるモーターゼーションの普及に伴う自動車保有台数の急激な増加にもか

かわらず、車両火災の出火件数は横ばいの状態にある。

第1-61図 自動車保有台数と車両火災の推移 (昭和36=100)



第1-62図 昭和45年車両火災の主な出火原因と経過



昭和45年における車両火災の出火件数は4,182件で、前年に比べて6件(0.1%)増加し、損害額は6億1,900万円と前年に比べて8,800万円(16.6%)増加している。また車両火災による死者は47人となっている。

車両火災の出火原因は第1-62図のとおりで、内燃機関からの出火が710件(17.0%)、車両内配線618件(14.8%)、たばこ562件、放火・放火の疑い405件となっている。

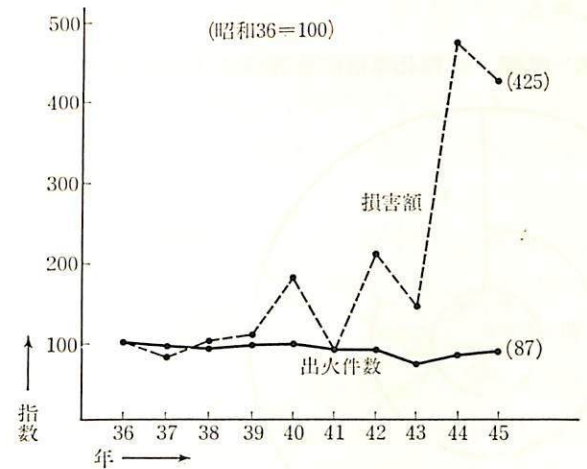
エ 船舶火災

昭和36年以降の船舶火災の推移は、第1-63図のとおりで、出火件数はほぼ横ばいの状態にあるが、損害額は年により増減しながらも増加傾向にある。

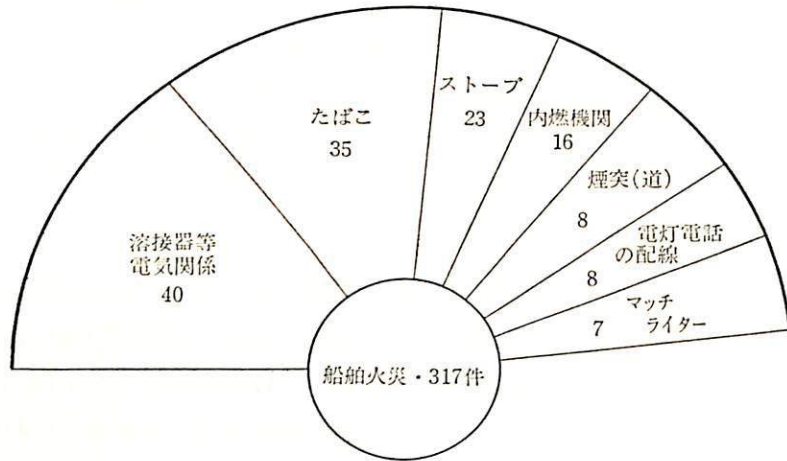
昭和45年の船舶火災は、317件と前年に比べて17件増加したが、損害額は7億200万円と7,800万円減少している。また船舶火災による死者は41人である。

船舶火災の出火原因は第1-64図のとおりで、溶接器等電気関係40件、たばこ35件、ストーブ23件、内燃機関16件となっている。

第1-63図 船舶火災の推移



第1-64図 昭和45年船舶火災の主な出火原因

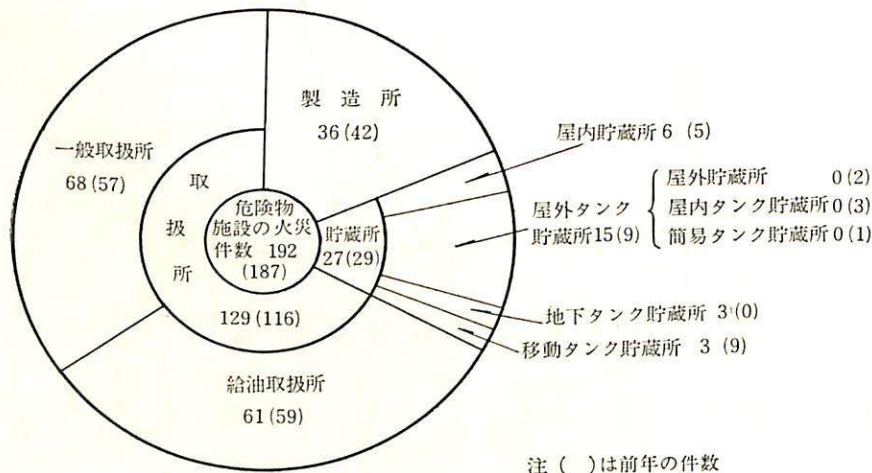


オ 危険物施設の火災

(ア) 火災件数および損害

昭和45年中における危険物施設の火災は192件で、前年より5件増加している。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると、第1-65図のとおりである。

第1-65図 昭和45年危険物施設の火災発生状況



注 ()は前年の件数

これによると、取扱所129件、製造所36件、貯蔵所27件となっており、前年に比べ取扱所が13件増加し、製造所が6件、貯蔵所が2件減少している。

また、これらの火災に伴う死傷者の数は、死者9人（一般取扱所7、製造所1、屋内貯蔵所1）、負傷者110人で、死者は前年より1人減少し、負傷者は前年の198人に比べて大幅に減少した。

損害額は12億8,000万円で、前年の2億7,000万円に比べて大幅に増加している。これは、昭和石油川崎製油所の大規模な火災のほか、石油化学工場等の火災があったためである。

昭和41年以降の危険物施設の火災件数、損害額および死傷者数の推移は、第1-66表に示すとおりである。

第1-66表 危険物施設火災件数および損害の推移

年次	火災件数	損害額	死者	負傷者
昭和41年	122	(億円) 3.6	(人) 4	(人) 104
42年	143	1.8	9	124
43年	148	3.2	10	122
44年	187	2.7	10	198
45年	192	12.8	9	110

(イ) 火災に関係した危険物

施設の火災は、施設の性格上、危険物に起因するものが大部分であり、昭和45年に発生したものについて消防法別表の分類にしたがって区分してみると、次のとおりである。

第4類…… 152件、第5類…… 5件、第3類…… 3件、
第1類…… 2件、第6類…… 2件、第2類…… 1件

なお、危険物以外のものが原因となった火災は、27件である。第4類の危険物に起因するものが大部分を占めているのは例年と同様である。

第4類の危険物による件数をその種類ごとに区分してみると、第1石油類（ガソリン、トルオール、ナフサ等）78件、第2石油類（灯油、軽油、キシロール等）24件、第3石油類（重油、焼入油、潤滑油等）35件となっており、これらの石油類で火災の71%が占められている。

(ウ) 危険物取扱主任者の保安監督状況

危険物施設には、保安に関する監督者として、法令で定められた資格を有する危険物取扱主任者を置き、危険物の取扱作業はこの危険物取扱主任者の立会の下で行なうべきこととされている。昭和45年中の危険物施設の火災の状況をみると、火災総件数192件のうち、危険物取扱主任者の立会が行なわれていなかったものは91件(47%)で、前年の火災総件数187件に対する85件(45%)に比べて件数、比率ともに増加している。

(エ) 危険物施設火災の延焼状況

危険物施設の火災192件のうち、火災が火元の施設にとどまったものは178件、他の建築物等へ延焼したものは11件、他からの火災により類焼したものは3件となっている。このように、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり、他から類焼したものは極めて少ない。

(オ) 無許可施設の火災

危険物施設の火災のほか、無許可施設の火災は26件あり、前年の29件より3件減少している。損害額は約9,700万円で前年の3億7,000万円より大幅に減少している。

また、無許可施設のうち、4件(15.4%)が他へ延焼しており、この率は危険物施設の他への延焼率(5.7%)に比べて高くなっている。

無許可施設の火災に伴う死者は9人、負傷者は41人で、火災1件に対する死者および負傷者の割合は、それぞれ0.35人、1.6人となっている。これは、危険物施設の火災1件に対する死者0.05人および負傷者0.57人の割合に比べて非常に高くなっている。

(カ) 容器運搬中の火災

危険物を容器に入れて運搬中に、運搬方法や積載方法の不良によって容器が破損し、火災になったものは4件である。

なお、危険物施設火災のうち移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の火災は3件あるが、移送中に火災になったものは1件である。

(6) 昭和46年上半期における火災の概要

昭和46年上半期における火災の出火件数は3万9,504件で、前年同期に比べて158件(0.4%)減少した。

これは1日当たり218.3件で、およそ6分30秒に1件の割合で火災が発生したことになる。

第1-67表 昭和46年上半期火災(概数)の概要

区 分	昭和46年 上半期 (A)	昭和45年 上半期 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 率	
				{(A)-(B)} × 100 (B) %	%
出 火 件 数 (件)	39,504	39,662	△ 158	△	0.4
建物火災	22,377	22,791	△ 414	△	1.8
林野火災	6,168	6,081	87		1.4
車両火災	2,198	2,139	59		2.8
船舶火災	139	152	△ 13	△	8.6
航空機火災	4	1	3		300.0
その他の火災	8,618	8,498	120		1.4
焼 損 む ね 数 (むね)	30,578	32,707	△ 2,129	△	6.5
り災世帯数(世帯)	23,775	24,744	△ 969	△	3.9
焼損面積 建物 (㎡)	1,451,530	1,636,133	△ 184,603	△	11.3
林野 (a)	1,240,035	1,388,749	△ 148,714	△	10.7
死 者 数 (人)	925	1,001	△ 76	△	7.6
負 傷 者 数 (人)	5,130	5,780	△ 650	△	11.2
損 害 額 (百万円)	43,772	49,411	△ 5,639	△	11.4
火災1件当たり					
建物焼損面積 (㎡)	64.9	71.8	△ 6.9	△	9.6
焼損むね数 (むね)	1.4	1.4	0		0
損 害 額 (千円)	1,108	1,246	△ 138	△	11.1
1日当たり					
出 火 件 数 (件)	218.3	219.1	△ 0.8	△	0.4
建物焼損面積 (㎡)	8,019.5	9,039.1	△ 1,019.9	△	11.3
焼損むね数 (むね)	168.9	180.7	△ 11.8	△	6.5
損 害 額 (千円)	241,832.1	272,990.8	△ 31,158.7	△	11.4
死 者 数 (人)	5.1	5.5	△ 0.4	△	7.3
負 傷 者 数 (人)	28.3	31.9	△ 3.6	△	11.3
出 火 率 (人口 1万人当たり出火件数)	3.8	3.8	0		0

火災の種類別内訳をみると、建物火災は2万2,377件、船舶火災は139件で前年同期に比べてそれぞれ1.8%、および8.6%減少している。逆に、林野火災6,168件（前年同期6,081件）、車両火災2,198件（前年同期2,139件）、航空機火災4件、その他火災8,618件であり、それぞれやや増加している。

損害額は438億円で、前年同期に比べると56億円（11.4%）減少しており、焼損面積は建物火災145万1,530㎡、林野火災124万35アールで前年同期に比べて、それぞれ11.3%、10.7%と大幅に減少している。

死者は925人で、前年同期（1,001人）に比べて76人減少している。これは、前年は大阪ガス爆発火災により一度に74人もの死者をだした事故があり、昭和46年上半期ではこのような大きな事故がなかったことによる。しかし、個々についてみると、1月2日日和歌浦で旅館「寿司由楼」の火災により、泊り客が16人焼死し、また、4月27日呉市の山林火災により、消防職員18人が殉職するという痛ましい事故が発生している（第1-67表、第1-68表参照）。

第1-68表 昭和46年上半期月別出火状況

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
出火件数(件)	7,120	6,901	10,251	7,105	5,050	3,077	39,504
割合 (%)	18.0	17.5	25.9	18.0	12.8	7.8	100.0
死者数(人)	224	214	184	133	102	68	925
割合 (%)	24.2	23.1	19.9	14.4	11.0	7.4	100.0
負傷者数(人)	915	899	1,167	863	750	536	5,130
割合 (%)	17.8	17.5	22.8	16.8	14.6	10.5	100.0

(7) 外国の火災状況

ア 主要諸外国の火災状況

1969年（昭和44年）における世界主要国の火災状況は、第1-69表のとおりである。人口1万人当たりの出火件数（出火率）をみてみると、最も高いのはアメリカで119.4、ついでオーストラリア71.0、ニュージーランド56.4、デンマーク26.5と続き、日本は最も低く5.5で、アメリカの約22分の1である。

第1-69表 1969年の主要諸外国の火災状況

国 名	人 口	火災件数	出火率 人口1万人 当たりの 火災件数	死者数	人口100 万人当 たりの死者 数	損害額	1件当 たりの損害 額
	(千人)	(件)		(人)	(人)	(億円)	(千円)
日 本	102,747	56,797	5.5	1,334	13.1	702	1,235
ア メ リ カ	203,000	2,425,350	119.4	12,200	60.0	8,933	368
イ ギ リ ス	55,272	253,225 ^b	45.8	910	16.5	1,054	417
オーストラリア	12,099	86,000	71.0	196	16.1	373	393
オーストリア	7,349	9,329	12.6	88	11.9	18	662
オ ラ ン ダ ^b	12,798	17,779	13.8	23	5.7	181	1,665
カ ナ ダ	21,007	64,667	30.7	624	29.7	677	847
ス イ ス ^a	6,071	7,418	12.2	—	—	45	607
ウエーデン ^a	7,950	20,000	25.1	110	13.8	176	880
デンマーク ^a	4,870	12,949	26.5	77	15.8	160	1,087
フィンランド ^a	4,688	11,900	25.3	110	23.4	46	497
フ ラ ン ス	55,450	53,784	12.4	163	4.3	—	—
ベ ル ギ ー ^b	9,630	11,641	12.0	76	7.8	—	—
ニュージーランド	2,776	15,657	56.4	33	11.8	33	210
ノ ル ウ ェ ー	3,819	10,000	26.1	85	22.2	164	1,124

(注) a 建物火災だけ b 消防署に届け出のあったものだけ

死者については、アメリカが1万2,200人で最も多く、以下日本1,334人、イギリス910人、カナダ624人となっている。これを人口100万人当たりの死者数でみてみると、最も多いのがアメリカで60.0人、以下カナダ29.7人、フィンランド23.4人と続き、日本は13.1人で中位に属している。

火災1件当たりの損害額は、オランダが最も多く165万5千円、ついで日本123万5千円、デンマーク108万7千円と続き、一方最も少ないのはニュージーランドの21万円で、ついでアメリカ36万8千円となっており、日本はアメリカの3.3倍強である。また火災1万件当たりの死者数は、日本が236人と最も多く、カナダ96人、オーストリア94人と続き、アメリカは50人であり、日本はアメリカの約4.7倍と著しく高い。

これから日本は、外国の主要都市の火災状況と同じように、人口単位当たりの出火件数が低いのに比べて、風土、地勢、都市環境等からみて一旦火災

第1-70表 1970年の世界

都 市 名	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職員数 (人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1 万人当 たりの 火災件 数)
東 京 (日 本)	1,187	1,062	12,292	9,691	9.1
ニューヨーク (ア メ リ カ)	829	800	15,478	127,249	159.1
ワ シ ン ト ン (")	179	76	1,533	10,786	141.9
マ イ ア ミ (")	89	36	669	3,309	91.9
ヒューストン (")	1,176	129	1,856	15,859	116.7
サンフランシスコ (")	127	71	1,804	10,220	143.9
ホ ノ ル ル (")	1,564	32	605	4,599	143.7
モントリオール (カ ナ ダ)	117	147	2,556	6,429	43.7
ト ロ ン ト (")	97	68	1,346	5,387	79.2
ロ ン ド ン (イ ギ リ ス)	1,601	761	5,482	51,835	68.1
マンチェスター (")	110	59	434	5,292	89.7
グ ラ ス ゴ ー (")	161	93	1,072	7,682	82.6
リバプール (")	110	68	975	8,428	123.9
オ ス ロ (ノ ル ウ ェ ー)	453	49	435	1,423	29.0
ヘルシンキ (フィンランド)	117	52	339	963	18.5
ストックホルム (スウェーデン)	186	75	506	2,689	35.9
ベルリン (西 ド イ ツ)	480	212	2,573	5,455	25.7
アムステルダム (オ ラ ン ダ)	207	80	579	1,900	23.8
ホ ン コ ン (ホ ン コ ン)	1,031	400	3,213	5,304	13.3

になると火災1件当たりの死者の発生率は著しく高いこと、また損害額もかなり多いことがわかる。

なお、出火件数(出火率)と人口100万人当たりの死者数について、最近5カ年の推移を調べてみると、アメリカはどちらもほとんど横ばい状態でいくぶん減る傾向がみられる。日本についてみると、出火件数(出火率)も人口単位当たりの死者数も共に、1968・69・70年と上昇する傾向がみられる。これは大いに注意を要する点である。(附属資料9参照)

イ 世界主要都市の火災状況

1970年(昭和45年)における世界主要都市の火災状況は第1-70表のとおりである。火災に関する統計は国により異なるため、この表のみで判断するこ

主要都市の火災状況

死 傷 者 数		火 災 原 因		
死 者	(人口100 万人当 たりの 死者数)			
		1	2	3
130	12.2	た ば こ	放 火・その疑い	火 あ そ び
315	39.4	た ば こ	料 理	子供火あそび
48	63.2	た ば こ	子供の火あそび	電 気 器 具
8	22.2	たばこ・マッチ	熱・火炎・火花	電 気・電気器具
48	37.2	放 火	調理用油脂	たばこ・マッチ
42	59.2	た ば こ	電 気 器 具	車 両
5	15.6	た ば こ	放 火	ご み く ず
30	20.4	た ば こ	電 気 の 短 絡	放 火
28	41.2	た ば こ	電 気 器 具	調 理 用 油 脂
142	18.7	子供の火あそび	たばこ・マッチ	ご み 焼 却
21	35.6	子供の火あそび	放 火	電 気 配 線
38	40.9	子供の火あそび	放 火	た ば こ
16	23.5	子供の火あそび	ご み く ず	た ば こ
4	8.2	電気配線・器具	過 熱	暖 炉・煙 突
11	21.2	—	—	—
3	4.0	過 熱	溶 接	電 気
15	7.0	マッチ・ライター	た ば こ	電 気 の 短 絡
15	18.8	子供の火あそび	電 気 の 短 絡	自動車の電気配線
22	5.5	可 燃 物	電 気 器 具	石 油 ス ト ー プ

とは無理であるが、これを人口1万人当たりの出火件数(出火率)でみると、ニューヨークが159.1件で最も多く、ついでサンフランシスコ143.9件、ホノルル143.7件、ワシントン141.9件、リバプール123.9件と続き、東京は9.1件と一番少ない。

死者数についてみると、ニューヨークの315人が最も多く、ついでロンドン142人、東京130人と続いている。これを人口100万人当たりの死者数でみると、一番多いのはワシントンの63.2人、ついでサンフランシスコ59.2人、トロント41.2人、グラスゴー40.9人と続き、東京は12.2人と他都市と比べて少ない。またこの死者数を、火災件数と対比してみると、東京は75件に1人の割合で最も高く、ついでヘルシンキ88件に1人、トロント192件に1

人となっている。一方一番低いのはリバプールで527件に1人、マイアミが414件に1人、ニューヨークが404件に1人となっている。

これらを見てわかるように、東京は出火件数の少ないことを考えると、火災による死者の発生率は著しく高いことがわかる。これは従来木造家屋が多いためと言われてきたが、現在の東京における耐火建築化、過密化、核家族化等の進行とどう関連しているか、今後明確にしていく必要がある。

一方出火原因についてみると、たばこ・マッチが1位を占めているのが8都市あり、火あそびが1位を占めているのが5都市となっており、18都市中72%にあたる13都市がたばこ・マッチと火あそびで1位を占めていることになる。その他目立つ出火原因をみると電気関係、放火が目につく。このような出火原因の傾向は世界主要都市に共通したものといえる。

2 風水害の状況

昭和45年下半年においては、7月上旬に台風第2号、8月中旬に第9号、下旬に第10号と三つの台風がわが国に上陸し、特に台風第10号は、四国を中心に大きな被害を与えた。

昭和46年上半年期（いわゆる梅雨前線による7月の被害を含む。）においては、1月上旬日本海沿岸に低気圧が発生し、島根県を中心に被害を与え、また6月上旬からの梅雨期には、全国で局地的な大雨による被害が発生したが、特に7月下旬になっても寒帯前線が停滞し、この活発化により九州、近畿地方で大きな被害が発生した。

消防機関は、これらの災害において、危険地域の巡ら警戒、避難の指示と誘導、倒壊家屋等からの人命救助、傷者の搬送、死体の搜索、水防工法の実施等の活動を行なった。

主な風水害による被害状況および消防機関等の活動状況は、次のとおりである。

なお、風水害等による「昭和45年中における都道府県別の被害状況」および「昭和45年下半年と昭和46年上半年期の主要な災害別の被害状況」は、附属資料10および11のとおりである。

(1) 昭和45年台風第2号

昭和45年7月5日台風第2号は、紀伊半島沖で北東から北西へ急カーブし、紀伊半島南端に上陸し、大阪湾から中国地方を縦断し、山陰沖へ抜けた。台風は小型で、幸い大雨による大被害はなかったが、近畿、中国地方を中心に、被害は15都府県に及び、死者、行方不明者6名を出した。災害対策本部が鹿児島県下をはじめとして全国で142市町村に設置され、消防職団員延べ6,799人が出動した。

(2) 昭和45年台風第9号および台風第10号

昭和45年台風第9号は、九州西海岸を北上した後、8月14日九州北西部に上陸し、山陰地方をかすめ、日本海を通過して、再び北海道をかすめていった。このため被害は、九州、四国、中国の全域と、近畿、東北の日本海岸、北海道など全国広範囲に及んだ。

続いて台風第10号が、8月21日四国の土佐湾から高知県に上陸し、四国西部、山陰地方を縦断し、山陰沖に抜けた。室戸で瞬間最大風速64.3mを記録し、高知気象台開設以来の記録となった。

とくに高知市および周辺地域で床上浸水が相次ぎ、被害は高知県のみで死者、行方不明者13人、負傷者491人、住家全半壊1万8,759棟、床上床下浸水1万7,110棟に及び、その他被害は、四国、近畿、中国地方にわたった。

台風第9号および第10号を合わせた被害は、全国で死者、行方不明者47人、負傷者1,277人、住家全半壊2万7,755棟、床上床下浸水7万3,112棟にのぼった。災害対策本部が県として延べ16団体、市町村として延べ584団体に設置され、消防職団員延べ15万9,596人が出動した。

また、災害救助法が、台風第9号にあっては、鹿児島、熊本、長崎、佐賀県下の21市町村に、台風第10号にあっては、高知、徳島、広島県下の31市町村に適用され、台風第9号および第10号ならびに8月17日および18日の豪雨による災害が、激甚災害に指定された。

(3) 昭和46年1月低気圧

昭和46年1月4日から、日本海沿岸に豆台風なみの低気圧が発生し、雪を伴った強風が吹き荒れ、このため山陰地方沿岸各港に避難、係留中の貨物船や漁船など約800隻が沈没、流失、破損し、鳥根、富山県下では漁民4人が死亡、行方不明になるなど、日本海沿岸各地で高波や強風による被害が続出した。このため、鳥根県下の災害は、局地激甚災害に指定された。

(4) 昭和46年6月および7月の断続した豪雨 および台風第13号

昭和46年7月上旬台風第13号が上陸し、その後いわゆる梅雨期間が過ぎた後も、寒帯前線が南下、停滞し、7月下旬に九州、近畿地方で大雨による山がけくずれ等の痛ましい災害が発生した。6月、7月の断続した豪雨および台風第13号による災害は、激甚災害に指定された。

- ① 7月7日台風第13号は、静岡県浜名湖付近に上陸し、関東南部をとおり、茨城県付近で弱い熱帯低気圧となって鹿島灘にぬけた。小型のため大きな被害はなかったが、中部、関東地方を中心に死者1人、負傷者13人、住家の全半壊約60棟の被害が発生した。
- ② 7月17日から18日にかけて、兵庫県下に局地的な豪雨があり、山がけくずれにより、旅館・民家が埋没し、国道からバスが押し流されるという事故が起きた。この集中豪雨による県下の被害は、死者22人、負傷者100人、住家の全半壊67棟に及んだ。県と2市町村（この2市町村は災害救助法を適用）に災害対策本部が設置され、消防職団員延べ968人が出動した。
- ③ 7月21日から26日にかけて、九州を横切る前線の活発化により、九州各地で大雨による被害が発生した。被害は、九州全体で死者、行方不明者28人、負傷者52人、住家の全半壊613棟に及んだ。長崎、福岡、熊本、鹿児島4県と九州県下の85市町村に災害対策本部が設置され、消防職団員延べ3万6,767人が出動した。

また、災害救助法が前記4県下12市町村に適用され、長崎、熊本、鹿児島県下の一部地域の災害は、局地激甚災害に指定された。

3 消 防 体 制

わが国の消防制度は、昭和23年に自治体消防として発足して以来20余年の年月をかぞえるが、この間における関係者の努力によって市町村の消防力も次第に強化、充実されて今日に至っている。しかしながら、社会経済の急激な発展に伴い、火災その他の災害も増加の傾向にあり、また市町村の消防力は市町村が整備すべき施設および人員の基準を定めた消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に照らして、一般的に未だ十分とはいえない状態であり、消防力の充実については今後一層の努力が必要とされる。

また、大震火災、林野火災、風水害などの広域災害ならびに石油コンビナート地帯における火災および海上火災などの特殊災害に対しては個々の市町村の消防力のみでは対処し得ないので、市町村の相互応援、消防一部事務組合などの共同組織による広域消防体制の確立ならびに、警察および自衛隊などの関係機関の協力をもとめる必要がある。

なお、消防力としては、市町村の公設消防によるもののほか、工場および事業所の自衛消防によるものがある。この自衛消防力は、近年の工場および事業所の災害の増加に対処するため今後とも増強されることが期待される。

(1) 消 防 組 織

ア 消防機関と人員

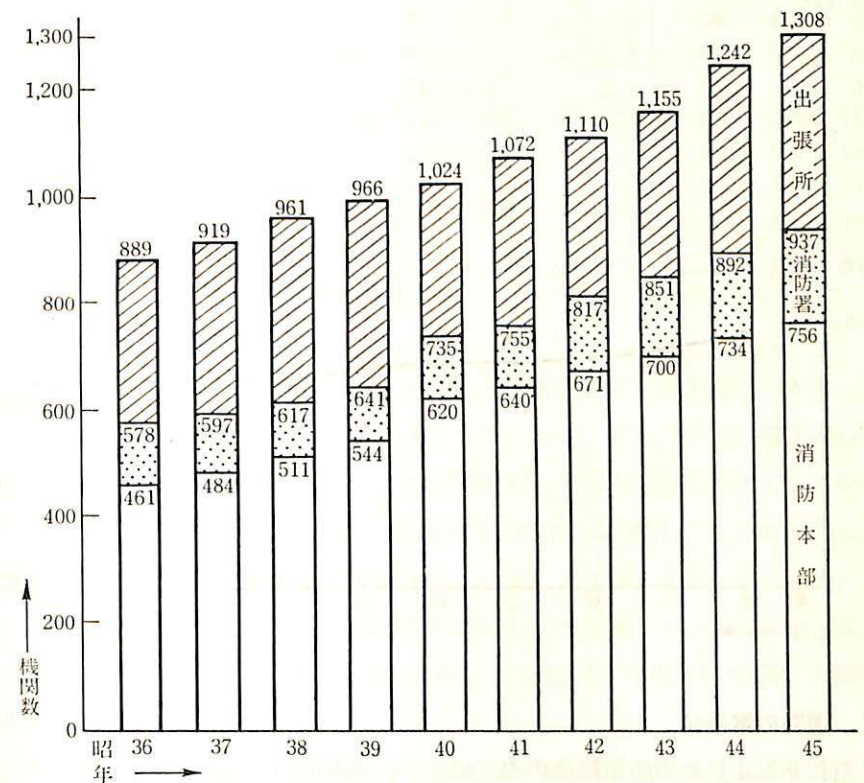
昭和45年4月1日現在における市町村の消防機関と人員の現況は、第3-1表および附属資料13のとおりである。

消防本部・署数および消防職員は、前年に比べていずれも増加している。これに対して消防団数および消防団員数は前年に比べてさらに減少しており、第3-3図にみられるとおり消防団数および消防団員数は依然として減少傾向を続けている。

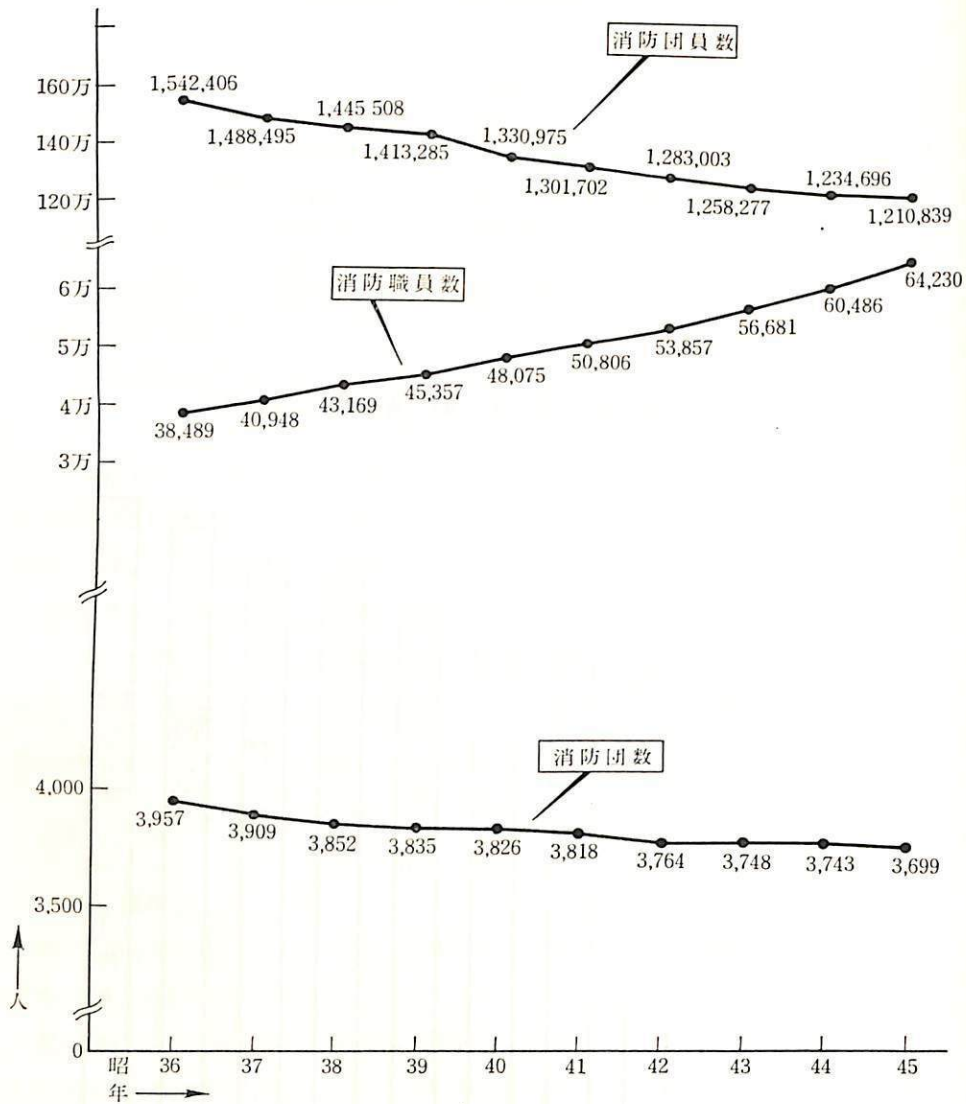
第3-1表 市町村の消防組織の現況

区 分		昭和45年(A)	昭和44年(B)	(A) - (B)
消防本部 署	消防本部数	756	734	22
	消防署数	937	892	45
	出張所数	1,308	1,242	66
	消防職員数	64,230	60,486	3,744
消防 団	消防団数	3,699	3,743	△ 44
	分 団 数	28,482	28,998	△ 516
	消防団常備部数	71	89	△ 18
	消防団員数	1,210,839	1,234,696	△23,857

第3-2図 消防機関数(昭和33年~45年)



第3-3図 全国消防職員および団員の推移



イ 消防の常備化

昭和38年4月の消防組織法の改正により、常備消防すなわち消防本部・署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり、翌39年に486市町村が

指定されたが、その後毎年追加指定され、常備化が積極的に推進されている。さらに46年6月1日政令の全部改正が行なわれ、すべての市に消防本部・署の設置を義務づけるとともに、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態様、気象条件などを考慮して指定することとされた。ただし、現に常備化の行なわれていない数市については、昭和49年3月31日までの間に常備化を行なうこととされた。

現在政令指定市町村は1,392であり、全市の99%、全町村の30.2%が指定されておりその推移は第3-4表のとおりである。

第3-4表 消防本部・署義務設置政令指定市町村数の推移

年別	区分	指定数			町村合併等による移動			差引累計			
		計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	
昭和	39年	486	466	20				486	466	20	
"	40年	114	64	50		2	△2	600	532	68	
"	41年	26	2	24	△1		△1	625	534	91	
"	42年	42	10	32	△11	1	△12	656	545	111	
"	43年	38	6	32	△1	△1		693	550	143	
"	44年	95	2	93				788	552	236	
"	45年	218	4	214	△2	△1	△2	1,004	556	448	
"	46年	389	7	382	△1	28	△1	△28	1,392	590	802

ウ 消防の広域化

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分果たすべき責任がある。しかし、災害はその市町村限りで止まるものでなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合もある。このような場合には市町村が相互に応援し、または共同の組織をもって災害に対処する必要がある。

特に、最近は道路、交通、通信網が発達し、モータリゼーションの普及により、住民の生活圏が市町村の区域をこえて拡大し、市町村相互間の時間距離も著しく短縮されている。

このような情勢から、消防事務を市町村が単独で処理するよりも、相互応援、共同組織等により処理することがより効率的となることが多い。こうし

た要請に応えるのが広域消防であり、その具体的な方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による一部事務組合、協議会、事務委託等の制度が広く活用されている。

(ア) 一部事務組合

消防事務を2以上の市町村で共同して処理する一部事務組合の設立が、近年とくに多くなっている。

第3-5表は、消防組合の設立状況であるが、46年に設立予定のものを含めて164組合と前年までの93組合の約1.8倍に増加した。

これは、全国的に市の常備化がほとんどなされ、単独で消防本部および消防署を設置することが困難な町村において常備化が進められる段階に入っていること、広域市町村圏の設定と相まって共同で常設消防を設置しようとする動きが活発化してきていること等によるものである。

消防組合の性格別設置状況は、第3-6表のとおりであり、昭和41年以前

第3-5表 消防組合の設立状況

年 別	区 分	組合数(累計) (A)	構成市町村数(累計) (B)	(B)/(A)
昭和41年まで		4	9	2.25
“ 42年		7	17	3.33
“ 43年		15	38	2.63
“ 44年		39	125	3.54
“ 45年		93	358	3.85
“ 46年		164	760	4.63

第3-6表 消防組合の性格別設置状況

年別	種別	1. 都市の組合	2. 町村の組合	3. 拠点都市と 町村の組合	計
昭和41年まで		4			4
“ 42年			3		3
“ 43年			6	2	8
“ 44年			19	5	24
“ 45年		1	33	20	54
“ 46年			30	41	71
計		5	91	68	164

に設立された組合はいずれも2~3の中都市のみの組合であったが、その後、町村の組合が設立の中心となり、最近では都市に周辺町村が結びついた組合が次第に多く設立されるようになってきている。

(イ) 事務委託

事務委託は、市町村の事務を他の市町村に委託するものであるが、現在消防事務を委託しているものは、東京都に17市、三重県、広島県に各1町、福岡県に9町、長崎県に4町1村の合計33市町村がある。

そのほか、救急業務のみを委託しているものは、秋田、山形、茨城等10数県に見られる。

(ウ) 相互応援

相互応援は、消防組織法第21条の規定によって、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、強力な協力体制をとり損害を最少限度に止め、その拡大を防止しようとするものである。

相互応援は、従来から広く行なわれてきているところであるが、最近では隣接市町村間の相互応援から数市町村のブロック的な相互応援や、さらには、県下全市町村の相互応援にまで発展しているものもある。

また、消防組織法第21条第2項においては、消防の相互応援に関し、市町村長が協定できる旨規定しているが、この協定は、離島などで応援実施の不可能な場合以外はほとんどの市町村で締結されている。協定の形式は、口頭や慣行によるものもあるが、文書による協定の締結が進められている。また、協定の内容は別に制限はなく、各市町村の実態に応じた形でなされているが、多くは応援消防力の具体的な内容、応援に要した費用、災害補償の負担区分等が明記されている。

エ 消防団の実態

消防本部・署は年々充実整備されてきてはいるが、主として一定規模以上の都市的形態をなす地域に設置されており、その他の地域においては全面的に消防団に依存している。

しかしながら、ここ10数年来消防団員の減少は続いており、年平均3万3,000人にもおよぶ減少をみせている。

消防団員の減少理由の主なものとしては、①常備化の進行、②消防団の再編成、③消防施設の機械化等のほか退職団員数に対する新任団員数が大幅に下回っていることである。

これは、人口特に青年層の都市部への大量流出や消防団に対する青年層の理解の不足等があげられる。消防団員の減少は、地域の消防力、防災力の減退につながる大きな問題であり、国としても消防団員の処遇改善、消防本部・署設置市町村の指定の拡大等種々の対策を講じているが、市町村においても、必要団員数の確保に努めるとともに、地域の実情に即した常備体制の促進（消防本部・署設置の外、消防団常備部の設置、機関員の常置、季節的常備など）、消防施設の改善、機械化、近代化等によりその不足を補なう対策をより一層進めなければならない。

消防団員の年令別構成は第3-7表のとおりで、昭和45年において30才以下の団員が全団員の40.9%であり、前年より0.1%減少し、41歳以上の団員は全団員の14.3%で前年より1.0%増加をみており、41歳以上の高令消防団員の占める割合が高くなる傾向が続いている。

第3-7表 消防団員の年令構成の推移

区 分	18歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳以上	合 計
昭 和 41 年	36,894 (2.8)	528,809 (40.6)	600,255 (46.1)	112,023 (8.6)	23,721 (1.9)	1,301,702 (100.0)
” 42 年	43,701 (3.4)	493,745 (38.5)	596,619 (46.5)	123,663 (9.6)	25,275 (2.0)	1,283,003 (100.0)
” 43 年	47,030 (3.7)	472,005 (37.5)	582,466 (46.6)	131,402 (10.4)	25,374 (2.0)	1,258,277 (100.0)
” 44 年	44,600 (3.6)	461,979 (37.4)	564,226 (45.7)	138,010 (11.2)	25,881 (2.1)	1,234,696 (100.0)
” 45 年	39,800 (3.3)	455,678 (37.6)	542,161 (44.8)	146,339 (12.1)	26,861 (2.2)	1,210,839 (100.0)

30歳以下の団員の構成割合をブロック別にみると、中部地方が全国平均(40.9%)を14.8%上回る55.7%を示し若年層の占める割合が高い。ついで九州地方の45.3%、関東地方の44.6%が全国平均を上回り、近畿地方が41.5%とわずか0.3%上回る程度である。北陸地方36.4%、東北地方33.2%、中国地方32.6%、四国地方31.7%、北海道22.7%は全国平均を下回っており、

中でも北海道では前年に比して1.0%減少している。

41歳以上の団員の構成割合をブロック別にみると、北海道の36.6%、東北地方の22.4%が全国平均(14.3%)を大幅に上回り、ついで中国地方16.8%、四国地方16.5%、北陸地方15.8%が全国平均を上回っており、近畿地方12.4%、関東地方11.7%、九州地方10.7%、中部地方5.8%は全国平均を下回っている。

若年層の都市部への流出、団員数の減少とその補充の困難等の事情から今後ますます41歳以上の高令消防団員の割合が高まってゆくものと思われる。

(2) 消 防 施 設

消防機械器具、消防水利、火災通報施設等の消防施設は年ごとに整備強化され、その科学化、機械化が進んではいるが、産業の著しい発展、国民生活様式の変化に伴い増大する火災および各種災害に十分に対処するためには今後とも消防施設の強化を図るようにならなければならない。このため国では、昭和28年消防施設強化促進法の制定以来、補助金を交付しその整備強化を図っている。

ア 消 防 機 械

消防機械の保有状況は、第3-8表のとおりである。

消防本部・署および消防団のいずれにおいても、消防ポンプ自動車、水そう付消防ポンプ自動車、救急自動車等の消防機械はいずれも増加している。これに対し三輪消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ、腕用ポンプはそれぞれ年々減少している。

都市においては、危険物火災をはじめ高層建築物火災および地下街等における特殊災害に対処するため、化学消防自動車、はしご付消防ポンプ自動車等の特殊な消防自動車や救急自動車が増加している。また、消防団にあっては、人員不足を補うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車の増加が目立っている。

しかし、これら消防機械の保有状況を消防力の基準に照らしてみるとその充足状況は十分とはいえない。また、近年危険物、ビル、地下街等の特殊

第3-8表 消 防 機 械 の

区 分		37. 5. 31	38. 5. 31	39. 5. 31
消 防 本 部 ・ 署	消 防 ポ ン プ 自 動 車	2,367	2,350	2,440
	水 ぞ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	933	1,011	1,052
	三 輪 “	25	10	8
	手 引 動 力 ポ ン プ	5	2	1
	小 型 動 力 ポ ン プ	593	586	643
	は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	73	93	106
	化 学 消 防 自 動 車	65	70	72
	救 急 自 動 車	242	293	377
	無 線 車	126	113	113
	そ の 他 の 消 防 自 動 車	274	353	321
	消 防 艇	31	31	29
消 防 団 (常 備 部 含 む)	消 防 ポ ン プ 自 動 車	9,463	9,665	10,332
	水 ぞ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	233	247	262
	三 輪 “	2,204	1,913	1,635
	手 引 動 力 ポ ン プ	13,537	11,901	11,189
	小 型 動 力 ポ ン プ	42,727	44,905	47,443
	腕 用 ポ ン プ	8,898	6,928	5,486
	そ の 他 の 消 防 自 動 車	587	473	549
合 計	消 防 ポ ン プ 自 動 車	11,830	12,015	12,772
	水 ぞ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	1,166	1,258	1,315
	三 輪 “	2,229	1,923	1,643
	手 引 動 力 ポ ン プ	13,542	11,903	11,190
	小 型 動 力 ポ ン プ	43,320	45,491	48,086

災害が増加しているが、これらについては従前の消防機械のみでは防禦することが困難になっているので、これに対処できる科学消防施設の開発と整備を促進しなければならない。

イ 消 防 水 利

消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに不可欠のものである。そこで、消防に必要な水利の確保と管理のため、消防水利の基準を定め、その基準に適合するものを消防水利として指定している。

これには、人工水利（消火栓、防火水そう、井戸等）と自然水利（河川、池、沼、海水等）とがある。

保 有 数 の 推 移

40. 5. 31	41. 5. 31	42. 4. 1	43. 4. 1	44. 4. 1	45. 4. 1
2,538	2,601	2,672	2,786	2,912	3,073
1,115	1,156	1,189	1,224	1,280	1,357
10	8	7	6	3	4
4	6	10	3	3	6
676	734	762	772	882	923
124	151	200	230	269	293
79	153	197	257	318	366
469	571	689	835	1,015	1,229
131	120	124	332	389	454
427	486	503	704	844	853
33	33	30	31	36	38
10,845	11,354	11,738	12,219	12,701	13,201
267	265	291	304	325	348
1,446	1,202	914	768	597	450
10,225	8,790	7,049	6,464	5,598	4,565
49,514	51,130	52,250	53,914	56,245	57,606
4,468	3,596	2,606	1,781	1,422	1,094
648	656	2,257	5,133	6,126	6,995
13,383	13,955	14,410	15,000	15,613	16,274
1,382	1,421	1,480	1,528	1,605	1,705
1,456	1,210	921	774	600	454
10,229	8,796	2,059	6,467	5,602	4,571
50,190	51,864	53,012	54,686	57,127	58,529

全国の主な消防水利の現有数（45.4.1現在）は、次のとおりである。

全 国 の 現 有 数	777,609	前年より	43,684	6.0%増
消 火 栓	567,273	“	40,431	7.7%増
防 火 水 ぞ う	179,406	“	5,084	2.9%増
{20m ³ ~40m ³ 未満	93,168	“	1,099	1.2%増
{40m ³ 以上	86,238	“	3,985	4.9%増
井 戸	30,930	“	△ 1,831	△ 5.6%減
{20m ³ ~40m ³ 未満	20,905	“	△ 728	△ 6.4%減
{40m ³ 以上	10,025	“	△ 1,103	△ 9.9%減

七大都府県で保有する消防水利は31万2,022基で全国の40.1%にあたり、

大都市を包括する都道府県の充足状況はかなり高い水準に達している。

また、人口10万以上の中都市における消防水利の設置状況もかなり高率を示している。しかし、全国的にみれば消防水利の現有数は、消防水利の基準を十分満たしているとはいえない。

自然水利は、人工水利とともに消防水利として重要な役割を果たしているが、渇水期、排水期には使用困難又は不能におち入り、河川水位、地下水位の低下により、あるいは護岸、道路、埋立等の工事による影響を受け、目的を十分に果たせないことが多い。

一方、住宅、事業所等の新增築等に伴い市街地、密集地が拡大し、消防水利を必要とする地域が大都市近郊に増加している。したがって消防水利の不足、減少分を補うとともに、新たな消防水利の需要に応じ今後とも消防水利の増強を図らねばならない。これらの中で防火水そうは①自然水利と異なり渇水、干潮等の影響を受けることがない、②消火栓のように使用時間、季節、水源の変化などの影響による水圧、水量の変化がない、③消火栓にくらべ耐震性が強いなどの長所を有するので、今後防火水そうの増設をはかる必要がある。

ウ 火災通報施設

火災をはじめ各種災害の被害を最少限度にくい止めるためには、早期通報、初動対策が重要である。火災通報施設には、消防機関の通報施設、一般に使用される火災報知機、火災報知専用電話（119番）および加入電話等がある。特に「各論1火災の実態」で見るとおり、火災報知専用電話による通報は、利用度も高く、損害を少ない範囲で防止するうえに大きな役割を果たしている。

(ア) 消防無線電話

大火災、大規模災害時においては、有線電話による通話が不能になり、的確な情報の把握、指示、連絡等に重大な支障を生ずることが少なくない。

消防無線は、こうした場合にきわめて有効な力を発揮するのみならず、火災、災害現場の各消防隊に適切な対策を指示し、また救急事故の負傷者

の症状等について行動中の救急車と連絡をとり、病院への連絡通報などに広く活用されている。

全国の消防無線電話の現有数（45.4.1現在）は次のとおりである。

局数（基地および移動局）	9,951局	前年より	1,263局	14.5%増
固定用中短波（〃）	1,424基	〃	△ 215基	△13.1%減
移動用超短波（〃）	8,527基	〃	1,478基	21.0%増

無線電話は、通信施設として最も優れたものであり、昭和45年には前年に比べ14.5%増加し、昭和36年に対し7,804局増加し、局数は約5倍になった。無線電話には、中短波と超短波とがあるが、救急業務をはじめ消防業務が増大、広域化しつつある最近の事態に対処するため、特に高度の性能をもつ超短波通信施設の普及が望まれる。

(イ) 火災報知専用電話

この電話は、消防機関に火災、その他の災害の発生を迅速に通報するもので加入電話または公衆電話を使用し、「119」の番号で、消防機関に通報する施設である。

この施設は、昭和45年には全国で3,990基となり前年対比でみると632基、18.8%増となり、また昭和36年と対比すると3,055基、約4倍の増となっている。

(ウ) 消 防 電 話

この電話は、消防本部・署等の消防機関をむすぶ消防専用電話をいい、各種災害の情報連絡等に大きな役割を果たしている。

昭和45年には全国で6,877基となっており、昭和36年に比べると1,980基、40.4%増となっている。

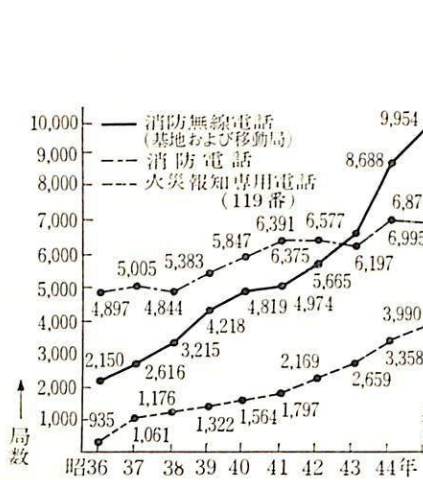
(エ) 火 災 報 知 機

火災報知機には、公設と私設とがある。公設の火災報知機は公共の用に使用するために市町村が設置するものであり、私設のものは防火対象物の所有者、管理者が自衛のために設置するもので、いずれも消防機関にある受信装置に直結されている。

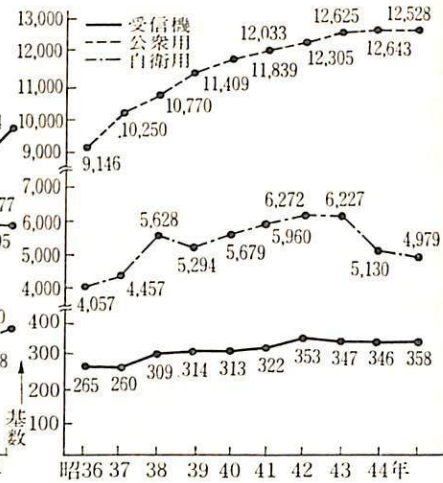
火災報知機は、46都道府県のうち33都道府県の93市町村に設置されて

いる。

第3-9図 消防無線電話、火災報知専用電話および消防電話の推移



第3-10図 火災報知機の推移



(3) 関係行政機関との協力

市町村の消防業務を円滑かつ能率的に推進するためには関係行政機関と連絡を密にし、相互に協力していく必要がある。関係行政機関には、警察庁、防衛庁、厚生省、林野庁、建設省などもあるが、ここでは海上保安庁および運輸省との協力関係について述べる。

ア 海上火災についての業務協定

領海内の消防については、昭和24年12月9日付で海上保安庁と当時の国家消防本部との間に、「海上保安庁と消防機関の業務協定」が締結されていたが、海上の船舶火災発生危険の増大を考慮し、その内容をより実情に即したものとするため、昭和43年3月29日改めて「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」が交された。

この覚書は、領海内における船舶の火災による消火活動およびこれに関連する事項について、両機関が協力し、円滑に消防活動を行なうため、両機関が締結すべき業務協定の基本を定めたものである。これによって、市町村は

一そう実情に即した海上火災の消火活動ができるようになった。

イ 空港事故についての業務協定

空港管理者である空港事務所は、航空法、同施行規則、空港事務所等組織規則等の規程に基づき、空港およびその周辺における航空機事故その他空港における事故に際して、消火救難の責任を有していることから空港における消防力の整備充実を図る必要がある。特に地方公共団体が設置管理する第3種空港の消防体制は貧弱であるので早急に消防力の強化が望まれる。

しかしながら、空港における現有消防力のみでは航空機火災等に対処することは困難であるので、空港の火災に際して、この空港の消防隊と市町村の消防機関の両機関の消火救難活動が円滑に行なわれるよう予め協力関係について協定を締結しておく必要がある。このため、協定の準則について、消防庁と運輸省との間で協議を進めてきたが、昭和45年5月協議が成立し、それぞれの空港所在市町村において、この協定準則を基本として協定の締結が進められている。(附属資料14参照)

(4) 自衛消防力

近年、重化学工場、石油コンビナート、その他の大規模な事業所の爆発火災事故は増加の傾向を示している。

企業自体が、火災、その他の災害の発生を予防し、被害の軽減を図ることは企業として当然のことであるが、特に災害発生危険度の高い企業や、災害により他に重大な被害をおよぼすおそれのある企業では、その社会的責任として消防組織、設備を完備する必要がある。

自衛消防とは、広義には市町村が設置する公設消防以外の消防組織をいうが、ここでは、消防法第8条の規定にかかる工場、事業所等であって消防機械器具を有し、これを運営する要員のいる組織をいう。

なお、危険物施設のある事業所に設置されている自衛消防組織については、「4 予防行政(4)危険物規制」の中で述べられている。

自衛消防力の概況は第3-11表のとおりである。

今後とも事業所、工場における火災、その他の災害は増加するものと考えら

れ、各企業においては、自衛消防力の質的向上を図り、市町村消防との密接な連携をとり、災害予防、被害の軽減化を促進するよう一層の努力が望まれる。

第3-11表 自衛消防力の概況

	44. 4. 1	45. 4. 1
自衛消防力を有する工場、事業所	21,149	33,327
自衛消防隊数	23,910	35,500
隊員数	831,061	904,927
消防ポンプ自動車	873	835
水そう付消防ポンプ自動車	270	292
三輪ポンプ自動車	159	142
手引動力ポンプ	1,925	1,667
小型動力ポンプ	9,671	10,065
化学消防自動車	447	527
大型消火器	50,804	34,746
腕用ポンプ	451	291

(注) 本表は、危険物のある事業所に設置されている自衛消防組織の自衛消防力を含む。

4 予 防 行 政

(1) 火災予防運動

ア 春季および秋季火災予防運動

防火思想の徹底を図るため、毎年、春と秋の2回（春は2週間、秋は1週間）全国いっせいに火災予防運動を展開しているが、昭和45年度の実施状況は次のとおりである。

(ア) 秋季火災予防運動（昭和45年11月26日から12月2日まで）

秋季火災予防運動は、火災期を迎えるあたり広く国民ひとりひとりの防火意識を喚起し、特に近年、年をおって増加している火災による死傷者をなくすため、次の全国いっせい実施事項について強力に実施した。

a わが家の防火総点検

各家庭における火気の点検および整理を行ない、さらに火災の発生に備えて消火の準備や避難の計画設定などを徹底させる。

b たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

たばこは、毎年出火原因の上位を占めており、たばこに起因する火災は今後も増加していくものと考えられるので今回も重ねてこれを取りあげ、危険意識の高揚を期する。

c 暖房器具の正しい使い方

ストーブを始め、こたつ等の暖房器具は、その取扱いを誤ると火災の原因となり易いのでその正しい使い方を徹底させる。

d 旅館、ホテル、百貨店、事務所等多数の者の出入りする防火対象物における消火避難訓練の実施

多数の者の出入りする施設から火災が発生すると多くの人命を失なう危険があり、社会的影響も大きいので、防火管理者を中心とする自主的な消火避難訓練の実施ならびに消防用設備の点検および使用の訓練の実施を推進して被害の極限防止を図る。

e 防災規制の徹底

病院、旅館等の防災防火対象物において使用するカーテン等の防災規制はもちろん、規制の対象とならない防火対象物においても防災カーテン等の普及を図る。

(イ) 春季火災予防運動（昭和46年2月28日から3月13日まで。前期1週間は車両および林野の火災予防運動、後期1週間は一般火災予防運動）

春先には火災が多く発生し、気象条件によっては大火になり易いが、昭和45年中の火災による死者は1,595人に達し、特に暮から46年1月末にかけて、水戸市の中央ビル火災、和歌山市の寿司由楼火災、北海道美唄市の美容院寄宿舎火災などで多数の死傷者が発生した。このような事態にかんがみ、次の事項を全国いっせい実施事項としてとりあげ、国民の火災予防思想の高揚を図った。

a 地域ぐるみの防火総点検

さきの秋季予防運動で実施したわが家の防火総点検をさらに発展させ、これを部落あるいは街区などの地域ぐるみの運動として、個々の家庭はもとより、地域を通ずる防火総点検の一層の徹底を期する。

b たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

c 外出時、就寝前の火の元点検の励行

就寝時における火災による死者が依然として多いので、就寝前はもちろん、外出時にも火の元の安全を確かめるよう習慣づける。

d 旅館、ホテル、百貨店、地下街等多数の者の出入りする防火対象物における消火、通報および避難の訓練の実施

e 防災規制の徹底

f 車両および林野の火災の防止

車両火災の防止については、例年どおり、2月28日から一週間車両火災予防運動として重点的に実施し、また林野火災の防止については、冬季から春季にかけて山火事などが集中して発生する傾向にあるので、今回も、全国山火事予防運動を展開して防火対策の万全を期する。

(ウ) 昭和45年度の火災予防運動の特色

火災による死傷者の発生が増加する傾向にあり、特に住宅における火災および死傷者の発生が多いので、家庭における防火の徹底、さらにこれを拡大した街ぐるみの防火の徹底をはかり、また、旅館、ホテル等多数の者の出入りする防火対象物における消火避難訓練の実施等、火災発生の防止と死傷者の発生防止の対策を全国いっせい実施事項としてとり上げ、人命の損傷事故防止を図ることを重点においた。

イ 車両火災予防運動（昭和46年2月28日から3月6日まで）

昭和26年4月、横浜市桜木町における国電火災事故を契機に始められたこの運動も21回を迎えたが、引き続き運輸関係者および利用者の協力により車両火災防止の認識を深め、安全な輸送確保を図るため、消防庁と運輸省の主唱によって昨年同様次の諸点を重点目標として実施した。

a たばこの投げ捨てと禁煙車内における喫煙の防止

b 危険物品の車内持込み防止

c 乗務員の消火器操作訓練および避難誘導訓練の実施

d 車両の点検整備と消火器の維持管理

e 危険物輸送における安全運転の励行

ウ 全国山火事予防運動（昭和46年2月28日から3月6日まで）

山火事予防思想の普及を図るとともに、その予防対策を強化して森林資源の保全を図るため、消防庁と農林省の主唱によって、昨年同様山林で働く者、ハイカー等の入山者、森林所有者、その他農耕者等を対象に、たき火、たばこのあと始末、火入れの許可の遵守等を重点に実施した。

エ 文化財防火デー（昭和46年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災およびその後金閣寺等の重要文化財が焼失したことにより、昭和29年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るための行事を消防庁と文化庁の主唱の下に実施している。昭和46年文化財防火デーも17回目を迎えたが、昨年同様文化財の防火対策の再認識、消防用設備の整備等の実施方針を定め、文化財防火運動を展開した。

オ 民間防火組織

火災の発生の防止および火災による死傷者の防止をはかるには、国民の防火に対する認識を高めることが必要である。このためには関係機関、団体と協力して防火に関する教育の普及徹底を図る努力が必要である。

現在このために組織されている民間の防火組織には、家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと小中学校生徒を対象とした少年消防クラブとがあり、それぞれの立場において、火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。それらのクラブ数および人員は、昭和45年4月1日現在、婦人消防クラブでは5,530団体88万9,800人で、少年消防クラブでは5,150団体49万2,154人である。

婦人防火クラブは、従来、その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが、最近では、大都市においてもその結成が進められてきている。これは、各家庭の防火診断、火を使用する器具類の正しい取扱い方と消防用具の設置の指導、防火座談会の開催等火災予防のための活動ならびに研究を行なっている。最近では、特に農山漁村地帯においては、出かせぎ等により男手が不足して消防団員が減少しつつある状況にあり、これを補う意味でも、このような婦人による防火活動の果たす役割は大きい。

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ直接的には火あそび等の危険な行為を防止して各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって昭和25年以来、その結成を促進し、運営について指導を行なってきた。

少年消防クラブは、学校、消防署または市町村を単位に結成されており、昭和28年には「全国少年消防クラブ運営指導協議会」が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれの環境、条件等によって異なるが、主なものは、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火弁論大会、避難訓練、防火作品の製作、火災予防運動行事への参加協力等である。

特に、クラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）は、少年消防ク

ブ育成のため、毎年3月、表彰を行ない、優良少年消防クラブおよび指導者に対し、表彰旗および記念品を授与している。昭和46年3月に行なわれた表彰では、表彰旗を授与されたクラブ17団体、記念品を授与されたクラブ25団体、記念品を授与されたクラブ指導者14人となっている。

（2） 自主防火体制

ア 防火管理者

多数の人が出入りし、勤務し、または居住する建築物には、一定の資格を有する防火管理者を置いて、消防計画の作成、これに基づく避難訓練の実施、火気の使用または取扱いに関する監督、消防用設備等の点検、整備などの業務を行なわせなければならないこととされている。

防火管理者の資格は、消防機関の行なう防火管理講習会を受講すること等によって与えられるが、最近における建築様式や建築材料の多様化等に伴い、防火管理者に要求される知識は、単に一般的な防火の知識にとどまらず、建築物の防火上の構造、設備さらには建築材料等に関する知識にまで及んできている。したがって、防火管理者は、資格を取得した後も、常に新しい知識の吸収につとめる必要があり、消防機関においては、防火管理者の指導と講習会等による再訓練に一層の努力を払う必要がある。

防火管理者は、その管理する建築物の防火上の構造、設備について十分な理解と知識を持ち、その施設の特色に応じた消防計画を作成しなければならないが、この場合とくに留意すべきことは、避難体制および消防用設備等の点検、整備である。とくに避難体制については、通報、誘導、避難器具の使用等について、従業員等の任務分担を明確にし、定期的に訓練を行なわねばならないことはもちろんであるが、夜間の従業員の数が宿泊者数に比して極端に少なくなる旅館、ホテル等においては、夜間の避難体制を十分確立しておかなければならない。

また、消防用設備等は、設置するだけでなく、火災時に有効にその機能が発揮されるよう、日頃から点検、整備を十分に行なっておかなければならない。

なお、昭和45年末の水戸市中央ビルの火災による惨事が防火管理の不備によるものであったことにかんがみ、昭和46年6月1日の消防法の改正により、消防機関は、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていないと認める場合には、その設置を命ずることができるものとされた。これにより、さらに防火管理の徹底が図られるものと期待される。

イ 共同防火管理

高層建築物、地下街または一定規模以上の複合用途防火対象物で管理系統が分かれているものは、その建築物全体の火災予防、消火活動、避難等の面で種々の支障が生ずるので、これらの建築物の各管理者は、共同して建築物全体の防火管理を行なわなければならないこととされている。

すなわち、各管理者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、全体の消防計画の作成等について協議し、その決定に基づいて避難訓練等を実施しなければならない。

共同防火管理を実効性のあるものにするためには、各管理者は、協議会の代表者および統括防火管理者に大幅な権限を付与し、これに積極的に協力しなければならない。

なお、昭和46年6月の消防法の改正により、防火管理者の場合と同様、消防機関は、共同防火管理について必要な事項が定められていないと認める場合には、これを定めるべきことを命ずることができるものとされた。

(3) 建築物の防火体制

最近の建築物の大規模化と新材料、新工法の普及に伴って、建築物の火災による人命の危険は増大してきている。このため、建築物の不燃化、避難施設の整備、建築設備と消防設備の適正な設置と維持管理、防火管理体制の確立等建築物の防火体制が一層強化されなければならない。

このため、消防法等の法令を改正し関係規定の強化を行ない、建築物の防火体制の徹底をはかった。また、建設省においても、建築物の防火体制の徹底を図るべく建築基準法令の改正を行なっている。

ア 建築基準法令の一部改正

旅館等における火災による人命被害が増大していることにかんがみ、昭和44年1月建築基準法施行令の一部を改正し、防火区画の設置、内装の不燃化、避難施設の整備、地下街の防災化等に関して規定を強化したが、さらにこれらの点を強化するため、昨年6月建築基準法および同年12月同施行令の一部改正が行なわれ、昭和46年1月1日から施行された。

このうち、消防に関係のある事項の主なものは、次のとおりである。

(ア) 排煙設備

排煙設備は、火災時に建築物や屋内可燃物から発生する煙が避難行動を妨げることから、煙の充満を防止するため、床面積500㎡以内ごとにたれ壁等で防煙区画するとともに、有効な開口部から、または予備電源を備えた排煙機により、屋外に煙を排出しようとするものであり、集会場、病院、百貨店等の特殊建築物、排煙上有効な開口部がない居室などに設置を義務づけた。

(イ) 非常用の照明装置

火災が発生した際、常用電源が断たれることにより生ずる混乱を防止し、安全かつ円滑な避難ができるよう、集会場、病院、百貨店等の特殊建築物、大規模な建築物等には、居室、通路、階段等に有効な照明をするため、予備電源をつけた非常用の照明装置の設置を義務づけた。

(ウ) 非常用の進入口

道路、空地などに面する窓その他の開口部を有しない建築物にあっては、火災が発生した場合に消火活動や救助活動が有効かつ円滑に行なえるよう高さが31m以下の3階以上の各階の外壁面に非常用の進入口を40m以下の間隔で設けることとした。

(エ) 非常用の昇降機

高さが31mをこえる高層建築物には特定のものを除き、避難および救助ならびに消防活動の用に供するため、火災発生時においても安全に作動する一定数の非常用の昇降機の設置を義務づけた。非常用エレベーターは、一般のエレベーターの構造基準によるほか、一定以上の速度、予備電源、

呼戻し装置等を有し、さらに乗降ロビーおよび昇降路は防火、防煙性能を有すべきものとされている。

(オ) 中央管理室（防災センター）

中央管理室は、建築物内に設置されている種々の装置または設備から、当該建築物に関する災害の情報を早期に覚知するとともに、建築物内に設置されている防災設備等の制御および作動状況の適正な監視を行なうため、高さが31mをこえる建築物で非常用の昇降機（エレベーター）の設置が義務づけられたものまたは各構えの床面積の合計が1,000㎡をこえる地下街に設置される。

これに伴い、昭和45年12月消防法施行令および同規則の一部が改正され、自動火災報知設備の受信機、スプリンクラーヘッドの開放表示、警報装置、電気火災警報器の受信機等は、建築基準法令により設けられた中央管理室にも設置することを義務づけ、建築基準法令に基づく機械換気設備、排煙設備等と消防用設備との調整をはかり、それぞれの設備の機能が一体的に有効に発揮しうるように規定の整備が行なわれた。

(カ) 内装材料

建築材料の発達に伴い、内装制限を受ける建築物でも多量の煙を発生する新建材が使用されるようになった。建物火災で多量に煙が発生すれば避難や消火活動にも支障をきたすことになる。そこで建築基準法で定められている不燃材料、準不燃材料、難燃材料は、従来の燃えないという条件の他に煙およびガスも一定量以上は出さないという条件をも満足するものでなければならぬと告示（昭和45年12月）され、煙に対して規制の強化が図られた。

イ 消防用設備等の設置および維持管理

建築物には、用途、規模、構造等に従い、消防法令により、消防用設備等を設けなければならないこととされているが、消防法令の施行または適用の際現に存するいわゆる既存建築物に対しては、消防用設備等に関する規定は、原則として適用されないこととされている。しかし、旅館、ホテルなどの火災が相次いで発生したことにかんがみ、昭和44年3月消防法令の一部を改正

し、旅館、ホテル等にあつては、既存のものであつても、火災の早期発見、早期通報の用に供する自動火災報知設備の設置を義務づけることとし、昭和46年4月1日から施行した。

また、過去の火災事例からみても、消防用設備等の適正な設置がなされていなかったため、大惨事が発生していることにかんがみ、かさねて消防機関に対し、十分なる査察を実施して違反建築物に対しては適切な指導、勧告等を行ない、是正されない建築物に対しては消防法第17条の4の規定による措置命令、同法第5条の規定による使用停止等の命令または告発の措置をちゅうちょすることなくとるよう通達（昭和46年1月8日付け消防予第11号）した。

ウ 保守体制の確立

消防用設備等は日常の点検、整備などその維持管理が十分なされていなければ有事の際においてその機能が発揮できない。現在、消防用設備等の維持管理については、防火管理者が作成する消防計画においてその事項を盛り込み、定期的に点検を実施し、また消防機関が適切な指導を行なうことができるよう3年に1回以上その維持管理の状況を報告することが義務づけられている。

今後、消防用設備等が機能的に複雑化する傾向にあり、消防用設備等の維持管理者の知識技能の向上、保守管理を推進するための団体の設立等関係者および消防機関における消防用設備等の保守管理体制の確立が必要である。

(4) 危険物規制

ア 危険物規制の概要

消防法に定める危険物は、引火性又は発火性のある物品で、いずれも火災の危険性が大きくかつ、消火が困難な物品である。

これら危険物による災害の発生を防止するため、消防法では、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所は、その位置、構造および設備を一定の基準に適合させ、危険物施設として許可を受けなければならないこととされている。また、これらの施設には、危険物取扱者を置くことを義務づ

け、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならないこととするとともに、危険物の貯蔵および取扱の基準を定めている。このほか、危険物の運搬についても、その容器、積載方法および運搬方法を規制している。

危険物施設の数、逐年増加を続け、昭和46年3月31日現在34万6,113施設に達している。これは昭和34年9月の危険物政省令施行当時の約3.6倍に当たる。

因みに、ガソリン、灯油、軽油および重油の昭和41年から昭和45年までの生産実績およびこれを昭和34年を100とした指数グラフは、それぞれ第4-1表および第4-2図のとおりである。これらの表および図で明かなように最近の増加率は非常に高く、また、危険物施設の増加率よりも遙かに高く、この傾向は当分持続するであろう。

第4-1表 生産実績表 (単位 kl)

品目	昭和34年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年
ガソリン	5,417,925 (100)	12,602,371 (233)	14,442,429 (266)	16,400,688 (303)	18,480,299 (341)	20,888,428 (371)
灯油	1,744,605 (100)	6,346,394 (364)	8,648,828 (496)	10,480,301 (601)	12,911,917 (740)	17,496,504 (1003)
軽油	1,830,017 (100)	7,173,415 (392)	8,100,260 (443)	9,933,976 (543)	10,440,392 (571)	12,096,393 (661)
重油	11,931,676 (100)	51,361,336 (430)	62,867,299 (527)	71,072,708 (596)	85,708,036 (718)	96,590,897 (810)

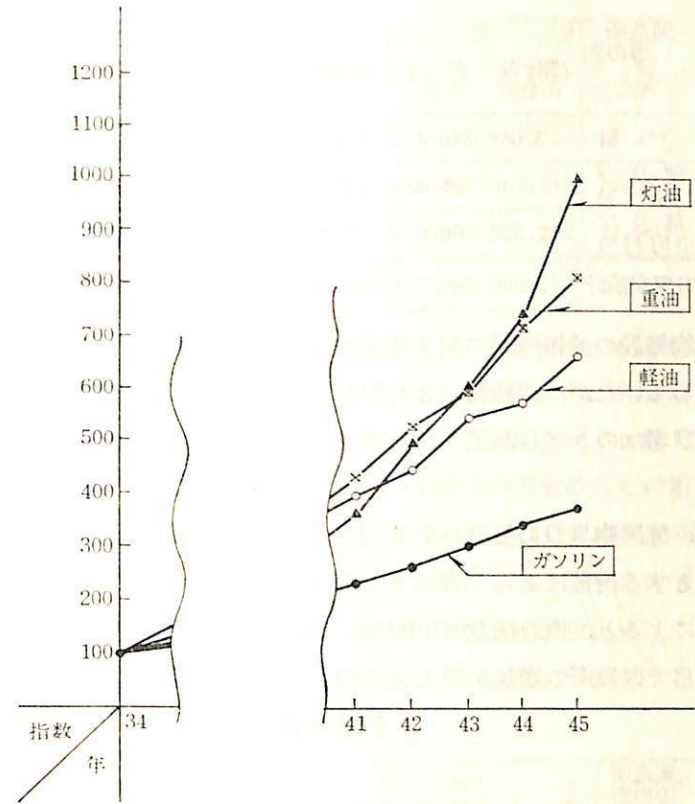
(注) ()内の数値は、昭和34年の生産量を100として指数で表したものである。

これらの傾向は石油化学産業等の諸産業の進展により、今後もさらに増加を続けるとともに、新たな危険物の出現等危険物の種類の多様化、危険物の貯蔵取扱量の増加、危険物移送の大量化等の傾向もなお続くものと考えられる。

こうした事態に対処し、危険物の保安の確保を図るため、昭和46年6月に、消防法および危険物関係政省令の一部が改正された。

また、近時、パイプラインによる石油類の長距離移送の具体的計画が進められていることにかんがみ、消防庁では、その保安体制の確立を図るため、昭和46年7月消防審議会に石油パイプラインの保安規制に関する諮問をした。

第4-2図 生産実績の推移 (昭和34年=100)



イ 危険物施設 (製造所, 貯蔵所, 取扱所)

(ア) 危険物施設の数

昭和46年3月31日現在における危険物施設の数、第4-3表に示すとおり、総数34万6,113で前年同期に比べ3万7,329 (12.1%)の増加となり、前年の増加数2万9,772に対し、6,557の増加を示している。

第4-3表 危険物施設数年別比較

調査期日	危険物施設総数	前年同期に対する増加施設数	前年同期に対する増加率
昭和43年3月31日現在	246,762	33,241	16.0%
〃 44年3月31日 〃	279,012	32,245	13.1%
〃 45年3月31日 〃	308,784	29,772	10.6%
〃 46年3月31日 〃	346,113	37,329	12.1%

第4-4表 危険物

市町村別	製造所等の別	団体数	合計	製造所	貯蔵			
					小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所
総計		3,069	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611
消防本部及び署設置市町村分		746	285,439	3,311	182,755	34,132	60,037	12,611
消防本部及び署未設置市町村分		2,323	60,674	373	31,128	9,122	11,270	1,000
昭和45.3.31現在総計		3,266	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334

危険物施設の前年同期に対する増加率は、昨年および一昨年と続いて一時鈍化していたが、昭和46年3月31日現在における危険物施設総数をみると、再び増加のきざしが見えはじめた。今後の動きが注目されるところである。

また、危険物施設の推移を昭和34年の危険物規制制度改正当時の施設数を100とする指数によって表わすと第4-5表のとおりである。

これによると、施設総数で3.64倍、製造所1.46倍、貯蔵所3.38倍、取扱所4.38倍で取扱所の増加が最も大きい。

第4-5表 危険物施設

調査期日	製造所等の別	総計	製造所	貯蔵			
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所
昭和34年9月30日		(95,207)	(2,523)	(63,303)	(23,566)	(19,090)	(2,048)
昭和36年3月31日		100	100	100	100	100	100
昭和37年3月31日		111	98	109	104	121	109
昭和38年3月31日		123	102	122	109	146	142
昭和39年3月31日		134	106	138	114	169	194
昭和40年3月31日		158	109	157	119	190	249
昭和41年3月31日		180	110	179	128	215	312
昭和42年3月31日		200	115	203	137	236	371
昭和43年3月31日		222	119	222	145	256	435
昭和44年3月31日		255	125	249	155	282	497
昭和45年3月31日		293	133	276	165	311	546
昭和46年3月31日		324	137	304	173	339	602
昭和46年3月31日		364	146	338	184	374	665

(注) (1)昭和34年3月31日現在の数値を100とする。(2) ()内は、実数である。

規制対象数 昭和46年3月31日現在

所				取扱所				事業所
地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	
45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553	62,244	155,335
40,131	3,670	23,692	8,482	99,373	44,877	3,312	51,184	121,672
5,749	1,179	1,704	1,091	29,173	17,872	241	11,060	33,663
38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274	51,800	146,478

貯蔵所のうち、増加率の高いものは地下タンク貯蔵所の8.37倍、移動タンク貯蔵所の7.20倍、屋内タンク貯蔵所の6.65倍であり、比較的少量の危険物を貯蔵する施設の増加が目立っている。取扱所では、一般取扱所の8.04倍が最も高い増加率である。昭和45年度中の各施設ごとの増加の状況を増加数でみると一般取扱所は増加数1万444と著しい伸びを示しており、1年度の間1の種類施設において増加数が1万をこえたのは昭和34年以来初めてのことである。一般取扱所に次いで地下タンク貯蔵所7,028、屋外タンク貯蔵所6,627、給油取扱所4,653、移動タンク貯蔵所数の累年比較

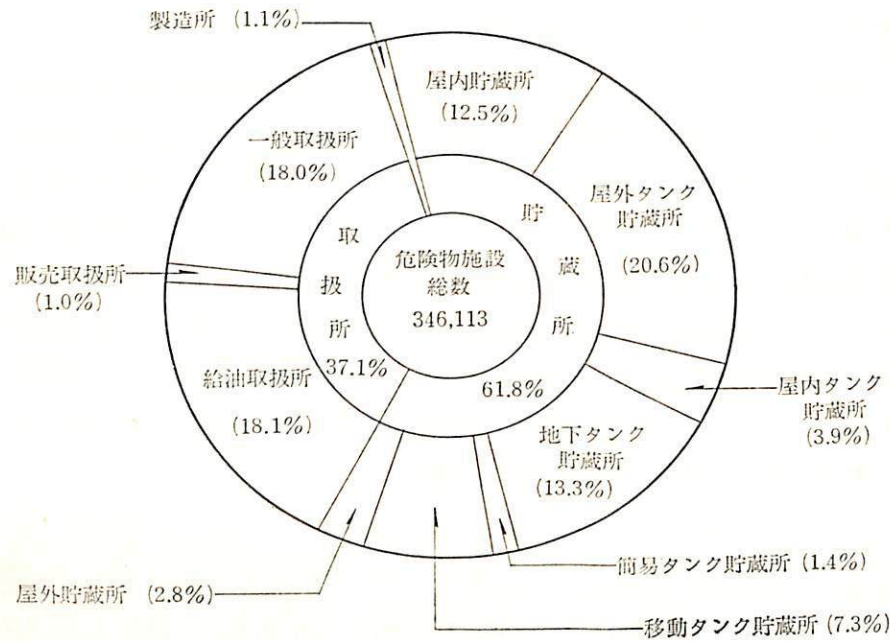
所				取扱所			
地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
(5,484)	(7,237)	(3,527)	(2,351)	(29,381)	(19,937)	(1,702)	(7,742)
100	100	100	100	100	100	100	100
117	77	131	99	116	116	133	115
132	61	176	99	129	126	99	142
175	61	224	112	146	142	101	168
228	60	283	123	166	159	112	197
286	63	337	143	190	178	123	238
357	64	377	182	206	193	126	259
436	64	431	218	237	212	121	327
515	65	506	262	297	246	145	448
604	66	583	302	342	270	171	563
708	66	642	347	385	291	192	669
837	67	720	407	438	315	209	804

2,751 となっている。

(イ) 危険物施設の許可区分別構成

昭和46年3月31日現在における危険物施設をその許可区分ごとの構成比で示すと第4-6図のとおりであり、製造所 1.1%、貯蔵所61.8%、取扱所 37.1%となっている。

第4-6図 危険物施設の許可区分別構成比



全危険物施設数に対し、製造所、貯蔵所および取扱所の数の占める各割合の推移をみると第4-7表のとおりであり、製造所および貯蔵所がわずかづつではあるが年々減少し、取扱所の割合が増加してきている。

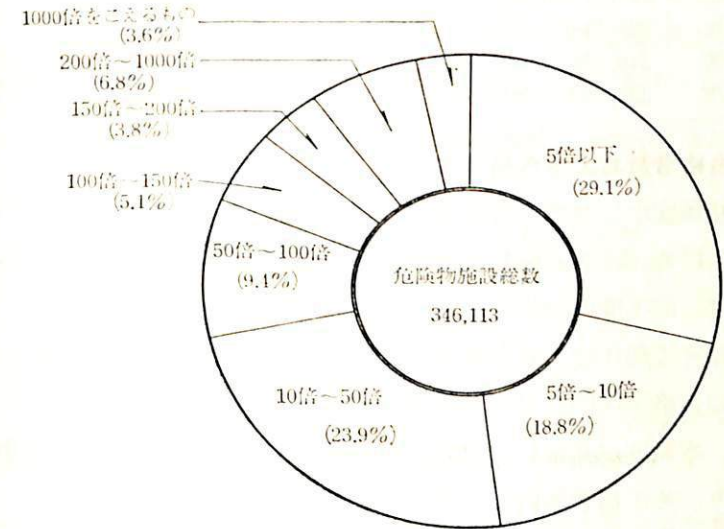
第4-7表 製造所、貯蔵所、取扱所の比率表

区分	年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
製造所		1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%
貯蔵所		66.0%	63.8%	63.8%	62.2%	61.8%
取扱所		32.6%	34.9%	35.0%	36.7%	37.1%

(ウ) 危険物施設の規模別構成

昭和46年3月31日現在における危険物施設の規模（最大貯蔵数量または最大取扱数量によるもの）別の構成は第4-8図のとおりである。

第4-8図 危険物施設の取扱・貯蔵の規模別構成比



ウ 危険物取扱主任者試験

危険物取扱主任者試験は、都道府県知事が年1回以上実施することとされており、この試験の合格者には、危険物施設における危険物の保安監督者になり得る資格が付与される。

(ア) 受験者の動向

昭和45年度中における危険物取扱主任者試験は全国で102回実施されたが、受験者総数は25万2,083名で、前年度の24万6,956名に対し、5,127名の増加となっている。

受験者総数のうち、乙種第4類危険物の受験者が22万4,103名で最も多く、総数の88.9%を占め、次いで、甲種の受験者が8,303名、乙種第6類の受験者が8,242名でそれぞれ約3.3%を占めている。

昭和41年度から昭和45年度までにおける危険物取扱主任者試験受験者数の推移は第4-9表のとおりである。

第4-9表 危険物取扱主任者試験受験者数

区分 年度	合計	甲種	乙種						
			小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類
昭和41年度	197,421	5,292	192,129	2,539	1,377	2,295	178,359	1,075	6,484
〃 42年度	222,572	6,354	216,218	3,332	1,816	2,576	199,119	1,446	7,929
〃 43年度	238,014	6,375	231,639	3,462	1,942	2,778	214,309	1,459	7,689
〃 44年度	246,956	6,796	240,160	3,556	2,361	2,827	221,681	1,775	7,960
〃 45年度	252,083	8,303	243,780	3,701	2,863	3,085	224,103	1,786	8,242

(イ) 合格者数および合格率の動向

昭和45年度中における合格者総数は、11万7,145名で、合格率は46.5%となっている。試験の種類別による合格率の内訳についてみると、甲種については、前年度の合格率より若干上昇しているが、乙種については、全類にわたって前年度より合格率が低下しており、受験者数の最も多い乙種第4類の合格率は例年どおり最低で44.4%となっている。

なお、本制度が発足して以来の合格者総数は、昭和45年度末で95万4,592名であり、その種類別内訳は第4-10表のとおりである。

第4-10表 危険物取扱主任者試験合格者数

区分 年度	合計	甲種	乙種						
			小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類
総計	954,592	28,776	925,816	20,266	11,367	19,068	821,985	9,077	44,053
昭和35年度	41,977	1,394	40,583	621	430	1,481	35,430	583	2,038
〃 36年度	52,886	1,687	51,199	690	483	1,625	45,130	484	2,787
〃 37年度	62,759	1,514	61,245	690	452	1,457	55,289	426	2,931
〃 38年度	82,195	2,086	80,109	2,655	535	1,605	71,732	454	3,128
〃 39年度	79,102	2,363	76,739	2,070	800	1,409	68,109	556	3,795
〃 40年度	84,897	2,582	82,315	1,742	853	1,388	78,834	668	3,830
〃 41年度	94,496	2,807	91,689	1,846	1,100	1,738	81,655	848	4,502
〃 42年度	105,245	3,567	101,678	2,382	1,458	1,917	89,446	1,141	5,334
〃 43年度	114,274	3,277	110,997	2,542	1,516	2,057	98,608	1,155	5,119
〃 44年度	119,616	3,287	116,329	2,519	1,731	2,145	103,142	1,415	5,377
〃 45年度	117,145	4,212	112,933	2,509	2,009	2,246	99,610	1,347	5,212

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち一定以上の規模をもつ施設または事業所における自主保安体制の強化を図るため、特定の危険物施設および危険物事業所に対しては、化学消防自動車を主体とした自衛消防組織および施設の維持管理、担当の要員としての危険物施設保安員の設置、施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成等各種の義務が課せられているが、これら諸義務が課せられている危険物事業所数は、昭和46年3月31日現在第4-11表に示すとおりである。

第4-11表 危険物事業所数 昭和46年3月31日現在

区分 市町村別	自衛消防組織、危険物施設保安員、予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
総計	177	1,152	29,105	126,230
消防本部及び署設置市町村分	168	1,004	24,252	97,420
消防本部及び署未設置市町村分	9	148	4,852	28,810

自衛消防組織の編成を義務づけられている事業所のうち、化学消防自動車3台以上、人員15名以上を必要とする事業所数は14、2台以上、10名以上を必要とする事業所数は16、1台以上、5名以上を必要とする事業所数は147となっている。

オ 仮貯蔵・仮取扱の承認

指定数量以上の危険物であっても、10日以内の間に限り、消防長等の承認を受けた場合は、仮の貯蔵または仮の取扱いが認められることとされている。昭和45年度中に、この承認を受けた件数は第4-12表のとおりである。

第4-12表 危険物の仮貯蔵および仮取扱の数

(自 昭和45年4月1日
至 昭和46年3月31日)

区分	仮貯蔵	仮取扱
市町村別		
総計	9,502	4,706
消防本部及び署設置市町村分	9,333	4,687
消防本部及び署未設置市町村分	169	19

カ 危険物関係法令改正の概要

第65回国会において成立した消防法の一部を改正する法律および関係する改正政省令は、昭和46年6月1日公布されたが、この改正の概要は、次のとおりである。

- ① 危険物施設の完成検査の特例として、仮使用の承認の制度が設けられ、完成検査の合理化が図られたこと。
- ② 従来の危険物取扱主任者制度を危険物取扱者制度に改め、あわせて従来の甲種および乙種の資格のほかに、新たに丙種危険物取扱者が加えられたこと。
- ③ 危険物取扱者に対して、一定期間ごとに危険物の取扱作業の保安に関する講習を受ける義務が課せられたこと。
- ④ 移動タンク貯蔵所により危険物を移送する場合には、危険物取扱者が乗車すべきことが義務づけられたこと。
- ⑤ 消防法別表第4類の危険物について品名、数量等の整備強化が図られたこと。
- ⑥ 危険物施設のタンク部分の検査について、市町村長等以外の他の行政機関もこれを行なうことができることとする等の合理化が図られたこと。
- ⑦ 屋内貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所および販売取扱所の位置、構造および設備等の技術上の基準について整備強化が図られたこと。
- ⑧ 貯蔵、取扱いの基準について、整備強化を図るとともに、移送の基準が定められたこと。
- ⑨ 自衛消防組織についてその充実を図るとともに、化学消防自動車等の基準の強化が図られたこと。
- ⑩ 消火設備の設置基準について、整備強化が図られたこと。
- ⑪ 手数料に関する規定が改められたこと。
- ⑫ その他所要の規定の整備が図られたこと。

(5) LPガス等の保安

ア LPガスの普及とその現状

昭和45年度のLPガス需要総量は、663万トンで、前年度の588万トンに比べ12.7%の伸びを示している。663万トンの内訳は、家庭、業務用326万4,000トン、工業用120万2,000トン、都市ガス用15万6,000トン、自動車用143万6,000トン、化学工業用52万6,000トン、輸出用4万1,000トンとなっており、各方面に広く用いられているが、特に家庭、業務用は全体の約半数を占めている。

なお、家庭用での需要戸数は、46年6月現在で1,455万戸（昨年同期1,425万戸）となっている。

イ LPガスによる災害の現状

昭和45年におけるLPガスの災害件数は、第4-13表のとおり240件で、前年に比して約28.3%とかなりの増加を示している。また、高圧ガス災害事故全件数に対するLPガス事故件数の割合は、73.4%（前年は78.3%）という高い率を示している。

第4-13表 LPガス等高压ガス災害事故件数

ガス 分 区 年別	L P ガ ス				一 般 ガ ス				冷 凍	そ の 他	合 計
	事業所	消費先	移動中	計	事業所	消費先	移動中	計			
昭和43年	8	112	3	123	15	19	4	38	10	8	179
“ 44年	14	170	3	187	23	11	1	35	15	2	239
“ 45年	19	217	4	240	31	30	7	68	12	4	327

(通商産業省調)

次に、LPガスの災害事故件数を取扱い主体別にみると、消費先、事業所、運搬中の順となっており、消費先における災害事故件数が非常に多く、かつ、その件数も217件で、前年の170件に比べて大幅に増加している。その理由としては、次のようなものが考えられる。

- ① LPガスの特性に対する消費者の認識がいまだに不十分であること。

② LPガスの急速な普及と使用形態の多様化に伴い、その使用対象および使用量が増大してきたこと。

③ LPガス販売業者の保安サービスがあまり十分でないこと。

なお、LPガス災害事故による死者は48名、負傷者は301名に達している(第4-14表参照)。

第4-14表 LPガス災害事故による死傷者数

区分 年別	事業所			消費先			移動中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
昭和43年	8	0	13	112	38	146	3	0	0	123	38	159
“ 44年	14	4	21	170	69	236	3	0	4	187	73	261
“ 45年	19	3	13	217	44	284	4	1	4	240	48	301

(通商産業省調)

第4-15表 LPガス消費先災害事故の場所別、現象別内訳

場所	年			備 考
	43	44	45	
一般家屋	29	58	42	} 浴室内におけるものを除く。
アパート	21	51	88	
浴室	10	19	29	
旅館	2	1	7	
飲食店	17	18	23	
学校	1	3	3	
病院	2	0	1	
工場	10	6	9	
事務所	2	1	6	
その他業務用	18	13	9	
計	112	170	217	

現象	年			備 考
	43	44	45	
引火火災	99	147	193	
引火容器爆発	0	0	2	
中毒	4	9	11	
浴室中毒	9	14	11	
計	112	170	217	

(通商産業省調)

消費先における災害事故発生状況をさらに場所別、現象別に分析すると、第4-15表のとおりである。

注目すべきことは、これら消費先での事故の約88.9%までが引火し、火災につながっていることである。

ウ LPガス災害の防止

LPガス災害を防止するため、消防機関としては、予防査察を通じて一般に対してガスの取扱い方のPRを進める一方、消防大学校や各都道府県消防学校などにLPガス規制に関する講座を設け、消防関係者の研修を行なうよう努めている。

(6) 消防用機器の検定

ア 検定の概要

消防用機械器具等はその安全性と性能が保証され、万一の場合には、十分にその機能を発揮するものであることが必要である。このため、昭和38年に消防法が改正され、従来の任意検定制度を強制検定制度に改め、この検定業務は特殊法人日本消防検定協会が行なうものとされた。

政令で指定された消防用機械器具等は、消防法の規定により、検定合格の表示のあるものでなければ販売し、または販売の目的で陳列してはならず、その設置、変更等の工事に使用してはならないものとされている。また、合格の表示の不正使用、紛らわしい表示の使用も禁止されている。

イ 検定の規格

消防用機械器具等の検定申請数量は、一部の品目を除き、逐年増加している。また、最近では、防火対象物等の構造等の多様化と技術の進歩に伴い、あたらしい製品の開発が進み、これに対する試験も高い精度が要求されるようになってきた。このような事情から、検定の技術上の規格は毎年新設または改正されてきたが、昭和46年度においては、泡原液その他の技術上の規格の新設について鋭意努力している。

ウ 検定申請数量

昭和45年度における消防用機械器具等の検定申請数量は、第4-16表のとおり

りである。型式試験の申請件数の増加は、技術上の規格の制定および煙感知器など製品の技術開発によるものである。

個別検定の申請個数の増加は、消火器の需要の増大、ねじ式結合金具、消防用吸管の検定開始および火災および火災報知設備、電気火災警報器の設置義務対象物の拡大等によるものである。

第4-16表 昭和45年度検定申請数量

種別	型式試験		型式変更試験		個別検定	
	昭和44年度	昭和45年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和44年度	昭和45年度
消火器(大型)	5	12	8	12	15,263	17,567
消火器(小型)	87	65	205	221	3,963,386	4,420,732
消火薬剤(大型)					31,359	31,212
消火薬剤(小型)	5	5			4,069,609	3,898,962
動力消防ポンプ(大型)	3		46	32	1,718	1,944
動力消防ポンプ(中型)	1				99	111
動力消防ポンプ(小型)	4	1			6,990	7,683
消防用ホース(第1種ゴム引)	7	6	3	3	22,726	22,842
消防用ホース(第2種ゴム引)	23	16	6	8	309,471	351,829
消防用ホース(麻)					62,619	58,640
結合金具	1	33	1	2	321,365	384,067
感知器	143	208	3	12	2,528,972	4,186,237
発信器	28	62	14	23	225,709	299,243
受信器	48	39	21	50	46,883	69,321
中継器	8	8			6,200	74,709
電気火災警報器	38	26	29	62	51,311	88,169
閉鎖型スプリンクラーヘッド	25	30	7	13	530,505	601,422
金属製避難はしご	5	5	4		23,651	12,630
緩降機	3	3	2		3,854	3,802
消防用吸管		19				2,434
計	434	538	349	438	12,221,690	14,533,556

エ 鑑定その他の受託

日本消防検定協会は、上記の検定を行なうほか、消防の用に供する機械器具等について、依頼により、鑑定その他の受託試験を行なっているが、日本消防検定協会の人員、試験設備等の制約もあり、依頼のあるもののすべてについて鑑定その他の受託試験を行ない得るところまでには至っていない。

昭和45年度における鑑定その他の受託試験の申請件数は、第4-17表のとおりである。

第4-17表 昭和45年度鑑定その他の受託試験申請件数

年別	区分	特殊消防ポンプ自動車の鑑定				防災性能の鑑定			受託試験	計	
		化学消火装置	水そう	はしご	屈折はしご	放水塔	防災布	防災薬剤			その他
昭和44年度		109件	212件	24件	30件	2件	1,219件	170件	2件	18件	1,786件
昭和45年度		135件	297件	26件	34件	3件	549件	49件	1件	31件	1,125件

5 災害防止対策の推進

わが国は、夏から秋にかけて南方洋上で発生する台風の進路にあたるため、毎年台風により大きな被害を受けている。また、環太平洋地震帯の上に位置しているため、地震等による災害も受けやすい自然環境にある。

このような自然災害に加えて、最近の産業経済の発展、科学技術の進歩等による地下街、高層建築物、石油コンビナート地帯等の増加に伴う災害発生の危険が増大しており、また、道路網の整備・観光開発等により入山者の増加に伴う林野火災発生の危険も増大してきている。

これらの災害に対処するためには、災害防止対策の強力な推進が図られなければならない。

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織

防災対策を推進するためには、防災に関する組織の整備を図る必要がある。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、都道府県および市町村に対して防災計画の作成と防災計画の実施の推進を図るための防災会議の設置を義務づけるとともに、災害に際して防災の推進を図るため必要に応じて災害対策本部を設置するように定めている。

防災会議は、都道府県については全都道府県が設置しており、市町村については昭和46年8月1日現在3,270市町村（特別区を含む。）のうち97.5%にあたる3,187市町村が設置している（第5—1表参照）。防災会議には地域の実情に応じて各種の部会が設置されている（第5—2表参照）。

災害対策本部については、災害が発生したり災害が発生するおそれがある場合に、都道府県および市町村が設置し災害対策の推進にあたっている（附属資料10参照）。

このほか、大半の都道府県では、消防、防災行政の推進を図るため、消防庁の指導もあって、消防防災の主管課を設置し都道府県の防災会議、防災計

画、災害対策本部に関する事務を処理するとともに、市町村についての防災に関する事項についての指導および市町村相互間の調整、消防機関の連絡協調等に関する事務を処理している。とくに近年における災害の広域化、多様化の傾向から単独の市町村のみではもとより、市町村間の相互応援、共同化をもってしてもこれらの災害に充分に対処できない場合もあることから、都道府県の防災に対する役割が重要視され、消防防災の主管課は、防災関係機関の中心となって、大規模特殊災害に対する防災計画の作成、防災訓練の実施、防災資機材の備蓄等災害防止対策の推進に努めている。

また、最近においては、防災関係機関の防災組織の整備だけでなく、民間企業、地域住民等による自主的防災組織の必要性が強く望まれ、その施策が推進されている。

防災組織の整備強化は災害防止対策の上で重要な要素であり、今後も一層の努力が望まれる。

イ 防災計画

災害対策基本法は、都道府県および市町村に対して防災会議の設置を義務づけるとともに、それぞれの防災会議に防災計画の作成を義務づけ、防災対策の総合性と計画性を図ろうとしている。

都道府県の防災計画は、防災会議と同様に、全都道府県において作成を完了し、作成以来昭和46年8月1日現在までに、全国平均で6回の修正が行なわれ、修正に伴い各種災害についての防災対策等が逐次取り入れられ、より実効性のあるものとなってきている（第5-2表参照）。

市町村の防災計画は、全市町村の96.2%にあたる3,145市町村において作成されている（第5-1表参照）。

市町村における防災会議の設置数および防災計画の作成数は毎年増加しているが、防災会議の設置および防災計画の作成は災害対策基本法において義務づけられていることでもあるので、防災会議の未設置、防災計画の未作成市町村は早急にその設置、作成についての努力が望まれる。

防災計画は、防災対策の計画的実施と防災活動の効果的実施を図るためのものであり、既存の防災計画についても、地域内で予想されるすべての災害

に関する対策を具体的に盛り込んだより実効性の高いものとするよう努力する必要がある。

ウ 防災訓練

災害応急対策を迅速かつ的確に行なおうとするには、事前に綿密な防災計画を作成し、この計画に従い防災訓練を実施し、もって実戦的能力をかん養しておかなければならない。

このため、災害対策基本法等において防災訓練の実施が義務づけられており、消防庁においては防災関係機関および地元民と連携いして総合的実戦的な防災訓練を年1回以上実施するように指導している。

昭和45年度においては、ほとんどすべての都道府県が防災訓練を実施しており（第5-2表参照）、実施回数が4回にも及ぶ県があるなど防災に対する積極的な姿勢がうかがわれる。訓練形態は、おおむね、総合訓練（県、国の出先機関、市町村、公共機関、企業および住民等と連携いした実戦的な訓練）、通信訓練および図上訓練の3種で、いずれも防災関係機関が多数参加して行なわれている。

訓練の内容は、その地域で予想される広域災害または特殊災害を想定したものである。

防災訓練は、防災関係機関等の防災活動の実戦的能力のかん養を図るだけでなく、訓練の実施によって防災計画の熟知、防災計画の妥当性の評価、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立および防災思想の普及に役立つものであり、災害防止対策の推進上きわめて重要なものであるから、その実施についてはさらに努力を必要とするものである。

(2) 防災無線通信網の整備

災害対策を的確に実施するためには、災害の状況を正確かつ迅速には握る必要がある。

消防防災業務を遂行するに必要な無線通信網を分類すると

- ① 国（消防庁）と道府県とを結ぶ消防防災無線通信網
- ② 都道府県と市町村とを結ぶ防災無線通信網

- ③ 市町村の行政区域内における消防・救急用無線通信網に区分されるが、防災対策に万全を期するためには、上記の三つの通信網による有機的な情報の収集伝達体制を整備する必要がある。

ア 消防庁と道府県とを結ぶ消防防災無線通信網

昭和41年度から消防庁と全国道府県とを結ぶ消防防災無線通信網（第5-3図参照）の整備を推進してきたが、昭和45年度末において44道府県との間に通話可能となり、消防情報（災害報告、火災・救急速報等）の収集および伝達に成果を上げている。

イ 都道府県と市町村とを結ぶ防災無線通信網

各都道府県の無線通信網は、従来、都道府県庁から防災・水防その他の行政等の各行政目的別に個別に整備されてきたが、そのほとんどが都道府県の出先機関までであり、また、災害時には一元的な情報の収集および連絡が困難であること等から、地域防災計画の充実とあいまって市町村を含む総合的な防災無線通信網の整備が緊要の課題であり、国、府県、市町村が相協力してこれを積極的に推進しなければならない。

なお、昭和46年度中に整備を終了する予定の都道府県は第5-4表のとおりである。

ウ 市町村の消防・救急用無線通信網

この無線通信網は、各地方公共団体が行なう消防・救急業務用の無線として、消防本部・署等に基地局、消防ポンプ自動車および救急車等に移動局を設置して情報収集・指揮連絡に活用しているものであり、昭和45年4月1日現在における整備状況は第5-4表のとおりである。

なお、郵政省が昭和45年12月に150MC帯の消防・救急用無線局の免許基準を改正し増波を決定したことに伴い、同周波数帯における波数は、従来の29波から60波へ大幅に増加した。

これにより、各市町村ごとの平常時における個別運用波の増波および地震・風水害時等における市町村相互の広域運用波の設定、さらには複信方式の救急専用波の増波等、目的別および用途別に画期的な充実強化がはかられることとなった。

第5-1表 市町村防災会

都道府県	市町村数				防災		
	市	町	村	計	市	町	
北海道	31	156	26	213	31	156	
	8	33	26	67	8	33	
	12	32	19	63	12	32	
	8	63	3	74	8	63	
	8	46	18	72	8	42	
	13	27	4	44	13	27	
	10	51	29	90	10	51	
	17	44	31	92	17	43	
	12	31	6	49	11	11	
	11	28	31	70	10	13	
青森県	31	39	23	93	31	39	
	23	53	7	83	23	53	
	46	9	9	64	45	9	
	15	21	1	37	15	21	
	20	50	42	112	20	50	
	9	18	8	35	9	18	
	8	26	7	41	8	26	
	7	23	6	36	7	23	
	7	36	21	64	7	36	
	17	37	70	124	17	37	
岩手県	13	54	33	100	13	54	
	20	49	7	76	20	49	
	28	46	14	88	28	46	
	13	44	13	70	13	44	
	7	42	1	50	7	42	
	7	36	1	44	7	36	
	30	13	2	45	30	13	
	21	73	0	94	21	73	
	8	17	22	47	8	16	
	7	36	7	50	7	36	
宮城県	4	31	4	39	4	31	
	8	41	10	59	8	41	
	10	59	13	82	10	59	
	11	86	8	105	11	86	
	14	35	7	56	14	35	
	4	38	8	50	4	38	
	5	38	0	43	5	38	
	11	45	15	71	11	45	
	9	24	22	55	9	24	
	16	74	8	98	16	63	
福島県	7	36	6	49	7	36	
	8	67	5	80	8	67	
	11	62	25	98	11	62	
	11	36	11	58	11	36	
	9	25	10	44	9	25	
	14	69	13	96	4	69	
	合 計	619	1,999	652	3,270	616	1,947

議・防災計画の状況

(46.8.1現在)

会 議			防 災 計 画				
村	計	設置率%	市	町	村	計	作成率%
26	213	100	31	156	26	213	100
26	67	100	8	33	26	67	100
19	63	100	12	32	19	63	100
3	74	100	8	63	3	74	100
16	66	86	8	45	17	70	91
4	44	100	13	27	4	44	100
29	90	100	10	51	29	90	100
31	91	99	17	43	31	91	99
4	26	53	11	11	4	26	53
14	37	53	10	13	18	41	59
23	93	100	31	39	23	93	100
7	83	100	23	53	7	83	100
5	59	92	41	7	7	55	86
1	37	100	15	21	1	37	100
42	112	100	20	50	42	112	100
8	35	100	9	18	8	35	100
7	41	100	8	26	7	41	100
6	36	100	7	23	6	36	100
21	64	100	7	36	21	64	100
70	124	100	17	37	70	124	100
33	100	100	13	54	33	100	100
7	76	100	20	49	7	76	100
14	88	100	28	46	14	88	100
13	70	100	13	44	13	70	100
1	50	100	7	42	1	50	100
1	44	100	7	36	1	44	100
2	45	100	26	9	1	36	82
0	94	100	21	73	0	94	100
22	46	98	8	15	20	43	92
6	49	98	7	25	4	36	72
3	38	92	4	18	1	23	59
10	59	100	8	41	10	59	100
13	82	100	10	59	13	82	100
8	105	100	11	86	8	105	100
7	56	100	14	35	7	56	100
8	50	100	4	38	8	50	100
0	43	100	5	38	0	43	100
15	71	100	11	45	15	71	100
22	55	100	9	24	22	55	100
7	86	88	16	63	7	86	88
6	49	100	7	36	6	49	100
5	80	100	8	67	5	80	100
25	98	100	11	62	25	98	100
11	58	100	11	36	11	58	100
10	44	100	9	25	10	44	100
13	96	100	14	64	12	90	99
624	3,187	97.5	608	1,914	623	3,145	96.2

第5-2表 都 道 府 県 地 域 防

都 道 府 県	防災会議 開催回数	設 置 部 会 名 () 内数字は開催回数
青 森 県	1	石油コンビナート地帯対策(1)
宮 城 県	1	通信(1) 医療(0)
秋 田 県	1	石油コンビナート(4)
山 形 県	0	雪害(1) 災害危険地域(0) 通信(0)
福 島 県	1	災害通信(1) 建築物危険箇所(0)
茨 城 県	1	救急医療(0) 山くずれ等対策(0)
栃 木 県	1	鹿島臨海工業地帯産業対策(1)
群 馬 県	1	地震(0)
埼 玉 県	1	
千 葉 県	1	
東 京 都	1	風水害(2) 地震(10)
神 奈 川 県	1	地震対策(13)
新 潟 県	1	
石 川 県	1	災害救助(0) 通信情報(0)
福 井 県	0	
山 梨 県	1	
長 崎 県	1	震災対策(1)
静 岡 県	1	
愛 知 県	1	地震(0)
三 重 県	1	救急医療(0)
滋 賀 県	0	
京 都 府	1	
大 阪 府	1	梅雨対策(1) 台風対策(1) 雪害対策(1)
和 歌 山 県	1	
奈 良 県	0	北部臨海工業地帯防災対策(0)
鳥 取 県	0	
島 根 県	1	
広 島 県	1	
山 口 県	1	
徳 島 県	1	地震(2)
香 川 県	0	
愛 媛 県	1	
高 知 県	1	救急医療(0)
福 岡 県	1	救急医療(0)
佐 賀 県	1	救急医療(0)
長 門 県	1	
熊 本 県	0	災害救助(1), 別府湾沿岸地域産業災害対策(3)
大 分 県	1	救急医療(1)
鹿 児 島 県	1	
合 計	39	
平 均	0.85	

(注) 防災会議、部会の開催回数および防災訓練の実施状況は昭和46年度にお

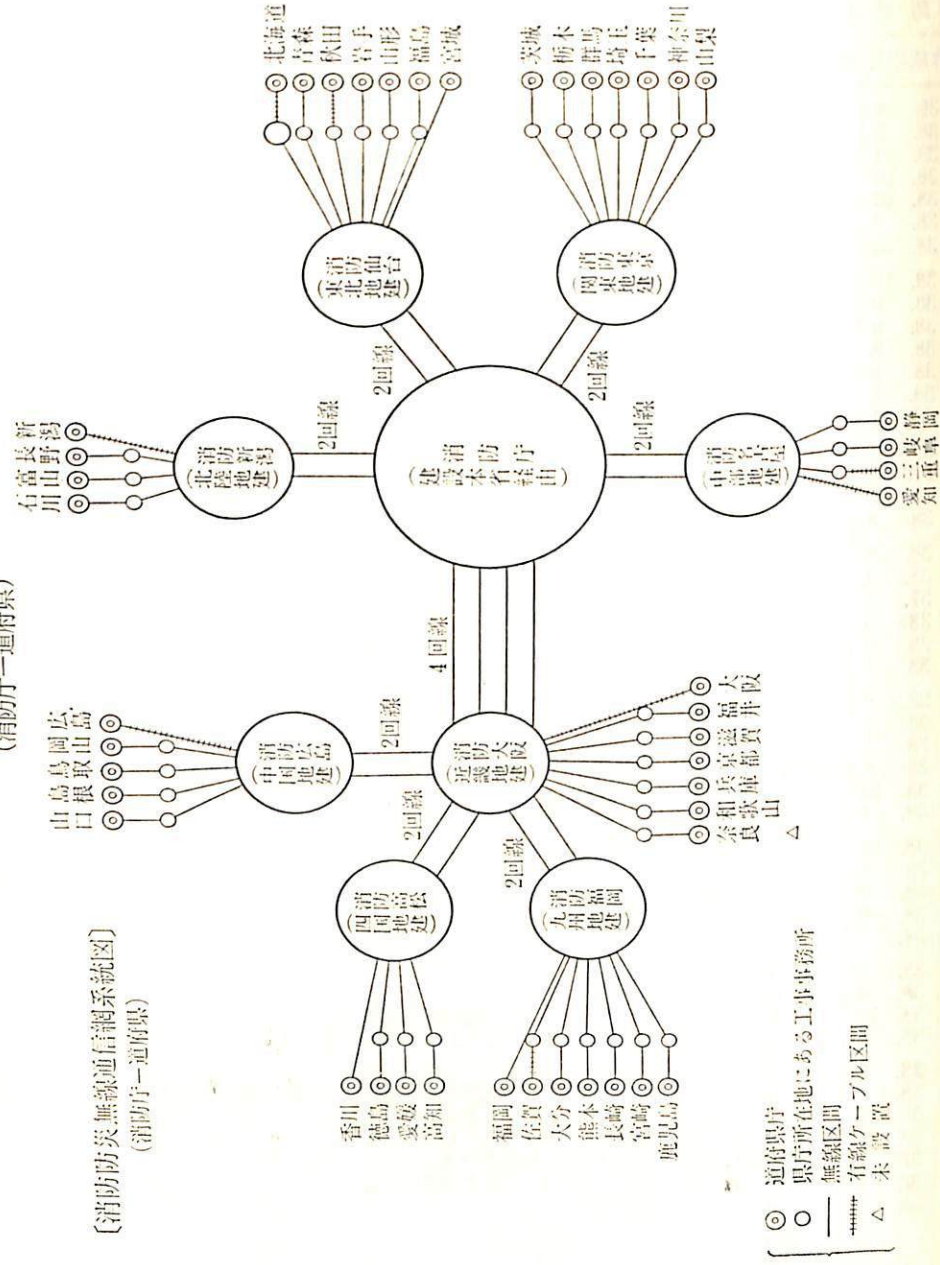
災 会 議 等 の 状 況 (46. 8. 1現在)

防 災 計 画		防 災 訓 練 実 施 状 況
作成年月	修正回数	
39. 4	3	総合(地震) 1, 水防 2, 図上(水害) 1
38. 8	3	総合(地震) 1
39. 4	7	通信(津波) 1
38. 10	4	総合(地震) 1, 図上(水害) 1
38. 10	3	総合(デパート火災) 1, 海難救助 1, 図上(油火災) 1
38. 3	8	総合(地震) 1, 通信(風水害) 1, 図上(水害) 1
38. 6	6	総合(地震, 台風) 1
38. 10	7	総合(風水害) 1
38. 9	8	総合(地震) 1
38. 9	7	総合(風水害) 1
38. 8	7	総合(林野火災) 1
38. 8	7	総合(地震) 1
38. 8	8	総合(風水害, 地震) 2
38. 11	4	総合(地震) 1
38. 7	5	総合(地震, 水害) 2
37. 12	5	総合(地震) 1
38. 11	4	総合(風水害) 1
38. 8	2	総合(風水害) 1, 航空機事故 1, タンカー火災 1
38. 8	9	総合(風水害) 1
38. 3	8	総合(風水害) 1
37. 8	9	総合(地震, 風水害, 火災) 1, 地震 1, 林野火災 1, 豪雨 1
38. 5	7	総合(風水害) 1
38. 6	7	水防 1
38. 8	7	総合(風水害) 1
38. 8	4	総合(風水害) 1
38. 7	8	総合(風水害) 1
38. 5	2	総合(風水害, 火災) 1, 通信(地震) 1
38. 8	8	総合(風水害) 1, 通信(風水害) 1, 資材操作 1
38. 10	8	総合(台風) 1
38. 4	5	総合(風水害, 火災) 1
38. 12	6	図上(危険物火災) 1
38. 9	6	
38. 9	6	総合(石油コンビナート災害) 1, 図上(石油コンビナート災害) 1
38. 6	7	総合(風水害) 1
38. 7	5	総合(風水害, タンカー火災) 2
38. 7	6	総合(風水害) 1
38. 4	8	水防 1
38. 10	5	水防 1, 大火災 2, 図上(地震) 1
38. 5	5	総合(風水害) 1, 図上(風水害, 火災) 2
38. 9	4	総合(風水害) 1
38. 6	3	総合(風水害) 1, 通信(風水害) 1, 地対空交信 1
38. 5	7	総合(風水害) 1, 図上(風水害) 1
38. 6	8	総合(風水害) 1, 図上(台風) 1
38. 6	6	総合(風水害, 大火災) 2
38. 8	8	総合(風水害) 1, 図上(噴火) 1
38. 7	4	総合(地震) 1
	274	
	5.96	

る回数および状況である(防災計画の修正回数は作成以来の回数である。)

第5-3 消防防災無線通信網系統図

(消防庁一道府県)



[消防防災無線通信網系統図]

(消防庁一道府県)

第5-4 表 消防防災無線網整備状況

都道府県	消防庁一 都道府県 消防防災無線	都道府県一 市町村 総合防災無線	市町村消防・救急用無線 (45.4.1)		
			整備市町村数 (全市町村数)	基地局	移動局
北海道	○		58 (215)	62	522
青森	○		18 (67)	17	85
秋田	○		19 (63)	17	70
岩手	○		37 (74)	13	81
山形	○		15 (72)	11	60
福島	○		15 (44)	14	86
宮城	○		12 (90)	21	97
茨城	○		21 (92)	23	112
栃木	○		12 (49)	12	96
群馬	○		15 (70)	15	105
埼玉県	○		47 (93)	52	309
千葉県	○		36 (87)	32	219
神奈川県	○		68 (41)	50	1,746
山梨	○		28 (38)	45	419
新潟	○		64 (114)	72	299
長野	○		25 (35)	37	153
石川	○		14 (41)	20	85
富山	○		18 (36)	16	64
福井	○		19 (64)	19	92
山梨	○		48 (125)	52	223
長野	○		41 (100)	31	134
岐阜	○		30 (76)	28	241
愛知	○		41 (88)	45	509
三重	○		22 (70)	23	143
滋賀	○		45 (50)	45	121
京都	○		8 (44)	15	173
大阪	○		30 (45)	38	642
奈良	○		23 (94)	45	407
和歌山	○		12 (47)	12	76
鳥取	○		12 (50)	14	66
徳島	○		5 (39)	7	49
香川	○		9 (59)	10	53
高松	○		9 (93)	13	133
愛媛	○		31 (107)	30	210
高知	○		17 (56)	17	115
福岡	○		9 (50)	11	43
佐賀	○		11 (43)	13	83
大分	○		13 (71)	11	78
熊本	○		11 (55)	9	38
長崎	○		48 (99)	26	258
宮崎	○		11 (49)	8	60
鹿児島	○		17 (80)	10	73
沖縄	○		10 (98)	11	45
	○		10 (58)	13	66
	○		8 (44)	8	48
	○		14 (96)	13	58
小計	44	6	1,086 (3,271)	1,106	8,845
計	44	6	1,086 (3,271)	1,106	9,951

したがって、各市町村は、昭和48年度末までに行なうこととなっている超短波帯無線機器の狭帯域化とあわせて利用電波の再編成を進めつつあり、今後各市町村の消防防災活動は一属効率的に行なわれることとなる。

(3) 林野火災対策の推進

最近における地域開発、道路網の発達、レジャー人口の増加等により林野火災は発生件数、損害額ともに増大の傾向にある。

その出火原因は、たき火、たばこ、火あそびがおもなもので、46年4月には、広島県呉市において炊事用たき火から周囲の枯草に燃え移り、林野に延焼したため、340haを焼失し、消防職員18人の尊い犠牲者を出したが、この災害は林野火災対策の推進に関し、各種の貴重な教訓が与えられた。

その第1は、従来の人海戦術のみをもってしては、気象の急変地域、林相、地形等の複雑な地域の火災に対処することは困難であること。第2に複雑な地形の山地においては情報の収集、指揮命令の伝達が困難であり、無線による連絡手段を確保する必要があること。第3に林野火災の延焼状況を地上において確認することは困難であり、ヘリコプターなどによる空中からの偵察が必要であること。第4に被災地の地形、気象に通じ、林野火災の経験豊富な消防職員をもって構成された消防隊であっても全員殉職したということから林野火災の戦術を重視し再検討する必要があること、第5に火の取扱いについてのわずかな不注意が大火の原因となっていることを再認識させられたことなどである。

これらの教訓にかんがみ、今後は、林野火災の出火防止対策を徹底するほか、林野火災による被害の軽減を図るため、ヘリコプターによる立体的な消防活動体制の確立をはじめとし、近代的な消防戦術の確立を図り、また、林野火災用消防機器の近代化、科学化を図るなど総合的な林野火災対策を推進することが必要である。

ア 林野火災特別地域対策事業の推進

昭和45年度から林野火災の危険度の高い地域に対して、消防庁および林野庁が共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は、林野火災の多発する地域において、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することにより、当該地域の林野火災の防止および被害の軽減を図ろうとするものである。

46年度上半期までに林野火災特別事業を実施している都道府県は、北海道、岩手県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県の13都道県であり、その地域数は18、該当市町村は9市、31町、19村である。

全国の市町村のうち、林野火災特別事業の指定要件のうち⑦市町村の面積に対する林野占有率70%以上、林野面積5,000ha以上であり、かつ、④過去5年間における林野の焼失面積の累計が300ha以上または出火件数が20件以上の市町村は106市町村に及んでいる。今後これらの市町村のうちから計画的に林野火災特別地域対策事業を推進すべき市町村を選定し、この事業を促進するよう指導する必要がある。

イ 林野火災用消防施設等の整備

林野火災用消防施設の整備については、昭和45年度から新たに消防施設整備費補助金および地方交付税による財政措置を講じ、施設の整備促進を図ってきた。

昭和45年度の消防施設整備費補助金（林野火災分）の補助対象施設は林野火災消防無線、林野火災用防火水そうおよび林野火災工作車であって、林野火災特別地域対策事業を実施している市町村について、重点的に整備を図った。昭和45年度末における整備状況は第5-5表のとおりである。

ウ 空中消火の実用化試験の実施

ヘリコプター利用による林野火災に対する空中消火法の研究は、昭和44年度に消防研究所および林業試験場が共同し、防衛庁の協力を得て実施した結果その実用化の見とおしが得られた。

その結果をもとに消防研究所および林業試験場は防衛庁の協力を得て、さらに昭和45年度および昭和46年度においてヘリコプターの飛行中における安定性、安全性確認のための実験、飛行高度および速度と消火薬剤の散布濃度の解明等についての実験を行なっている。

第5-5表 消防施設整備費補助金（林野火災分）
による整備状況（昭和45年度）

都道府県	市町村および 消防事務組合	林野火災用消防施設				摘要
		消防無線	防火水そう	林野火災 工作車	補助金額 (千円)	
北海道	北十勝 消防事務組合		2	1	4,000	特別地域
岩手県	岩 泉 町	2	2	1	4,420	"
	田 野 畑 村	2	2		510	
	普 代 村	2	2		460	
東京都	奥多摩町	2	2		460	"
静岡県	天竜市			1	1,700	"
和歌山県	日置川町	2	2		970	"
	すさみ町	2	2		1,020	
島根県	大田市	2	2	1	4,320	"
	頓原町		2		500	
	邑智町	2	2		460	
広島県	大竹市		2	1	1,950	"
	大野町	1	2		380	
	佐伯町	2	2		1,020	
香川県	池田町		2		500	
福岡県	八女地区 消防事務組合	3		1	4,180	特別地域
	計	22	28	6	26,850	

(注) 摘要の特別地域とは、林野火災特別地域をいう。

これらの問題点の解決とあわせヘリコプター利用による空中消火等を行なうための航空消防体制を逐次整備する必要がある。

エ 今後の検討事項

(ア) 広域的、総合的消防体制の確立

林野の分布状況、気象条件等を考慮して林野火災を対象とする広域的な

地域相互応援体制を推進するとともに、消防および林野関係行政機関を中核とし、自衛隊、警察その他の関係機関の密接な協力を得て、都道府県および市町村における総合的な消防体制を確立する。

(イ) 出火防止対策の強化

林野火災の出火原因の過半数がタバコ、たき火、マッチ等の失火であることにかんがみ、その防止対策の徹底を図るため、①国・地方公共団体、林野の所有者等の密接な連絡のもとに有効かつ強力な広報宣伝を行なう。②火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、一定区域における林野火災多発期間における「たき火」または「喫煙」の制限の検討をする、③火入れについては消防機関との連絡を密接に図る、④林野火災多発期間における巡視、監視等の警戒活動を強化する、⑤ヘリコプターによる広報および偵察を行なう等の施策を講ずる。

(ウ) 火災防ぎよ対策

林野火災に対処するための消防戦術および装備の近代化を図るため、①都道府県に小型軽量ポンプ、刈払機、無線機等の防ぎよ装備を整備する、②防火帯の布設、防火用水の確保等の措置を講ずる、③地況、林況、気象状況等に応じた防火線の設定方法、防火隊の配置方法、消火方法等について図上訓練および実地訓練を実施する等の措置を講ずる。

(4) 石油コンビナート地帯防災対策の推進

石油化学工業の急速な発展とともに、各地にいわゆる「石油コンビナート地帯」が形成されている。これらの地区において陸上施設または、油タンカーの火災等が起こった場合には、大規模かつ特殊な態様の災害となる可能性が大きい。

消防庁は、昭和42年5月の消防審議会の答申（当面措置すべき石油コンビナート地帯の災害対策）に基づき、

- ① 化学消防ポンプ車、消防艇の整備のための国庫補助
- ② 海面火災に対する特殊な研究の実施
- ③ 海上保安官署と市町村消防との業務協定の改訂

- ④ 地域防災計画のなかにおける石油コンビナート地帯防災対策の確立
- ⑤ 連絡協議会等の組織の整備
- ⑥ 企業間および市町村消防の相互応援体制の推進
- ⑦ 泡消火剤の共同備蓄の推進
- ⑧ 防災訓練実施の推進

等の対策を推進してきた。さらに当該地域における災害対策を総合的計画的に実施するため、昭和44年から関係地方公共団体の参加を得て検討した「石油コンビナート地帯防災対策要綱」（附属資料16参照）に基づき、次のような施策を推進している。

- ① 都道府県知事による石油コンビナート地帯の指定
- ② 都道府県防災会議および市町村防災会議における石油コンビナート防災対策に関する部会の設置
- ③ 関係企業における自衛消防組織の整備の強化
- ④ 関係企業が連けいして災害に対処するための相互援助協定の締結
- ⑤ 都道府県における大規模な災害に対処する資材を確保するため防災資機材センターの設置

石油コンビナート地帯の状況は附属資料25のとおりである。

なお、昭和46年度予算において、都道府県が石油コンビナート地帯の防災対策として、資機材を備蓄する場合についての補助制度が創設されたが、今後、都道府県、市町村および企業を通ずるコンビナート地帯の防災対策について組織の強化にあわせ、防災施設、資機材の整備、増強を図る必要がある。

地方公共団体、海上保安官署および企業の広域的な相互協力の体制の整備について指導してきたところであるが、石油コンビナート50地帯の相互協力体制については、27都道府県の相互応援協定は、青森県ほか3県が締結、市町村相互応援協定は室蘭市ほか46地帯の市町村が締結、市町村と海上保安官署との間の相互業務協定は室蘭市と室蘭海上保安官署との間のほか40地帯が締結、関係企業相互応援協定は苫小牧ほか29地帯の企業が締結している。(附属資料15参照)

今後においてもなお関係機関、地方公共団体等の広域的な協力体制の整備を図るなど石油コンビナート地帯の防災体制を整備する必要がある。

6 大震火災対策の推進

(1) わが国の地震発生状況

わが国は、環太平洋地震帯に位置し、世界有数の地震国である。記録に残されたマグニチュード5.0以上の地震を地域別にみると第6-1表のとおりである。これによれば、中部地方が最も多く、20.8%の90件で、以下東北地方、近畿地方、関東地方がほぼ同数の18~19%台で、他の北海道、中国・四国地方、九州地方が5~10%の率を示している。

第6-1表 わが国および近海の地域別・規模別大地震発生状況

地域	マグニチュード					不明のもの	計	百分比
	5.0~5.9	6.0~6.9	7.0~7.9	8.0~8.9				
北海道	4	8	6	4	3	25	5.8%	
東北	11	23	29	4	16	83	19.2	
関東	5	36	20	2	18	81	18.7	
中部	10	47	15	4	14	90	20.8	
近畿	1	37	18	6	20	82	19.0	
中国・四国	3	14	8	1	2	28	6.5	
九州	3	19	8	1	12	43	10.0	
計	27	184	104	22	85	423	100.0	

(注) 東京天文台編纂理科年表(昭和45年版)による西暦599年から1968年までの地震を掲げた。

また、大きな被害を及ぼすマグニチュード7.0以上の大地震についてみると、東北地方が26.2%の33件で最も多く、ついで近畿地方が19.0%の24件、関東地方が17.5%の22件、中部地方が15.1%の19件、北海道が7.9%の10件、中国・四国地方および九州地方がそれぞれ7.1%の9件となっており、大地震は、東北地方から近畿地方にかけて多く発生している。

なお、わが国およびその周辺に発生した地震のうち被害の記録が残されているものを示すと第6-2図のとおりである。図中黒丸は1869年~1969年の間に発生した被害地震で、白丸が1868年以前に発生したものであるが、全国各

地に分散しているものの巨大地震は、東北地方から近畿地方までの太平洋側の海中で多く発生していることを示している。

第6-2図 日本付近に発生した被害地震の分布図



(注) 建設省国土地理院発行(昭和45年7月)「地震予知連絡会会報」第3巻による。

(2) 大地震の被害の実態

大地震時には、建築物の倒壊、道路や上下水道およびガス管等の損壊、同時多発火災の発生、河川護岸の破壊、津波等による水害等が同時に発生し、しかもこれらの災害が相互に誘発しあい、相乗作用によって人的、物的被害を増大させる。

たとえば、地震動が木造建築物を倒壊し、これが火災の発生の原因となり、また、建築物、工作物等の道路への倒壊、落橋は、避難行動、消防活動等を困難にさせ、被害を拡大させる。

とくに、地震による被害は、地震動による建築物の崩壊、道路、橋梁、堤防等の破壊などの直接的な被害よりも、火災や水災等の二次的災害の有無が被害の大小を左右している。さらに最近の過密都市においては、いわゆるパニック状態がもたらす被害も看過することはできない。

関東大震災以後の地震のうち、全損家屋100戸以上のものについて、家屋の損失と死者との関係を見ると第6-3表のとおりである。損失家屋100戸当

第6-3表 関東大震災以後の大地震

区分	年 月 日	地名又は地震名	規模 マグ ニチュー ド	家 屋 損 失				死者 (人)	損失家 屋 100 戸に ついで の死者 数 (人)
				全壊 (戸)	全焼 (戸)	流失 (戸)	計 (戸)		
全壊家 屋のみ 及び流 失の家 屋があ る場合	大正13. 1. 15	相 模 中 部	7. 2	1, 273			1, 273	14	1. 10
	〃 14. 5. 23	但 馬 北 部	7. 0	1, 219			1, 219	—	—
	昭和 5. 11. 26	伊 豆 北 部	7. 0*	2, 141			*2, 141	259	12. 09
	〃 6. 9. 21	武 蔵 西 北 部	6. 7*	204			* 204	16	7. 84
	〃 10. 7. 11	静 岡 市	6. 6	363			363	9	2. 48
	〃 14. 5. 1	男 鹿 半 島	6. 6	604			604	29	4. 80
	〃 16. 11. 19	日 向 沖	7. 0	111			111	1	0. 98
	〃 20. 1. 13	三河渥美湾北岸	6. 9	12, 142			12, 142	1, 961	16. 16
	〃 24. 12. 26	栃木県今市附近	6. 5	*290			*290	10	3. 45
	〃 36. 2. 2	長 岡 地 震	5. 2	220			220	5	2. 27
	〃 37. 4. 30	宮 崎 県 北 部	6. 5	369			369	—	—
〃 39. 6. 16	新潟県粟島南方	7. 5	1, 960			1, 960	—	—	
〃 43. 2. 21	え び の 地 震	6. 1	368			368	3	0. 82	
	合 計		21, 264			21, 264	2, 307	10. 85	
全壊家 屋及び 全焼家 屋があ る場合	昭和 2. 3. 7	丹 後 西 北 部	7. 4*	4, 974	*2, 651		*7, 625	3, 017	39. 57
	〃 18. 9. 10	鳥取県野坂川中	7. 3	7, 485	254		7, 739	1, 083	13. 99
	〃 23. 6. 28	流 井 平 野	7. 2	35, 420	3, 960		39, 380	3, 895	9. 89
	〃 43. 5. 16	十 勝 沖 地 震	7. 9	673	13		686	49	7. 14
		合 計		48, 552	6, 878		55, 430	8, 044	14. 51
流失家 屋のあ る場合	大正12. 9. 1	関 東 南 部	7. 9	128, 266	447, 128	868	576, 262	142, 807	24. 78
	昭和 8. 3. 3	三 陸 沖	8. 5			4, 086	4, 086	2, 986	73. 08
	〃 19. 12. 7	東 南 海 沖	8. 3*	26, 130*	11*	*3, 059*	*29, 200*	998	3. 42
	〃 21. 12. 21	南 海 道 沖	8. 1	11, 591	2, 598	1, 451	15, 640	1, 330	8. 50
	〃 27. 3. 4	十 勝 沖 地 震	8. 2	815	14	91	920	28	3. 04
	合 計		166, 802	449, 751	9, 555	626, 108	148, 149	23. 66	

(注) 1 東京天文台編纂理化年表(昭和45年版)による家屋損失100戸以上のものを掲げた。
 2 *印を付したものは住家のみ損失戸数である。
 3 死者には、行方不明者を含む。

たりの死者は、全壊のみの場合が平均10.85人で、全焼家屋がある場合は平均14.51人、さらに流失家屋がある場合は、平均23.66人であるが、個々の地震についてみると、全焼家屋がある場合は、全壊家屋のみの場合にくらべ、

死者率は、きわめて高いことを示している。

(3) 国の大震対策の現状

ア 大都市震災対策推進要綱の決定

消防審議会が昭和45年3月23日に行なった「東京地方(関東地方南部)における大震火災対策について」の答申(要旨は附属資料17),を基に、中央防災会議において大都市における大震対策について検討した結果、昭和46年5月25日「大都市震災対策推進要綱」を決定した(要旨は附属資料18に掲載)。

その後、ひきつづき中央防災会議においてこの要綱にもとづき国の各機関、地方公共団体、事業所、住民等の行なうべき地震対策の具体的事項について13分科会を設けて検討を進めている。

イ 消防庁の大震対策の現状

わが国における地震による被害の大小は、火災の発生の有無に大きく影響されている。消防庁では、大震火災対策の重要性にかんがみ過去の大地震の実態についての調査研究を進めるとともに、大震火災対策に関する技術的な研究を続けている。

昭和45年度においては、大震火災時における路上自動車の延焼性状の研究、消防用自然水利の開発に関する研究、大震火災の延焼性状に関する研究等を行なって、地震時における消防活動および避難活動に関する対策樹立のための基礎資料を得た。

昭和46年度においては、大地震発生時における出火防止および火災による被害の軽減を図ることを目的とし、次の諸対策を実施している。

(ア) 大震火災対策指導要領の作成

大震火災発生時の人的、物的被害を最少限にとどめるために、住民が平素において、また大地震が発生した際に心がけるべき事項を内容とした「大震火災対策指導要領」を作成し、地方公共団体が住民に対して行なう指導についての指針とする。

(イ) 石油類等火気使用設備器具からの出火防止措置の推進

近年、石油あるいはLPガス等を燃料とする火気設備および器具が急激に普及しつつある。大地震発生時には、これらの設備や器具が、転倒し、また周囲の可燃物が火気に触れるなどによって火災が発生する危険性が大きい。とくに冬期に大地震が発生した場合は、使用中の石油ストーブからきわめて多くの火災が発生することが予想されるので、自動消火装置についてのJIS規格化とあいまってその装置の取付け義務の規制を検討し、これらの設備器具からの出火防止の徹底を図る。

(ウ) 危険物施設の配管の耐震性の研究

石油類等の危険物施設については、施設本体は耐震性を十分考慮して建造されているので、大地震時における危険性は、配管の損傷による石油類の漏洩および火災の発生が考えられる。このため、危険物施設の各種配管について耐震性および損傷防止策等について研究し、危険物施設からの出火要因の軽減を図るための対策を検討する。

(エ) 小量危険物の安全保管方法の研究

小量の薬品および引火性液体等の危険物が地震発生時に転倒落下し、容器等が破損することにより、混合発火または引火により火災を発生させている事例が多いことにかんがみ、この種の収納容器、収納方法および収納棚等について実験検討し、地震動に対する小量危険物の安全保管に関する規制または指導を徹底する。

(オ) 大震火災の延焼性状に関する研究

大地震発生時に予想される同時多発火災の延焼性状について、旋風や合流火災等の特異な現象あるいは気候、地形等の自然的環境条件が与える影響について、市街地模型による実験および過去の大火事例の調査等により究明し、大震火災に対する消防活動、避難活動等に関する基礎資料を得る。

以上のほか、大都市震災対策推進要綱に基づいて、今後次のような対策を推進することとしている。

(カ) 自主防災体制の整備

大地震発生時に住民および事業所が自主的かつ組織的に防災活動を行なう

ことによって、出火防止、初期消火、避難、救助救急等を効率的に行なわせるため、住民および事業所の自主防災組織を整備し、また地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、危険物施設等に防災責任者を設け、自主防災体制の整備を推進する。

(キ) 火災防止対策の推進

危険物施設、石油類等の燃焼器具および薬品等の小量危険物からの出火防止を図るほか、大地震発生時における火気使用停止の徹底、耐震性貯水槽および可搬式小型動力ポンプの設置、消火器の共同保有等について指導し、出火防止および初期消火体制の整備を推進する。

(ク) 避難地、避難路の安全確保

密集市街地における大震火災発生時の人命の安全を確保するためには、早期に安全な避難地に避難させる必要がある。このため避難地および避難路の周辺の出火防止、初期消火、延焼防止を徹底するとともに、情報の収集伝達体制、避難誘導体制の整備を推進する。

ウ 消防庁以外の各省庁の現状

大震災対策については、消防庁以外の各省庁においても中央防災会議が決定した「大都市震災対策推進要綱」に基づく具体策についてそれぞれ専門的な立場から検討を行なうとともに、各省庁の所管事務に関連する大震対策について研究が進められている。なかでもとくに注目されるのは、①地震の予知に関する研究および調査（科学技術庁、文部省、通産省、海上保安庁、気象庁、建設省）および②都市の防災に関する研究および施策（科学技術庁、建設省）であり、その他に③液化ガス貯水槽の耐震実験（通産省、科学技術庁）、④建築物の耐震設計に関する研究（建設省）などがある。

(4) 地方公共団体における大震対策の現状

地方公共団体においては、昭和39年6月の新潟地震、昭和43年の十勝沖地震等を契機に大震対策に対する関心が強まり第6-4表にみられるように各地方公共団体の防災会議に地震対策部会を設置し、地震対策を積極的に進める意欲を示し、また、地域防災計画中に大震対策計画を策定するなど具体的対

第6-4表 各都道府県における大震対策の現況 (つづき)

都道府県	区分	住民に対するP. R.活動	地震に関する意識調査	震災訓練	地震対策部会設置等	地震対策計画の策定	地質調査	被害想定(調査を含む)	防災無線の設置	地震計等の観測網整備	耐震性の調査推進	防災拠点計画	防災機材整備
滋京大兵奈和	賀都					○							
	阪庫	○		○		○	○						
	良山	○		○		○							
	歌	○				○							
鳥島岡広山	取根	○		○									
	山島口							○	○				
徳香愛高	島川			○		○							
	媛知	○		○	○	○	○						
福佐長熊大宮鹿	岡賀	○				○							
	崎本					○							
	分崎島	○		○	*○	○							
合 計													

(注) ○印は該当するものを示す。
*印は地震専門部会ではない。

7 航空消防の推進

欧米先進国では、航空機の発達、普及に伴い、消防活動面への航空機利用が広く実用化され、航空機による災害状況の偵察、地上部隊の指揮、救助、救急患者の輸送、人員・資器材の輸送、林野火災の消火等が行なわれている。本年2月ロス・アンゼルス市周辺に発生したサンフェルナンド地震の際にも、郡・市等のヘリコプターが救助活動等に目覚ましい働きをした。

わが国では、消防機関による専門的な航空消防隊は、昭和41年度に国庫補助(1/3)を得て東京消防庁がヘリコプター1機(昭和43年度に2機となる。)で発足したのがはじまりで、その後、昭和45年度に大阪市消防局が設置し、昭和46年度には、京都市および神戸市の各消防局が設置することとしている。これらの航空消防隊の保有する航空機は、いずれもヘリコプターであるが、このことは、ヘリコプターには固定翼機のように長い滑走路を必要としないこと、空中停止(ホバリング)や低速飛行が可能であること等の特性があつて、消防活動に好つてゐることによるものである。

以上のような大都市における航空消防隊は、ますます高層立体化する都心部における消防活動を上空から立体的に行なうことを主たる目的とするものであるが、同時にその高い機動性を利して、離島、辺地からの救急患者の輸送、林野火災への応援、出動等の広域にわたる活動を行なうことが期待されている。

また、各都道府県では、市町村からの要請に基づき風水害または林野火災時における物資の輸送・状況偵察、海や山における遭難事故時の捜索・救助、救急患者の遠距離搬送等のため自衛隊、海上保安庁等に航空機の出動を要請または民間航空機を借り上げてこれに対処している。

なかでも民間航空会社とヘリコプターのチャーター契約を締結している長野県、富山県、広島県などでは、遭難者の捜索・救助活動、林野火災の空中消火などにヘリコプターが活用されている。

このように、消防防災活動において航空機は近年ますます多方面に活用さ

れるようになっている。欧米各国においても米国、カナダ、フランス、スペイン、スウェーデンなどで航空機が消防活動に利用され、特に、米国においては林野火災時の人員・物資の輸送、消火活動等に林野火災用に改装した爆撃機を使用し、また、カナダ、フランス、スペインなどでは林野火災専用の飛行艇が使用されているなど、林野火災における航空機の活動はめざましいものがある。

わが国においても特に林野火災、大震火災に対する空中消火について数年前から消防研究所および林業試験場が共同し、自衛隊の協力のもとにヘリコプターを利用する空中消火機材の開発および空中消火技術の研究が行われてきた結果、近く実用化できる目安がついた。

これまでは、大都市消防を中心に航空消防体制の整備が進められてきた。しかしながら各都市がそれぞれの必要に応じ航空消防体制を整備することは望ましいことではあるが、財政能力、要員の確保等から限界があるばかりでなく、航空機の運用体制からみても好ましくない。

今後は、大都市における航空消防体制の整備拡充を図るほか、中小都市および町村の常時の消防活動については、これらの大都市への業務の委託、都道府県が設置またはチャーターする航空機の利用などの検討を進める必要がある。

他方、風水害、大震火災、林野火災等の大規模かつ広域にわたる災害については消防機関の有する航空機のみではこれに対処しえないこと等から自衛隊の防災、援助の任務にてらし、これと密接な連けいをとる体制のもとに、その航空力に依存して、航空消防の活動のために所要の資機材を地方公共団体において必要な地に備蓄する方向で航空消防体制の整備を急ぐとともにこれらの方向について地域防災計画において明確にする必要がある。

8 救 急 業 務

救急業務は、事故による傷病者を所定の救急隊によって緊急に医療機関等に搬送することである。

わが国の救急業務は、昭和8年に横浜市、次いで同9年に名古屋市において開始されて以来、主として大都市を中心として消防機関により任意に実施されてきた。

しかし、近年における交通事故をはじめとする各種災害の増大に対処するため、救急業務について立法措置を講じ、救急体制を全国的に整備する必要があり、昭和38年消防法の一部改正が行われて、消防法のなかに救急業務に関する規定が織り込まれることとなった。その後、救急業務実施市町村の範囲は逐年拡大され、昭和46年4月1日現在で、実施市町村数は1,125市町村に及んでいる。

(1) 実 施 状 況

昭和45年中における全国の救急業務の実施状況をみると、救急出場件数87万2,545件、搬送人員83万577人で、前年より救急出場件数において14万7,726件(20.4%)、搬送人員において14万4,948人(21.1%)といずれも20%以上の増加を示している。

このことは、全国で1日平均約2,390回(前年は約2,000回)、約36秒に1回の割合で救急隊が出場したことになり、また、救急業務を実施している市町村において約100人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数および搬送人員の10年間の推移をみると、第8-1表のとおりで、これを10年前の昭和36年を100とした場合、救急出場件数で563、搬送人員で596と非常に高い指数を示している。

昭和45年の救急出場件数を地域別にみると附属資料19のとおりで、前年と同様、首都圏がもっとも多く、次いで近畿圏、中部圏が他の地域よりも多い。

第8-1表 救急出場件数および搬送人員の推移

区分 年別	救急出場			救急搬送			(A)のうち	(B)の対	(A)に対	交通事 故件数
	件数(A)	指数	対前年 増減率	人 員	指数	対前年 増減率	交通事故 による出 場件数(B)	前年比 (増)	する(B) の構成 比	
36	155,000	100	15.4	139,445	100	15.3	59,055	14.2	38.1	493,693
37	197,297	127	27.3	177,568	127	27.3	73,986	25.3	37.5	479,825
38	239,393	154	21.3	215,804	155	21.5	81,387	10.0	34.0	531,966
39	314,272	203	31.3	275,623	198	27.7	95,852	17.8	30.5	557,183
40	329,898	213	5.0	317,145	227	15.1	97,627	1.9	29.6	567,286
41	429,972	277	30.3	383,790	275	21.0	137,431	40.8	32.0	425,944
42	504,417	325	17.3	458,766	329	19.5	158,777	15.5	31.5	521,481
43	594,862	384	17.9	551,104	395	20.1	188,059	18.4	31.6	635,056
44	724,819	468	21.8	685,629	492	24.4	239,957	27.6	33.1	720,880
45	872,545	563	20.4	830,577	596	21.1	267,730	11.6	30.7	(612,888) 718,080

- (注) 1 救急出場件数および搬送人員のうち昭和38年は4月10日以降のものである。
 2 昭和45年中の交通事故件数欄の() うち書きは救急業務実施市町村内の件数である。
 3 41年以降の交通事故件数は、人身事故を伴ったもののみである。

また、救急出場件数を7大都市の所在する都府県についてみると、53万5,374件で前年に比較すると7万8,603件(17.2%)の増加であり一方、それ以外の道県の救急出場件数は33万7,171件で6万9,123件(25.8%)の増加を示している。

これらのうち、とくに顕著な伸びを示しているところは、秋田県の61.8%が最高で、次いで長崎県の45.4%、徳島県の39.3%、高知県の37.5%、茨城県の37.3%と続いている。

このように、これらの地域における救急出場件数が、急速に伸びつつあることは、これらの地域においても救急体制が逐次整備されてきたことなどによるものである。

また、救急業務実施市町村内における人口1万人当たりの救急出場件数をみると、全国の平均は107.5件で、都道府県別では、万国博覧会の会場となった大阪府の176.1件を最高に東京都の174.2件、神奈川県146.7件、京都府132.6件、埼玉県の116.5件と続いている。

(2) 救急事故種別の状況

救急出場件数および搬送人員を事故種別にみると、いずれも第1位が急病によるもので、第2位が交通事故、以下一般負傷、労働災害と続いている。

救急出場件数および搬送人員の事故種別ごとの内訳は、第8-2表のとおりで、救急出場件数についてみると、急病が38万6,045件(構成比44.2%)、交通事故が26万8,543件(構成比30.8%)となっており、11種類に分類される救急事故の中で、この2種類だけで全体の約75%を占めている。

急病と交通事故の比率を地域別にみると、7大都市の所在する都府県においては、救急出場件数53万5,374件のうち、急病によるもの50.9%(27万

第8-2表 事故種別救急出場件数および搬送人員

順位	事故種別	昭和44年中		昭和45年中		前年比	
		出場件数	構成比	出場件数	構成比	増 減	増減率
1 (1)	急 病	300,776 (273,835)	41.50 (39.94)	386,045 (351,494)	44.24 (42.32)	85,269 (77,659)	28.3 (28.4)
2 (2)	交 通	239,957 (250,933)	33.10 (36.60)	268,543 (287,606)	30.78 (34.63)	28,586 (36,673)	11.9 (14.6)
3 (3)	一 般 負 傷	75,428 (69,914)	10.41 (10.20)	92,869 (86,307)	10.65 (10.39)	17,441 (16,393)	23.1 (23.4)
4 (4)	労 働 災 害	27,909 (26,207)	3.85 (3.82)	31,367 (29,632)	3.59 (3.57)	3,458 (3,425)	12.4 (13.1)
5 (5)	自 損 行 為	16,477 (14,919)	2.27 (2.18)	19,465 (17,295)	2.23 (2.08)	2,988 (2,376)	18.1 (15.9)
6 (6)	犯 罪	16,015 (14,912)	2.21 (2.18)	17,319 (16,178)	1.99 (1.95)	1,304 (1,266)	8.1 (8.4)
7 (8)	火 災	9,902 (3,394)	1.37 (0.49)	10,901 (3,644)	1.25 (0.44)	999 (250)	10.1 (7.4)
8 (7)	運 動 競 技	6,664 (6,887)	0.92 (1.00)	7,685 (7,940)	0.88 (0.95)	1,021 (1,053)	15.3 (15.3)
9 (9)	水 難	2,538 (2,049)	0.35 (0.30)	2,807 (2,069)	0.32 (0.25)	269 (20)	10.6 (1.0)
10 (10)	風 水 害	110 (155)	0.01 (0.02)	282 (279)	0.03 (0.04)	172 (124)	156.4 (8.0)
11 (11)	そ の 他	29,043 (22,424)	4.01 (3.27)	35,262 (28,133)	4.04 (3.38)	6,219 (5,709)	21.4 (25.5)
	計	724,819 (685,629)	100.0 (100.0)	872,545 (830,577)	100.0 (100.0)	147,726 (144,948)	20.4 (21.1)

(注) () 内の数字は、搬送人員を示す。

2,757件)、交通事故によるもの23.8% (12万7,214件)と急病によるものが圧倒的に高いのに対し、その他の県では、逆に救急出場件数33万7,171件のうち、急病によるもの33.6% (11万3,288件)、交通事故によるもの41.9% (14万1,329件)で、交通事故による出場件数が急病による、それを上回っている。

しかし、救急業務に対する住民の認識が高まり、救急体制の整備が進むに従って、これらの地域においても、急病による救急出場件数が交通事故によるそれに近づきつつある(第8-3表参照)。

附属資料20および附属資料21は、都道府県別、事故種別救急出場件数および搬送人員を示したものである。

第8-3表 地域別にみた急病と交通事故件数の比較

区 分 年	七大都市の所在する都府県						その他の県					
	急病			交通			急病			交通		
	件数	全件数 に対する 割合	指数	件数	全件数 に対する 割合	指数	件数	全件数 に対する 割合	指数	件数	全件数 に対する 割合	指数
41	137,629	45.2	100	80,899	26.5	100	33,482	26.8	100	56,532	45.2	100
42	159,301	46.2	116	88,920	25.8	110	46,004	28.8	137	69,857	43.7	124
43	179,571	47.7	130	95,791	25.4	118	67,895	31.3	203	92,268	42.3	163
44	218,842	47.9	159	120,738	26.4	149	81,934	30.6	245	119,219	44.4	211
45	272,757	50.9	198	127,214	23.8	157	113,288	33.6	338	141,329	41.9	250

(3) 交通事故に対する実施状況

昭和45年中の全国の人身事故を伴う交通事故件数は71万8,080件で、前年に比較して2,800件(0.4%)の減少を示している。このうち救急業務を実施している市町村におけるものは61万2,888件で、これに対する救急出場件数は26万8,543件となっており43.8%の出場率を示している。また、これにより搬送された負傷者は28万7,606人で、前年に比較して8万7,367人(45.9%)増加を示している。

交通事故に対する救急出場率を都道府県別にみると、東京都の72.6%を最高に、埼玉県の67.2%、千葉県の65.1%、神奈川県64.4%、群馬県の58.6

%と続いており、出場率の低いところは、熊本県の16.8%、福岡県の17.9%、長崎県の18.1%、佐賀県の19.2%、北海道の23.8となっている(附属資料19参照)。

(4) 特異な救急事故

救急事故1件当たりの傷病者は、普通1~2名であるが、電車事故、バス事故、炭坑事故あるいは集団中毒のように、集団的に多数の傷病者を伴う事故も年間でみるとかなり発生している。

このように、集団的に多数の傷病者を伴う事故を通常の救急事故と区別して、救急統計のうえでは特異な救急事故として取り扱い、その基準は次のとおりである。

- ① 傷病者の合計が10人以上の事故
- ② 死者が5人以上の事故
- ③ その他、特異な事故

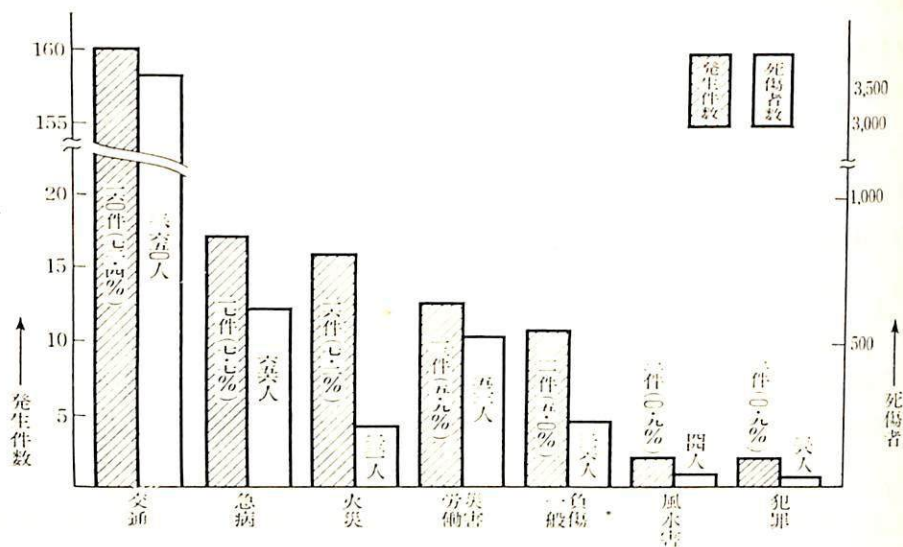
昭和45年中における特異な救急事故の発生状況をみると、100人以上の傷病者を出した事故が4件(食中毒2件、労災事故1件、交通事故1件)を含み、事故件数は221件で、前年より17件の増加を示しているのに対し、これによる死傷者は5,357人(死者173人、負傷者5,184人)で、前年に比較して、死者16人、負傷者19人とそれぞれ減少しており、事故1件当たりの人命損傷数は、前年の26.4人に比較して24.2人に減少している。このことは、昭和45年中においては大量傷者事故が減少して、中程度の特異な事故が増加していることを示している。

特異な救急事故を事故種別ごとにみると、交通事故が160件で全体の72%を占め、また、死傷者の数においても交通事故によるものが3,650人で68%を占めている(第8-4図参照)。

特異な救急事故は、同時に多数の死傷者を伴うため、通常の救急体制では対処しえない場合が多いので、有事に備えて消防相互の協力体制をとるとともに、警察、保健所、医療機関等関係機関相互の緊密な協力体制が必要である。

このような集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については、消防庁、厚生省、警察庁、日本医師会等の関係機関の協議に基づき、昭和40年6月消防庁長官名をもって都道府県知事あて通知をし、指導を行なっている。また、都道府県および市町村はそれぞれ地域防災計画を策定し、防災会議に救急医療部会を設置するなど、その対策を推進しているところである。

第 8-4 図 昭和45年中における特異な救急事故の内訳



(5) 救急体制の現状

ア 救急業務の実施市町村

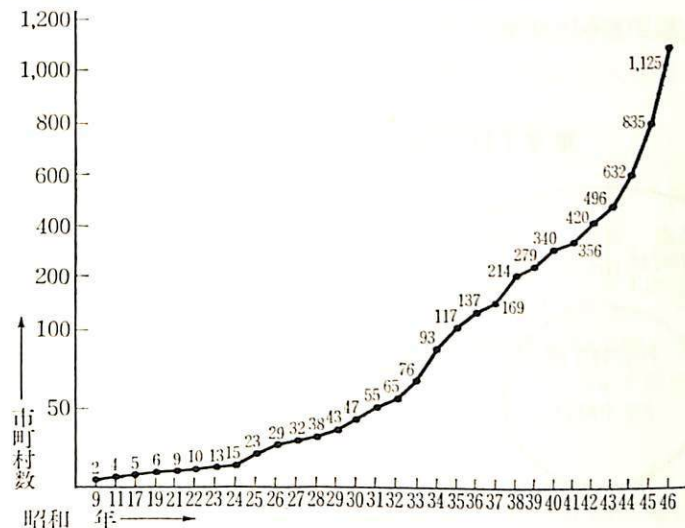
救急業務の実施市町村は、昭和46年4月1日現在で1,125市町村(579市, 461町, 85村)で、前年の835市町村に比較すると290市町村(34.7%)の増加を示し、前年の増加率32%を上回っている。

救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来、実施市町村の数も年々増加し、昭和38年を100とすれば、昭和46年の指数は526と大幅な伸びを示している(第8-5表参照)。

このうち、611市町村(563市, 48町)は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務づけられた政令指定市町村であるが、その他の514市町村

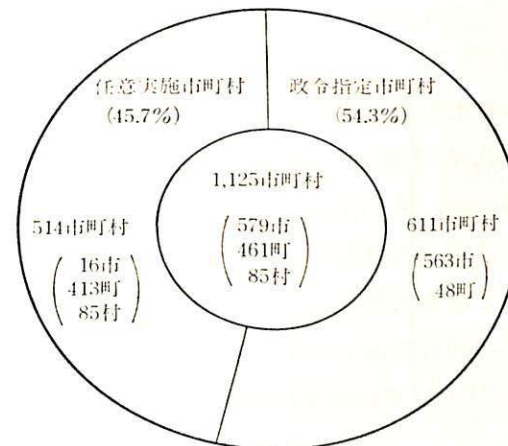
第 8-5 表 救急業務実施市町村の推移

区分	年度	38	39	40	41	42	43	44	45	46
市町村数		214	279	340	356	420	496	632	835	1,125
対前年増加数		45	65	61	16	64	76	136	203	290
対前年増加率(%)		27	30	22	5	18	18	27	32	35



(注) 昭和32年から38年までは1月1日現在、39年は5月31日現在、40年および41年は3月31日現在、42年以降は4月1日現在の数値である。

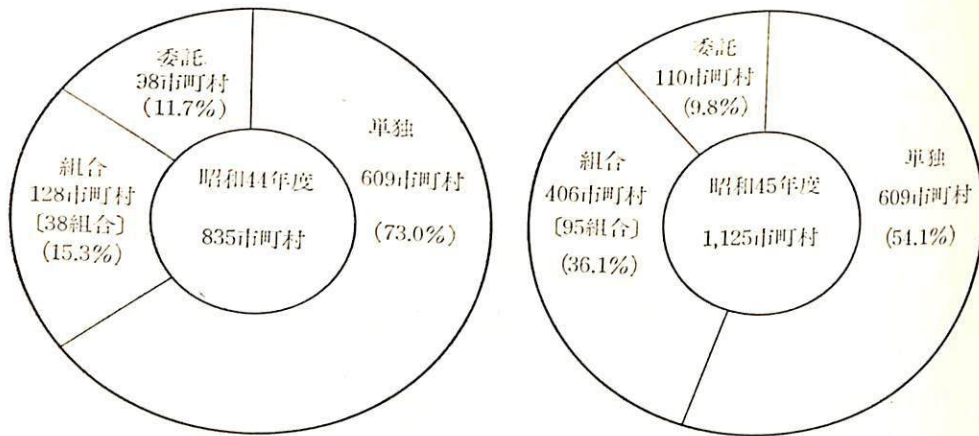
第 8-6 図 救急業務実施市町村の内訳



(16市, 413町, 85村)は, 実施義務の課せられていないいわゆる任意実施市町村である。

また, これらの救急業務実施市町村のうちには, 当該市町村の財政状況, 人口, 事故発生状況から単独で実施するよりも, 数市町村が共同で処理した方がより効果的であるということから, 事務委託, 一部事務組合等の広域的共同処理方式により, 実施している市町村が多くなってきている。(第8-7図参照)。

第8-7図 救急業務実施形態の内訳



このうち, とくに一部事務組合方式による実施市町村が前年の約3倍に増えているが, 今後, 実施体制の整備が進むに従って, この傾向が, 一層増加するものと思われる。

救急業務の実施率を市町村割合および人口割合で見ると, 市町村割合は, 全市町村数3,257(46.4.1現在)のうち1,125市町村で, 実施率は34.5%(前年25.5%)であるが, 人口割合は, 全人口1億372万60人のうち8,240万1,520人で実施率は79.4%(前年73.9%)となっている。実施率の高いところは, 市町村割合で見ると東京都の78.0%, 神奈川県75.7%, 福井県の69.4%であるが, 人口割合で見ると東京都の99.5%, 大阪府の97.4%, 神奈川県96.1%となっている(附属資料19参照)。

イ 救 急 隊

救急隊は, 「救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成し」, 「救急自動車には, 搬送するに適した設備, 救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えなければならない」ものとされている(消防法施行令第44条)。

救急隊は, 救急業務を実施している1,125市町村に1,485隊配置されており, 前年の1,161隊に比較して324隊(27.9%)増加している(第8-8表参照)。

第8-8表 救求隊の設置状況

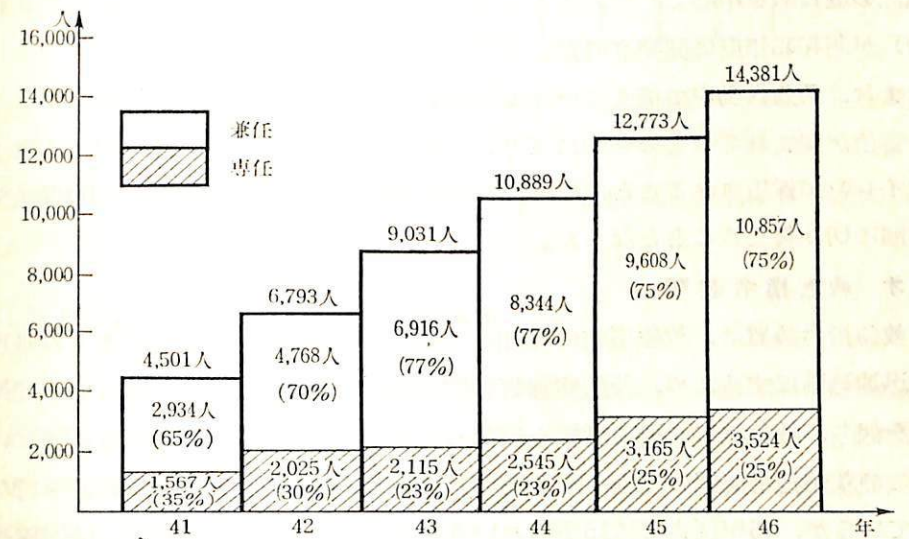
区分	年度	41	42	43	44	45	46
救急隊数		557	652	802	966	1,161	1,485
対前年増加数		—	95	150	164	195	324
対前年増加率(%)		—	17.1	23.0	20.4	20.2	27.9

(注) 救急業務実施市町村の増加の数に比較して, 救急隊の増加数が少ないのは新たに救急業務を実施した市町村の中に, 事務委託および一部事務組合等によるものが含まれているためである。

ウ 救 急 隊 員

救急隊員は, 全国で1万4,381人で, そのうち救急業務に専従している専

第8-9図 救急隊員の状況



任救急隊員は3,524人（専任率24.5%）、救急業務以外の消防業務を兼務している救急隊員は1万857人である（第8-9図参照）。

救急隊員は、人命救護という重要な任務をもっているため隊員の養成については、都道府県および指定都市の消防学校において、救急業務実施基準に従い救急科を設けて養成を行なっているほか、救急隊員の指導者を養成するため、昭和43年度から消防大学校において救急科を設置しており、45年度までの3年間に113名が294時間の教育課程を修了し、全国の救急隊員の中核となって活躍している。しかしながら、救急隊員1万4,381人のうち、救急業務実施基準に定める資格を有する隊員は5,322人と全体の37%にすぎないので、今後とも教育訓練の充実を図り、救急隊員の資質の向上に努め、より適正な業務の遂行を期する必要がある。

エ 救急自動車

救急自動車の保有台数は、1,658台で、前年の1,286台に比較し372台（28.9%）増加しているが、過去10年間の推移は、第8-10図のとおりである。

救急自動車は、昭和38年度の科学技術庁の特別研究促進調整費により研究開発されたものであったが、最近における自動車交通の高速化等に伴い、救急事故も大型化する傾向にあることなどを考慮して、収容能力の拡大、車内機能の改良等を中心として、キャブオーバー型の新型車（2B型および3B型）が昭和45年度に開発された。

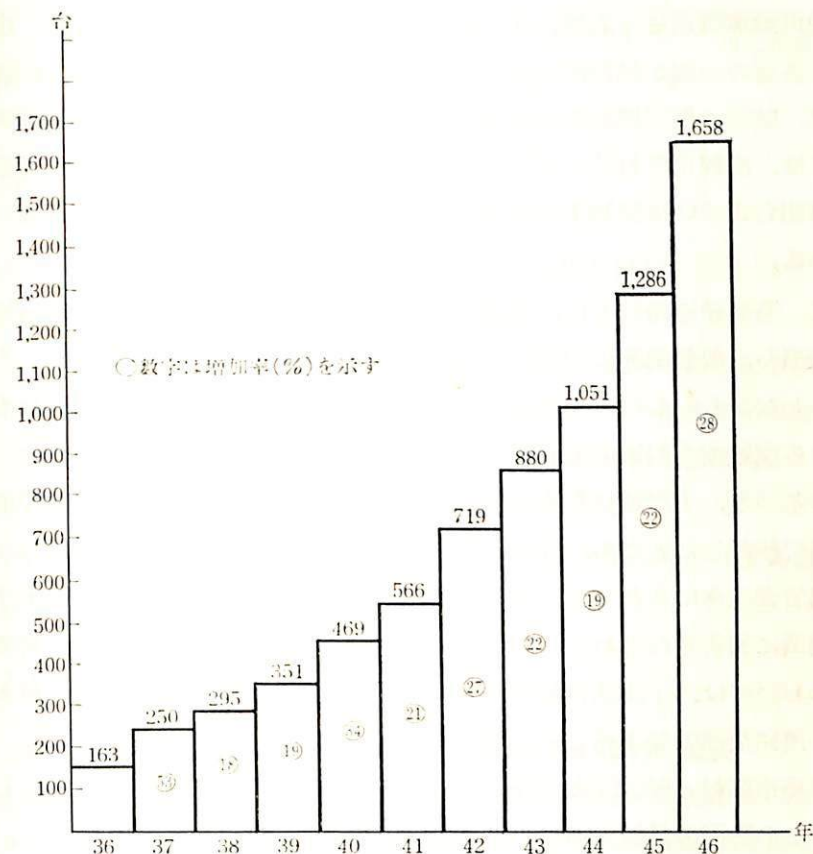
また、救急自動車に備えるサイレンは、傷病者を搬送することからソフトな音色が望まれるなどの理由により、いわゆる「ピーポー」音を発する電子サイレンが採用されることになり、昭和45年7月1日から47年6月30日までの間に切り替えることとなった。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの処理を迅速適確にするため、救急病院等の関係機関と無線または有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示を行なうための通信制御装置である。

この救急指令装置の整備を図る必要から、昭和43年度から国庫補助を行なっているが、45年度までに15市において整備され、また、46年度には国庫補

第8-10図 救急自動車保有台数の推移



(注) 昭和38年までは1月1日現在、39年は5月31日現在、40年は3月31日現在、41年は4月15日現在、42年以降は4月1日現在の台数である。

助予算額2,134万円により、A型2基およびB型10基を整備する予定である。

(6) 交通事故に対する救急体制

モーターレーゼーションの普及および道路網の整備は、一方において交通事故の急激な増大をきたしており、これがため、救急需要も増加の一途をたどっているが、とくに国道等幹線道路が通過している沿線市町村は救急業務体制の整備および充実強化を図る必要がある。

ア 高速道路における救急体制

高速自動車国道は、名神、東名、中央の各道の全線開通以来近畿、中国、九州の各道の一部が供用開始され、その延長距離も 664km に達し、今後も相次いで、随所で供用開始が予定されている。現在、高速道路上の交通事故については、沿線市町村がインターチェンジ所在市町村を中心に相互応援、一部事務組合あるいは県知事の要請による方式によって救急体制を整備し対処している。

また、各高速道路ごとに、沿線市町村および都府県において、連絡協議会等を設置し、救急業務の円滑かつ適切な実施を図っている。

しかしながら、この問題については昭和44年6月19日、「高速自動車国道における交通安全対策の強化について」交通対策本部の決定がなされ、この決定に基づき、「高速自動車国道における救急業務のあり方について関係省庁の間で検討したところ、今後、日本道路公団が高速自動車国道における道路交通管理業務にあわせて一元的に処理する方向で検討する」と同年7月4日の閣議に報告されており、さらに、本年3月策定された交通安全対策基本計画においては、「高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、救急業務実施市町村と同公団との連携を強化するものとする。」と定められており、この計画の具体化について関係省庁間で協議が進められている。

イ 都道府県知事の要請による救急業務

昭和42年の消防法の一部改正によって、交通事故の頻発する道路区間の救急業務の実施を、現に救急業務を実施している他の市町村に、都道府県知事が実施するよう要請することができる制度が設けられた（消防法第35条の6第1項）。

ウ 都道府県の行なう救急業務

市町村が救急業務を行なうことが困難な場合における補完的措置として、昭和42年の消防法の一部改正によって、救急業務を行っていない市町村の区域に係る高速道路または一般国道のうち、交通事故の特に頻発するところで政令で定める区間については、都道府県自らが救急業務を行なうことがで

第8-11表 都道府県救急政令指定区間

指 定 区 間	距 離	関 係 市 町 村	関 係 市 町 村 に お け る 距 離
一般国道の4号のうち宮城県刈田郡蔵王町字一本松西入番の1から、同県名取郡岩沼町新相ノ原124まで	24.9km	蔵 王 町 大 河 原 町 柴 田 町 岩 沼 町	5.2km 5.7km 8.8km 5.2km

きるとされた（消防法第35条の6第2項）。昭和43年11月に第8-11表に示す区間が指定され、宮城県において実施された。

しかし、昭和45年4月の消防法施行令の一部改正（昭和45年政令第63号）により、指定区間に係る柴田町および岩沼町が新たに、救急業務実施義務町となったことに伴い、上記政令指定区間は昭和45年10月1日に廃止され、現在都道府県が自ら救急業務を実施しているところはない。

なお、蔵王町および大河原町の区間については、柴田町が知事要請に基づいて救急業務を実施している。

(7) 救急体制の強化

ア 救急業務を行なわなければならない市町村の範囲の拡大

救急業務を行なわなければならない市町村の基準は、消防法施行令第43条に定められているが、消防法の一部を改正する法律（昭和46年法律第97号）が施行されたことに伴い、消防法施行令の一部を改正する政令（昭和46年政令第169号）が6月1日に公布施行されたことにより「消防法第35条の5の規定に基づき、救急業務を行なわなければならない市町村を自治大臣が、当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村とする。」と改正された。

これにより、昭和46年6月1日以降、新たに312市町村に救急業務の実施が義務づけられ、救急業務義務実施市町村は922市町村となった（第8-12表参照）。

イ 広域的共同処理方式の推進

単独で救急業務を実施することが困難な市町村については、相互応援、事

第8-12表 政令改正後の救急体制

区 分	市 町 村 数 (A)	(A)のうち救急業務を実施しているもの(B)	(A)のうち救急業務未実施のもの(A)-(B)
改正前の政令指定市町	610	610	—
追加政令指定市町村	312	284	28
小 計	922	894	28
任意実施市町村	230	230	—
合 計	1,152	1,124	28

(注) 改正前の政令指定市町村数は611であったが、昭和46年4月29日新潟県の高田市と直江津市が合併し上越市となったため610となった。

務委託、あるいは広域市町村圏の整備計画にそった一部事務組合等の広域的共同処理方式により、適宜市町村の実態に即した体制の整備を図っている。

(8) 救急医療体制

救急病院および救急診療所の告示状況をみると第8-13表のとおりで、全国に4,595カ所あり、前年(4,386カ所)と比較して209カ所の増加をみている。

また、これを都道府県別にみると、附属資料22のとおりで、地域による格差が著しい。多いところは東京都の533、愛知県の411、静岡県266、北海道259等であり、少ないところは鳥根県の14、鳥取県の15、滋賀県の16となっている。

第8-13表 救急病院の告示状況 (昭和46年4月1日現在厚生省調)

経営別 区分	国 及 び 公 的 医 療 機 関							私 的 医療機関	合 計	
	国立	都道府 県立	市町 村立	日赤	北社協 済生会	厚生連	社保関 係団体			
病 院	96	85	327	70	40	70	57	745	2,027	2,772
診 療 所	—	1	7	1	—	—	—	9	1,814	1,823
計	96	86	334	71	40	70	57	754	3,841	4,595

このように、救急病院等は地域的に偏在しており、救急患者の初療に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、厚生省においては、次のような方策で救急医療体制の整備強化を図っている。

① 消防法施行令の改正による救急業務を行わなければならない市町村の

範囲の拡大に対応しよう、救急病院の適正配置を推進する。

② 救急医療センターを国立病院および公的医療機関を中心に、おおむね人口100万人に1カ所の割合で配置する。

なお、昭和46年中に111カ所の救急医療センターの整備が完了する予定である。

③ 救急医療に従事する医師の確保対策の一つとして、救急病院および救急診療所の医師を対象とした研修を昭和39年度から、救急医療センターに勤務する医師を対象とした脳神経外科領域の研修を昭和43年度から、同じく麻酔科領域の研修を昭和44年度から実施している。

また、消防庁においても、このような救急医療体制の現状にかんがみ、昭和44年10月消防庁長官名で各都道府県知事あて「公立病院に対する救急医療機関としての申出の促進について」の通達を出し、もっとも住民に緊密な関係にある公立病院に対し、積極的に救急医療機関として申出が行なわれるよう指導している。

今後、救急実施体制は、着々と整備されることが予想されるが、これらの地域における医療体制は、現在でも貧弱であり、救急実施体制の整備に伴う救急医療体制の整備が、今後に残された大きな課題である。

9 消防教養訓練

消防行政は、火災の鎮圧のほか、近年予防査察、危険物規制、建築同意、原因調査等の予防行政にウエイトをかけ、さらに救急業務、風水害および地震等の災害防ぎょ措置等その任務が広がってきている。

このように消防業務が複雑化しその困難性が増している今日、これに対して消防の責務を十分に遂行するには、消防職員および団員の高度の専門的知識および技術の習得が必要とされる。

消防教養としては、自治省消防庁の消防大学校、各都道府県および指定都市が設置している消防学校等における教育訓練と学校以外における一般教養がある。

(1) 消防大学校における教育訓練および技術援助

ア 教育訓練

消防大学校は、消防組織法第4条の4に定めるところにより、昭和34年開校以来、国および都道府県の消防の事務に従事する職員、または市町村の消防職員および消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行なっている。

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育訓練の課程は「消防大学校校則」により定められ、次の4部8学科からなっている。

部	第一部	第二部	第三部	第四部
学 科	本 科	警 防 科 予 防 科	上級幹部第一科 上級幹部第二科 消防団長科	機 械 科 救 急 科

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第一部 消防に関する総合的かつ高度の知識および技術の修得

第二部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識および技術の修得

第三部 消防行政および消防の指揮運用に関する高度の知識および技術の修得

第四部 特定の消防実務に関する高度の知識および技術の習得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和45年度および昭和46年度における教育訓練の実施状況は第9-1表のとおりである。

第9-1表 教育訓練の実施状況

部	学 科	昭和45年度		昭和46年度 (8月末現在見込)		備 考
		実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第一部	本 科	2	63	1 (1)	39 (35)	後期は、昭46.9.28から昭47.3.18まで実施予定、学生数()内は見込数を示す
第二部	警 防 科	1	110	(1)	(136)	昭46.10.11から昭46.12.11まで実施予定、学生数()内は見込数
	予 防 科	1	84	1	91	
第三部	上級幹部第一科	1	56	1	47	
	上級幹部第二科	—	—	(1)	(35)	昭47.1.18から昭47.3.18まで実施予定、学生数()内は見込数
	消防団長科	1	28	1	37	
第四部	機 械 科	1	32	1	33	
	救 急 科	1	42	(1)	(31)	昭47.1.18から昭47.3.18まで実施予定、学生数()内は見込数
計		8	415	5 (4)	484	昭和46年度学生数計には237名の見込数を含む

なお、消防大学校に入校する学生数は、最近年々増加しており昭和42年以降における学生数は、次のとおりである。

昭42年	昭43年	昭44年	昭45年	昭46年	備 考
295	345	350	415	484	昭和46年度には237名の見込数を含む

注 消防大学校の卒業生の数は、消防講習所の卒業生と合せて、昭和23年以降昭和46年8月末現在6,509名(入校中の72名を含む。)である。

(ウ) 今後における教育施設の整備計画

① 視聴覚教室

教育訓練の徹底と一層の効率化をはかるため、視聴覚教室を整備する。

② 火災報知設備、避難設備および泡消火設備

高層建物等におけるこれらの施設の保守管理等について十二分に教育するため整備する。

③ 寮の増築

さきに述べたとおり、入校する学生数は年々大幅に増加し現在の寮の施設においてはすでにその収容能力を上回り、教育実施のうえに支障をきたしている実情であるので早急に施設の拡充を行なう必要がある。

イ 消防学校に対する技術的援助

社会経済の急速な発展と科学技術の進歩に伴い、消防行政は複雑多様化してきている。従って、これにたずさわる消防職員および消防団員に対する教育訓練は一層充実される必要がある。

このような事態に対処するため、消防組織法第4条の4に基づき、消防大学校は、消防学校等に対し、教育訓練の内容および方法について必要な技術的援助を行なうこととされているが、当面の援助としては、講師団の設置および講師の派遣あっ旋、教育用指導資料および参考資料等の企画編集、配布、消防学校教員の実務講習等を実施している。

(ア) 講師団の設置および講師の派遣あっ旋

講師団は、特に専門的な分野の教育に資するために設けたものであって、すでに6名の学識経験者を委嘱しており、その氏名および担当教科目を消防学校等に通知し、派遣要請に応じ、便宜をはかっている。

なお、教科目は現在のところ、人事管理、消防戦術、火災対策、火災現象、避難対策および火災原因調査の6科目である。

また、都道府県等の消防学校は、実務担当教員が不足している実情にあるので、消防大学校においては、消防学校等からの要請をうけ、消防大学校教官もしくは適当な消防機関から講師を派遣あるいはあっ旋を行なっている。

(イ) 教員用指導資料および参考資料の編集配布

教員用指導資料は、各教科目の教科内容や方法について、直接教育に資するものであり、また、参考資料は、教員が教育上参考とする資料である。これらの資料の作成に着手したのは、昭和43年からであるが、現在までに所定の計画に基づき、次のような資料の編集および配布を行なっている。さらに、昭和45年3月、「消防学校の教育訓練の基準」が示されているので、新基準に適合するよう、指導資料の全種目について体系的に検討を加え、整備充実することを期している。

(ウ) 消防学校教員の実務講習

都道府県の消防学校における問題の一つとして、消防実務に通じた教員が少ないということがあげられる。そのため従来から消防大学校に対し、教員養成科の新設が強く望まれていた。一方、消防大学校では、従来から2カ月ないし3カ月の警防または予防に関する専門教育を行なっているので、消防学校等にあつては、これらの学科に所属職員を派遣し、履修させることが望ましいのであるが、実際には、教職員の不足という壁がありなかなか実現は困難である。したがって消防大学校では、消防学校等に対する技術的援助の一つとして、主として実務的な面の知識や技術を補足させるため、教員の短期実務講習を実施している。

昭和46年3月には機械実務を、また、同年9月には警防実務を中心とし、それぞれ10日間の日程により、実務講習を実施し、消防学校等の要望に応えた。さらに、昭和47年3月には予防実務を中心とする実務講習を実施する予定である。

(エ) 消防教育訓練研究会

この研究会は、昭和40年3月に第1回を開催して以来、昭和46年3月までに10回開催している。

開催の目的は、都道府県の消防学校の校長、教員等が参加して、学識経験者の講演を開き、また、各参加者による研究討議あるいは研究発表を行ない、消防教育訓練指導要領の作成等に資するものである。

すでに作成された指導要領としては、消防倫理、生活指導、火災予防、

火災防ぎよ（消防職員用）、消防機械および水災防ぎよ（消防団員用）があるが、今後は、新しい消防学校の教育訓練の基準にのっとって実施される教育訓練上の具体的な諸問題を当面の課題として、とりあげていくこととしている。

（２） 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

「都道府県は、財政上の事情その他特別の事情ある場合を除くほか、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また「指定都市は、単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている。（消防組織法第26条）

昭和46年4月1日現在で、42都道府県が消防学校を設置し、未設置は、京都府、奈良県、和歌山県および鳥取県の4府県である。なお指定都市では、名古屋市、京都市、大阪市および神戸市の4市並びに東京都特別区が消防学校を設置している。消防学校の設置状況は、附属資料23のとおりである。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準は、従来「消防教養基準」（昭和39年3月5日自消甲教発第8号都道府県知事あて消防庁長官通達）に示されていたが、昭和43年の消防組織法の改正により、同法第26条に第4項が加えられ、「消防学校における教育訓練については、消防庁の定める基準を確保するように努めなければならない」と規定されたので、これに基づき消防庁は「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）を定め、昭和45年4月1日から実施している。

消防学校における教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育および特別教育とし、消防団員に対するものにあつては普通教育、専科教育、幹部教育および特別教育とされている。

その概要は次のとおりである。

- ① 「初任教育」とは、新たに採用した消防職員のすべてに対して行なう基礎的教育訓練をいい、教育期間は6カ月以上とされている。

- ② 「普通教育」とは、消防団員のすべてに対して行なう基礎的教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

- ③ 「専科教育」とは、現任の消防職員および主として普通教育を修了した消防団員に対して行なう特定の分野に関する専門的教育訓練をいい、科または課程の種別ごとに行なわれるのが原則であるが、必要に応じ2以上の科または課程を合わせて行なうことができるとされ、教育期間はその内容に応じて異なっている。

- ④ 「幹部教育」とは、幹部および幹部昇進予定者に対して行なう消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい、教育期間は内容に応じて異なっている。

- ⑤ 「特別教育」とは、上記①～④に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行なうものをいう。

なお、消防団員は、自らの職業をもっているため、消防学校における教育が十分実施できがたいと認められるときは、教員を教育訓練場等に派遣して、学校教育の補習を行なうことができるとされている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち、最もウエイトの高い消防職員の初任教育実施状況は、第9-2表のとおりで、初任教育を実施した46校のうち、6カ月の教育期間を実施したのは12校（うち指定都市の消防学校4）で、前年度にくらべて4校増加し、3カ月以下のものは、10校で、前年にくらべて1校

第9-2表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	45年度	44年度	43年度
6カ月	12	8	6
5カ月	11	12	6
4カ月	13	15	13
3カ月	5	3	15
2カ月	0	1	3
1カ月	4	4	1
その他	1	3	2
計	46	46	46

減少した。

次に、昭和45年度における消防職員の新規採用人数および初任教育の受講状況は、第9-3表のとおりで、昭和45年度の新規採用消防職員6,421人のうち初任教育を受けた者は、4,835人で全体の75.2%にあたり、初任教育を受けなかった者は、1,586で同じく24.8%である。初任教育受講者数は比率とも前年度より878(0.3%)増加し、また6カ月教育受講者も1,685人(26.3%)で人数および比率は前年度より886人(11.2%)増加しており初任教育は全般的には充実化の方向にある(第9-3表参照)。

第9-3表 新規採用者の初任教育受講状況

区 分		45 年 度	44 年 度	43 年 度
初任教育を受けた者	6 月 份	1,685人 (26.3%)	799人 (15.1%)	648人 (15.3%)
	5 月 份	1,064 (16.5)	1,562 (29.6)	1,350 (31.8)
	4 月 份	1,121 (17.4)	1,139 (21.5)	490 (11.5)
	3 月 份	508 (7.9)	58 (1.1)	308 (7.3)
	2 月 份	12 (0.2)	256 (4.8)	219 (5.2)
	1 月 份	445 (6.9)	143 (2.7)	18 (0.4)
	小 計	4,835 (75.2)	3,957 (74.9)	3,030 (71.5)
初任教育を受けなかった者		1,586 (24.8)	1,324 (25.1)	1,207 (28.5)
合 計		6,421 (100%)	5,281 (100.0)	4,240 (100.0)

しかしながら、新規採用者の約1/4が初任教育を受けず、また初任教育受講者の約1/4が教育期間5カ月以下である現状は、とくに現場活動等の能率が職員の教育訓練の成果を端的に反映する消防の特性からみても、決して満足すべき状態ではない。「消防学校の教育訓練の基準」は、教養水準の格差是正とその向上を図るための最低基準を示しているのであって、現状のような、初任教育受講状況にかんがみ、近い将来、6カ月以上の初任教育を義務づける方向で検討する必要がある。

このように教育訓練が徹底できない理由としては、

第1に、生徒である新規採用職員を派遣する立場の市町村において、人員の余裕がないこと、生徒派遣の経費が少ないことなどにより、生徒の派遣ま

たは教育期間の延長に消極的であること。

第2に、消防学校の設備および教職員の整備充実が進まず、基準どおりの教育訓練を実施することが困難であること。

などがあげられる。消防職員および消防団員は、その職務に応じ、消防学校における教育訓練を受ける機会を与えなければならないことにかんがみ、消防大学校または、消防学校における教育訓練をその職務に応じて受けられるよう、消防の管理者である市町村長、任命権者、消防学校設置者および関係者の一層の配慮が望まれる。

エ 消防学校教育の充実と効率的運用

消防学校における教育訓練実施上の問題としては、次の諸点があげられる。

(ア) 施設および設備の整備

消防学校において備えるべき施設および設備は、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」(昭和46年4月19日消防庁告示第1号)に示されているが、各消防学校の整備はかなり遅れている。たとえば、雨天、積雪等で屋外における訓練が出来ない場合に必要な屋内訓練場に設置されているのは17校あるが、基準に該当する広さ(800m²)のものはわずか5校のみである。

また、実務的教育訓練を行なうために必要な消防車等については、普通消防ポンプ自動車および水そう付消防ポンプ自動車116台、化学消防ポンプ自動車7台、はしご付消防ポンプ自動車および屈折はしご付消防ポンプ自動車5台、救急車7台、小型ポンプ112基あり、数の上では前年度と変わらないが、老朽したものが多い。これらの状況から、実技や実習の効果をあげるためには、施設および設備の早急な整備が必要である。

(イ) 教職員の確保

消防学校において各種の教育訓練を行なうためには一定の教職員が必要である。現状ではいずれの消防学校も人員不足に悩んでいる。昭和46年4月1日現在の都道府県消防学校1校当たりの教職員数は11.6人(うち専任者8人)、そのうち教員数9.4人(うち専任者5.9人)で、専任者が非常に少ない。消防は、火災の鎮圧のほか、予防査察、危険物規制、建築同意、

原因調査、救急業務、救助業務等広範な業務を処理しているため、教員は特に専門的な知識および高度の技能を有する者でなければならない。都道府県は、このような消防事務を直接処理していないため、適任者を得るのが容易でない。したがって多くの道府県では市町村の消防職員から教員を迎えているが、給与差等の処遇の問題があって、教員の確保に苦勞しているのが実情である。道府県の消防学校の教員に適任者を得るためには、市町村の消防職員との人事交流の推進を図るとともに、関係者は人事管理上の必要な条件の整備に努める必要がある。

(ウ) 教育訓練の効率化

市町村の消防職員および消防団員は、当該市町村の所在する都道府県または指定都市の消防学校で教育訓練を受けることとなっているが、受講者が少ないとか、専門教育に当たる教員が確保し難い等の事情で訓練の効果を十分にあげることができない場合や、消防学校を設置していないために訓練を受ける機会が失われている場合がある。

このような場合には、他府県の消防学校への委託訓練、消防学校の共同設置、特定消防学校への専門教育の集中など広域的な処理を行なうことにより訓練内容の充実と効率化を図るとともに、関係者は全国消防職員、団員のレベルアップを図る必要がある。

10 消防職員および消防団員の活動状況と処遇

消防職員および消防団員は、国民の身体および財産を災害から保護するため、日頃から消防技術を練磨し、勤務の特殊性に堪え、一旦事あるときには一身の危険をも顧みず人命の救助、火災の鎮圧、堤防の決壊防止等災害の防除に献身的な活動を行なっており、その活動状況は次のとおりである。これら災害の防除に当たり、公務により殉職しあるいは障害を受けた者は、昭和44年中に2,805の多きにのぼっている。

消防職員および消防団員に対する処遇については、給与、報酬、手当等金銭的な償いと、功勞に対する叙勲、表彰等がある。

消防職員については、勤務条件に見合う給与および諸手当等について改善がなされるとともに、後顧の憂いなく職務を遂行できるよう今後とも処遇の充実に努める必要がある。

消防団員は、他に職業をもち生計しているもので、水火災等の災害の場合に出動して、被害の防除に従事している。処遇改善としては、従前から報酬、出動手当等の増額、公務災害補償・退職報償の改善などの施策を講じているところであり、消防職員と同様、後顧の憂いなく職務を遂行できるようなお一層処遇の充実に努めていかなければならない。

なお、消防職員および消防団員が危険を顧みず職務を遂行し、功勞をあげ殉職し、または障害（障害の程度による）をうけた者に対する賞じゆつ金については、昭和42年について今年4月に改正し増額を図ったところであるが、今後においてもなお改善に努力する必要がある。

(1) 活 動 状 況

わが国の災害は年々増加しており、火災および風水害等の災害の防除に出動した消防職員および消防団員は、昭和44年1年間において1,540万5,411人にのぼる。また、出動回数は111万5,100回で、前年に比較すると33.8%の増となっている。これを1日当たりの出動回数で見ると3,055回となり28秒ご

とに1回出動していることとなる。

これら災害活動に出動し、職務遂行中殉職した者および障害を受けた消防職員および消防団員の数 は 2,805 人で、このうち殉職者は、49人の多きを数えている。1か月に平均4人の尊い犠牲者を出していることとなる。

殉職者および障害者を災害等の種別ごとに見ると第10-1表のとおりである。

第10-1表 消防職員および消防団員の災害別殉職者および障害者数
(昭44.1.1~昭44.12.31)

職、団員別	種別		火 災		風 水 害 等		演 習 訓 練	
	合 計		殉 職	障 害	殉 職	障 害	殉 職	障 害
消防職員	16人	1,317人	7人	630人	—	48人	4人	266人
消防団員	33人	1,439人	12人	966人	5人	67人	6人	292人
合 計	49人	2,756人	19人	1,596人	5人	115人	10人	558人

職、団員別	種別		遭 難		交 通 事 故		そ の 他	
	特 別 警 戒		殉 職	障 害	殉 職	障 害	殉 職	障 害
消防職員	—	1人	—	—	4人	117人	1人	255人
消防団員	2人	28人	—	4人	6人	52人	2人	30人
合 計	2人	29人	—	4人	10人	169人	3人	285人

注 障害者2,756人は、「消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の別表第2障害補償表に該当する身体障害者のみをあげたものである。

(2) 処 遇

ア 消防職員の処遇

(ア) 給与および手当

消防職員には、勤務の特殊性や職務の危険性があるので、格別の処遇が必要である。勤務条件については、それぞれの市町村条例(組合条例を含む。)によって内容が異なる。

適用給料表については、公安職給料表をもとにしている団体は163団体適用職員数3万4,508人、行政職給料表をもとにしている団体は535団体適用職員数2万6,988人であるが、行政職給料表をもとにしている市町村

では号俸調整により、あるいは、消防手当、隔日勤務手当などによって、一般行政職員より優遇しているところが多い。

地方交付税上の特殊勤務手当としては、現在、火災出動手当1回140円、救急出場手当1回80円、夜間特殊業務手当1勤務170円であるが、ほかに、機関員手当、望楼手当、はしご車専従手当、特別救助隊員手当および査察手当などを設けている市町村がある。

交替制勤務者の勤務時間については、1週間につき、拘束72時間実働48時間としている市町村が多い。

(イ) 消防吏員待機宿舍施設の整備

消防本部署を設置している市町村においては、消防活動を迅速かつ円滑に進めるため、常時、一定数の消防吏員を確保し、災害時の緊急出動の招集に応じられる体制を確立しておく必要がある。このための待機宿舍施設について、国は昭和42年度から各年度予算額5,000万円の補助を実施している。

補助の対象となる市町村は、人口30万以上または消防吏員250人以上の市または特別区であって、世帯用8戸以上、独身用10人以上またはその併用施設の建設費について、補助基準額の3分の1以内を補助するものである。

補助の実績は、昭和42年度4,999万円(7都市、世帯用132戸、独身用74戸、計10棟)、昭和43年度4,777万4,000円(8都市、世帯用112戸、独身用107戸、計10棟)、昭和44年度4,690万5,000円(6都市、世帯用130戸、独身用127戸、計8棟)、昭和45年度4,600万円(6都市、世帯用110戸、独身用115戸、計8棟)である。

イ 消防団員の処遇

消防団員の処遇の制度としては、報酬、水火災等の場合の出動手当、公務災害補償、賞じゅう金、永年勤続の団員が退職する場合の退職報償金および退職報償(銀杯)のほか叙勲その他の表彰制度、消防育英会の育英資金の給付等がある。

(ア) 報酬, 出動手当等

消防団員の報酬, 出動手当については, それぞれの市町村条例により定められているが, その支給額, 支給形態は, 市町村の実情によって必ずしも同一でない。支給額等の相違は, 個々の市町村における地域的事情あるいは財政事情によるものと思われるが, なかには支給していない市町村もみうけられるので, このような市町村または低額の支給額を定めている市町村に対しては条例の制定または支給額の引上げ等の適正化について指導を行っており, 逐次改善されつつある。

昭和46年度の地方交付税における単位費用の積算にあたって, 団員報酬については昭和45年度に引き続いて年額団員 5,000 円から団長20,000円までを算入している。また出動手当についても 1 回の出動につき 700 円を 1,200 円に増額した。そのほか, 個人装備品としての被服等に要する経費の積算額についても 1 人あたり 3,000 円を 4,000 円に引き上げている。

(イ) 公務災害補償

消防活動は, しばしば危険な状況のもとで遂行されるが, 消防団員がこのため死傷する事例は決して少なくない。第10-2表に掲げたとおり, 最近の 5 カ年間に公務遂行中に死傷した消防団員は, 死者105人, 負傷者13,581 人に及び年間平均では死者21人, 負傷者 2,716 人となっている。

このような場合には, 市町村は条例で定めるところにより公務によって受けた損害を補償しなければならない。

この公務災害補償制度は, 昭和26年に消防組織法の改正により発足し,

第10-2表 過去 5 年における消防団員の死傷者数

年度 区分	41	42	43	44	45	計	31~45 累 計
死 者	37 (50)	19 (44)	14 (23)	20 (30)	15 (20)	105 (167)	521 (708)
負 傷 者	3,284 (3,682)	2,746 (3,216)	2,582 (2,953)	2,850 (3,282)	2,119 (2,385)	13,581 (15,518)	38,025 (42,817)
計	3,321 (3,732)	2,765 (3,260)	2,596 (2,976)	2,870 (3,312)	2,134 (2,405)	13,686 (15,685)	38,546 (43,525)

- (注) 1. 昭和46年 7 月 31 日現在の消防団員等公務災害補償共済基金調による。
2. かつこ内は一般協力者を含む総数である。

その後昭和31年に統一基準を定める政令が制定されるとともに市町村の支払責任の共済制度として, 同年, 消防団員等公務災害補償等共済基金法 (以下「基金法」という。) が制定され, 制度の円滑な実施が図られてきた。この制度は, 消防団員以外の水防団員および一般の協力者である消防作業従事者, 救急業務協力者, 水防従事者, 災害応急措置従事者についても適用されている。

市町村が条例で定める公務災害補償は, 政令で定める基準に従うこととされているが, この基準による補償の種類は, 負傷または疾病にかかった場合の「療養補償」, 療養のため業務に従事できずそのため業務上の収入を得ることができない場合の「休業補償」, 負傷または疾病により不具, 廃疾となった場合の「障害補償」および死亡した場合の「遺族補償」と「葬祭補償」の 5 つである。このうち「障害補償」については障害等級第 7 級までの重度障害者については年金制がとられ, 「遺族補償」についても年金制を主体としている。

公務災害補償の額の内容については, 逐年改善されてきているが昭和46年 6 月の基準政令の改正では, 消防団員の階級および勤務年数ごとの補償基礎額について最低 1,800 円を 2,000 円に引き上げたこと, 障害補償年金について平均 16.5% 引き上げたこと, 遺族補償年金について遺族の人数ごとの給付率をおおむね 100 分の 10 ずつ加算したこと等の改善が行なわれた。

(ウ) 退職報償金

消防団員が永年勤務して退職した場合その労苦に報いるため, 市町村は, 条例の定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。この制度は, 昭和39年消防組織法および基金法の改正により実現したのであるが, 退職報償金に関する市町村の支払責任の共済制度として基金法に規定している内容は, 勤務年数 15 年以上の消防団員が退職した場合に階級および勤務年数に応じて支給するものとし, その支給額は最低 3 万 5,000 円から最高 8 万円までである。

昭和39年度から昭和45年度までに支給された基金法に基づく退職報償金の支給状況は, 第 10-3 表のとおり支給消防団員 36 万 4,081 人, 支給額は 15

第10-3表 退職報償金支払状況

昭和46年3月31日現在 (単位 千円)

退職年度 支払年度	39		40		41		42	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和39年度	21,493	793,705						
〃 40年度	53,576	1,973,845	10,776	410,305				
〃 41年度	2,014	74,550	39,294	1,482,700	8,986	347,925		
〃 42年度	341	12,060	2,282	86,900	36,516	1,412,765	8,436	333,745
〃 43年度	37	1,430	225	8,575	7,272	279,350	41,585	1,633,535
〃 44年度	34	1,165	107	3,775	314	11,375	1,838	70,220
〃 45年度	17	590	16	555	83	3,135	227	8,510
計	77,512	2,857,345	52,700	1,992,810	53,171	2,054,550	52,086	2,046,010

退職年度 支払年度	43		44		45		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和39年度							21,493	793,705
〃 40年度							64,352	2,384,150
〃 41年度							50,294	1,905,175
〃 42年度							47,575	1,845,470
〃 43年度	14,112	687,815					63,231	2,610,705
〃 44年度	40,912	1,954,970	16,846	814,755			60,051	2,856,260
〃 45年度	1,567	72,705	34,584	1,643,015	20,591	998,010	57,085	2,726,520
計	56,591	2,715,490	51,430	2,457,770	20,591	998,010	364,081	15,121,985

1億2,198万円に達している。なお、昭和45年度において支給件数および支給額が少ないのは、当該年度中の退職消防団員のうち一部については、請求が翌年度になされるためである。

(エ) 消防団員等公務災害補償等共済基金の現況

基金は、昭和31年に市町村の公務災害補償に関する支払責任の共済制度として設立されて以来、消防団員、水防団員その他一般の消防作業等の協力従事者に対する市町村の公務災害補償に要する経費の支払業務を行なっている。また、昭和39年から退職報償金制度の発足にともない、市町村の退職報償金に要する経費の支払業務も行なっている。

昭和46年3月31日現在、基金と契約を締結している市町村の数は、公務災害補償関係で2,812（契約対象市町村の86.3%）、退職報償金関係で

3,230（契約対象市町村の99.2%）となっている。基金はこれらの市町村からの掛金と退職報償金支払事務に対する国庫補助金によってその業務を運営している。

公務災害補償支払業務は、昭和46年3月31日現在、消防団員、水防団員および消防作業従事者等の一般協力者7万3,196人に対して15億2,247万円を支払っているが、その補償費別内訳は第10-4表のとおりである。

第10-4表 損害補償の支払状況

区 分	受給者数	金額
療養補償	39,666 人	477,381 千円
休業補償	31,431	560,034
障害補償	646	118,510
遺族補償	703	298,140
葬祭補償	674	23,144
その他の	142	45,269
計	73,196	1,522,478

(注) 1 昭和31年11月20日～昭和46年3月31日の累計である。
 2 「その他」は、第三者の損害補償にかかる差額を補償したもので、補償の種類が区分できないものである。

退職報償金支払業務は、制度発足以来退職者の数が予測をはるかに上回ったため、著しく支払資金の不足を生ずることとなった。このため昭和42年度において、退職報償金会計の再建計画がたてられ健全化の措置が進められてきたのであるが、それ以降においても受給資格団員の退職は減少することなく、また退職報償金の平均支給額も年々上昇しているため赤字額は累積を続けた。そこで昭和45年度から再び財政健全化の計画を立て、所要の掛金引上げを行なうとともに、国においては昭和46年度において国庫補助金を措置する等の早期健全化に努めている。

(3) 消防表彰等

消防は、地域社会に起る殆んどあらゆる災害に対処して活動している現状であって、その職務は、著しく危険性が高く、特に消防団員は、他に職業を

持っているという特殊性があるため、精神的な報酬というべきものによって、それに報いなければならない。現在消防関係について国が行なう表彰等には「叙位進階内則」に基づく叙位、「叙勲内則」に基づく叙勲、「閣議決定」に基づく生存者叙勲、「褒章条例」に基づく褒章および「閣議決定」に基づく表彰のほか、消防庁において実施する「消防表彰規程」に基づく表彰、「退職消防団員報償規程」に基づく報償がある。このように消防関係の表彰等は、消防職員、消防団員、消防機関および消防に協力した団体、個人を対象として行なわれている。

ア 叙 位

叙位は、「叙位進階内則」（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが、昭和21年5月3日閣議決定によって生存者に対しては停止されたままであって、現在も死没者に対してのみ行なわれている。なお、昭和45年度の消防関係者の叙位者は、58人である。

イ 叙 勲

叙勲は、「叙勲内則」（明治25年12月23日制定）に基づき死没者に対してのみ行なわれていたが、昭和28年9月18日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者にも授与されている。その後、昭和38年7月12日閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとし、第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に行なわれた。その後生存者に対する叙勲は、年2回、春（毎年4月29日）と秋（毎年11月3日）に行なわれることとなっている。

なお、昭和45年度の消防関係の賜杯および勲章受章者は604人で、うち生存者叙勲は528人である。

ウ 褒 章

褒章は、褒章条例（明治14年12月7日太政官布告第63号）に基づき明治15年から実施されているもので、次の6種類により行なわれている。

- 紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助した者
- 緑綬褒章 徳行卓絶なる者
- 黄綬褒章 業務に精励し衆民の模範たるべき者

- 紫綬褒章 学術芸術上の発明改良創作に関し事績著明なる者
- 藍綬褒章 公衆の利益を興し又は公共の業務に精励し、その成績顕著なる者
- 紺綬褒章 公益のため私財を寄附し功績顕著なる者

これらのうち消防関係では、消防に尽した功績により授与されるが、藍黄綬褒章は、毎年3月定例的に授与され、その他の褒章はそのつど授与される。

なお、昭和45年度の消防関係者の褒章受賞者は、紅綬3人、黄綬1人、藍綬46人、紺綬87人である。

エ 閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には、「国民安全の日」（毎年7月1日）に行なわれる表彰と、「防災の日」（毎年9月1日）に行なわれる表彰がある。この両表彰は、昭和35年から実施されており、内閣総理大臣が行なうものと消防庁長官が行なうものとがある。

（ア）安全功労者に対する表彰

国民の安全に関し、次の各号の一に該当する個人または団体。ただし安全に関し、同種事由に基づき国家褒章を受けたことのある者は除く。

- ① 国民の安全のための組織的運動の確立および運営について顕著な成績をあげまたは功績があったもの。
- ② 工場・鉱山その他職域における安全の確保について顕著な成績をあげまたは功績があったもの。
- ③ 交通機関・学校・家庭その他職域外における安全の確保について顕著な成績をあげまたは功績があったもの。
- ④ 安全のための研究または教育を通じ、安全水準の向上または安全思想の普及に顕著な成績をあげまたは功績があったもの。

なお、昭和45年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は、個人4人、団体5で、消防庁長官表彰受賞者は個人40人、団体37団体である。

（イ）防災功労者に対する表彰

防災に関し、次の各号の一に該当する個人または団体。ただし防災に

第10-5表 消防関係叙位叙勲褒章および消防庁長官表彰等受賞者数

昭和46年6月30日現在 (単位 件)

種 類	年 度	39	40	41	42	43	44	45	昭和46年 (6.30)
叙 位		27	11	22	41	38	44	58	24
特 別 叙 勲 等		79	37	59	90	52	67	76	39
生 存 者 叙 勲		10	88	351	409	443	462	528	315
銀 杯		—	—	—	1	1	—	—	—
木 杯		—	—	—	4	6	6	3	—
褒 章		—	—	—	—	—	—	—	—
紅 綬		1	—	—	21	—	—	3	—
黄 綬		39	65	1	2	—	1	1	—
紫 綬		—	—	—	—	—	—	—	—
藍 綬		28	51	28	54	31	48	46	—
紺 綬		327	30	20	57	54	90	87	53
閣議決定に基づく表彰									
内閣総理大臣表彰									
安 全 功 労		3	2	3	3	3	3	3	—
防 災 功 労		2	3	2	4	5	7	6	—
消防庁長官表彰									
安 全 功 労		30	42	56	66	55	68	77	—
防 災 功 労		29	32	37	57	73	62	58	—
消防庁長官表彰 随 時 表 彰									
特 別 功 労 章		20	5	—	3	—	—	0	19
頭 功 章		5	2	3	2	4	4	5	—
功 績 章		9	14	12	25	4	8	3	1
頭 彰 状		25	24	47	17	17	18	20	2
表 彰 状		23	50	12	72	11	27	19	3
賞 状		8	6	5	4	—	—	1	1
感 謝 状		—	—	—	3	3	—	0	—
定 例 表 彰									
功 労 章		63	69	80	89	81	102	99	—
永年勤続功労章		332	480	548	651	717	804	808	—
表 彰 旗		20	20	21	24	23	24	26	—
竿 頭 綬		28	54	55	51	61	65	65	—
退 職 団 員 報 償									
1 号 報 償		4,910	2,474	6,511	6,493	4,742	5,829	7,629	2,291
2 号 報 償		48,382	18,753	56,884	50,941	42,481	45,835	42,900	2,930

関し、同種事由に基づき国家褒章を受けたことのある者は除く。

① 災害に際し、防災活動について顕著な成績をあげたまたは功績があったもの。

② 防災思想の普及または防災体制の整備について顕著な成績をあげたまたは功績があったもの。

なお、昭和45年度の消防関係の内閣総理大臣表彰受賞者は個人4人、団体2団体で、消防庁長官表彰受賞者は個人29人、団体29団体である。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

消防庁長官の行なう表彰は、昭和24年から実施されているが、当時は内規により暫定的に行なわれたもので、永年勤続功労章、竿頭綬および表彰状が授与されていた。昭和28年3月「消防功労者表彰取扱規程」を制定して、前記表彰のほか消防吏員および消防団員に対し、特別功労章、顕彰状を、また消防機関に対しては、表彰旗をそれぞれ授与することとした。

さらに昭和31年12月に「消防関係功労者報償取扱規程」が制定され、消防任務の遂行上顕著な功労をあげた者に対し報償金または副賞（記念品）が授与されることになって、現場功労者に対する優遇の途がひらかれた。その後両規程により10有余年の間表彰が行なわれてきたのであるが、表彰を広くかつ充実した内容のものにするために、消防賞じゆつ金制度を折り込むなどして、新たに「消防表彰規程」（昭和37年3月消防庁告示第1号）が制定され昭和37年度から実施されている。

消防表彰規程に基づく表彰は、上申のつど表彰する随時表彰と、一定の期間内の分をとりまとめて定期的に表彰する定例表彰に区分することができる。

(ア) 随時表彰

随時表彰は次の六種である。

(a) 現場功労で受賞できるもの

① 特別功労章 功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される（殉職の場合には生前にさかのぼって授与される。）。

- ② 顕功章 功労特に顕著なものに授与される（殉職の場合は生前にさかのぼって授与される。）。
- ③ 功績賞 功労多大な者に授与される（殉職の場合は生前にさかのぼって授与される。）。
- ④ 顕彰状 消防の任務遂行中殉職した場合に授与される。
- ⑤ 表彰状 功労顕著なもので、上記3章を授与されるに至らないものに授与される（殉職の場合は授与されないものである）。消防機関または部外の団体についても功労顕著なものに授与される。
- ⑥ 賞状 功績顕著であると認められるものに授与される。

(b) 行政功労で受賞できるもの

- ① 表彰状 消防施設の整備改善，防災思想の普及または消防職・団員の教育等消防の発展に功績があったものに授与される。
- ② 賞状 表彰状を授与されるに至らないものに授与される。

なお、昭和45年度の随時表彰受賞者は、顕功章5人、功績章3人、顕彰状20人、表彰状19人、賞状1人である。

(イ) 定例表彰

定例表彰は次の四種で毎年3月初旬に行なわれる。

- ① 功労章 防災思想の普及，消防施設の整備，その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について特に成績優秀な消防吏員もしくは消防団員または消防教育の実施について特に成績優秀な消防教育職員であって、消防吏員にあっては、消防司令長以上の階級に10年以上、消防団員にあっては消防団長の階級に10年以上、消防教育職員にあっては、消防学校の教頭以上の職に10年以上在職した者に授与される。
- ② 永年勤続功労章 25年以上勤続し、他の模範と認められる消防吏員、消防団員および消防教育職員に授与される。

- ③ 表彰旗 防災思想の普及，消防施設の整備，その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であって竿頭綬を授与されている消防機関に授与される。
- ④ 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

なお、昭和45年度の定例表彰受章者は功労章99人、永年勤続功労章808人、表彰旗26団体、竿頭綬65団体である。

第10-6表 賞じゅつ金および報賞金支給状況

(昭和46年6月30日現在)

区分	40年度		41年度		42年度	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
賞じゅつ金及び報賞金						
賞じゅつ金	5人	3,400千円	8人	5,200千円	19人	13,450千円
報賞金	25	270	45	1,210	32	620
合計	30	3,670	53	6,410	51	14,070

区分	43年度		44年度		45年度		46.6.30まで	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
賞じゅつ金及び報賞金								
賞じゅつ金	6人	4,700千円	5人	2,850千円	5人	4,150千円	19人	56,600千円
報賞金	13	310	24	790	11	1,080	6	430
合計	19	5,010	29	3,640	16	5,230	25	57,030

カ 賞じゅつ金

以上の表彰のほか賞じゅつ金と報賞金の制度がある。

賞じゅつ金は、消防表彰規程第5条に基づき支給されるもので消防吏員または消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け、そのため死亡または廃疾となった場合に、その功労の程度により、殉職者に対しては殉職者賞じゅつ金を100万円から最高300万円まで支給される。障害者に対しては障害者賞じゅつ金を功労の程度、障害の等級により40万円から最高300万円まで支給される。これら支給

額は、昭和46年4月1日に改正され、従来の1.5倍～2.0倍に引き上げられた。

報賞金は賞じゅうつ金に該当しない殉職者に支給されるほか随時表彰に際し附与さる。

なお、昭和45年度における賞じゅうつ金の支給は、5人、415万円、報賞金の支給は11人108万円である。

キ 報 償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤続した者が退職した場合に、その労に報いるため、「退職消防団員報償規程」が制定され、昭和36年度から実施されている。その対象者は、非常勤の消防団員にのみ限られ、階級の別なく15年以上勤務して退職した者に授与される。授与の方法は、特別の場合を除き、原則として年4回定期的に行なわれるものである。

この報償は、1号報償と2号報償とに分けられ、25年以上勤務して退職した者には、1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には、2号報償として銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。なお、昭和45年度の報償実績は、1号報償者数7,629人、2号報償者数4万2,900人である。

11 消防の科学技術の研究

消防研究所は、消防の科学技術について総合的、組織的に研究を行なっているわが国唯一の国立研究機関である。地方公共団体においても主として消防活動の現場における実際的な研究や考案が行なわれているが、大都市を除いては、そのための組織や施設を特に整えているものはない。したがって、消防研究所のになう役割は重要である。

消防研究所で行なっている研究は、消防の科学化、近代化の基礎をなすものである。とくに、近年社会経済の進展に伴う災害の複雑化、大規模化の様相が顕著となるに及び、消防の科学技術の研究、開発に寄せられる期待は大きい。

また、消防研究所で行なっている研究は、消防に関する基礎的研究から応用研究さらには消防設備機材の開発研究にまでわたり、きわめて広汎である。とくに近年は大震火災、地下街や高層建築物の火災、危険物品等に対する消防対策のように、消防の科学技術のより一層の高度化を必要とする問題が累積し消防研究所における研究課題のうち、これらの問題の占める比重は漸次大きくなっている。

なお、消防研究所は45年度においては定員59人（うち研究員37人）予算は1億6,923万円（国立機関原子力試験研究費847万円、特別研究促進調整費1,289万円を含む。）で研究活動を行なった。

また、10月には、第18回全国消防技術者会議を東京において開催し、各地における研究開発はもちろん共同実験や技術情報の交換交流を行ない研究成果の普及をはかった。参加者は約700名に達した。

この会議に特別講演として、林野火災対策をとり上げ、火災の実態から、その消火技術の過去と将来、欧米諸国の具体例等が消防、林野関係者により検討された。一般研究発表としては現在特に注目されている「石油火災における炎からのふく射」、「震災対策としての地下水の利用について」のほか2テーマを消防研究所が紹介し、地方消防機関からは実際の消防活動を通じて

の体験の中から生まれた研究として、「ロープの結索による強度変化等について」、「地震による危険物の混合発火に関する実験」、「高分子物質の熱分解生成ガスについて」、その他6件についての紹介、検討がなされた。(第11-1表参照)

第11-1表 第18回全国消防技術者会議内容

1. 日時	昭和45年10月21日(水)～22日(木) 10:00～16:00	
2. 場所	朝日生命ホール(新宿)	
3. 会議	第1日	
	(1) 長官挨拶	
	(2) 所長挨拶(消防研究所の近況)	
	(3) 技術講演	
	イ 高膨脹泡について	(消防研究所)
	ロ 可燃性液体の危険性の評価法	(")
	(4) 特別講演	
	イ 林野火災対策の過去と将来	(消防庁防災救急課)
	ロ 山火事消火の実態	(千頭営林署)
	ハ 林野火災の消防技術について	(林業試験場)
	ニ 空中消火吹米視察談	(消防研究所)
	第2日	
	研究発表	
	イ ポンプ車泡液混合装置の開発について	(東京消防庁)
	ロ 高分子物質の熱分解生成ガスについて	(大阪市消防局)
	ハ 装甲化学車について	(川崎市消防局)
	ニ フォームダイク(FOAMDIKE)の開発について	(東京消防庁)
	ホ ロープの結索による強度変化等について	(京都市消防局)
	ヘ エアカーテンによるしゃ煙について	(消防研究所)
	ト 特定の熱線による炎感知器	(")
	チ 石油火災における炎からのふく射	(")
	リ 震災対策として地下水の利用について	(")
	ヌ 小型電動機の障害波電界限度について	(東京消防庁)
	ル 回転翼航空機による林野火災消防訓練について	(八尾市消防本部)
	ヲ 地震による危険物の混合発火に関する実験	(東京消防庁)
	ワ 故障消火栓の調査について	(相模原市消防本部)

(1) 一般火災対策の研究

経常研究として第11-2表のとおり、防火、消火一般に関連する基礎的共通的研究を行なった。

第11-2表 一般火災対策の研究項目一覧

項 目	概 要	研究年度
I 火災現象及び燃焼現象の研究		
1 フェーン現象の火災に及ぼす影響	模型火災実験によりフェーン現象時の特殊気象条件の燃焼に及ぼす影響の研究	44～47
2 延焼性状の類推回路化	電氣的類推回路によって延焼性状を推定しうる可能性の解明	44～46
3 可燃性液体の水面における流出燃焼現象	水面に流出した石油等の火災に関する特性解明	44～45
4 不安定性物質の熱爆発	不安定な化学薬品が火災その他の状況下で加熱により爆発を起こす危険性とその防止法	44～46
II 火災の予防及び鎮圧の研究		
1 可燃性蒸気の噴出による帯電	可燃性液体の高温における高圧蒸気の噴出による帯電現象と着火危険の解明	42～47
2 煙中の見越し距離	煙中の物体の見越し性と誘導標識の改良	42～47
3 空中消火法の運用	空中よりの大型ヘリコプターによる消火法の運用に関する研究	44～46
4 引火性ガスの拡散性状況	引火性ガスが漏洩流出する場合の滞留拡散の性状究明	44～46
III 消火剤の研究		
1 高膨脹泡	高膨脹泡剤の総合的良否判定基準の確立	41～45
2 合成空気泡剤	従来のタン白系空気泡剤に代る保存性の良い合成泡剤の開発	44～48
IV 消防の設備機器の研究		
1 水噴霧消火設備	水噴霧の消火効果とその原理の解明	41～46

(2) 特殊火災対策の研究

近年文明の進歩は、生産、消費のあらゆる面にはかり知れない利便をもたらした。しかし同時に人間の都市集中等により社会環境は大幅にかわった。地震、火災、爆発等の災害に対し極めて弱い一面を有しており一たん事が起ると大規模な特殊災害となることも明らかである。これらの質的、量的に増

大する特殊災害の危険性については、すでに消防審議会からいくつかの方策が答申され、消防研究所を中心とした研究開発の積極的推進拡充をはかるべきことも指摘されている。

消防研究所では、これらの特殊災害対策について今後さらに一層計画的総合的な体制のもとに研究促進をはかってゆくが、現在は主として特別研究費により独自で、また科学技術庁の特別研究促進調整費等によって各省研究機関と共同で研究を行なっている。

ア 大震火災対策の研究

(ア) 大震火災の延焼性状に関する研究

大震時の最大の恐怖の一つに同時多発火災があげられる。これを防ぐためには、少なくとも多発の率と延焼速度だけは、できる限り小さい値に抑さえる必要がある。多発率については火災警報の発令、燃焼器具の改良等により、また延焼速度については地震大火被災街区の追跡実態調査、街区模型実験等により、それぞれ低下対策が講じられつつある。

地震大火および普通大火被災街区の追跡実態調査は、昭和45年度から昭和47年度まで3カ年実施の予定であるが、昭和45年度においては和歌山県新宮市における南海道地震大火被災街区につき実施した。現地の全面的協力を得て、街路幅の大小、寺院その他の空地等の延焼速度に及ぼす影響、延焼同時刻曲線、火事場旋風等につき多大の成果を得た。

街区模型実験は、約百分の一縮尺模型および数百分の一縮尺模型について行なっているが、前者については、昭和45、46年度において延焼速度に及ぼす種々の障壁（不燃建造物）の影響および燃料密度（木造家屋密度）の影響を有風下実験によって調べ、意義ある成果を得た。後者については、模型実験の再現性と信頼度を高めるため、大気調整小型燃焼実験槽を試作し、昭和45年度に整備を終え、昭和46年度から実験を開始した。

(イ) 消防用自然水利の開発に関する研究

消火栓などの人工的な消防水利施設は、地震等の災害により破壊され、または使用不能となるおそれがある。このような場合にも利用できる消防水利として、地表水、地下水などの自然水利を積極的に活用する方策の研

究である（41年度～45年度）。

すでに前年度において実験地ムサシノ台地の浅層地下水から、相当量（3000 lit/min）の揚水が確保し得ることがわかったので、本年度は取水方法の検討として、①機械力（ベント機等）によって井水深度を深くとる、②帯水層の深さ全域にわたる有効取水、③水中ポンプによる多量揚水等によって5000～6000 lit/min程度の揚水が可能となる見とおしを実験によって得た。この結果から山の手地域の自然水利にあっては、浅層の段丘礫層中の採水が有望であり、その適用の地理的範囲が具体的に解明されつつある。段丘礫層の発達のない下町地域においては、特に深層地下水の採水法を検討している。

イ 地下街、高層建築物の火災対策の研究

(ア) 煙対策の研究

この種建物での火災時の煙は避難する人々の人命をおびやかすばかりでなく消防活動をも妨げるので、これらの対策の一助として、次の研究を行なった。

a 煙濃度表示装置

火災時に建物内の煙の充満状況を集中的に把握し、適切な避難誘導を行なうための煙濃度表示装置については前年に引き続き、煙濃度を5段階に表示できる、より実用的な装置の試作に成功した。

b 煙感知器の性能評価に関する研究

煙の性状の変化により動作原理の異なる煙感知器の動作濃度がいろいろ変わることを追究し、煙感知器の設計、設置に役立つ資料を得た。

c エアカーテンによる煙の遮断

建物火災の発生時に建物内での煙の拡散を防ぎながら、しかも人々の避難路を確保できるように防火戸のかわりにエアカーテンを開発利用することを目的とする。本年度は遮煙強化と延焼防止に主眼を置いて、エアカーテンとウォーターカーテンを併用して使用方法の遮煙・遮熱実験を行ない、遮煙・遮熱がより確実に、長時間行なえることを確認した。

(イ) 防災材の技術基準に関する研究

消防法令上の防災規制と関連してカーテン、どん帳等の防災材料が具備すべきものと考えられる諸特性のうち、現在未解決となっている部分を解明し、遺漏のない技術基準の確立に資するための研究である（44年度～45年度）。

本年度は防災性繊維製品の加熱時に発生する煙および有害ガス（とくに一酸化炭素と炭酸ガス）の問題について検討した結果、市販の防災加工製品の範囲では、防災性能の高いものほど煙やガスの発生量軽少という面ですぐれていることが確認された。繊維と防災処理剤との組合せには、多数のものが予想されるので、これらについてはなお検討を重ねることになっている。また防災加工品の防災性能の持続性という問題については、屋内で使用する範囲では、洗たくによる効果減弱を除き、性能の経時劣化はほとんどないことが確かめられた。

(ウ) 高性能呼吸器具の開発研究

濃煙、ガスの発生する建物火災において、避難者、消防隊員を防護するための装備として軽量小型、長時間耐用の高性能呼吸器を開発することを目的とするもので、型式は閉止循環式とし、人体呼気を外気と遮断して循環再生させるための酸素発生剤の研究を基とし、実験室的に超過酸化カリウムの合成に成功し、新型式高性能呼吸器開発の目途を開いた。

ウ 化学火災対策の研究

(ア) 危険物の火災に対する消火剤適用基準の研究

危険物の新しい分類評価法の準備が進められていることと関連して、各種危険物の火災に対する消火剤の適応性について従来消防法令に定められている区分表を再検討し、実験数値に裏づけられた新しい適応区分を定めることを目的とする研究である（44年度～45年度）。

本年度は定性的な適応区分表として、消火剤の種類、対象危険物の種類、および適応性の段階とも従来のものよりもこまかく分別表示したものを作成した。とくに現実の火災危険という観点から重要な石油類を含む消防法別表第4類危険物の火災を対象として、消火剤の定量的適用性を検討

した結果、限界供給率（消火を達成するために最小限必要な単位時間当たりの消火剤投入量）について具体的な数値が決定され、さらにこれをもとにして消火剤の必要備蓄量を算定するための数式的方法を導くことができた。

エ その他

科学技術庁の特別研究促進調整費および国立研究機関原子力試験研究費により、次の研究を行なった。

(ア) 林野火災航空消防活動の研究

林野火災は、近年その件数、被害額ともに増大の傾向にあり、一方これに対処する消防団員は、次第に減少しつつある。このことは近い将来において多数の人員を動員することを不可能にする事が危惧される。このため機械力を導入した有効適切な消防活動の確立を目指し、経常研究と併行して防衛庁支援のもとに林野庁林業試験場とともに航空機利用による林野火災消火法につき研究を行なってきた（昭和44年度～45年度）。

諸外国、特に国内に広大な森林資源をもち、かつ豊かな航空事情にある米国、カナダ、フランスでは、既に早くから航空機による消防活動態勢が整備されている。わが国では有事の際、大型、中型ヘリコプターに依存するものとして、これらに臨時懸吊装備して消火活動を行なう水のう式消火器材の開発研究を進め、数次の野外実験により、その実用性、使用条件等につき検討を加えた結果その実用化の見とおしが得られた。46年度には、ヘリコプターの飛行中における安定性、安全性の確認のための実験、飛行高度および速度と消火薬剤の散布濃度の解明等について実験を行なっている。

このほか、空中から濃煙を透視して地上火点の様相を偵察把握する熱像透視装置の研究、また、地上消防機材についても研究検討を加え林野火災消防対策の近代化について研究を推進している。

(イ) ローム台地における崖くずれに関する総合研究

国立防災科学技術センターほか3機関の総合研究（44年度～46年度）で、消防研究所は水理特性に関する研究を分担し、崖くずれに至る危険予

知の方法や、避難誘導技術などを含む、合理的な警防対策を確立することを目的とする。

本年度は、降水が地中に浸透していく過程のなかで、どのような場合に崩壊に至る異常が生ずるか、その因果関係を解明するため、1) 年間を通じた地下水位の変動観測、2) 降雨時の水位上昇の精密観測、3) 実験現地の観測孔による透水試験の反復等を行ない、これらの成果をもとに人工降水による崩壊異常経過把握を他機関との合同実験として行なった。これらの結果から、降水→浸透→出水の過程で、崩壊に関係する水の挙動が明確になり、崩壊に対する先行降雨が大きな意味をもつことが確認された。

(ウ) R I 施設などの火災対策の研究

原子力関係施設の火災対策の確立を目的とするものであるが、R I 施設の火災は、放射能汚染防止のために換気しながら消火する必要があるため、このような消火法を究明するために、特に放射性物質の取扱作業をするフードやグローブボックスなどの火災について粉末消火剤による消火方法の検討を行ない、消火の最適条件を求め、消火剤の放出速度、必要量などの適用基準がわかった。また、最近は原子力発電所が増加しつつあるが、これら施設で一定時間使用した核燃料は運搬容器に入れ再処理工場に運搬するのであるが、使用済の核燃料とはいってもまだ有害な放射線を出しているため、運搬途中火災に遭遇して、容器中の鉛が溶けると危険であるため、容器の耐火性を調べ、安全評価の資料を得るため、本年度は使用済核燃料による内部発熱を考慮に入れて火災時の耐火性について検討を行った結果、実用規模の容器は国際的な標準火災に対して、十分耐火性のあることがわかった。

12 消 防 財 政

消防力を増強するためには、市町村における消防財源を確保する必要がある。昭和44年度の市町村の消防費の決算状況をみると、総額1,184億円で前年度に比して164億円(伸び率16%)増加している。

消防費の財源構成をみると、一般財源1,050億円、特定財源134億円となっていて、一般財源の割合が89%を占めている。消防財源を確保するためには、地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額の充実を図るとともに、市町村においても基準財政需要額の積算基礎を十分に反映させるような消防費の予算計上が望まれる。

(1) 地 方 交 付 税

国においては、地方交付税における消防費の基準財政需要額の増額について毎年配慮を加えており、昭和45年度(当初算定)には、単位費用1,070円、基準財政需要額1,501億円であったが、昭和46年度には、単位費用は1,270円に引き上げられ、基準財政需要額は1,750億円に達した。

(2) 国 庫 補 助 金

消防施設に対する国庫補助金は、昭和46年度予算では総額24億5,800万円と前年度より4億円増額された。その主なものは、一般分普通消防施設(消防ポンプ自動車、防火水そう、消防無線等)12億3,800万円、過疎分普通消防施設4億6,700万円、離島分普通消防施設1億2,500万円、科学消防施設(はしご車、化学車、消防艇、救助工作車、林野火災工作車等)5億6,900万円などである。

(3) 地 方 債

消防施設整備事業に対する地方債は、昭和45年度には71億円と前年度より13億円増額され、さらに昭和46年度には約92億円と約21億円の増額が見込ま

れている。

(4) 入 湯 税

昭和46年の地方税法の一部改正において、市町村の目的税の一つである入湯税の用途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに標準税率が20円から40円に引き上げられた。

この改正によって、昭和46年度の入湯税の増収額は約20億円が見込まれ、温泉観光地の消防力の整備、強化が図られることとなった。

(5) 市町村の消防費

わが国の消防制度は、市町村消防の建前をとっており、市町村はその区域内における消防の任務を果すべき責任を有するとともにその経費を負担するものとされている。

ア 経 費

(ア) 消防費の地位

昭和44年度の市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）に占める消防費を都道府県別に集計した結果は第12-1表のとおりである。

まず、普通会計歳出総額3兆5,695億円に対して消防費歳出総額は1,184億円で、その割合は3.3%である。これを前年度と比較すると普通会計歳出総額は4,461億円（14%）、消防費は164億円（16%）の増加となっている。また消防費を都道府県別にみると、東京都は別として、最高は、神奈川県4.1%で、ついで青森県が4.0%と高率を示している。反面低率にあるのは、和歌山県で1.7%となっている。これをブロック別にみると43年度と同じく東北、関東地区がおおむね全国平均を上回る数字を示し、中国、四国、九州ブロックが全国平均を下回る数字を示している。

消防は、尊い人命、貴重な財産を保護することを任務としており、そのための施設および人員はまだ不十分であるとともに時代の進展に即応して消防体制を整備するためなおいっそう消防費の増額を図ることが必要である。

(イ) 1世帯当たりおよび住民1人当たり消防費

市町村における昭和44年度消防費の1世帯当たりおよび1人当たり額を

第12-1表 昭和44年度都道府県別市町村の普通会計
決算額と消防費決算額との比較ならびに
1世帯当たりおよび1人当たり消防費

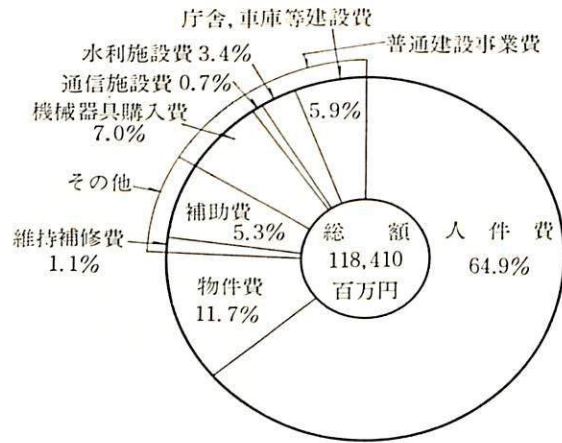
都道府県	普通会計決算額A 百万円	消防費決算額B 百万円	1世帯当たり	1人当たり	B/A %
			消 防 費 円	消 防 費 円	
北海道	221,075	7,677	5,243	1,440	3.5
青森県	49,040	1,952	5,392	1,378	4.0
岩手県	44,885	1,250	3,689	883	2.8
宮城県	51,707	1,751	3,837	962	3.4
秋田県	40,288	1,432	4,785	1,115	3.6
山形県	37,867	1,254	4,333	1,008	3.3
福島県	59,280	1,746	3,752	881	2.9
茨城県	56,715	2,047	4,021	954	3.6
栃木県	39,358	1,486	3,883	940	3.8
群馬県	47,947	1,533	3,773	923	3.2
埼玉県	100,814	3,164	3,135	846	3.1
千葉県	95,438	3,455	3,917	1,052	3.6
東京都	325,112	21,714	5,423	1,957	6.7
神奈川県	184,624	7,576	4,611	1,430	4.1
新潟県	83,080	2,758	4,813	1,157	3.3
富山県	35,514	1,126	4,522	1,090	3.2
石川県	36,572	892	3,378	895	2.4
福井県	26,325	812	4,511	1,084	3.1
山梨県	23,151	630	3,281	810	2.7
長野県	68,520	1,784	3,546	905	2.6
岐阜県	55,389	1,723	3,997	973	3.1
静岡県	92,594	3,009	3,897	974	3.2
愛知県	184,947	5,959	4,073	1,125	3.2
三重県	47,089	1,344	3,360	867	2.9
滋賀県	27,292	743	3,230	841	2.7
京都府	80,775	3,072	4,504	1,366	3.8
大阪府	372,555	9,417	3,997	1,276	2.5
兵庫県	196,452	5,211	3,868	1,136	2.7
奈良県	30,243	706	2,917	769	2.3
和歌山県	57,569	972	3,272	920	1.7
鳥取県	19,499	475	3,125	816	2.4
島根県	28,975	642	3,116	815	2.2
岡山県	60,834	1,421	2,905	816	2.3
広島県	82,869	2,403	3,337	979	2.9
山口県	51,869	1,340	3,094	872	2.6
徳島県	25,565	559	2,649	685	2.2
香川県	28,000	687	2,715	749	2.5
愛媛県	44,271	1,004	2,479	694	2.3
高知県	32,216	720	2,987	875	2.2
福岡県	157,548	4,306	3,813	1,053	2.7
佐賀県	29,127	787	3,896	921	2.7
長門県	57,846	1,428	3,408	876	2.5
熊本県	54,232	1,325	2,931	762	2.4
大分県	37,461	896	2,871	748	2.4
宮崎県	35,315	837	2,762	768	2.4
鹿児島県	58,739	1,385	2,633	775	2.4
沖縄県	569,542	118,410	4,062	1,143	3.3

(注) 1 普通会計決算額は消防事務を行なっている市町村にかかる当該額の合計額である。
2 東京都にあっては上記1の額に都にかかる決算額のうち大都市分相当額を推計し、これを加算した額である。
3 1世帯当たりおよび1人当たりの消防費は「昭和45年住民基本台帳人口および世帯数」（昭和45年3月31日現在）により算出した。

第12-3表 昭和44年度市町村消防費の性質別歳出内訳

区 分	昭和44年度		昭和43年度		(A)-(B)	(A)/(B) ×100
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
人 件 費	769	64.9	662	64.9	107	116.2
物 件 費	138	11.7	112	11.0	26	123.2
普通建設事業費	200	17.0	161	15.8	39	124.2
補助事業費	62	5.3	51	5.0	11	121.6
単独事業費	138	11.7	110	10.7	28	125.5
機械器具購入費	82	7.0	68	6.7	14	120.6
庁舎車庫等建設費	71	5.9	55	5.9	16	129.1
水利施設費	38	3.4	32	3.1	6	118.8
通信施設費	9	0.7	6	0.6	3	150.0
その他	77	6.4	85	8.3	△ 8	80.6
計	1,184	100.0	1,020	100.0	164	116.0

第12-4図 昭和44年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合



自動車等の消防施設に充てた普通建設事業費は 200 億円（うち補助事業分62億円，単独事業分 138 億円）で前年度より39億円（24.2%）増加している。

人件費は全体の64.9%を占め，普通建設事業費は17.0%であって，そのうち消防ポンプ車等の機械器具購入費が 7.0%，庁舎，車庫等の建設事業費が 5.9% で，以下水利施設費，通信施設費の順である。

b ちなみに普通会計の性質別歳出前年度対比における44年度の増加は総額で36%（6,882億円），人件費20%（1,490億円），物件費18%（493億円），普通建設事業費26%（2,580億円）で，これによると消防費の伸び率は総額で21%，人件費16%，物件費23%，普通建設事業24%と物件費を除き，いずれも普通会計全体の伸び率を下回っており，この点，時代の進展に応じた消防体制の整備につき一層の配慮を要しよう。

イ 財 源

(ア) 財 源 構 成

市町村消防費の財源には，一般財源と特定財源とがある。第12-5表は，昭和40年度以降の消防費における一般財源と特定財源の推移である。

決算額に占める一般財源の割合は，年度によって若干上下しているが，44年度は88.7%で，前年度より 1.1%増加している。一方，44年度の特定財源の割合は，それだけ前年度より減少している。次に，昭和44年度における財源内訳の対前年度増減率をみると，一般財源では17.5%（157億円）増，特定財源では 6%（7億円）増となっており，この特定財源のうちでは補助金（国県支出金）36.6%（9億円）地方債が19.8%（11億円）と大幅に増加している。

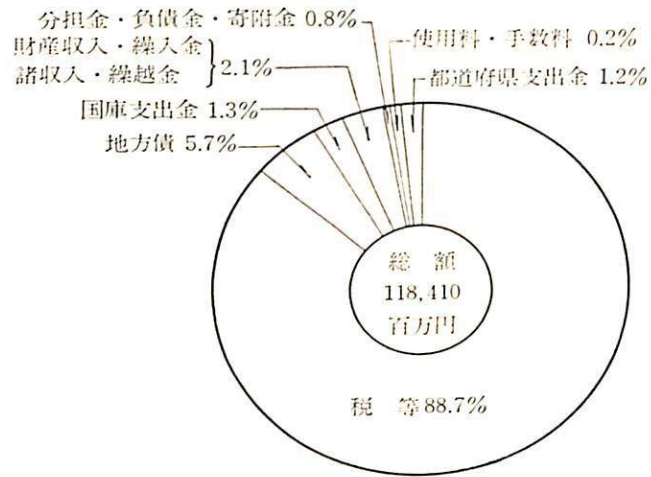
第12-6図は，消防費財源内訳の構成比である。一般財源88.7%（前年度

第12-5表 市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移

(単位 億円)

区 分	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	対前年度 増減率 44/43×100 %		
決 算 額A	678	745	895	1,020	1,184	116.0		
財 源 内 訳	一般財源B	591	655	773	893	1,050	117.5	
	特定財源	補助金	15	15	22	23	32	136.6
		地方債	34	43	47	56	67	119.8
		その他	38	32	53	48	35	73.6
	計C	87	90	122	127	134	106.0	
B/A (%)	87.2	88.0	86.4	87.6	88.7	—		
C/A (%)	12.8	12.0	13.6	12.4	11.3	—		

第12-6図 昭和44年度市町村消防費財源内訳



より1.1%増)について、地方債5.7%(前年度より0.2%増)、国庫支出金(補助金)1.3%(前年度に同じ)、分担金、負担金、寄附金0.8%(前年度より1.4%減)、その他3.5%となっている。

(イ) 一般財源

一般財源のうち地方交付税の消防費にかかる単位費用は、消防財政需要の増大とともに年々増加し、第12-7表のとおり、昭和46年度は、1,270円となっている。

(ウ) 特定財源

a 補助金

市町村の消防施設に対する補助金には、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、昭和28年に制定された消防施設強化促進法等に基づいて、市町村の消防施設に対して基準額の3分の1(過疎地域、離島分

第12-7表 消防費の単位費用および

区分	40年度	対前年	41年度	対前年	42年度	対前年
	円	%	円	%	円	%
単位費用	556	119.3	594	106.8	682	114.8
基準財政需要額	百万円 63,174	117.4	百万円 69,245	109.6	百万円 81,637	117.9

(注) 昭和46年度を除き再算定後の単位費用または基準財政需要額

については3分の2)以内の補助を行なっている。

昭和28年度以降45年度までに交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第12-8表のとおりである。昭和45年度までの補助金の総額は、約143億円で、これにより消防ポンプ自動車11,058台、小型動力ポンプ(手引動力ポンプを含む)23,870台、消防用通信施設7,916機、防火水そう25,059基、積載車490台、化学消防ポンプ自動車327台、はしご付消防ポンプ自動車238台、救急車292台、消防艇17艇、ヘリコプター3機等が整備された。

昭和45年度の補助金実績は20億2,600万円(前年度比4億2,400万円、26%増)で、新たに救助工作車、林野火災工作車が補助対象に加えられた。また、昭和46年度の補助金は24億5,800万円(前年度比4億3,200万円、21%増)と大幅に増額されている。

なお、消防吏員が災害緊急時に迅速に出動できる体制を整えるため、昭和42年度から消防吏員待機宿舎整備補助金(補助率1/3)が設けられ、昭和42年度以降毎年度約5,000万円の補助金が予算計上され現在に至っている。

都道府県が市町村の消防施設に対して交付する補助金については「(6)都道府県の消防防災費」の項で述べる。

また昭和46年度には都道府県の防災体制を強化するため都道府県の防災資機材センターに対する国庫補助が新たに設けられた。

b 地方債

消防費の特定財源として、補助金について重要な役割を果しているの

基準財政需用額の推移

43年度	対前年	44年度	対前年	45年度	対前年	46年度	対前年
円	%	円	%	円	%	円	%
790	115.8	928	117.5	1,111	119.7	1,270	114.3
百万円 101,175	123.9	百万円 128,049	126.6	百万円 155,608	121.5	百万円 175,006	112.4

である。

が地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は、第12-9表のとおりであり、逐年増額されてきている。

昭和45年度の消防施設に対する地方債は、総額70億5,500万円で、前

第12-8表 国庫補助金による年度別

区 分	28~40年度		41 年 度		42 年 度			
	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	6,904	3,613,490	629	384,130	774	472,810	
	手引動力ポンプ	506	79,597	1	190	—	—	
	小型動力ポンプ	14,776	1,136,386	1,361	153,495	1,775	194,902	
	火災報知機	発信機	1,971	40,576	54	1,080	30	600
		受信機	35	7,720	3	600	—	—
	消防専用電話装置	2,749	209,660	457	51,059	595	66,807	
	防火水そう	19,343	1,664,362	1,392	173,058	1,113	135,189	
	積載車	—	—	—	—	—	—	
	小 計	—	6,751,791	—	763,612	—	870,308	
	科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	67	107,750	45	65,243	46	69,740
はしご付消防ポンプ自動車		23	94,277	45	166,270	30	117,730	
救急車		49	31,900	43	29,100	99	61,500	
消防艇		—	—	—	—	4	40,000	
ヘリコプター		—	—	1	30,000	—	—	
救助工作車		—	—	—	—	—	—	
高発泡車		—	—	—	—	—	—	
林野火災工作車		—	—	—	—	—	—	
小 計		—	233,927	—	290,613	—	288,970	
計		—	6,985,718	—	1,054,225	—	1,159,278	
救急指令装置	—	—	—	—	—	—		
消防吏員待機宿舍	—	—	—	—	{世132 独47}	49,990		
合 計	—	6,985,718	—	1,054,225	—	1,209,268		

年度に比し、12億5,000万円と大幅に増加している。資金別の地方債額は、政府債（一般単独事業債、利率6.5%）8億3,400万円、都市職員共済組合連合会債（利率7.1%）3億2,500円、市町村職員共済組合連合会債（利率7.1%）7億4,600万円、担保債（損害保険会社引受分、

消防施設等整備状況

(単位千円)

43 年 度		44 年 度		45 年 度		計	
数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
781	555,750	915	652,554	1,055	859,780	11,058	6,538,514
—	—	—	—	—	—	507	79,787
1,812	207,470	1,941	226,116	1,698	239,060	23,363	2,157,429
33	660	—	—	—	—	2,088	42,916
1	200	—	—	—	—	39	8,520
540	61,427	611	71,812	841	108,200	5,789	568,965
1,165	189,909	968	165,820	1,078	222,800	25,059	2,551,138
—	—	190	30,000	300	102,110	490	132,110
—	1,015,416	—	1,146,302	—	1,531,950	—	12,079,379
51	72,550	52	77,320	66	99,970	327	492,573
36	145,400	50	205,890	54	215,060	238	944,627
31	19,600	40	24,200	30	19,480	292	185,780
5	50,000	4	60,000	4	40,000	17	190,000
1	30,000	1	22,000	—	—	3	82,000
—	—	—	—	21	31,500	21	31,500
—	—	4	8,000	7	14,000	11	22,000
—	—	—	—	6	17,000	6	17,000
—	317,550	—	397,410	—	437,010	—	1,965,480
—	1,332,966	—	1,543,712	—	1,968,960	—	14,044,859
5	10,000	6	14,500	5	11,500	16	36,000
世112 独107	47,774	{世130 独127}	44,456	{世100 独115}	46,000	{世474 独423}	188,220
—	1,390,740	—	1,602,668	—	2,026,460	—	14,269,079

第12-9表 消防施設整備事業に対する

区分	年度	29	30	31	32	33	34	35	36
一般単独事業債		373	195	200	201	66	40	40	33
都市職員共済組合 連合会資金		—	—	—	—	—	—	—	—
市町村職員共済組 合連合会資金		—	—	—	—	—	—	—	—
損保債		100	130	200	350	450	800	1,030	1,100
市有物件債		—	459	409	755	689	624	767	943
町村有物件債		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		473	784	809	1,306	1,205	1,464	1,837	2,076

利率7%)30億円,市有物件債(全国市有物件災害共済会引受分,利率6.3%)15億9,800万円,町村有物件債(全国自治協会引受分,利率6.3%)5億5,200万円である。前年度に対する増加額を資金別にみると,政府債3億4,200万円,損保債5億円,市有物件債7,800万円,町村有物件債5,900万円と各資金とも増加している。

昭和46年度の消防施設整備事業に対する地方債の資金予定額は,総額で約92億円に増額された。内訳は一般単独事業債10億円,損保債35億円,共済資金23億円,市有物件債17億円,町村有物件債6億円などとなっている。

地方債の充当状況は,昭和44年度においては,補助金控除後の普通建設事業費168億円に対し地方債67億円で充当率40%であり,市町村の要望に比べても十分なものではない。今後ともさらに地方債の増額が望まれている。

c その他

補助金,地方債のほかに特定財源として,使用料,手数料,分担金,負担金,寄附金および財産収入等があり,昭和44年度におけるこれらの総額は34億9,300万円(前年度47億4,100万円)で,前年度より12億4,800万円減少している。

地方債許可額の推移

(単位 百万円)

37	38	39	40	41	42	43	44	45
38	11	96	—	1	231	307	492	834
—	—	—	140	380	129	200	200	325
—	—	—			291	600	600	746
1,250	1,350	1,479	1,750	1,750	2,100	2,300	2,500	3,000
890	869	972	810	1,205	1,331	1,377	1,520	1,598
182	179	223	292	320	339	371	493	552
2,360	2,409	2,788	2,992	3,656	4,421	5,155	5,805	7,055

(6) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費は、第12-10表のとおりである。その総額は約38億800万円であり、44年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は、0.08%である。

都道府県別にみると、普通会計歳出決算額中に占める消防防災費の割合および消防防災費の額のいずれにおいても大きな格差がある。

都道府県の消防防災行政は、いわゆる現業部門ではないので人件費および事務的経費がその大半を占めている。

市町村の消防費と関係の深いものとして、都道府県が市町村に交付する補助金がある。

昭和44年度において、この補助金を交付している府県は、第12-10表に示すように青森県ほか39都府県であり、補助金総額は、5億5,800万円で、前年度より2億9,500万円増加している。補助内容については各府県各様で一定していないが、小型動力ポンプ、防火水そう、科学消防施設等を対象としている。また、この補助金のほか、都道府県によっては、市町村の消防施設整備のため資金の貸付を行なっているところもあり、44年度の貸付額は3億6千万円である。このような都道府県の市町村に対する助成措置は、国の補助金の交付および地方債のあっせんとともに市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、消防施設の高度化、広域化の強化促進のためにも今後この助成措置の拡充が望まれる。さらには、火災の大規模化、特殊多様化に対処するため、都道府県自らが防災資機材センターの設置（昭和46年度より国庫補助開始）等、消防関係施設の設置、人員の充実を図り、市町村と一体となった広域的かつ強力な消防体制の整備を進める必要がある。

(7) 国の消防費

消防庁の昭和46年度予算額は、第12-11表に示すとおり30億6,200万円であり、前年度より4億9,800万円（19.4%）の増加をみている。

増加の主な要素は、消防施設等整備費補助金が24億5,800万円と、前年度

第12-10表 昭和44年度都道府県別消防防災費決算額と

消防関係補助金等

(単位 百万円)

都府	道県	普通会計 総額A	防災費B	$\frac{B}{A} \times 100$	消防関係 補助金	消防関係 貸付金
				%		
北海	道	277,571	247	0.09	—	50
青森	森	77,881	199	0.26	3	1
岩手	手	80,785	40	0.05	4	—
宮城	城	81,353	128	0.16	8	7
秋田	田	74,596	64	0.09	5	—
山形	形	72,466	64	0.09	12	—
福島	島	106,405	72	0.07	14	—
茨城	城	98,580	78	0.08	20	—
栃木	木	69,754	44	0.06	6	—
群馬	馬	72,118	40	0.06	6	—
埼玉	玉	112,626	84	0.07	35	—
千葉	葉	113,308	65	0.06	17	13
東	京	687,618	58	0.08	16	83
神奈川	川	175,901	662	0.38	196	—
新潟	潟	154,566	86	0.06	7	16
富山	山	61,840	118	0.19	8	—
石川	川	59,711	66	0.11	5	—
福山	井	50,343	49	0.10	7	—
山長	梨	44,027	50	0.11	9	—
岐阜	野	103,827	63	0.06	5	—
静岡	阜	76,618	138	0.18	15	16
愛三	岡	126,658	136	0.11	3	45
滋	知	208,028	129	0.06	31	—
京大	重	70,114	36	0.05	—	10
兵奈	賀	47,426	47	0.10	6	3
和歌	都	74,976	33	0.04	6	—
鳥	阪	320,456	173	0.05	43	83
島	庫	166,069	91	0.05	13	1
岡	良	45,991	25	0.05	11	—
山	山	57,569	19	0.03	5	—
歌	歌					
鳥	取	38,412	18	0.05	3	—
島	根	54,071	26	0.05	1	1
岡	山	76,365	29	0.04	1	—
広	島	102,898	52	0.05	2	—
山	口	73,597	80	0.11	—	—
徳	島	49,788	21	0.04	—	20
香	川	42,528	21	0.05	—	—
愛	媛	71,238	36	0.05	3	—
高	知	55,487	30	0.05	7	—
福	岡	155,348	67	0.04	—	—
佐	賀	51,377	46	0.09	3	2
長	崎	75,213	38	0.05	3	—
熊	本	84,584	66	0.08	2	—
大	分	65,549	42	0.06	1	5
宮	崎	63,973	47	0.07	5	4
鹿	島	95,463	85	0.09	11	—
合	計	4,925,062	3,808	0.08	558	360

より4億円(19.4)の増額をみたことによるものである。

第12-11表 昭和46年度消防庁予算主要項目 (単位 千円)

事 項	昭和46年度 予 算 額(A)	昭和45年度 予 算 額(B)	比 較 増 減 (A)-(B)
消防施設等整備費補助金	1,231,774	1,382,732	303,002
過疎地域消防施設整備費補助金	453,960		
離島消防施設整備費補助金	124,645	93,702	30,943
科学消防施設整備費補助金	530,833	483,206	47,627
無線通信施設整備費補助金	0	2,000	△ 2,000
救急業務施設整備費補助金	21,340	16,975	4,365
消防吏員待機宿舍施設整備費補助金	50,000	50,000	0
防災資機材施設整備費補助金	10,000	0	10,000
その他(林野火災関係)補助金	35,648	29,585	6,063
小 計	2,458,200	2,058,200	400,000
大震火災対策に要する経費	4,400	2,000	2,400
日本消防協会補助金	29,000	26,000	3,000
退職消防団員報償に必要な経費	140,664	122,266	18,398
消防吏員及び消防団員に授与する賞しゅつ金に必要な経費	10,000	10,000	0
消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	81,592	29,152	52,440
小 計	265,656	189,418	76,238
その他一般行政経費	338,240	316,232	22,008
消 防 庁 計	3,062,096	2,563,850	498,246

資 料 編

附属資料1 昭和45年都道府

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県別							
北海道	2,499	2,082	145	134	44	3	91
青森	906	682	108	51	10		55
岩手	764	543	151	31	1		38
宮城	1,047	693	168	35	13		138
秋田	663	505	104	21			33
山形	657	460	88	38	3	1	67
福島	897	654	142	37	4		60
茨城	1,227	718	343	59	3		104
栃木	1,083	656	220	50			157
群馬	908	710	64	44			90
埼玉県	2,025	1,344	84	127			470
千葉県	2,319	1,195	342	123	6		653
東京都	10,140	5,728	48	862	18		3,484
神奈川県	3,333	1,990	177	222	28		916
新潟県	1,196	925	125	39	3		104
富山県	475	372	40	24	1		38
石川県	462	309	81	15	2		55
福井県	388	297	44	20	1		26
山梨県	282	226	42	10			4
長野県	880	668	132	31			49
岐阜県	1,211	702	277	72			160
静岡県	2,179	1,218	231	156	15		559
愛知県	4,039	1,981	276	313	6		1,463
三重県	949	408	228	53	5		255
滋賀県	535	293	65	49	2	1	125
京都府	686	466	122	58	2		38
大阪府	6,655	4,248	216	611	20		1,560
兵庫県	2,938	1,723	477	196	26		516
奈良県	350	221	94	16			19
和歌山県	582	334	106	33	7		102
鳥取県	269	217	23	16	2		11
島根県	385	238	115	11	3		18
岡山県	1,053	602	275	58	1		117
広島県	1,382	854	327	79	12		110
山口県	974	538	263	59	14		100
徳島県	504	304	95	33	4		68
香川県	572	340	116	35	4		77
愛媛県	847	573	141	42	11		80
高知県	496	277	141	23	5	1	49
福岡県	2,125	1,401	254	119	18		333
佐賀県	345	257	41	19			28
長門県	507	341	113	27	4		22
熊本県	517	419	53	30	1		14
大分県	617	419	123	39	9		27
宮崎県	420	276	95	26	2		21
鹿児島県	617	438	118	36	7		18
九州計	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522
東京都計	7,991	4,693		726	18		2,554
横浜市	1,223	754	4	97	13		355
名古屋市	1,612	761	24	147	2		678
京都市	264	229	7	26			2
大阪市	2,787	1,932		336	15		504
神戸市	575	360	99	60	14		42
北九州市	612	404	59	37	11		101
七大都市計	15,064	9,133	193	1,429	73		4,236

県別火災損害状況(全火災)

焼損むね数	焼損面積				
	建物(m ²)	林野(a)			
計	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2,521	1,048	380	1,093	210,886	116,192
776	435	127	214	80,321	18,771
963	644	85	234	59,338	39,153
1,014	472	95	447	56,225	34,722
801	471	70	260	76,704	42,843
566	222	68	276	33,207	1,948
1,008	577	101	330	75,400	15,796
1,097	659	90	348	61,384	20,323
963	479	82	402	59,769	19,873
975	441	69	465	53,797	4,736
1,791	743	165	883	85,732	4,326
1,618	682	138	798	70,618	15,828
8,140	1,282	620	6,238	162,443	2,250
2,656	888	265	1,503	110,788	11,575
1,252	531	135	586	94,104	12,651
480	164	59	257	31,181	3,094
418	156	57	205	25,561	5,488
412	174	62	176	26,680	1,182
436	262	51	123	37,709	2,833
921	441	110	370	64,008	14,012
877	273	98	506	72,896	22,845
1,749	569	173	1,007	87,475	48,783
2,562	643	295	1,624	96,736	11,390
517	187	51	279	21,630	13,161
341	138	47	156	16,417	1,227
820	325	119	376	40,599	8,880
5,724	1,009	548	4,167	177,666	70,573
2,276	621	245	1,410	100,601	86,028
323	171	35	117	22,157	13,536
485	180	54	251	30,019	124,978
314	120	53	141	18,524	621
371	194	60	117	23,350	7,226
846	349	86	411	44,799	115,449
1,217	362	144	711	48,964	87,429
728	255	70	403	34,539	57,155
428	184	40	204	21,784	13,638
511	202	72	237	22,849	61,273
725	249	54	422	33,272	35,363
413	168	45	200	19,516	48,086
2,037	632	213	1,192	106,676	164,771
328	155	52	121	21,940	4,729
566	297	58	211	36,996	6,630
577	263	53	261	36,261	9,294
564	295	45	224	29,006	17,569
460	264	48	148	31,087	16,692
699	402	40	257	34,175	27,377
55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299
6,719	940	528	5,251	127,895	
1,019	332	121	566	38,573	4,620
1,016	148	109	759	24,221	688
475	172	83	220	23,920	1,610
2,940	460	336	2,144	77,915	
583	177	69	337	19,001	3,466
603	174	70	359	35,135	153,884
13,355	2,403	1,316	9,636	346,660	164,268

附属資料1 昭和45年都道府

区分	死傷者数		火災世帯数				火災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県別							
北海道	129	441	2,158	1,005	331	822	7,426
青森	26	107	647	374	115	158	2,638
岩手	22	116	490	290	59	141	1,972
宮城	27	129	721	337	67	317	2,780
秋田	22	94	572	328	53	191	2,344
山形	13	123	399	148	41	210	1,760
福島	30	130	608	331	63	214	2,651
茨城	37	130	640	338	45	257	2,484
栃木	38	107	564	250	43	271	2,367
群馬	25	151	543	259	36	248	2,086
埼玉	56	229	1,223	527	101	595	4,764
千葉	64	234	1,064	430	104	530	4,063
東京都	134	1,736	7,406	2,064	824	4,518	25,260
神奈川県	77	442	2,260	860	226	1,174	8,060
新潟県	20	252	802	320	81	401	3,404
富山県	10	83	291	82	46	163	1,266
石川県	10	69	239	100	32	107	871
福井県	11	46	246	106	34	106	918
山梨県	15	73	269	139	39	91	803
長野県	22	156	559	249	72	238	2,121
岐阜県	18	144	569	168	70	331	2,227
静岡県	49	286	1,087	366	115	606	4,233
愛知県	73	409	1,545	381	188	976	6,012
三重県	11	74	322	114	50	158	1,148
滋賀県	24	56	206	85	35	86	863
京都府	27	113	645	274	100	271	1,782
大阪府	181	1,266	5,228	1,419	676	3,133	17,864
兵庫県	71	374	1,891	588	264	1,039	6,677
奈良県	13	54	178	112	16	50	694
和歌山県	16	96	351	142	45	164	1,032
鳥取県	9	48	185	57	30	98	707
島根県	10	57	231	104	41	86	871
岡山県	34	159	606	242	54	310	2,160
広島県	33	172	985	333	119	533	3,131
山口県	22	112	479	164	35	280	1,720
徳島県	7	95	256	110	28	118	953
香川県	15	99	369	147	54	168	1,259
愛媛県	25	123	427	173	40	214	1,427
高知県	9	56	262	106	38	118	819
福岡県	48	396	1,856	757	173	926	6,705
佐賀県	7	79	255	125	47	83	991
長門県	21	136	480	269	48	163	1,749
熊本県	19	120	455	249	32	174	1,709
大分県	15	121	384	203	41	140	1,359
宮崎県	12	97	269	136	23	110	993
鹿児島県	38	135	560	336	46	178	1,980
沖縄県	1,595	9,725	41,782	15,697	48,20	21,265	151,103
大都市計	110	1,446	6,285	1,765	717	3,803	21,229
古	30	199	1,010	432	120	458	3,495
名	21	148	833	121	95	617	3,144
京	13	57	430	176	68	186	934
大	131	852	2,882	681	397	1,804	10,158
神	4	15	669	271	105	293	2,268
戸	14	111	668	350	58	260	2,271
北	7						
七	323	2,828	12,777	3,796	1,560	7,421	43,499

県別火災損害状況(全火災)(つづき)

合計	損 害 額 (千円)						その他	
	建 物	内 容 物		林 野	車 両	船 舶		航 空 機
		小 計	建 物					
4,271,394	3,546,308	1,637,871	1,908,437	141,019	24,752	30,268	479,000	50,047
1,780,982	1,760,632	830,916	929,716	11,191	7,159	1,264		736
834,760	786,061	412,008	374,053	31,509	6,809	358		10,023
1,635,168	1,585,425	522,004	1,063,421	28,656	14,778	2,592		3,717
1,482,454	1,433,337	668,635	764,702	28,159	10,926			10,032
788,513	751,034	307,069	443,965	3,540	12,433		20,000	716
1,587,560	1,555,506	669,251	886,255	20,098	7,110	3,838		1,010
2,908,891	2,866,753	1,315,704	1,551,049	30,297	7,199	164		4,478
2,530,469	2,507,319	1,193,850	1,313,469	16,737	5,762			651
1,148,741	1,132,311	472,345	659,966	8,204	6,675			1,551
2,661,782	2,632,379	978,135	1,654,244	6,370	20,055			2,978
1,894,829	1,822,204	917,055	905,149	32,695	21,152	929		17,849
13,317,443	13,105,517	3,955,379	9,150,138	1,840	78,250	64,319		67,517
4,517,697	3,675,535	1,685,363	1,990,172	3,435	35,628	43,009		760,090
2,517,937	2,472,309	928,989	1,543,320	9,350	14,937	5,966		15,375
482,526	471,065	194,200	276,865	6,004	2,331	150		2,976
516,140	504,463	238,763	265,700	3,755	2,145	200		5,577
346,105	341,808	171,462	170,346	1,594	672	3		2,028
1,068,839	1,006,028	400,300	605,728	9,821	1,135			51,855
1,402,367	1,361,881	496,610	865,271	18,081	7,612			14,793
2,892,496	2,832,031	1,320,625	1,511,406	45,863	12,611			1,991
3,392,104	3,162,955	1,060,889	2,102,066	159,246	47,231	7,937		14,735
3,049,076	2,569,643	1,160,029	1,409,614	12,599	40,776	1,825		424,233
645,841	578,500	214,349	364,151	53,310	5,139	1,790		7,102
669,189	417,844	228,831	189,013	54,280	15,081	160	172,465	9,359
559,928	536,910	239,720	297,190	7,285	14,595	176		962
6,309,742	5,862,188	2,412,116	3,450,072	268,776	45,353	22,013		111,412
3,583,717	3,035,750	1,409,483	1,626,267	75,315	35,521	421,591		15,540
545,722	527,448	253,895	273,553	11,085	6,360			829
1,384,932	1,053,993	515,360	538,633	303,326	4,203	17,642		5,768
548,980	543,784	342,367	201,417	1,061	2,566	1,350		219
430,410	420,886	170,652	250,234	2,611	4,715	1,771		427
1,354,091	1,100,458	405,585	694,873	225,655	9,572			18,406
1,288,521	1,024,939	440,370	584,869	188,706	14,126	14,371		46,379
585,014	487,198	213,280	273,918	71,153	6,064	3,623		16,976
587,811	483,326	181,779	301,547	94,259	1,693	1,583		6,950
797,242	637,430	193,946	443,484	149,093	4,026	843		5,850
977,149	863,161	344,582	518,579	87,110	5,519	18,505		2,854
566,599	423,120	152,873	270,247	115,173	7,427	872	8,000	12,007
2,173,795	2,059,810	1,005,153	1,054,657	47,751	26,645	24,965		14,624
427,629	417,755	236,621	181,134	7,209	1,841			824
681,737	671,304	267,912	403,392	7,939	2,012	380		102
639,491	620,687	278,474	342,213	13,019	4,363	600		822
464,970	421,170	211,994	209,176	29,436	7,424	5,265		1,675
518,995	488,145	174,367	313,778	24,410	3,071	502		2,867
617,305	583,839	242,956	340,883	28,648	3,342	750		726
83,387,083	77,142,149	31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
11,497,506	11,303,918	3,303,817	8,000,101	191	67,546	64,319		61,532
1,638,269	1,574,620	766,979	807,641	670	16,716	31,933		14,330
672,324	661,175	256,837	404,338	127	4,935	1,680		4,407
277,431	272,946	111,556	161,390	547	3,863			75
2,523,448	2,466,488	998,769	1,467,719	8,939	11,993			36,028
596,811	579,738	248,015	331,723	1,456	6,989	4,045		4,583
811,242	746,812	418,437	328,375	35,796	6,954	19,260		2,420
18,017,031	17,605,697	6,104,410	11,501,287	38,787	115,942	133,230		123,375

附属資料2 昭和45年出火原因別損害状況 (全火災)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損むね数	り災世帯数	損害額 (千円)
たばこ	8,833	40,724,966	5,106	4,630	6,509,448
たき火	6,156	31,663,265	1,824	677	1,959,291
火あそび	5,923	3,647,637	4,073	2,618	2,646,245
こんろ	3,535	2,122,649	4,483	4,330	4,836,927
風呂かまど	2,723	108,591	3,280	2,756	2,203,177
ストーブ	2,541	193,185	3,466	3,309	4,864,677
マッチ・ライター	2,342	13,672,306	1,543	1,453	1,980,850
煙突・煙道	1,963	281,060	2,183	1,460	1,906,768
放火	1,888	93,953	1,522	1,062	1,858,207
放火の疑い	1,517	396,812	1,223	850	1,729,188
こたつ	1,300	87,252	1,836	1,866	1,723,929
炬燵	984	83,597	1,025	267	1,582,901
内燃機	859	218,336	157	91	525,923
取灰	850	230,709	1,041	629	750,737
電灯電話等の配線	805	33,808	596	246	833,931
電気装置	656	44,001	521	156	1,428,560
交通機関内配線	643	227	23	2	51,404
かまど	628	52,295	844	487	734,379
電灯・ネオン・蛍光灯	577	28,641	630	259	426,252
配線器具	540	19,520	324	204	882,004
灯火	507	61,612	725	641	607,916
電気アイロン・電気こて	333	19,897	438	489	740,302
火ばち	172	13,950	250	223	271,014
いり	135	113,228	199	116	122,662
その他の電気関係	2,102	131,925	2,009	1,152	4,797,996
その他	15,393	54,892,267	15,945	11,809	37,412,395
計	63,905	148,935,689	204,316	41,782	83,387,083

(注) 焼損面積は、林野火災の焼損面積アールを建物火災の焼損面積平方メートルに換算し加算したものである。

附属資料3 昭和45年建物火災の用途別構造別損害状況

区分 用途	損害状況		出火件数 (件)	焼損面積 (m ²)	火元むね数	うち延焼 延焼件数	延焼むね数	り災世帯数	損害額 (千円)	昭和44年 出火件数
	構造	造								
居	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	13,719	772,827	13,451	2,494	5,854	20,157	15,451,259	12,828
		造	2,722	62,792	2,694	166	340	4,451	2,482,734	2,326
		造	319	11,665	315	20	47	342	253,536	271
		造	902	7,949	891	11	29	857	289,038	745
		不明	162	11,411	111	78	169	264	208,241	102
計		17,824	866,644	17,462	2,769	6,439	26,071	18,684,808	16,272	
事	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	420	33,229	409	95	215	383	879,344	400
		造	185	9,341	184	21	38	115	307,951	180
		造	69	3,688	65	14	23	19	97,996	61
		造	167	1,791	164	2	2	52	124,055	169
		不明	40	1,674	38	7	9	18	27,956	32
計		881	49,723	860	139	287	587	1,437,302	842	
飲	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	664	50,965	654	150	464	1,114	1,792,115	234
		造	357	15,638	354	46	139	358	802,071	142
		造	43	3,253	43	3	6	29	103,573	31
		造	173	18,618	170	10	11	82	2,085,467	107
		不明	10	341	9	2	2	8	17,327	2
計		1,247	88,815	1,230	211	622	1,591	4,800,553	516	
百	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	32	5,788	32	9	19	55	218,431	31
		造	15	1,801	15	1	1	8	165,531	12
		造	17	4,321	17	1	1	17	203,211	13
		造	51	16,351	50	1	2	2	1,791,095	26
		不明	2		1	1	2	1	874	5
計		117	28,261	115	12	23	83	2,379,142	87	
そ	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	1,497	118,276	1,470	321	895	2,387	4,144,641	1,955
		造	493	19,635	489	59	126	701	1,069,883	779
		造	69	7,727	68	8	16	65	551,721	83
		造	155	9,482	149	9	15	110	920,896	206
		不明	15	937	13	7	10	67,778	10	67,778
計		2,229	156,057	2,189	404	1,062	3,263	6,754,919	3,033	
工	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	4,337	542,729	4,239	997	2,980	3,508	14,226,941	4,433
		造	845	58,413	830	106	274	549	2,765,924	959
		造	1,284	74,360	1,246	73	143	195	2,714,837	1,115
		造	496	41,488	470	21	29	75	3,235,796	435
		不明	284	21,258	266	45	96	78	904,113	204
計		7,246	738,248	7,051	1,242	3,522	4,405	23,847,611	7,146	
倉	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	2,765	204,100	2,730	672	1,499	1,421	3,544,942	2,901
		造	186	16,667	182	27	67	131	742,598	179
		造	197	12,894	193	10	12	35	670,867	166
		造	110	10,052	106	11	16	38	966,377	90
		不明	102	6,196	101	17	29	42	150,662	85
計		3,360	249,909	3,312	737	1,623	1,667	6,085,446	3,421	

附属資料3 昭和45年建物火災

区分		損害状況		出火件数(件)	焼損面積(m ²)	火元むね数	うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額(千円)	昭出火件数44年
用途	構造	造	造								
車庫	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	149	9,447	146	32	81	94	295,926	142
		造	造	27	1,147	27	2	3	17	23,922	34
		造	造	33	2,520	32	9	14	12	158,027	29
		造	造	17	61	17	2	2	3	2,542	15
		不明	不明	18	85	18	3	4	3	12,353	6
	計			244	13,260	240	48	104	129	492,770	226
養畜舎	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	743	72,087	738	194	425	221	607,301	696
		造	造	20	3,601	20	2	5	6	29,558	25
		造	造	44	3,345	42	5	9	7	21,713	23
		不明	不明	8	804	8	1	3	1	9,958	8
		不明	不明	46	2,783	44	8	12	7	18,283	29
	計			861	82,620	852	210	454	242	686,813	781
旅館・泊所	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	247	41,902	244	49	112	335	977,512	317
		造	造	105	12,270	104	14	26	168	534,475	185
		不明	不明	17	2,502	17	1	2	9	97,844	20
		不明	不明	96	4,548	94	2	2	41	462,590	101
		不明	不明	7	665	7	1	1	4	8,924	3
	計			472	61,887	466	67	143	557	2,081,345	626
劇場・映画館	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	62	10,269	61	17	51	128	229,872	37
		造	造	33	5,044	32	7	13	49	231,998	28
		不明	不明	14	3,736	14	1	1	7	162,513	12
		不明	不明	43	764	41	2	2	6	29,790	30
		不明	不明	152	19,813	148	1	1	190	654,173	108
病院	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	104	8,976	101	7	11	72	212,177	39
		不明	不明	63	1,600	57	2	3	47	62,944	27
		不明	不明	7	327	6	1	1	1	3,187	6
		不明	不明	69	754	66	1	3	11	61,651	66
		不明	不明	4	150	3	2	2	2	1,848	1
	計			247	11,807	233	10	17	133	341,807	139
学校	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	261	95,479	258	45	114	52	1,479,495	220
		不明	不明	86	15,129	85	7	23	20	341,945	73
		不明	不明	30	2,220	28	1	1	1	43,657	22
		不明	不明	165	2,952	161	1	1	66,669	138	
		不明	不明	5	387	5	2	6	1	9,761	3
	計			547	116,167	537	55	144	73	1,941,527	456
社会福祉施設	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	25	3,873	24	3	22	19	61,363	21
		不明	不明	3	368	3	1	1	1	4,834	1
		不明	不明	3	3	3	1	1	2	575	2
		不明	不明	8	3	7	1	1	2	188	6
		不明	不明	39	4,244	37	4	23	22	66,960	30

の用途別構造別損害状況(つづき)

区分		損害状況		出火件数(件)	焼損面積(m ²)	火元むね数	うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額(千円)	昭出火件数44年
用途	構造	造	造								
官公署	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	49	6,294	47	4	7	4	79,793	53
		不明	不明	11	137	11	1	2	2	6,699	10
		不明	不明	8	507	8	1	1	1	20,260	6
		不明	不明	32	89	32	2	2	1	11,356	15
		不明	不明	3	115	2	2	4	7	8,065	6
	計			103	7,142	100	6	11	7	126,173	90
神社・寺院	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	206	18,424	204	41	77	110	683,500	224
		不明	不明	7	356	7	1	5	5	11,179	8
		不明	不明	2	2	2	1	1	1	78	2
		不明	不明	2	2	2	2	2	1	33	3
		不明	不明	217	18,780	213	43	79	117	694,790	237
浴場	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	70	4,042	70	14	29	70	59,529	49
		不明	不明	37	1,284	36	1	3	26	27,027	15
		不明	不明	5	173	5	1	2	2	2,146	3
		不明	不明	13	342	12	1	2	6	259,416	3
		不明	不明	1	1	1	1	1	100	100	3
	計			126	5,841	124	16	34	104	348,218	70
その他建物	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	69	3,340	66	9	12	8	64,313	83
		不明	不明	14	218	14	1	2	4	4,666	11
		不明	不明	11	318	11	1	1	1	2,465	11
		不明	不明	39	482	38	3	3	2	30,222	35
		不明	不明	4	60	4	1	1	778	778	7
	計			137	4,418	133	13	17	15	102,444	147
附属建築物	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	1,930	59,284	1,885	361	620	991	833,920	2,022
		不明	不明	99	1,557	96	7	8	71	43,280	89
		不明	不明	52	542	51	2	4	14	18,290	35
		不明	不明	39	841	38	4	11	31	23,394	31
		不明	不明	34	1,041	30	6	12	13	7,641	29
	計			2,154	63,265	2,100	380	655	1,120	926,525	2,206
不明その他	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	643	68,514	617	169	423	596	1,881,057	590
		不明	不明	210	16,925	205	43	111	288	1,175,001	141
		不明	不明	85	11,820	82	9	25	33	408,097	64
		不明	不明	359	3,342	351	8	17	66	418,460	216
		不明	不明	345	18,287	48	445	659	423	806,208	209
	計			1,642	118,888	1,303	674	1,235	1,406	4,688,823	1,220
合計	木造 防火造 簡耐火造 耐火造 その他不明 計	造	造	27,992	2,129,845	27,446	5,683	13,910	31,725	47,733,431	27,275
		不明	不明	5,518	243,923	5,445	512	1,182	7,016	10,834,220	5,224
		不明	不明	2,307	145,918	2,246	155	302	786	5,534,515	1,975
		不明	不明	2,944	120,713	2,867	90	149	1,372	10,789,038	2,445
		不明	不明	1,084	65,390	701	627	1,018	880	2,250,945	734
	計			39,845	2,705,789	38,705	7,067	16,561	41,782	77,142,149	37,653

(ここに掲げた火災は、死者3名以上、焼損面積3,000㎡以上り災世帯世帯60以上、損害額5,000万円以上のいずれかに該当した火災を収録したものである。)

番号	出火場所	業態	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	負傷者世帯数	火災世帯数	火災世帯員数	焼損面積㎡	損害額千円	出火原因
(1) 住宅											
1	岩手県九戸郡野田村	住宅	1月17日 22時30分	3	—	—	1	5	169	733	こたつの使用誤り
2	埼玉県所沢市上新井	住宅	1月25日 17時45分	3	—	—	3	8	36	1,043	石油ストーブ
3	埼玉県北葛飾郡庄和町	住宅	1月24日 0時10分	4	—	—	1	5	33	2,000	ガスコンロの消し忘れ
4	千葉県千葉市南生家町	住宅	1月18日 2時53分	3	—	—	1	7	27	975	電気コタツの使用誤り
5	奈良県橿原市東辻町	住宅	1月16日 3時45分	—	4	21	72	17	1,662	66,042	たばこの不始末
6	山梨県南留郡道志村	住宅	2月2日 9時30分	—	—	—	122	62	2,921	85,000	たき火の火の粉
7	山梨県上野原郡犬目町	住宅	2月12日 14時30分	—	10	14	71	40	2,605	118,750	まきストーブの火の粉
8	東京都荒川区荒川	住宅	3月3日 4時48分	4	1	7	20	6	170	8,776	調査
9	長野県北佐久郡軽井沢	住宅	3月18日 16時05分	—	10	48	124	33	3,474	55,342	マッチの火あそび
10	広島県高田郡向原町	住宅	3月27日 1時30分	3	2	1	11	1	79	600	こたつの不始末
11	鹿児島県大島郡徳之島町	住宅	3月10日 16時00分	3	—	—	1	7	549	500	マッチ火あそび
12	北海道登別市	住宅	4月6日 23時30分	5	—	—	4	11	77	487	煙突の過熱
13	神戸市生田区海岸通り	住宅	5月14日 23時00分	2	1	66	141	43	993	10,528	電気コンロの消し忘れ
14	京都市左京区下鴨宮崎町	住宅	10月7日 3時9分	4	2	5	20	6	255	6,423	調査

附属資料 4 昭和45年主な業態別火災事例一覧(つづき)

番号	出火場所	業態	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	負傷者世帯数	火災世帯数	火災世帯員数	焼損面積㎡	損害額千円	出火原因
15	岡山市天瀬	住宅	10月16日 5時15分	—	2	21	75	4	1,472	132,370	調査
16	東京都渋谷区円山町	住宅	11月4日 3時15分	—	—	—	2	14	16	169,511	調査
17	神奈川県厚木市上依和	住宅	11月13日 4時30分	4	2	1	6	1	84	1,465	たばこの不始末
18	熊本県阿蘇郡波野村	住宅	12月15日 0時30分	3	1	1	6	1	90	3,000	炭こたつの不始末
(2) 共同住宅											
1	長崎市富士見町	共同住宅	3月16日 16時55分	—	5	70	214	67	2,856	51,833	煙突の火の粒
2	北海道札幌市北条町	寮	4月17日 5時30分	—	—	—	1	14	4,673	9,500	調査
3	東京都杉並区上井草3丁目	寄宿舎	4月15日 17時15分	—	4	11	41	9	270	56,824	電気コンロの消し忘れ
4	大阪府松原市阿保7	共同住宅	7月9日 8時58分	2	—	—	73	97	908	43,082	たばこの不始末
5	京都市下京区屋形町	共同住宅	8月10日 12時38分	—	1	92	208	10	1,476	9,613	たばこの不始末
6	北海道浜益郡浜益村	作業員宿舎	11月11日 20時10分	3	2	1	27	1	90	3,200	ストーブの使用誤り
7	青森県八戸市小中野町	共同住宅	12月21日 0時40分	—	—	—	17	59	3,213	95,729	取灰の再燃
(3) 劇場・映画館・興行場等											
1	岡山市西中山下	遊技場	1月14日 0時50分	—	1	7	44	3	1,613	56,427	湯沸かし(レンジ)
2	東京都八王子市元横山町	遊技場	2月19日 8時24分	—	—	—	—	—	27	69,776	電気ストーブの転倒
3	愛媛県松山市末町	劇場	2月15日 0時10分	1	—	—	—	—	3,228	142,799	調査

番号	出火場所	業態	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	世帯数	炎災世帯数	火災世帯数	焼損面積㎡	損害額千円	出火原因
4	東京都豊島区西池袋1丁目 百貨店・マケッ (4)ト等	遊戯場	6月17日 16時49分	—	2	4	23	3	283	57,528	調査
1	愛媛県豊橋市広小路	百貨店	2月6日 3時15分	—	3	1	9	2	2,382	356,854	ガスコンロの消し忘れ
2	群馬県渋川市中之町	百貨店	3月5日 23時24分	—	1	—	—	1	1,630	238,946	ガスコンロの消し忘れ
3	大阪府門真市下島頭	百貨店	6月16日 3時6分	—	—	9	19	1	1,397	74,451	調査
4	栃木県宇都宮市杉原町 (5)旅館・ホテル等	百貨店	9月10日 4時00分	—	9	—	—	1	13,285	1,420,205	調査
1	大阪市西成区西入船町	簡易宿泊所	1月31日 19時27分	4	1	1	161	3	309	6,484	調査
2	静岡県熱海市東海岸町	ホテル	2月3日 2時00分	—	2	2	12	1	2,451	324,000	調査
3	宮城県名取郡秋保町	旅館	4月2日 10時05分	1	—	1	15	1	1,590	58,039	調査
4	東京都足立区千住河原町	簡易宿泊所	4月22日 6時57分	—	—	61	94	2	303	19,185	こんろの火の粉
5	北海道阿寒郡阿寒町	ホテル	8月4日 0時30分	—	12	3	22	1	4,074	132,763	電気コンロ
6	兵庫県宝塚市湯本	旅館	9月6日 9時10分	—	3	—	—	1	1,321	137,633	調査
7	福島県双葉郡広野町	旅館	11月1日 2時00分	3	1	2	8	2	515	34,000	火ばちの火の再燃
8	鳥取県島根郡福部村 (6)病院・診療所等	旅館	11月23日 2時38分	—	—	—	—	2	2,480	200,000	レンジ湯沸かしの引火

番号	出火場所	業態	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	世帯数	炎災世帯数	火災世帯数	焼損面積㎡	損害額千円	出火原因
1	栃木県佐野市堀米町	精神病院	6月29日 20時07分	17	1	—	47	1	305	2,365	マッチによる放火
2	北海道札幌市 (7)社会福祉施設	精神病院	8月6日 9時30分	5	1	3	70	1	224	2,793	放火
1	山梨県北都留郡上野原町 (8)学校	老人ホーム	3月20日 9時35分	4	1	39	40	2	—	1,200	熔接機の火花
1	北海道松前郡松前町	中学校	2月20日 18時10分	—	—	1	2	4	3,661	102,290	調査
2	福島県白河市明戸町	中学校	2月21日 18時10分	—	—	1	4	2	4,702	76,262	不明
3	北海道夕張市	中学校	3月3日 4時25分	—	—	—	—	4	3,655	48,421	放火の疑い
4	岐阜県多治見市	小学校	3月18日 0時25分	—	—	8	35	13	3,561	28,527	マッチによる放火
5	新潟県村上市字本町	県立高校	5月15日 1時28分	—	3	—	—	2	2,115	77,570	調査
6	青森県北津軽郡鶴田町	中学校	6月29日 7時36分	—	—	—	—	1	2,514	63,000	調査
7	岡山県倉敷市児島田の口	高等学校	6月7日 17時10分	2	—	1	3	15	3,993	34,768	調査
8	新潟県柏崎市字安田 (9)林野	高等学校	10月24日 11時5分	—	—	—	—	6	3,597	44,052	ライターの火あそび
1	和歌山県那賀郡岩出町増谷	林野	1月11日 14時15分	—	—	—	—	—	ha 142	21,300	調査
2	香川県小豆郡池田町	林野	1月12日 13時50分	—	16	—	—	—	525	123,960	たばこの不始末

附属資料 4 昭和45年主な業態別火災事例一覧(つづき)

番号	出火場所	業態	出火日・時刻	死者数	負傷者数	火災発生数	火災発生世帯数	火災発生人数	焼損面積	損害額 千円	出火原因
3	高知県壱戸市羽根	林野	1月25日 11時40分	—	2	—	—	—	ha 130	15,000	虫焼火の消し忘れ
4	鹿児島県肝属郡佐多町	林野	1月13日 12時20分	—	—	—	—	—	200	12,862	たばこの投げ捨て
5	静岡県賀茂郡東伊豆町	林野 (ダム)	2月15日 13時00分	—	—	—	—	—	212	31,308	たばこの不始末
6	大阪府岸和田市大沢町	林野	2月20日 19時45分	—	—	—	—	—	41	99,750	調査
7	岡山県浅口郡里庄町	林野	2月18日 11時30分	—	—	—	—	—	70	10,000	たばこの消し忘れ
8	広島県豊田郡川尻町, 安浦町	林野	2月17日 12時15分	—	1	—	—	—	176	35,165	マッチの投げ捨て
9	愛媛県新居浜市阿島町	林野	2月17日 14時50分	—	2	—	—	—	220	60,000	マッチの投げ捨て
10	高知県中村市古津賀	林野	2月15日 4時30分	—	1	—	—	—	80	29,816	たき火の火の粉
11	和歌山県那賀郡岩出町	林野	3月31日 14時30分	—	5	—	—	—	341	100,000	調査
12	岡山県邑久郡邑久町, 長船町	林野	3月31日 15時27分	—	—	—	—	—	70	97,000	マッチの投げ捨て
13	広島県安佐郡可部町	林野	3月29日 13時15分	—	2	—	—	—	97	45,000	たき火の消し忘れ
14	山口県岩国市	林野	3月30日 15時	—	5	—	—	—	196	29,940	調査
15	徳島県板野郡上板町	林野	3月8日 11時30分	—	—	—	—	—	6	60,000	マッチの火あそび
16	福岡県北九州市小倉区平尾台	林野	3月24日 14時00分	—	—	—	—	—	640	35,000	たばこの投げ捨て
17	岐阜県各務原市那加桐野	林野	4月1日 11時35分	—	2	—	—	—	94	33,736	たき火の火の粉
18	大阪府北河内郡四条畷町, 大東市大字北条	林野	4月2日 12時30分	—	2	—	—	—	57	48,150	たばこの投げ捨て

附属資料 4 昭和45年主な業態別火災事例一覧(つづき)

番号	出火場所	業態	出火日・時刻	死者数	負傷者数	火災発生数	火災発生世帯数	火災発生人数	焼損面積	損害額 千円	出火原因
19	大阪府北河内郡交野町	林野	4月2日 13時20分	—	—	—	—	—	ha 120	8,000	たばこの投げ捨て
20	広島県佐伯郡廿日市町	林野	4月1日 10時40分	—	2	—	—	—	140	20,364	調査
21	北海道常呂郡置戸町	林野	5月17日 8時30分	—	—	—	—	—	195	50,000	マッチの投げ捨て
22	宮城県宮城郡宮城町	林野	5月24日 13時00分	—	—	—	—	—	75	3,000	調査
23	秋田県大館市長走	林野	5月5日 11時50分	—	—	—	—	—	63	10,000	たばこの投げ捨て
24	北海道常呂郡置戸町	林野	10月10日 7時30分	—	—	—	—	—	45	10,547	調査
1	(10) 車両 兵庫県西宮市市庭町阪神 国道	車両	6月24日 1時21分	3	—	—	—	—	1台	120	衝突
2	奈良県桜井町太田	車両	6月2日 13時20分	3	—	—	—	—	1台	218	調査
1	(11) 船舶 北海道増毛町15マイル洋 上	漁船	1月6日 5時30分	8	—	—	—	—	—	3,856	重油ストーブの油もれ
2	東京都江東区豊洲2丁目	貨物船	4月8日 10時44分	2	2	—	—	—	1隻	54,331	調査
3	兵庫県相生市相生	船舶	12月10日 4時00分	—	—	—	—	—	1隻	400,000	熔接機の過熱
4	神奈川県川崎市扇島沖	タンカー	11月28日 15時19分	4	24	—	—	—	—	—	調査
1	(12) 航空機 北海道千歳市	自衛隊機	2月3日 14時14分	—	4	—	—	—	—	450,000	調査

番号	出火場所	業態	出火日・時刻	死者数 (性別内訳)	負傷者数	世帯 被災数	世帯 被災者数	世帯 被災者数	焼心 面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
17	鹿児島市千日町	キャバレー	10月31日 1時30分	4 (男4)	9	4	16	9	3,852	59,300	調査
18	神奈川県厚木市上依和	住宅	11月13日 4時30分	4 (男2・女2)	2	1	6	1	84	1,465	たばこの不始末
19	神奈川県川崎市扇島沖	タンカー	11月28日 15時19分	4 (男4)	24	—	—	—	—	調査中	調査

附属資料 6 昭和45年建物焼損面積の大きい火災事例一覧 (建物火災)

(本表は建物火災中建物焼損面積 4,000㎡¹ (以上の火災を収録)

番号	出火場所	業態	出火日・時刻	死者数	負傷者数	世帯 被災数	世帯 被災者数	焼心 面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因	
1	茨城県水戸市泉町2丁目	店舗	12月26日 14時30分	2	18	—	—	2	13,306	1,819,070	調査
2	栃木県宇都宮市杉原町	百貨店	9月19日 4時00分	—	9	—	—	1	13,285	1,420,205	調査
3	岐阜県本巣郡穂積町	工場	2月5日 1時30分	—	3	1	—	1	12,534	1,201,000	蛍光灯
4	新潟市上大川4丁目	製飾業 作業所	11月11日 0時56分	—	33	16	70	28	6,084	335,862	調査
5	兵庫県淡路市岩屋町	工場	1月28日 9時09分	9	18	—	—	2	5,723	180,000	調査
6	岐阜県安八郡安八町	工場	5月25日 23時30分	—	2	1	—	1	5,650	743,369	調査
7	福岡県飯塚市本町	店舗	5月18日 1時30分	—	8	12	50	16	5,265	196,293	調査
8	新潟県燕市字小池	工場	2月1日 15時29分	—	9	1	2	11	5,155	127,243	引込線のスパーク
9	愛知県豊田市新渡場	工場	1月12日 6時30分	—	—	—	—	1	4,814	182,618	調査
10	福島県白河市明戸町	中学校	2月21日 1時50分	—	—	1	4	2	4,702	76,262	調査
11	静岡県駿東郡小山町	倉庫	1月1日 2時45分	—	3	—	—	1	4,698	811,129	調査
12	北海道札幌郡広島町	寮	4月17日 5時30分	—	—	1	14	1	4,673	9,500	調査
13	青森市新町2丁目	店舗	12月11日 20時55分	—	2	—	—	3	4,613	332,900	調査
14	和歌山県有田市宮原町	工場	4月5日 23時10分	—	1	—	—	2	4,160	100,000	モーターの過熱
15	北海道阿寒郡阿寒町	ホテル	8月4日 0時30分	—	12	3	22	1	4,074	132,763	電気コンロ

附属資料7 昭和21年以降

年別	出火件数							合計
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—
24	18,484	16,346	1,334	261	111	—	342	—
25	19,243	16,663	1,161	470	102	—	847	—
26	21,223	18,130	1,582	1,511			—	—
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	—
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	—
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	—
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	—
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	—
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	—
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	—
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	—
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	—
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	—
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	—
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	—
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	—
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	—
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	—
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は下記のとおりである。

の火災損害状況

損むね数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物 (㎡)	林野 (a)	死者	負傷者
—	—	—	3,533,924	—	420	1,695
—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725

- (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。
- (2) 建物の焼損程度の区分の基準を延床面積に対する焼損床面積の割合から建物の

附属資料7 昭和21年以降の

年別	区分	り災世帯数			り災者数	損		
		合計	全焼	半焼		合計	建	
							小計	
昭和21年		23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—	
22		34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—	
23		22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—	
24		25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	26,153,038	
25		20,589	16,694	3,895	—	21,812,185	21,206,878	
26		20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	21,847,986	
27		21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	37,704,725	
28		17,585	13,853	3,732	—	24,255,833	23,394,394	
29		27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667	
30		29,234	16,717	12,517	139,117	31,859,417	31,301,021	
31		31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526	
32		28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522	
33		30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296	
34		35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075	
35		34,220	14,961	19,259	156,564	24,433,611	23,410,593	
36		37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254	
37		37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597	
38		35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762	
39		35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331	
40		35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241	
41		33,764	15,152	18,612	138,864	48,865,228	43,964,947	
42		36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014	
43		34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	50,061,631	
44		39,533	(全損) 15,506	(半損) 4,502	(小損) 19,525	145,372	70,171,860	64,988,676
45		41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149

火災損害状況(つづき)

害 額 (千円)						
物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収 容 物					
—	—	—	—	—	—	—
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	—	212,164
—	—	343,607	77,845	123,847	—	60,008
—	—	152,172	227,993	—	—	—
—	—	731,901	79,564	64,708	—	32,985
—	—	655,216	83,846	104,084	—	18,293
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	—	23,282
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	—	30,803
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	—	454,958
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	—	749,906
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	—	47,776
8,211,205	12,095,810	127,555	110,263	104,990	—	153,518
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	—	233,090
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	—	749,463
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	—	725,466
14,239,854	22,241,908	1,103,613	245,215	169,223	—	1,011,958
17,307,802	29,568,529	431,906	299,905	181,801	—	5,118,698
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	—	2,393,361
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	—	3,966,961
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	—	888,520
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	—	737,883
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638

評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。

(3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

附属資料7 昭和21年以降の

年別	区分 総出火件 数指数	出火率 (指数)	死者指数	負傷者 指数	損害額 指数	火災件数構		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	(100)	100	100	100	—	—	—
22	130	1.9 (126)	115	159	326	—	—	—
23	118	2.4 (116)	97	121	400	—	—	—
24	128	2.2 (126)	101	256	819	88.4	7.3	1.4
25	133	2.4 (121)	100	252	654	86.6	6.1	2.4
26	147	2.3 (132)	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	2.5 (142)	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	2.6 (163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.1 (174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.3 (179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.4 (195)	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.7 (200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.8 (205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	3.9 (211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.0 (247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	4.7 (263)	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1
37	343	5.0 (274)	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2 (274)	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2
39	339	5.2 (263)	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4
40	375	5.0 (289)	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	5.5 (253)	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	4.8 (289)	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9
43	371	5.5 (279)	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1
44	393	5.3 (289)	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	5.5 (326)	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5

火災損害状況(つづき)

成比(100%)			火災損害額構成比(100%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6	2.3	—	96.9	0.7	0.2	1.4	0.8	—
0.5	4.4	—	97.2	1.6	0.3	0.6	0.3	—
7.1	—	—	98.3	0.7	—	1.0	—	—
0.7	5.0	—	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	—
0.7	4.9	—	96.4	2.7	0.4	0.4	0.1	—
0.6	6.5	—	98.4	1.2	0.2	0.1	0.1	—
0.6	7.0	—	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	—
0.8	7.8	—	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	—
0.8	8.6	—	89.6	6.5	0.3	0.8	2.8	—
0.7	8.8	—	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	—
0.9	9.2	—	97.6	0.6	0.5	0.5	0.8	—
0.8	11.0	—	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	—
0.8	13.1	—	83.9	13.5	0.4	0.4	1.8	—
0.7	13.6	—	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	—
0.7	13.9	—	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	—
0.7	12.9	—	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	—
0.6	13.8	—	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	—
0.7	13.5	—	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	—
0.6	14.5	—	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	—
0.5	15.9	—	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	—
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1

附属資料 8 昭和 21 年 以

番号	出火場所	出火年月日および時刻	死者	負傷者数	災り世帯数	災り人員数	焼損むね数
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
3	飯田川市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	那珂湊市	22年4月25日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	山熱海	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時頃	—	225	513	1,583	376
18	山形県取市	26年12月16日22時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取	27年4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	新潟市	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分頃	—	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	新潟市(川崎航空KK)(工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68

(注) ここで大火とは、建物の焼損面積が33,000㎡(10,000坪)以上の火災である。

降の大火記録(全火災)

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135,231	16,541	煙突の煙の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33,500	20,000	煙突の煙の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	煙突の煙の過熱	曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の煙の過熱	晴	SW	4.0	15.0	不明
481,985	1,500,000	煙突の火の過熱	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の過熱	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の火の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の火の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	不薄	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこの吸殻	曇	SE	15.0	20.0	55
85,000	801,870	ストーブ残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	取灰の不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	ばこの吸殻	曇	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機械の残火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	9,314,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
155,051	6,987,069	ばこの吸殻	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	ばこの吸殻	曇	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	ばこの吸殻	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72,498	建物5,088,259	たばこの吸殻	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野32ha	林野143,000	たばこの吸殻	曇	SE	8.7	12.2	87
156,984	4,022,041	たばこの吸殻	曇	SSW	9.3	17.0	53
175,966	1,590,140	たばこの吸殻	曇	SW	7.4	—	82
36,274	360,000	たばこの吸殻	曇	—	—	—	—
建物66,314	建物1,000,000	セリんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物600ha	林野980	セリんこんろの不始末	曇	—	—	—	—
建物53,047	建物2,155,350	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
林野40,366ha	林野3,784,596	かまど	晴	—	—	—	—
51,752	774,317	放たば	晴	SW	41.2	—	60
44,664	2,221,191	放たば	晴	W	5.5	—	72
64,698	3,975,200	放たば	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	放たば	晴	W	5.2	—	60
34,116	300,000	不明	晴	NE	1	—	96
37,453	2,069,455	たばこの吸殻	晴	WSW	22	—	40
53,537	1,565,605	たばこの吸殻	曇	N	22	25	53
37,790	1,203,268	たばこの吸殻	曇	WSW	5.7	—	52
33,846	2,321,732	たばこの吸殻	晴	S	8.0	—	44

附属資料9 主要諸外国の最近5ヶ年の傾向

(1) 人口100万人当たりの火災件数

国名	1965	1966	1967	1968	1969	1969年度の 日本との比較	備考
日本	540件(100)	480件(89)	480件(89)	540件(100)	550件(102)	(100)	1970年 616件 (114)
アメリカ	12,110件(100)	12,230件(101)	12,010件(99)	11,770件(97)	11,940件(99)	(2,170)	
イギリス	3,260件(100)	2,610件(80)	3,500件(107)	3,830件(107)	4,580件(140)	(882)	
イタリア	—	770件(100)	900件(117)	—	890件(116)	(161)	
オーストラリア	5,750件(100)	6,680件(116)	6,640件(115)	7,090件(123)	7,100件(123)	(1,290)	
オーストリア	1,650件(100)	1,780件(108)	1,890件(115)	1,190件(72)	1,260件(76)	(229)	
オランダ	1,130件(100)	1,110件(98)	1,240件(110)	1,260件(112)	1,380件(122)	(250)	
カナダ	3,470件(100)	3,420件(99)	3,140件(90)	3,070件(88)	3,070件(88)	(558)	
スイス	860件(100)	1,020件(119)	960件(112)	1,220件(142)	—	—	
スウェーデン	3,890件(100)	2,570件(66)	2,540件(65)	2,530件(65)	2,510件(65)	(456)	
デンマーク	1,790件(100)	1,820件(102)	1,970件(110)	1,940件(108)	2,650件(148)	(481)	
ニュージーランド	5,010件(100)	5,250件(105)	5,170件(103)	—	5,640件(113)	(1,025)	
ノルウェー	2,670件(100)	2,510件(94)	2,370件(89)	2,630件(99)	2,610件(98)	(474)	
フィンランド	3,690件(100)	5,050件(137)	2,390件(65)	2,350件(64)	2,530件(69)	(460)	
フランス	1,120件(100)	890件(79)	—	—	1,240件(111)	(225)	
ベルギー	950件(100)	930件(98)	1,150件(121)	1,250件(132)	1,200件(126)	(218)	

注()内の数字は、1965年を100とした指数である。

附属資料9 主要諸外国の最近5ヶ年の傾向

(2) 人口100万人当たりの死者数

国名	1965	1966	1967	1968	1969	1969年度の 日本との比較	備考
日本	9.6人(100)	11.1人(116)	11.1人(116)	11.0人(115)	13.1人(136)	(100)	1970年 15.4人 (160)
アメリカ	62.4人(100)	61.7人(99)	61.2人(98)	60.7人(97)	60.0人(96)	(458)	
イギリス	16.9人(100)	17.5人(104)	14.9人(88)	17.7人(105)	16.5人(98)	(125)	
オーストラリア	17.7人(100)	21.4人(121)	19.1人(108)	16.8人(95)	16.1人(91)	(122)	
オーストリア	7.7人(100)	—	10.9人(142)	7.7人(100)	11.9人(155)	(90)	
オランダ	4.5人(100)	4.1人(91)	5.0人(111)	3.3人(73)	5.7人(127)	(43)	
カナダ	30.0人(100)	28.7人(96)	32.9人(110)	31.2人(104)	29.7人(99)	(226)	
スイス	3.1人(100)	4.1人(132)	3.5人(113)	—	—	—	
スウェーデン	20.4人(100)	17.6人(86)	16.7人(82)	16.4人(80)	13.8人(68)	(105)	
デンマーク	6.8人(100)	10.8人(159)	12.1人(178)	12.0人(178)	15.8人(232)	(120)	
ニュージーランド	10.6人(100)	12.5人(118)	11.0人(104)	7.6人(72)	11.8人(111)	(90)	
ノルウェー	14.9人(100)	10.8人(72)	19.0人(128)	17.3人(116)	22.2人(149)	(169)	
フィンランド	14.3人(100)	25.0人(175)	15.4人(108)	21.3人(149)	23.4人(164)	(178)	
フランス	4.7人(100)	3.3人(70)	—	—	4.3人(91)	(32)	
ベルギー	8.3人(100)	8.6人(104)	38.9人(469)	9.3人(112)	7.8人(94)	(59)	

注()内の数字は、1965年を100とした指数である。

附属資料10 昭和45年中の風水害

区分 都道府県	人的被害				住家被害			
	死者	行方不明者	負傷		全壊	半壊	棟	人
			重傷	軽傷				
北海道	12		14	109	55	230	145	711
青森	4	1	4	10	8	29	28	133
岩手	4			4	11	67	29	142
宮城	1		1	1	4	15	40	200
秋田			2	3	19	86	51	243
山形	1			2	1	5	4	18
福島	14	2	7	12	68	264	115	519
茨城			1	3	6	28	9	36
栃木			3	13	5	23	62	334
群馬	1		1	2	7	34	30	132
千代田	3						3	26
東京都	20	2	24	26	178	718	305	1,374
奈良			2	2			1	5
和歌山	5		7	4	20	34	37	94
三重	9		10	19	17	112	12	60
富山	3		5	19	1	6	10	43
石川			2	2	5	22	2	5
福井								
山梨					3	9	3	28
長野	1		1	2	7	25	41	174
岐阜	5		2	9	6	28	7	29
静岡	3		1	11	6	22	11	49
愛知	4		1	3	3	10	12	55
三重	2		4	3	3	12	11	42
滋賀		1	1					
京都				31	3	8		
大阪				7	9	35	72	318
兵庫					2	8	1	3
奈良					1	3	5	15
和歌山	1		1		4	14	8	28
鳥取	2		3	21	62	220	191	541
岡山	13	1	15	52	191	586	862	3,066
広島			2	8	31	106	59	179
徳島	9		4	20	72	213	290	1,126
香川			6	12	4	12	8	25
愛媛	2		34	134	225	757	894	3,323
高松	12	1	61	430	1,135	3,377	17,627	55,163
福岡	2		10	105	51	189	968	4,353
佐賀	1		2	42	24	104	172	882
長門	6	1	10	88	173	637	678	3,016
熊野	5		4	76	140	476	721	2,910
大宮	5		1	3	7	32	18	57
鹿児島	1		5	18	2	8	4	13
鹿	3		29	92	1,094	3,071	2,107	6,693
合計	154	9	278	1,401	3,663	11,635	25,653	86,103

等による都道府県別被害状況

害	住家被害					
	一部破損	床上浸水		床下浸水		り災世帯
棟	棟	棟	棟	棟	棟	世帯
人	人	人	人	人	人	
4,167	19,058	2,795	12,163	11,592	48,959	3,437
129	588	170	798	1,104	4,728	206
384	1,648	1	2	76	472	46
143		73	295	1,797		126
312	1,402	49	196	681	2,728	119
56	283	52	266	641	2,953	57
835	3,135	209	841	2,195	8,895	398
		163	642	668	2,596	182
226	922	8	32	725	3,405	99
64	270	124	458	2,918	9,609	161
8	30	5	30	585	1,894	9
1,541	6,521	2,815	11,187	10,603	40,348	3,239
6	10	221	663	4,496	13,488	222
76	250	808	2,289	7,310	24,436	782
195	501	1,063	4,667	10,723	46,519	1,162
5	16	123	524	751	3,023	134
3	14	176	758	2,385	10,614	184
		1	6	126	456	1
5	20	25	98	194	689	31
104	521	171	978	3,332	15,591	219
9	39	189	713	2,317	9,127	205
19	74	598	2,532	3,277	12,724	614
10	49	4,632	19,482	42,902	165,306	4,971
8	25	583	2,449	8,505	31,684	650
1	3	19	73	532	1,994	19
16	80	99	373	1,408	5,093	95
107	511	506	1,988	9,296	39,707	589
		16	77	771	2,191	25
40	159	15	58	609	2,299	19
23	67	5	17	184	634	17
611	1,955	272	882	1,256	4,001	544
14,213	54,446	1,518	2,711	11,110	37,288	2,599
4,349	14,460	87	236	998	3,292	167
1,305	4,381	1,133	4,453	14,525	55,725	1,498
8	28	8	40	633	2,474	20
149,190	520,021	580	2,110	8,660	30,441	1,700
72,113	246,416	5,376	17,932	12,907	42,051	24,527
58,675	252,906	44	157	1,064	4,425	1,076
16,237	69,972	379	1,681	2,410	9,606	581
14,281	58,735	246	1,046	964	4,087	1,286
13,146	47,367	277	1,084	1,304	4,905	1,146
258	1,075	41	152	830	3,098	66
27	99	29	109	1,296	6,157	38
6,639	24,338	266	778	2,798	8,079	3,345
359,544	1,332,365	25,970	98,026	193,458	727,791	56,611

附属資料10 昭和45年中の風水害

区分	非 住 家			そ			
	り 災 者	公共建物	そ の 他	田		畑	
				流 失 ・ 没 冠 水	流 失 ・ 没 冠 水	流 失 ・ 没 冠 水	流 失 ・ 没 冠 水
都道府県	人	棟	棟	ha	ha	ha	ha
北海道	13,104		2,907				
青森	960		180				
岩手	211	7	230	18		40	
宮城	510		159	1	43		
秋田	525	13	139	38	1,533	15	
山形	289		49				
福島	1,624	131	1,069		179	17	219
茨城	706		2	1			1,481
栃木	389	25	345				
群馬	624	16	166	18	5	4	237
埼玉	56	1	2				
千葉	13,279	20	2,152	2,162	18,662	279	11,464
東京都	668	1	40				
神奈川県	2,417	1	2		304		45
新潟	4,839	58	1,668	68	2,318	1	439
富山	573	7	236	5	545		
石川	785	1	147	10	614	2	82
福井	6		3				
長野	135		7		375		314
岐阜	1,177		71	72	2,642		
静岡県	770		38	38		2	
愛知県	2,603	102	43	10	1,426	3	51
三重	19,547		2	34	8,936	203	710
滋賀	2,503	1	365	163	5,681	15	195
京都	73		12	7			
大阪	381	1	5	7	2,934	530	677
兵庫県	2,341	1	62		19,320		2,845
奈良	88	12	4	2	793		
和歌山	76	24	45	4	449		7
鳥取	59		30	81	202		63
岡山	1,643		2,225		38		
広島	6,363	60	508	38			
徳島	521		289				
香川県	5,792	114	900	59	6,782	59	5,009
愛媛	77		55		206		
高松	6,190	1,355	18,842	73	2,757	33	872
福岡	76,472	1,008	31,866				
佐賀	4,699	811	17,216	560	2,619	8	19
長崎	2,607	52	6,010	30	4		
熊本	4,699	1,113	8,198	72			
大分	4,470	343	7,872	105	1,776	7	1,297
宮崎	241	11	221	39	34	13	1
鹿児島	130	6	57	22	1,667	14	290
沖縄	10,542	107	4,661	17		13	
合 計	195,764	5,402	109,062	3,754	82,844	1,258	26,317

等による都道府県別被害状況(つづき)

学 校	の							他	
	病 院	道 路	橋りょう	河 川	港 湾	砂 防	水 道	防 水	道 道
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
660			463	168	1,761	21		3	181
18			35	5	25	7		1	
97			117	10	101	5			3
67			29	1	62	17			
99			238	22	537	13		27	6
			2						
22			228	8	193	14		5	4
			150	18	334			5	
8			14	7	2			12	
84	10	1,683	132	1,204			11		32
		85							5
		5	1	4					
10		410	35	578		11		23	
		92	5	109				11	
10		274	15	286		33		8	
8		98	1	89		22		49	
		305	10	22				45	
8		1,283	58	911				42	9
23	1	1,539	22	891				240	8
2		162	12	64					1
16		293	9	123				40	5
5		713	13	675		3		42	
		114	6	464				41	
3		716	15	684		3		25	9
41		735	114	1,827		5		328	11
5		558	6	331		3		12	1
64	1	130	31	169				93	4
7		1,164	19	648		2		19	
		1,439	40	1,295		12		453	
190		1,892	46	1,777		331		473	1
178		1,399	6	648		82		61	2
355	4	1,685	86	495		9		88	91
		80	1	77					
502	197	1,032	30	845		133		203	26
465	223	1,067	71	946		53		83	17
408	15	275	5	375		3		3	24
315	15	535	14	717		1			
169	8	471	30	293		126		2	2
802	9	522	10	217		113		25	13
147	5	942	7	438		9		113	10
63	2	878	11	387		13		9	9
130	14	704	6	768		45		12	53
4,981	504	24,583	1,106	21,372		1,089		2,607	527

附属資料10 昭和45年中の風水害

区分	その他					被 害 総 額
	清掃施設	山 崖 くずれ	鉄道不通	船舶被害	通信被害	
都道府県	カ所	カ所	カ所	隻	回線	千円
北海道				1,886		21,164,192
青森			28	111	2	2,507,658
岩手						3,613,925
宮城			3	47	1,391	4,292,031
秋田		1		6	1	3,489,387
山形						1,437,296
福島		49	5	3		3,599,181
茨城						1,972,046
栃木						329,295
群馬					13	230,212
千代田		1				1,300
東京都	5	11,605	207		2,156	24,617,065
神奈川県		445	5			29,852
新潟県		3				52,000
富山県		9	1	41		24,602,354
石川県					230	1,751,682
福井県			1			3,595,026
山梨県						2,035,320
長野県			4		300	1,618,539
岐阜県	1	129	3		5,042	14,345,286
静岡県		163				2,500,977
愛知県		29	3		5,244	1,074,709
三重県						2,496,846
滋賀県		1	3			4,310,062
京都府						2,171,182
大阪府		163	2			2,085,034
兵庫県						9,378,160
奈良県		1			3,327	1,146,278
和歌山県		1	106		1,046	2,937,031
徳島県		12	2			6,268,688
香川県						7,245,713
愛媛県		43	6	458	13,940	21,061,372
高知県	25			595		4,946,532
福岡県	6	544	9	17	1,995	9,365,715
佐賀県		30	1		4	4,361,117
熊本県	13	818	5	1,058	11,153	43,541,367
大分県				2,022		75,018,705
鹿児島県	13	108	10	42	16,303	13,507,790
沖縄県				32		5,900,361
計	82	14,860	446	6,709	75,344	378,455,998

等による都道府県別被害状況(つづき)

額	災害対策本部設置		災害救助 法の適用 市町村	消防機関の出動	
	うち公共施設	都道府県		市町村	職 員
千円		回	団体	(延)人	(延)人
17,924,362			15		13,459
857,491					
1,938,325			4	47	645
458,752			2		4,658
3,079,429	1		1	2	400
1,429,380				45	490
1,596,195			2		16,346
1,795,975			1	153	627
				38	692
107,525					376
17,600,981	2		32	500	1,100
29,852			1	1,057	30,862
			1		
23,551,241			26	11	100
1,632,273			5	1,014	13,146
2,947,117				161	837
1,812,520				113	869
1,512,403			2	95	169
4,527,109			7	142	1,123
2,046,788	2		3	381	19,054
980,450	1		38	500	3,000
570,953				339	4,971
2,285,774	3		68	4	
1,665,717	1		23	1	13
1,654,752			13		318
				693	1,483
6,245,730			6		2,042
				1,579	21,509
980,432				105	800
976,011			13	103	1,171
1,788,853	3		10		680
3,010,454	2		52		570
6,085,851	1		18	3	1,736
3,602,374	1		39		215
4,600,365	1		34	2	446
632,872					331
12,748,505	1		52		598
13,412,492	1		39	26	981
2,310,944	1		31		2,097
962,782	1		46	1	131
2,065,348	1		54	4	401
1,744,385	1		70	2	492
1,271,717			64		448
2,088,857			12		263
2,638,676	2		115	14	253
					4,300
159,172,012	26		899	71	16,371
					275,030

附属資料11. 主な風水害別被害状況(昭和

(1) 昭和45年台風第2号

都道府県	区分	人的被害				住家被害					
		死者	行方不明者	負傷者		全壊		半壊		一部破損	
				重傷	軽傷	棟	人	棟	人	棟	人
東京都	京					1	2			1	4
神奈川県	川							2	6	2	8
静岡県	岡										
三重県	重	1		1		1	3	1	1	4	10
滋賀県	賀		1	1						1	3
京都府	都										
兵庫県	庫					1	5	1	6	4	54
和歌山県	山					2	8	1	3		
広島県	島					2	5			13	82
徳島県	島							2	6		
香川県	川										
愛媛県	媛					1	5			214	823
長崎県	崎	3	1								
宮崎県	崎					1	4	1	2	3	9
鹿児島県	島					6	11	21	54	29	96
計		4	2	2	4	15	43	30	78	271	1,089

- (注) 1. り災世帯, り災者とは, 全壊, 半壊および床上浸水被害の世帯, 人員を
 2. 被害総額とは, 当該都道府県下における都道府県, 市町村管理下の公共
 3. 災对本部の設置の都道府県分については, 設置した場合, 1 (数字) で

45年下半期および昭和46年上半期)

住家被害						被害総額 百万円	災对本部の設置		消防機関の出動	
床上浸水	床下浸水		り災世帯	り災者			都道府県	市町村	職員	団員
棟	人	棟	人	世帯	人		団体	団体	(延)人	(延)人
1	3	1	3	1	3	13				
		1	1	1	2	4			1	51
		20	71	2	6	38	1	31	148	1,654
8	27	333	1,184	10	31	1,453	1	59		514
						272	1	22	188	651
						222				
15	48	158	796	19	59	714			225	68
10	36	567	1,518	13	47	729			105	800
3	18	422	861	6	23	894		3	481	661
		10	42	2	6	133				163
						145				
		113	420	1	5	1,002		2	48	477
										70
20	75	1,107	5,344	25	81	464		6	132	257
		43	92	26	65	495		19	33	72
57	207	2,775	10,332	106	328	6,631	3	142	1,361	5,438

いう。
 施設被害と, 民間の農林水産商工等の被害を合計したものをいう。
 表示する。

附属資料11 主な風水害別被害状況(昭和

(3) 昭和46年7月の前線による集中豪雨(九州地方および兵庫県)

区 分		福 岡	佐 賀	長 崎
人的被害	死者	2		3
	行方不明者			
	負傷者			2
住家被害	全壊	12		33
	半壊	30		115
	一部破損	10		71
	床上浸水	31		301
	床上浸水	73	1	255
	床上浸水	296	5	1,089
	床上浸水	879		1,996
	床上浸水	3,439		7,465
	床上浸水	3,782	41	5,386
	床上浸水	14,967	140	20,086
被災世帯	963		2,096	
被災者	3,500		7,881	
被害総額	百万円	3,170	1,009	7,943
災対本部設置	都道府県	1		1
	市町村	11		12
消防機関の出動	職員	1,808		421
	団員	5,286	100	3,156

注 (九州地方 7月21日~26日)
(兵庫県 7月17日~18日)

45年下半期および昭和46年上半期(つづき)

熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	合 計	兵 庫
9	1	1	11	27	22
			1	1	
7		1	3	13	33
13	1		9	39	67
69	1		104	219	15
245	1		373	764	55
121	2		190	394	52
532	5		705	1,574	197
364	8	1	95	797	
1,375	38	5	358	3,166	
2,317	1	4	3,663	8,860	864
8,336	5	9	11,433	30,687	3,531
16,902	351	184	8,677	35,323	6,901
64,914	1,349	540	26,868	128,864	27,419
2,565	4	4	3,930	9,562	931
9,113	11	9	12,511	33,025	3,783
13,607	984	91	8,556	35,360	2,431
1			1	4	1
49	2		11	85	2
460	104	6	165	2,958	68
22,850	506	40	1,871	33,809	900

附属資料12 昭和21年以降の風水害の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害			住家被害			
			死者	行方不明	負傷者	全壊 (含流失, 全焼)	半壊 (含半焼)	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11 ~12	水害	121	126	317	391	872	246	2,026
2	" 9. 16 ~17	アイオン台風	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6. 18 ~22	デラ台風	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	" 8. 13 ~18	ジュデイス台風	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	" 8. 31 ~9. 1	キティ台風	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1. 10 ~14	風害	11	109	—	43	56	—	—
7	" 5. 19 ~21	風水害	1	58	2	6	1	—	25
8	" 6. 9	山崩れ	50	—	23	5	—	—	—
9	" 6. 9 ~14	水害・山崩れ	1	58	2	6	1	25	—
10	" 8. 3 ~6	風水害・山崩れ	40	59	764	286	90	10,958	21,335
11	" 9. 3 ~4	ジェーン台風	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
12	" 9. 13 ~15	キジア台風	51	12	303	1,417	5,786	31,927	125,800
13	26. 7. 7 ~17	水害	162	144	358	630	727	13,532	89,766
14	" 10. 13 ~15	ルース台風	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
15	27. 6. 22 ~24	ダイナ台風	65	70	28	73	89	4,020	35,692
16	" 7. 10 ~12	水害	67	73	101	356	238	20,733	21,456
17	28. 6. 4 ~8	台風2号	37	17	56	147	135	1,810	31,830
18	" 6. 23 ~30	水害	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
19	" 7. 16 ~25	"	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
20	" 8. 11 ~15	"	290	140	994	893	765	6,222	18,894
21	" 9. 22 ~26	台風13号	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575

附属資料12 昭和 21 年 以 降

番 号	被害発生 年月日	災 害 種 目	人 的 被 害			住 家 被 害			
			死者	行方 不明	負傷者	全 壊 (含流失、 全焼)	半 壊 (含半焼)	床上浸水	床下浸水
22	29. 5. 8 ~12	風 害	172	598	59	606	1,471	—	23
23	" 8. 17 ~20	台 風 5 号	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	" 9. 10 ~14	台 風 12 号	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	" 9. 16 ~19	台 風 14 号	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	" 9. 24 ~27	台 風 15 号 (洞爺丸台風)	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2. 19 ~20	風 害	16	104	18	42	100	77	219
28	" 4. 14 ~18	水 害・山崩れ	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	" 5. 11	霧 害 (紫雲丸事件)	166	—	—	—	—	—	—
30	" 9. 29 ~10. 1	台 風 22 号	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4. 17 ~18	風 水 害	47	53	—	2	10	1,087	1,320
32	" 7. 14 ~17	水 害	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	" 10. 30 ~31	水 害・山崩れ	23	47	22	82	51	671	4,702
34	32. 6. 27 ~28	台 風 5 号	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	" 7. 25 ~28	諫 早 水 害	856	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1. 26 ~27	風 害・浪 害 (南海丸事件)	174	38	8	—	—	6	—
37	" 9. 18 ~19	台 風 21 号	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	" 9. 26 ~28	台 風 22 号 (狩野川台風)	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	34. 7. 13 ~15	水 害・山崩れ	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	" 8. 12 ~14	台 風 7 号	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
41	" 8. 22 ~28	水 害・山崩れ	61	6	715	344	806	13,269	35,883
42	" 9. 15 ~18	台 風 14 号	40	53	426	1,443	1,858	5,174	13,413

の 風 水 害 の 記 録(つづき)

番 号	被害発生 年月日	災 害 種 目	人 的 被 害			住 家 被 害			
			死者	行方 不明	負傷者	全 壊 (含流失、 全焼)	半 壊 (含半焼)	床上浸水	床下浸水
43	34. 9. 26 ~27	台 風 15 号 (伊勢湾台風)	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
44	" 10. 16 ~69	台 風 18 号	46	8	18	291	786	63	749
45	35. 5. 24	チリ地震津波	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
46	" 8. 24	台 風 16 号	49	6	126	216	290	7,714	33,145
47	" 9. 19	炭 鉱 落 盤	67	—	—	—	—	—	—
48	36. 6. 24 ~7. 5	水 害・山崩れ	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
49	" 9. 15 ~16	台 風 18 号 (第二室戸台風)	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
50	" 10. 25 ~28	水 害・崖くずれ	78	31	86	234	444	10,435	50,313
51	37. 7. 1 ~8	水 害・山崩れ	110	17	114	263	285	16,108	92,448
52	38. 1.	雪 害	228	3	356	753	982	640	6,388
53	39. 7. 17 ~20	水 害・山崩れ	114	18	221	669	—	9,360	48,616
54	" 9. 24 ~26	台 風 20 号	47	4	664	4,235	11,099	11,487	45,267
55	40. 9. 10 ~18	台風23・24・25号	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
56	41. 6. 27 ~29	台 風 4 号	63	7	96	116	138	26,670	107,449
57	" 9. 23 ~25	台 風 24・26号	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
58	42. 7. 8 ~9	水 害・崖くずれ	102	16	152	163	169	17,213	103,731
59	" 8. 26 ~29	水 害・崖くずれ	83	55	155	449	408	26,641	39,542
60	43. 8. 17	水 害・崖くずれ (飛騨川バス転落)	106	13	29	64	79	2,061	13,460
61	44. 6. 24 ~7. 11	水 害	84	5	743	367	612	12,860	105,888

(注) 死者および行方不明者の合計が50名以上のもの

附属資料13 都道府県別市

都道府県	消防本部				消防署	出張所	消防職員
	計	市	町	組合			
北海道	73	29	42	2	66	182	4,041
青森	15	7	4	4	18	34	964
岩手	13	12	1		13	5	490
宮城	12	6	3	3	15	21	854
秋田	14	8	4	2	15	20	646
山形	15	13	2		15	16	689
福島	10	10			14	9	678
茨城	20	16	2	2	20	15	1,005
栃木	14	11	3		14	15	751
群馬	12	11	1		12	9	800
埼玉	41	27	12	2	37	21	1,911
千代田	24	19	3	2	31	54	2,004
東京	9	1	5	3	72	191	12,815
神奈川	22	14	8		36	100	4,206
新潟	36	19	14	3	33	21	1,280
富山	23	9	13	1	29	17	750
石川	10	7	3		12	17	498
福井	15	6	7	2	13	23	495
山梨	4	4			5	3	195
長野	21	16	5		23	13	729
岐阜	19	11	3	5	24	19	891
静岡	23	17	3	3	24	50	1,697
愛知	29	23	4	2	42	65	3,326
三重	18	12	6		16	11	800
滋賀	9	5	2	2	13	10	363
京都	12	7	5		19	29	1,663
大阪	25	19	2	4	53	112	5,650
兵庫	21	21			37	43	2,728
奈良	9	8	1		10	6	370
和歌山	9	7	2		12	5	477
鳥取	4	4			4	1	202
島根	9	8	1		9	5	321
岡山	10	9	1		15	7	693
広島	18	11	4	3	22	24	1,323
山形	15	13	2		15	8	737
徳島	6	4	1	1	7	8	268
香川	9	5	3	1	9	3	487
愛媛	11	11			11	5	515
高松	11	9	1	1	12	2	383
福岡	21	11	3	7	27	46	2,174
佐賀	10	7	2	1	10	3	391
長門	7	5	1	1	7	17	640
熊本	11	11			12	14	755
大分	14	11	3		11	9	513
宮崎	9	8	1		9	9	456
鹿児島	14	13		1	14	11	606
合計	756	515	183	58	937	1,308	64,230

町村消防組織一覽

昭和45年4月1日現在

消防団	分団	常備部				消防団員数	全国市町村			
		計	市	町	村		計	市	町	村
248	1,083	1		1		35,390	215	29	157	29
68	724	4		4		26,702	67	8	33	26
63	555	7		7		30,717	63	12	32	19
77	506	4		4		27,524	74	8	63	3
70	734	15		14	1	26,722	72	8	45	19
44	533					38,489	44	13	27	4
103	704	10		10		45,929	90	10	50	30
92	1,393	1			1	38,727	92	16	45	31
49	373	1		1		19,819	49	11	31	7
70	512	4		4		15,704	70	11	28	31
92	732					21,268	93	27	39	27
91	1,138	1		1		40,952	91	21	61	9
96	658					27,146	41	17	15	9
58	570	1		1		20,497	38	14	23	1
114	1,075	1		1		67,192	114	20	52	42
41	297	2		2		10,055	35	9	18	8
44	233	4		3	1	6,016	42	7	28	7
37	263	2		2		6,275	37	7	23	7
64	218					22,923	64	7	35	22
126	1,028	3		3		56,388	126	17	37	71
136	623					26,442	100	13	52	35
76	716					30,125	76	18	51	7
267	822					31,032	88	23	50	15
70	507	1		1		15,837	70	12	45	13
50	188	1		1		9,340	50	6	37	7
71	351	1		1		25,012	44	7	36	1
41	421	1		1		11,349	45	28	15	2
122	2,262					68,740	94	21	73	
47	402					12,749	47	8	16	23
50	325	2		2		13,981	50	7	36	7
41	303					8,491	39	4	31	4
59	417	1		1		17,288	59	8	41	10
96	437	1		1		39,596	93	9	68	16
108	822	2		2		34,394	107	11	88	8
56	537					17,496	56	13	34	9
48	563					16,130	50	4	38	8
43	268					8,621	43	5	38	
72	531					25,798	72	11	46	15
55	311					9,121	55	9	24	22
108	746					32,526	99	16	75	8
49	186					29,585	49	7	35	7
82	967					29,586	80	8	66	6
103	934					48,311	100	11	60	29
63	671					24,388	58	11	36	11
44	115					21,808	44	8	25	11
95	728					18,658	96	14	69	13
3,699	28,482	71		68	3	1,210,839	3,280	564	2,027	689

附属資料14 空港、その周辺市町村相互の業務協定状況一覧

種別	空港名				業務協定 空港とその周辺市町村の業務協定の有無
	東大	京阪	国国	際際	
第一種					○
第二種	稚釧函仙新名八広高松高小大熊大宮鹿	古		内路館台潟屋尾島松山知倉村本分崎島	○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
第三種	旭利帯中紋女青花秋山大三八佐富福松南鳥隠出岡宇福彦種屋庵沖喜徳	標満	宅丈	川尻広津別別森卷田形島島渡山井本浜取岐雲山部江岐島島美部島島	○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
第三種	紀	白			○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
第三種	永	子久	良		○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○

(注) ○印は、業務協定を締結したものを示す。

附属資料25 石油コンビナート地帯の状況

(昭和46年8月現在)

都道府県	石油コンビナート地帯数	都道府県防災部の設置	都道府県間の協定の締結	市町村間の協定の締結地帯数	海上保安官署との協定の締結地帯数	官業務の締結	企業間の相互協定の締結地帯数
北海道	3	○		3		2	3
青森	1	○	○	1		1	1
岩手	1	○	○	1		1	1
宮城	2	○	○	2		2	
秋田	1	○		1		1	1
山形	1			1		1	1
福島	1	○		1		1	3
茨城	1	○		1		1	3
栃木	1	○		1		1	3
群馬	1	○		1		1	3
東京都	2		○	1		2	1
神奈川県	2			2			1
新潟県	1			1			1
富山県	1			1			1
石川県	1			1			1
福井県	1			1			1
岐阜県	1			1			1
静岡県	1		○	1		1	1
愛知県	1			1		1	1
三重県	1			1		1	1
滋賀県	1			1		1	1
京都府	1		○	1		1	1
大阪府	1		○	1		1	1
兵庫県	1			1		1	1
徳島県	1			1		1	1
香川県	1			1		1	1
愛媛県	4		○	4		2	2
高知県	3			2		3	
福岡県	1			1		1	
佐賀県	1			1		1	
長門県	1			1		1	1
熊本県	1			1		1	1
大分県	1			1		1	1
宮崎県	1			1		1	1
鹿児島県	1			1		1	1
沖縄県	1			1		1	1
合計	50	12	4	47		41	30

(注) ○印は部会の設置、または都道府県間の応援協定の締結を示す。

附属資料15 石油コンビナート地帯の防災に

区分	都道府県間	市町村間
石油コンビナート地帯名		
(北海道)上磯町		函館市, 木古内町, 大野町, 七飯町, 危田町
〃 室蘭市		登別市, 苫小牧市, 伊達町
〃 苫小牧市		室蘭市, 千歳町, 白老町, 鴻川町, 厚真町, 追分町, 早来町, 穂別町
(青森県)八戸市	東北六県及び新潟県	八戸市, 百石町, 下田町, 五戸町, 名川町, 階上村, 南郷村, 福地村
(宮城県)仙塩石油コンビナート地帯	東北六県及び新潟県	仙台市一名取町, 秋保町, 利府町, 多賀城町, 泉町, 七ヶ浜町, 宮城町
(秋田県)秋田湾地区〃	東北六県及び新潟県	男鹿市
〃 男鹿地区 〃	〃	秋田市
(福島県)小名浜地区〃	東北六県及び新潟県	広野町, 北茨城市, 檜葉町, 川内村, 滝根町, 平田村
〃 勿来地区 〃	〃	鮫川村, 小野町
(茨城県)鹿島臨海工業地帯		鹿島南部地区消防事務組合—銚子市 鹿島町—神橋町 波崎町—神橋町
(千葉県)千葉県石油コンビナート地帯		千葉県下全市町村 東京消防庁, 川崎市, 横浜市, 千葉市
(東京都)江東区		川崎市, 横浜市, 千葉市, 市原市
(神奈川県)横浜市鶴見・神奈川石油コンビナート地域		
〃 横浜市磯子・中石油コンビナート地域		横浜市, 川崎市, 横須賀市, 平塚市, 鎌倉市, 藤沢市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 逗子市, 相模原市, 三浦市, 秦野市, 厚木市, 大和市, 伊勢原市, 葉山町, 海老名町, 座間町, 大磯町, 松田町, 箱根町, 湯河原町
〃 川崎石油コンビナート地域		

関する業務協定および応援協定一覧

市町村と海上保安官署	市町村と企業	企業間
		消防相互援助協定 9社 消火剤等の緊急利用に関する協定 17社
室蘭市消防本部 室蘭海上保安部		危険物火災に対する消防相応接協約 11社
苫小牧市消防本部 苫小牧海上保安署		苫小牧港危険物防災協力会 19社
八戸市消防本部 八戸海上保安部		八戸自衛消防連絡協議会 25社
塩釜地区消防事務組合 塩釜海上保安部		石油類貯蔵施設等消防相互援助協約 19社
秋田市消防本部 秋田海上保安部		石油類等災害防止相互援助協定書 8社 秋田石油配分基地危険物災害等防止対策協議会 19社
男鹿市消防本部 秋田海上保安部		
いわき市消防本部 小名浜海上保安部		
鹿島南部地区消防事務組合 鹿島海上保安署	鹿島南部地区消防事務組合, 鹿島町・神橋町 両消防団, 鹿島町と企業	災害時における相互応援協定 22社
市原市 千葉海上保安部	市原市, 袖ヶ浦町と企業 2社	消防活動に関する協定 23社 防災活動の相互協力に関する協定 4社
東京消防庁 横浜海上保安本部		
横浜市消防局 横浜海上保安部		石油類大量貯蔵施設等消防相互応援協定 25社
川崎市消防局 横浜海上保安部		
		川崎市水江地区防災相互援助覚書 14社

附属資料15 石油コンビナート地帯の防災に

区分 石油コンビナート地帯名	都道府県間	市町村間
(新潟県)新潟西港地区	東北六県	新潟市, 新潟市, 白根市, 五泉市, 豊栄町, 村松町, 亀田町, 巻町, 小須戸町, 西川町, 黒崎村, 横越村
〃 上越・大潟・頸城地区	〃	
(富山県)富山石油基地		} 県下全市町村
〃 高岡油槽基地		
(岐阜県)大垣化学工業地帯		
(静岡県)清水市		静岡市, 焼津市, 藤枝市, 島田市, 蒲原町, 由比町, 富士川町
(愛知県)名古屋臨海工業地帯		東海市
〃 名古屋南部〃 (1・2区)		東海市
〃 名古屋南部〃 (3・4区)		東海市
(三重県)四日市コンビナート		楠町, 川越町, 朝日町
〃 尾鷲市地区石油コンビナート		
(大阪府)堺・泉北臨海工業地帯		堺市, 高石市消防組合一和泉市, 泉大津市, 大阪市, 泉佐野市, 貝塚市, 泉南市, 岸和田市, 忠岡町 泉大津市一岸和田市, 和泉市, 忠岡町, 堺市, 高石市消防事務組合
(兵庫県)神戸市		芦屋市, 西宮市, 明石市, 三木市, 稲美町, 吉川町

関する業務協定および応援協定一覧(つづき)

市町村と海上保安官署	市町村と企業	企業間
新潟市消防本部 新潟海上保安部	新潟市と企業 2社	消防設備相互援助協定 2社
上越市消防本部 直江津海上保安署		
		伏木石油基地消防相互応援協定及びその連絡協議会 7社
清水市消防本部 清水海上保安部	清水市と企業 1社	全国石油精製工場災害相互防衛協定 7社 清水港石油災害防止会 28社
名古屋市消防局 名古屋海上保安部		} 油類特殊業者(施設所)等消防相互援助協約 19社 9号地発展協議会 19社
東海市消防本部 名古屋海上保安部		
知多市消防本部 名古屋海上保安部		
四日市消防本部 四日市海上保安部		火災時における応援協定 16事業所 四日市港域火災時における応援協定 34事業所
尾鷲市消防本部 尾鷲海上保安部		
		自衛消防隊相互応援協定協議会 11社
神戸市消防局 大阪海上保安本部		

附属資料15 石油コンビナート地帯の防災に

区分	都道府県間	市町村間
石油コンビナート地帯名		
(兵庫県)姫路市		夢前町, 香寺町, 太子町, 御津町, 神崎町, 高砂市, 加西市, 竜野市, 明石市, 加古川市, 相生市, 赤穂市, 稲美町, 播磨町, 志方町, 揖保川町, 御津町, 太子町, 安富町
〃 尼崎市		西宮市, 宝塚市, 芦屋市, 伊丹市, 川西市, 猪名川町, 大阪市, 豊中市
(和歌山県)和歌山県北部臨海工業地帯		和歌山市, 海南市, 有田市, 下津町
(岡山県)水島石油コンビナート地帯		岡山市
(広島県)岩国・大竹地区		岩国市, 和木村, 美和町, 佐伯町, 宮島町, 大野町
(山口県)徳山・新南陽コンビナート地帯		徳山市, 下松市, 光市, 新南陽市, 徳地町, 鹿野町, 防府市, 錦町, 美川町, 周東町, 熊毛町, 新南陽市, 徳山市, 光市, 防府市, 徳地町, 鹿野町
〃 下松市石油精製地帯		防府市, 新南陽市, 徳山市, 光市, 熊毛町
〃 宇部市石油コンビナート地帯		阿知須町, 小野田市, 美祿市, 山口市, 山陽町, 楠町, 小郡町, 秋芳町, 美東町
〃 小野田市石油精製地帯		宇部市, 美祿市, 山陽町, 楠町
〃 岩国・和木・(大竹)地区		岩国市, 和木村, 大竹市, 美和町, 山宇町, 玖珠町, 周東町, 美川町, 和木村, 岩国市, 大竹市, 美和町
〃 下関市油槽所地帯		北九州市, 菊川町, 豊浦町, 豊田町, 美祿市, 山陽町, 豊北町
(徳島県)徳島市		小松島市
(愛媛県)新居浜地区石油コンビナート地帯		西条市, 土居町

関する業務協定および応援協定一覧(つづき)

市町村と海上保安官署	市町村と企業	企業間
和歌山市, 海南市, 有田市, 下津町の消防局または消防本部 田辺海上保安部	和歌山市, 海南市, 有田市, 下津町と企業6社	和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定 6社
倉敷市消防本部 玉野海上保安部		水島港湾災害対策協議会 61社
大竹市消防本部 岩国海上保安署		岩国大竹地区石油コンビナートにおける相互援助協定 6社 消防援助協定 2社
徳山市消防本部 徳山海上保安部 新南陽市消防本部 徳山海上保安部	徳山市と企業6社 新南陽市と企業16社	相互援助に関する協定 同上の18社 徳山南陽地区化学消火剤共同備蓄会 15社 徳山南陽地区石油コンビナートにおける相互援助協定 19社
下松市消防本部 徳山海上保安部		相互応援協定 4社
宇部市消防本部 宇部海上保安署		
小野田市消防本部 宇部海上保安署		
岩国市消防本部 岩国海上保安署		岩国大竹地区石油コンビナートにおける相互援助協定 6社
下関市 門司海上保安部	下関市と企業5社	
徳島市消防本部 小松島海上保安部		
松山市消防本部 松山海上保安部	新居浜市と企業4社	災害発生時における住友4社6事業所間の相互応援協定

附属資料15 石油コンビナート地帯の防災に

区分	都道府県間	市町村間
石油コンビナート地帯名		
(愛媛県)松山地く石油コンビナート地帯		松山市, 伊予市, 北条市, 松前町 砥部町, 重信町, 川内町, 中山町 双海町, 広田村, 中島町
〃 松前地区 〃		
〃 菊間地区 〃		今治市, 朝倉村, 玉川町, 波方町 大西町
(福岡県)福岡市		
〃 北九州市		直方市, 中間市, 水巻市, 苅田市 下関市
〃 大牟田市		山川町, 高田町, 荒尾市, 南関町
(大分県)大分市鶴崎臨海コンビナート地帯		別府市・佐賀関町
(佐賀県)唐津市		伊万里市, 浜玉町, 相知町, 肥前町 玄海町, 鎮西町, 呼子町, 北波多村
(鹿児島県)喜入町		指宿市, 山川町, 開聞町, 瀬娃町 鹿児島市, 指宿地区消防組合

関する業務協定および応援協定一覧(つづき)

市町村と海上保安官署	市町村と企業	企業間
新居浜市消防本部 新居浜海上保安署	松山市と企業2社	消防に関する相互応援協定 5社
	松前町と企業1社	
福岡市消防本部 福岡海上保安部		
北九州市 若松海上保安部 下関海上保安署		
大牟田市消防本部 三池海上保安部		
大分市消防本部 大分海上保安部		大分鶴崎地区自衛消防連絡会 6社
唐津市消防本部 唐津海上保安部		
喜入町 鹿児島海上保安部		

附属資料16 石油コンビナート地帯防災対策要綱

石油コンビナート地帯が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）および石油コンビナート地帯が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）は、石油コンビナート地帯における防災に関し、次に掲げるところにより、組織および計画の整備、災害防止その他の対策の推進を図るとともに、石油コンビナート地帯に存在する企業（以下「関係企業」という。）に対して当該地帯に係る防災対策の実施について指導し、もって当該地帯における災害の防止と被害の軽減を図るものとする。

第1 都道府県および市町村に関する事項

1 石油コンビナート地帯の範囲

石油コンビナート地帯の地域の範囲は、おおむね次に掲げる事業所等が存在する地域について、関係市町村および都道府県防災会議の意見を聞いて、知事が定めるものとする。

- (1) 石油精製業を営む事業所
- (2) 大規模な石油化学工業製品製造業を営む事業所
- (3) 大規模な屋外タンク貯蔵所が群として存在するもの

2 責 務

(1) 都道府県の責務

関係都道府県は、国の行政機関、他の地方公共団体および企業等の協力を得て、石油コンビナート地帯に係る防災計画を作成し、これを実施するとともに、防災対策が有効かつ適切に行なわれるよう市町村、企業等に対し、積極的に指導、助言、勧告その他の必要な措置をとるものとする。

(2) 市町村の責務

関係市町村は、国の行政機関、都道府県、他の地方公共団体および企業等の協力を得て、石油コンビナート地帯に係る防災計画の作成、実施体制の整備を図り、防災対策が有効かつ適切に行なわれるようにするとともに、関係企業に対し、指導その他の必要な措置をとるもの

とする。

3 組 織

(1) 都道府県

ア 防災会議

(ア) 関係都道府県は、都道府県防災会議に石油コンビナート地帯防災対策に関する部会を設置するものとする。

(イ) 石油コンビナート地帯防災対策に関する部会は、おおむね次に掲げる委員および専門委員をもって構成するものとする。

- a 通商産業局、都道府県労働基準局、管区海上保安本部その他の国の関係行政機関の長またはその指名する職員
- b 当該都道府県の区域を管轄する自衛隊の長
- c 警視総監または道府県警察本部長
- d 知事が部内の職員のうちから指名する職員
- e 関係市町村の長および消防機関の長
- f 石油コンビナート地帯における企業を代表する企業の役員または職員
- g 石油コンビナート防災対策に関し、学識経験を有する者のうちから知事が指名する者

イ 都道府県相互間の応援

(ア) 関係都道府県は、必要に応じ近接する関係都道府県と応援協定を結ぶものとする。

(イ) 応援協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。

- a 応援要請方法
- b 応援の設備または資材の種類および数量
- c 費用負担等

(2) 市町村

ア 防災会議

(ア) 関係市町村が近接して2以上ある場合は、防災会議の協議会を設置するものとする。防災会議の協議会は、次のイで述べる応援

協定を含めた石油コンビナート地帯防災対策に関する効果的な指定地域防災計画を作成するものとする。

- (イ) 関係市町村は、必要に応じ、市町村防災会議に、石油コンビナート地帯防災対策部会を設置するものとする。部会の構成は、都道府県の例に準じ、市町村の実情に応じて定めるものとする。

イ 市町村相互間の応援

- (ア) 関係市町村は、相互に応援協定を結ばねばならないものとする。
- (イ) 関係市町村は、必要に応じ近接する他の市町村または近接する石油コンビナート地帯が所在する市町村と応援協定を結ぶ等広域的な応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 応援協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。
 - a 応援に出場する場合およびその連絡方法
 - b 応援の設備または資材の種類および数量
 - c 費用負担等

ウ 一部事務組合の設置等

石油コンビナート地帯が2以上の市町村の区域にまたがる場合において、各市町村のみでは防災体制が十分でないときは、関係市町村は、消防事務等に関する一部事務組合の設置、消防事務等の委託等による共同処理を行なうようにするものとする。

エ 市町村と海上保安官署との協定

石油コンビナート地帯の港湾における船舶等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月)に従い、海上保安官署と消防機関との間で業務協定の締結を推進するものとする。

オ 市町村と港湾管理者との協定

関係市町村は、港湾管理者との間で、消火、救難等に関して協定を結ぶものとする。

(3) 都道府県、市町村と企業の関係

関係都道府県および関係市町村と関係企業は、石油コンビナート防災対策部会を中心として連絡、調整にあたるが、地域の実情により「関係都道府県および関係市町村と関係企業の協議会」(既設または新設を問わない。)が連絡、調整の機能を十分に果しうると考えられる場合は、部会にかえて、その運用を促進するものとする。

4 計 画

(1) 地域防災計画

関係都道府県および関係市町村の地域防災計画には、石油コンビナート地帯防災計画として、おおむね次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

ア 総則に関する事項

- (ア) 石油コンビナート地帯の範囲
- (イ) 石油コンビナート地帯の現況

イ 防災組織に関する事項

- (ア) 石油コンビナート災害に対処する関係機関の組織、事務または業務の大綱に関する事項
- (イ) 石油コンビナート地帯防災対策部会に関する事項
- (ウ) 関係企業の連絡協議会に関する事項

ウ 災害予防に関する事項

- (ア) 災害予防責任の分担に関する事項
- (イ) 設備、資材等の整備に関する事項
- (ウ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、R I 災害の予防に関する事項
- (エ) 海上火災の予防に関する事項
- (オ) 教育、訓練に関する事項
- (カ) 調査研究に関する事項

エ 災害応急対策に関する事項

- (ア) 災害応急対策責任の分担に関する事項
- (イ) 避難に関する事項

- (ウ) 消火活動に関する事項
- (エ) 関係機関の協力に関する事項
- (オ) 設備、資材等の調達に関する事項

(2) 消防計画

消防計画には、石油コンビナート地帯の火災に関して、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に従い、具体的に計画を定めるものとする。

(3) 他の計画との関係

関係都道府県および関係市町村の作成する地域開発計画等で、石油コンビナート地帯に関連を有するものは、当該地帯の防災対策について十分配慮するものとする。

5 災害防止

(1) 災害に関する設備および資材の整備

ア 都道府県

関係都道府県は、防災資機材センターを設置するものとし、石油コンビナート災害対策用として、泡消火剤等の整備を図るものとする。

イ 市町村

関係市町村は、次に掲げる防災に関する設備および資機材を整備するものとする。

(ア) 化学消防ポンプ自動車および消防艇

少くとも消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に定めるところにより整備するとともに地域の実情に応じ増強を図るものとする。あわせて、泡消火剤についても、備蓄量の増強をはかるものとする。

(イ) その他の設備等

泡放射口を固定支持する器具、エアフォームタワー、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性および有毒性ガス用）、放射能測定器、耐熱防火衣、空気または酸素呼吸器等を実情に応じて

整備するものとする。

(2) 防災訓練

ア 関係都道府県および関係市町村は、国の行政機関、企業等の協力を得て、石油コンビナート災害を想定した訓練を、おおむね毎年1回以上行なうものとする。

イ 訓練の実施については、特に次の事項を考慮するものとする。

(ア) 実地訓練のほか、図上訓練を行なうこと。

(イ) 応援出場部隊の指揮統制、高所の消火活動、防災資機材の調達の手続、輸送等石油コンビナート災害の特徴に応じた訓練を行なうこと。

(ウ) タンカーの火災、有毒性物質の火災および漏洩放射性物質取扱施設の火災等についても訓練を実施すること。

(エ) 訓練実施後は、関係者による検討会を開催すること。

(3) 航空機による災害の防止

関係都道府県および関係市町村は、共同して、地方航空局または空港事務所との密接な連絡のもとに、航空機の墜落による石油コンビナート地帯の災害の防止を図るため、必要に応じ対空監視体制を整備するものとする。

(4) 住民の避難

関係市町村は、住民に対する避難の勧告または指示の伝達方法、避難通路等について定め、警報伝達のための設備の整備、避難経路の確保等を図るものとする。

(5) 消防活動

消防機関は、消防計画に基づき迅速かつ適切に行動するほか、特に次の事項を考慮するものとする。

ア 関係企業の施設内容および火災の状況等を適確に把握するとともに、有毒性ガスの漏洩、爆発性物質の有無、禁水施設等を考慮し、人命安全の確保を図ること。

イ 大規模な火災および拡大が予想される場合は、機を失せず、総合

指揮連絡体制の確立を図るとともに、泡消火剤の集中、必要な水量の確保、放水部署の適正配置その他の消防体制の保持を行なうこと。

ウ 市町村消防機関および都道府県消防担当機関は、応援の要否、災害の拡大危険に関し、遅滞なく状況の把握に努め、市町村消防機関は都道府県に、都道府県消防関係機関は国に対して積極的な状況の報告を行なうこと。

エ 活動が長時間にわたる場合は、隊員の交代、休養、給食等の措置を講ずること。

(6) 関係機関の協力

関係都道府県および関係市町村は、災害予防、災害応急対策等の防災対策の実施について、関係機関の協力を得るよう努めるものとする。

第2 企業の指導に関する事項

関係都道府県および関係市町村は、関係企業が法令または地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果し、また、防災に寄与するよう努めなければならない責務を有することにかんがみ、次に掲げる事項について指導するものとする。

1 組織

(1) 防災組織

関係企業は、自主的に防災に努めるほか、連けいして防災に寄与するため、自衛消防隊その他の防災に関する組織の整備を図ること。

(2) 連絡協議会

ア 関係企業は、共同して、連絡協議会を設置するものとし、必要に応じて区域を分って下部組織を設けるものとする。

イ 連絡協議会は、おおむね次に掲げる活動を行なうものとする。

ア 相互援助協定の締結

イ 泡消火剤の共同備蓄等防災設備および資材の整備

ウ その他石油コンビナート地帯における防災対策に関する連絡調整

(3) 相互援助協定

ア 関係企業は、連絡協議会によって相互援助協定を結ぶほか、他の近接する石油コンビナート地帯に所在する企業と相互援助協定を結ぶよう努めるものとする。

イ 援助協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。

ア 応援に出動する場合およびその連絡方法

イ 応援の設備、資機材の種類および数量

ウ 応援時の活動内容等

(4) 市町村等に対する協力

関係企業は、石油コンビナート地帯の災害に対処するため、国の行政機関、関係都道府県、関係市町村等に対する協力に関し、その内容、方法等をあらかじめ具体的に定めておくものとする。

2 計画

企業の防災に関する計画には、予防規程および防火管理者の作成する消防計画との関連を考慮して、おおむね次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 防災組織に関する事項

ア 防災組織の構成および任務に関する事項

イ 防災設備、資機材の現況に関する事項

(2) 災害予防に関する事項

ア 設備、資機材等の整備に関する事項

イ 教育、訓練に関する事項

ウ 防災管理に関する事項等

(3) 災害応急対策に関する事項

火災等が発生した場合における通報連絡活動、消防活動その他の応急措置に関する事項

(4) 相互援助協定に基づく対策の実施に関する事項

3 災害防止

(1) 防災に関する設備および資機材の整備

関係企業は、次に掲げる防災に関する設備および資機材を整備するものとする。

ア 消火設備および泡消火剤等

危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）および危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の基準について規制の強化が予定されているので、計画的に整備を図ること。

イ 化学消防ポンプ自動車

少なくとも危険物の規制に関する政令および危険物の規制に関する規制の定めるところにより整備するとともに、企業の災害危険の実情に応じ、増強を図るものとする。

ウ オイルフェンスおよび油処理剤

石油コンビナート地帯で石油類を荷さばきするけい留施設を有する企業は、石油類荷さばきのためのけい留施設を囲うことのできるオイルフェンスの整備を図るとともに、石油類荷さばきに伴う流出油を処理するため、油処理剤の整備を図るものとする。

エ その他の設備等

油回収機器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガスおよび有毒性ガス用）、放射能測定器、耐熱防火衣、空気または酸素呼吸器等を実情に応じて整備するものとする。

(2) 防災訓練

関係企業は、企業の実態に応じた訓練を実施するとともに、関係都道府県および関係市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(3) 応急対策

関係企業は、防災に関する計画に基づき迅速かつ適切に行動するほか、特に次の事項を考慮するものとする。

ア 有毒性物質等施設の実情に応じた応急措置をとること。

イ 市町村消防隊に対して必要な情報を提供し、適切に誘導すること。

第3 実施時期と消防庁への報告

本要綱において実施すべき事項のうち、次の事項については、消防庁へ報告するものとする。実施時期について、定めのあるものについては、期限までに当該事項を実施するものとする。

なお、報告要領は別途通知する。

事	項	実施期限	報告時期
1	石油コンビナート地帯の指定	46年6月末	その都度
2	都道府県防災会議の部会の設置（または都道府県を含めた関係地方公共団体と関係企業の協議会の設置）	46年6月末	〃
3	都道府県間の応援協定の締結		〃
4	市町村間	〃	毎年3月末 9月末
5	市町村防災会議の協議会の設置	47年3月末	その都度
6	市町村と海上保安官署との協定の締結		毎年3月末 9月末
7	都道府県地域防災計画の中に、本通達第1,4(1)に掲げる事項を具体的に織り込む修正	47年3月末	その都度
8	化学消防ポンプ自動車および消防艇の整備		別途調査時
9	都道府県、市町村の化学消火剤の備蓄		〃
10	企業間の連絡協議会の設置、相互援助協定の締結		毎年3月末 9月末
11	企業の石油関連施設、防災資機材の備蓄の状況		別途調査時

附属資料17 東京地方（関東地方南部）における大震災対策に関する答申の要旨

（昭和45年3月23日 消防審議会）

1. 被害想定

（1）被害想定の基本事項

地震対策を考える場合、その地震によってどのような被害が、どのように発生するかを予想するいわゆる被害想定を樹てることが必要であるが、答申においては、河角東京大学名誉教授の関東地方南部に発生する大地震についての69年周期説に基づき、1978年以降次の危険期に入るものとし、その震度、発生時刻等を次のように仮定して被害想定を行なっている。

ア 地震の震度

関東地方南部における地震の統計結果に基づき、震度6の地震とする。ただし、人命の安全上特に必要な施策については別個に考慮する必要がある。

イ 季節、時刻

冬期の夕食時とする。

ウ 風速

発災当初の風速は3.5m/秒とする。

エ 被害想定区域

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県とする。

（2）被害想定の内容

地震は、地震動および地震に伴う火災や津波などによる物的人的被害のほか、産業、経済、社会等各般にわたる広範な被害をもたらすものであるが、答申は、建築物の倒壊および火災による被害、津波および低地浸水による被害、危険物施設等の災害危険、死傷者および被災者ならびに中枢管理機構の機能障害について次のとおり述べている。

ア 倒壊による建築物の被害

木造建築物は、東京都22,671棟、神奈川県17,171棟、千葉県6,887棟、埼玉県7,912棟が倒壊すると予想される。ただし、神奈川県湘南地域は、地盤

の状況によっては相当大きな被害の発生のおそれがある。

鉄筋コンクリート造建築物は、想定震度には耐えることになっているが、新潟、十勝沖地震の状況から判断するとある程度被害を受ける建物が出ると予想される。

イ 火災による建築物の被害

石油ストーブ、LPG設備等からの出火を極限まで抑えることを前提として、東京都806件、神奈川県306件、千葉県108件、埼玉県159件の出火を予想し、これらの火災は、住民等の初期消火および現有消防隊の消火活動によってもなお東京都154件、神奈川県66件、千葉県21件、埼玉県50件の大火が残存する。なお、発災後10時間程度で東京都23区約50km²、横浜市約4.5km²、川崎市約8.5km²が焼失するが、他の市町村の焼失面積もあわせると最終的には膨大な面積が焼失すると予想される。

ウ 津波および低地浸水による被害

東京湾内は、津波があっても小規模で大きな被害はないと思われるが、房総半島では、津波の危険が予想され、十分な警戒が必要である。護岸等の破損による低地浸水の危険の大なのは、東京都江東区地域で、河水および海水の大量流入により広域な浸水区域を生ずることが予想される。

エ 危険物施設等による災害危険

最近の危険物の取扱量、貯蔵量の激増に伴い危険物施設からの大災害の発生が考えられ、また、高圧ガス施設等の爆発、出火、有毒ガスの流出、高層建築物、地下街、交通機関等における集中的な人命危険等が考えられる。

オ 人的被害

火災による人命危険が関東大地震当時に比べ大となり、火災以外による人命危険も増加しているため、現状のままでは、多数の死傷者の発生が予想される。

なお、東京、横浜、川崎だけでも発災後10時間で、約80万人の被災者が予想される。

カ 中枢管理機構の機能障害

都市における各種管理機構の集中、特に東京都における集中は著しく、地

震の際の機能の停止または障害が末端機能に対する副次的な害障を生じ、その影響は全国に及ぶと予想されるが、これらの実態について判明していないので、その実態を調査解明する必要がある。

2. 諸 対 策

答申は、大震火災対策を応急措置対策と事前対策とに分けて次のように述べている。

(1) 応急措置対策

応急措置対策は、人命の安全確保、被災者の救護、住民の生活保持に関するもので、速やかにその達成を図る必要があるものである。

ア 応急措置活動の前提となる対策

消防、避難、その他防災活動が効果的に行なわれるため、①地震の際有効な防災、避難活動を行なうための交通規制措置の強化、②防災拠点の建設等による避難地の確保、③防災無線波の調整、増波等による防災無線通信機能の拡大、確保を図り、また避難防災活動が円滑に行なわれるために必要な防災機関の情報収集等に関する体制の整備と放送機関の機能の確保、活用の検討等を行なう必要がある。

イ 消防活動対策

可能な範囲の消防力の強化を行なっても全火災の鎮圧は困難であるので、①火災の発生密度の小さい地域については、消防力の強化による大火の防止、大きい地域については避難の安全確保のための消防活動の実施、地下街、高層建物、大工場等については自衛消防力の強化、救急活動全般については、消防団を中心とする自衛組織の整備を図るなど、最も効果的な消防活動を行なうための目標の設定、②道路交通の確保、消防力の強化等のほか、待機宿舍の建設による非番職員の確保、消防団員の確保、大火流の阻止、住民の秩序保持等による消防活動の確保、③応援可能な遠隔地からの消防機関の応援体制の整備、④消防団を中心とした自衛組織の整備、地下街、高層建物等の自衛消防体制の整備強化のほか、地域ごとの初動救急、医療体制の整備、救助救急資器材の備蓄等による救助救急対策の実施、⑤大規模危険物等の施設について出火防止、初期消火設備、耐震化および自衛消防体制の強化

を進めるほか広域応援による化学消防力の集中計画の樹立、化学消火剤の備蓄等の消防対策の実施等を行なう必要がある。

ウ 避難活動対策

避難活動対策としては、すでに述べた避難地の確保、避難路の安全確保のほか、①発災後1時間程度で避難の勧告、指示を行なうための情報収集能力の拡大および空中偵察体制等の整備、②迅速に避難の指示等を行なうため放送機関の活用、空中からの伝達、誘導體制の整備、③避難者の秩序を保持するための避難計画の確立と周知徹底、町会等を中心とした避難誘導體制、トランジスタラジオ等による情報の提供等を行なう必要がある。

エ 救護対策

救護活動は、膨大な人数を対象とするのできわめて困難であるが、①避難者および断水区域の住民等に対する給水および給食を確保するため、可能な限り漏水防止の工事を緊急に行ない緊急通水範囲を拡大し、また食糧について、他の緊急必需品とあわせてその調達等についての検討の実施、②国が中心となった総合的医療体制の整備、③被災圏外の地域を含めた広域応急収容対策の樹立等を行なう必要がある。

オ 警備対策

地震時の警備対策については、警察庁等において推進しているが、被害の態様いかんによっては、さらに関係機関との連携、権限の調整等検討を要する問題がある。

(2) 事 前 対 策

事前対策は都市の構造、施設の改善、防災体制の整備等を行なって被害の低減を図るものである。

ア 都市の防災化対策

現在の都市は防災的にみれば、地震および火災に対してきわめて弱く、都市防災は、地震対策上重要であるが、この事業は、莫大な経費と長年月を要するので、総合的な都市計画の一環として進めるべきである。この場合、国は、地方公共団体に対し、強力な援助と建築物の防災化等についての助成制度の確立、拡充を行なう必要がある。

イ 火災防止対策

火災防止対策は、その成否が他の対策に大きな影響を及ぼすものであって、地震対策中最も重要なものであるとし、次の対策をあげている。

(ウ) 出火防止および危険物、ガス等の漏洩防止

近時石油ストーブ、危険物施設等、地震の際の出火危険が増大しているので、①石油ストーブの構造の安全化対策、地域暖房の実施等の検討、②LPG器具の構造上の安全化の研究と設備工場の適正化、③危険物施設の耐震基準の強化の検討、④微量危険物の保管方法の改善指導の実施、大量のマッチ、花火等の保管の規制の検討等を行なう必要がある。

(イ) 火災の拡大防止対策

火災の拡大を防止するため建材等の不燃、難燃かつ非発煙性の材料の研究開発、大量可燃物の流通方式の改善、規制措置等の検討が必要である。

(ウ) 初期消火対策

出火の60%程度を住民等の初期消火に期待しているが、そのため、①家庭に普及し得る消火器の研究開発及び普及、②町会等による消火器の共同保有の検討、③テレビ、映画等による初期消火知識、技術の普及等を進める必要がある。

(ニ) 消防力の強化対策

都市の不燃化、出火防止、初期消火等の火災防止対策には限界があるので①消防活動対策で述べた消防活動の目標達成に必要な常備消防力の強化、②上水道の耐震化、防火水槽の増設とともに耐震フールの設置、市街地河川の再開発等消防水利の増設開発の推進、③空中消火の研究、空中消火体制の整備、化学消防力の整備等科学消防力の強化、④消防団の装備の改善、責務の明確化、訓練の実施、処遇の改善等消防団機能の強化等消防力の強化施策が必要である。

ウ 住民等の防災意識の高揚と自衛組織の強化

大震火災対策は、住民等の防災活動および協力に依存するところが大きいので、その防災意識等の実態を把握し、住民に対して協力を求める事項を明確にして、防災自衛体制の整備を図り、また官公署、事業所等についても

防災体制を整備する必要がある。

エ 国、地方公共団体の防災体制の整備

現在の防災体制は十分でないので、防災業務計画、地域防災計画における大震災対策の具体化を促進するとともに、中央防災会議において、大震災対策に関連する事項の推進を図り、あわせて、発災時における応急措置体制の整備を行なう必要がある。

オ 大震火災に対する研究の推進

現在一部で大震火災対策に関する科学研究が進められているが、必ずしも十分でないので、研究機関相互の連携及び研究体制の強化と研究費の増額が必要である。

カ 防災上必要な関係法令の整備

大震火災対策の推進上、例えば火気使用設備器具の構造基準の検討、大量可燃物集積についての規制の検討等防災上必要な関係法令を整備する必要がある。

3. む す び

以上の諸対策については、すべて並行的に実施に移して、早期に達成することはできない。したがって当面は、人命の安全確保等に関する対策を重点とし、今後10年以内に達成すべきである。

特に火災防止対策、避難対策、交通対策はきわめて重大であるので、できる限り速かにその具体的対策を確立する必要がある。また、都市防災化対策等中期、長期にわたるものについては、速やかに実施計画を樹て、防災化の助長と災害危険の累積防止を図るべきである。

なお、これらの諸対策は、地方公共団体の実施限界を超えるものも多いので、国は速やかに具体的方策を樹て、必要な指導と援助を行なう必要がある。

附属資料18 大都市震災対策推進要綱要旨

(昭和46年5月25日 中央防災会議)

一 大都市震災対策に関する基本的な考え方

大都市における人口、産業の集中、可燃性建築物の密集、交通のふくそう、危険物の集積等防災上多くの問題を生じている。特に大地震が発生した場合は、火災等の二次災害の発生を考慮するとき、その受ける被害は甚大かつ広範なものとなる恐れがある。

大都市の震災対策は、基本的には

イ 都市における過密を解消し、

ロ 耐災環境を整備した安全な都市を建設すること

にあり、このため、長期的視野にたった各種施策を推進するものとするが、予知困難な地震の発生に常時対処しうよう当面する社会情勢に即応した防災体制を極力整備し、国民の協力のもとに、国民の安全確保を優先的目標として、防災関係機関の機能を十分発揮しうよう措置するものとする。

二 事前対策

1 震災に対する防災体制の整備

震災は、広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効率的に機能しうよう、各機関の任務を明らかにしつつ防災体制を多角的に再検討し、その組織化を図る。

(1) 公的機関における防災体制

防災関係機関は、国、地方公共団体それぞれの段階において、情報の収集解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動態勢の整備についても所要の計画を策定しておく。

(2) 高層建築物、百貨店、学校、病院等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連携を保ちながら、自主防災体制の整備を

図り、効率的な初期消火、避難等ができるように防災責任者を定めるものとする。危険物施設等についても同様とする。

(3) 職域および地域においても、初期消火、避難、救護、情報伝達等について効率的な災害応急活動態勢が確保されるよう体制の整備に努める。

2 震災に関する知識の普及

震災に対する被害を最少限にとどめるため、国および地方公共団体は、平素から国民一般、地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、有効な知識の普及活動を行なう。

また、地方公共団体は、住民からの地震対策に関する一般的な相談に応ずるための窓口をあきらかにして適切な指導にあたる。

特に、木造住宅等の建築物および宅地の耐震性等について診断および補強方法等の指導が行なえるよう建築技術者およびその団体の活用による組織体制の整備を考慮する。

3 震災訓練の実施

防災関係機関は、特に情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難誘導、救護活動、交通規制、公共施設の応急復旧等に重点をおいた訓練を実施する。この際、各機関は相互に連絡をとって、できるかぎり共同訓練の形で実施するよう配意する。また、震災が広域的にわたることを考慮し、国、指定公共機関、関係地方公共団体、関係地方公共機関および住民の参加を得た総合的訓練を実施するものとし、その準備を進める。

4 公共施設等の点検整備

交通施設、河川、海岸、官公庁建物、電気、ガス、水道、放送通信等の公共、公益施設は、防災上あるいは避難誘護に重要な施設であり、また、高層建築物、劇場、百貨店等の特殊建築物、石油類、高圧ガス等の危険物施設等は地震発生に際して大きな被害を及ぼすおそれがあるため、これらの施設の耐震性について早急に点検を行ない、所要の整備を図るため必要な措置または指導を行なう。

5 情報の収集、伝達体制および通信施設の整備

迅速な応急対策を実施するためには、被害状況を迅速、適確には握り、伝達する必要がある。

このために収集すべき情報の種類、経路、利用する通信手段等の体制の整備を行なうとともに、各防害関係機関相互および民間協力団体も含めた一連の情報の解析と伝達の体制をあらかじめ確立しておく。

(1) 震災発生により有線通信網が相当途絶することも予想されるので

イ 警察、消防、海上保安、行政用無線等の充実

ロ 移動無線の整備と中継線の多ルート化、市外局の分散

ハ アマチュア無線局を含めた非常無線通信網の効果的な活用等により通信系が緊急に確保できるよう配意する。

さらに、放送機関による地震時における国民へのPR体制を推進する。

(2) 情報の収集については、航空機による空中偵察、舟艇等による海上偵察、高層建築物の利用等各般の方法によるものとし、地方公共団体は、その管内の情報を総括するとともに、所掌官庁は、出先機関、地方公共団体等から収集した情報を非常（緊急）災害対策本部および関係機関に通報、連絡する。

6 火災防止対策

火災による二次災害を防止するため、被災直後の火気使用等停止の徹底を図るほか、最も出火の原因となることが多いと思われる石油ストーブ等の火気使用器具等の取扱いについて、次のとおり規制、指導を行なう。

(1) 石油ストーブについて、地震発生時に自動的に消火する装置の取付けを規制、指導するとともに、ガス燃焼器具についても、ガスの供給停止装置の研究開発を行なう。

(2) 石油類等危険物施設、特に配管の接続部等について、また、薬品等少量危険物の貯蔵方法等について規制および指導を行なう。

ガス管の折損等に備えて、遮断装置の整備等所要の対策を進める。

(3) 消火対策として、消火用水の確保のための耐震性貯水施設の設置、その他消防力の増強に努めるとともに、コミュニティにおける消火器の共同保有の整備について指導する。

7 都市防災化事業の推進

市街地再開発事業等の実施により、市街地の空地確保と建築物の不燃化を進めて建築物の延焼の防止を図るとともに、避難地の確保のため、緑地、公園等の整備について、計画的に推進を図る。また、地震発生時における避難路等の確保を必要とする地域については、重点的に街路網の整備を推進する。

なお、東京江東地区等地震に対する防災対策を緊急に総合的に実施すべき地域については、地域防災計画において市街地再開発事業、避難緑地および避難路整備事業、耐震対策河川事業等を計画的かつ効率的に実施するための防災対策緊急事業計画を明確にし、国はこの計画に基づく防災対策に関する事業の推進に努める。

8 避難地および避難路の確保等

避難地の整備；確保については、火災からの安全性、避難者の到達距離等を考慮し、可能なかぎり大規模な避難地を地域の実情に応じて計画的に整備する。

避難路については、避難の安全性について十分留意する。

9 道路交通規制の事前措置

大地震発生時における走行自動車による混乱、事故を防止し、かつ、円滑な消火、避難、救護活動を確保するため、都道府県公安委員会は、あらかじめ、交通規制措置に関する計画を策定するとともに、その内容、発動の時期、方法等について、陸運局長、隣接する道府県、道路管理者と十分な協議を行なっておく。

規制内容は災害の実情に即応して段階的に規制を行なうものとし、平素から国民に対しても規制措置の周知徹底を図る。

10 応急対策用資器材の整備等

各防災関係機関は、応急対策を適確、円滑に行なうため、消防、水防

等の資器材の整備を図るとともに、点検を強化する。

また、移動用無線機、復旧資器材、主要食料、衣料等生活必需品、医薬品、応急住宅建設資材等について、あらかじめその在庫量をは握するとともに震災発生時の調達方法、輸送方法、復旧要員確保の方法、資器材確保のための緊急措置等について、民間と緊密な連携のもとに計画を策定する。

11 その他

(イ) 震災対策に関する研究開発

(ロ) 地震保険制度の検討

を行なう。

三 災害応急対策

震災直後における国民の安全を確保し、その救護を図るため、次の諸施策をとるものとする。

1 災害対策本部等の設置

大規模な地震により被災した場合、国および地方公共団体ならびに公共機関は防災対策の中核機能としての災害対策本部等をすみやかに設置し、防災責務の遂行にあたる。

2 緊急措置

災害緊急事態が布告された場合において、必要があるときは、金銭債務の支払いの延期および権利の保存期限の延長その他災害対策基本法に基づき緊急措置を講ずる。なお、行為の制限等について法制上改善すべき事項があるかどうか検討する。

3 情報の収集および伝達体制

大地震が発生した場合、状況に応じて、あらかじめ定めた計画に基づき、主要防災関係機関および報道機関相互間の無線、有線通信系を早期に確立し、住民の安全確保のために必要な情報を優先的に収集するとともに、応急対策の実施、住民の避難のために分析を行なって、住民への広報、機関相互の通報をすみやかに行なう。

4 消防対策

- (1) 地震発生直後における出火防止、初期消火についての住民に対する呼びかける放送機関の協力により直ちに行なう。
- (2) 自衛消防組織等による初期消火についての徹底を図る。
- (3) 消防機関は、重点地域を定め、全火災の鎮圧を目標として消火活動を行なう。
- (4) 消防活動は、第一次的には消防機関があたるが、警察、自衛隊、海上保安庁の各機関は、あらかじめ定めた手続に従い迅速に協力する。
- (5) ガス事業者は、必要に応じて、ガス発生設備等については製造および供給を停止するとともに、緊急放散設備、放散弁の操作を行ない、また、ガス導管については、ガス遮断装置の操作を行なって、二次災害防止の処置をとる。

5 避難対策

市町村長、警察官、消防機関または海上保安官は、住民に対し適確に避難するための指示をする。この際、避難者に対しては、人命の安全を第一義とし、安全な避難が行なわれるよう所持品は最少限度にとどめるよう指導する。

また、水路、空路による避難をもあわせて行なう。

6 緊急交通確保対策

交通はあらゆる災害応急活動の基盤であり、この確保のために、被害の態様に応じ適確に交通規制を実施し、また民間事業者の協力を得てすみやかに緊急輸送体制の確立を図る。

7 施設の緊急復旧

交通施設、河川、海岸、電気、ガス、水道、通信等の公共、公益施設の復旧は、あらかじめ定められた計画に従い重点的に行なう。

8 救護対策

大量の被災者の応急的救護を行ない、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図るため、各般の援助を行なうがとくに次の点に留意した救護対策を実施する。

- (イ) 応急収容対策
- (ロ) 給食、給水対策
- (ハ) 救急対策
- (ニ) 医療対策
- (ホ) 被災者等に対する相談機能の充実

9 警備対策

災害時において、個人の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛庁等関係機関の密接な連絡協力のもとに、おおむね、次の事項を重点として警備に遺漏なきを期する。

- (イ) 正確な情報の伝達による流言飛語の防止および人心の安定
- (ロ) 避難地および避難跡地における窃盗等各種犯罪の防止
- (ハ) 重要施設の警戒

10 自衛隊の災害派遣

自衛隊は、あらかじめ策定してある計画に従い、常に資器材等の整備を図るとともに、人命救助を第一目標として非常（緊急）災害対策本部等と緊密な連絡をとりつつ、被害状況のは握、避難の援助、避難者等の搜索救助、消防活動、道路または水路の啓開等を効果的に実施する。

四 震災復興の方針

震災からの復興にあたっては、国および地方公共団体ならびに関係機関は、国民の協力を得て緊密な連携のもとに、特に次の諸点に留意して、必要な行財政措置を講じ、早期に社会秩序の回復と良好な社会環境の形成に努める。

1 民生安定

- (1) 公共、公益施設を早期に復旧する。
- (2) 生活必需物資、住宅等を確保し、生活の安定を図る。
- (3) 災害融資等自立のための援護措置を強化する。
- (4) 雇用機会の確保を図るとともに、職業紹介機能を充実する。
- (5) 防疫、清掃等住民の保健衛生に配慮する。

- (6) 義務教育諸学校の児童生徒に対する教育の確保に万全を期する。

2 震災復興計画

耐災環境の整備された健康で文化的な都市を再建するために、すみやかに長期的視野にたった合理的な土地利用計画に基づく震災復興計画を策定する。

3 経済秩序等の早期回復

震災後には、経済秩序、社会秩序の混乱が予想されるが、労働力、資材等の確保、必要な金融措置等を講ずることにより、生産活動の早期回復を図るとともに、関係商工団体、農業団体等の協力を得て適正な価格による物資の円滑な取引の促進、市場機能の回復に努める。

附属資料19 都道府県別救急業務実施状況

都道府県	全 国		救急業務実 施市町村 A)		実 施 率	
	市町村数	人 口	数	人 口	市町村数	人 口
		人		人	%	%
北海道	213	5,184,287	80	4,101,131	37.6	79.2
青森	67	1,427,520	16	923,135	23.9	64.7
岩手	63	1,371,383	15	762,415	23.8	55.6
宮城	74	1,819,223	48	1,497,692	64.9	82.3
秋田	72	1,241,376	18	648,335	25.0	52.2
山形	44	1,225,618	25	822,805	56.8	67.1
福島	90	1,946,077	10	1,144,359	11.1	58.8
茨城	92	2,143,551	43	1,184,735	46.7	55.3
栃木	49	1,580,021	25	1,195,970	51.0	75.7
群馬	70	3,658,909	45	1,237,077	64.3	74.6
埼玉	93	3,866,472	57	3,329,098	61.3	86.1
千葉	85	3,366,624	45	12,840,287	52.9	84.4
東京都	41	11,408,071	32	1,353,932	78.0	99.5
神奈川県	37	5,472,924	28	5,257,679	75.7	96.1
新潟	114	2,360,982	47	1,751,995	41.2	74.2
富山	35	1,029,695	21	921,063	60.0	89.5
石川	41	1,002,420	17	762,257	41.3	76.0
福井	36	744,230	25	673,638	69.4	90.4
山梨	64	762,029	19	380,882	29.7	50.0
長野	125	1,951,917	21	1,206,835	16.8	61.7
岐阜	100	1,758,954	40	1,367,849	40.0	77.8
静岡県	76	3,089,895	38	2,563,582	50.0	83.0
愛知県	88	5,386,163	39	4,717,061	44.3	87.6
三重	70	1,543,083	14	1,005,187	20.0	65.1
滋賀	50	889,768	16	583,575	32.0	65.6
京都	44	2,550,087	12	1,968,009	27.3	87.5
大阪府	45	7,620,480	31	7,422,460	68.9	97.4
兵庫県	94	4,667,928	21	3,879,116	22.3	83.1
奈良	47	930,160	9	609,080	19.1	65.5
和歌山	50	1,042,736	8	643,711	16.0	61.7
鳥取	39	568,777	4	306,021	10.3	53.8
島根	59	773,575	19	511,588	32.2	66.1
岡山	85	1,707,026	10	1,154,429	11.8	67.6
広島	106	2,436,135	30	2,129,087	28.3	87.4
山口	56	1,511,448	18	1,096,592	32.1	72.6
徳島	50	791,111	5	406,637	10.0	51.4
香川県	43	907,897	9	514,142	20.9	56.6
愛媛	71	1,418,124	11	888,722	15.5	62.7
高松	55	786,882	13	474,021	23.6	60.2
福井	99	4,027,416	57	3,497,999	57.6	86.9
佐賀	49	838,468	12	486,205	24.5	58.0
長門	80	1,570,245	14	987,509	17.5	62.8
熊本	98	1,700,229	12	878,493	12.2	51.7
大分	58	1,155,566	18	792,116	31.0	68.5
宮崎	44	1,051,105	13	727,089	29.5	69.7
鹿児島	96	1,729,150	15	796,903	15.6	46.1
合計	3,257	103,720,060	1,125	82,401,520	34.5	79.4

況と交通事故に対する救急出場状況

救急出場件数		対前年増加 率 C-① ×100	A内にお ける1 万人当 りの急 件数	A内にお ける事 件数 D	交通事 故に 対する 急件 数 E	交通事 故に 対する 急件 数 E/D ×100	ブロッ ク別 交通 事 故に 対 する 出 場 件 数 の 構 成 比	ブロッ ク別 交通 事 故に 対 する 出 場 率
44年中 B	45年中 C							
	件	%	件	件	件	%	6,006 (2.2%)	%
18,319	22,506	19.6	54.8	25,247	6,006	23.8		23.8
4,490	5,306	18.2	52.5	6,131	1,992	21.2		
3,625	4,750	31.0	62.3	4,162	1,793	43.1		
4,801	5,809	21.0	38.8	8,224	2,541	38.0	13,771	37.6
1,826	2,977	61.8	49.5	3,416	1,106	32.4	(5.1%)	
3,627	4,867	34.2	59.2	4,798	2,143	44.7		
6,480	8,868	36.9	77.5	9,903	4,196	42.4		
8,711	11,963	37.3	101.0	11,187	6,037	54.0		
7,740	10,409	34.5	87.0	10,503	5,850	55.7		
9,743	11,705	20.1	94.6	10,997	6,449	58.6	111,878	66.4
31,790	38,776	22.0	116.5	21,995	14,773	67.2	(41.8%)	
24,120	130,690	27.2	108.1	16,666	10,843	65.1		
183,687	97,807	7.2	174.2	65,010	47,220	72.6		
63,823	77,123	20.8	146.7	32,132	20,706	64.4		
11,131	14,171	27.3	80.9	11,397	6,649	58.3		
3,872	4,784	23.6	51.9	6,037	2,335	38.7	13,301	42.8
3,975	4,742	91.3	62.2	7,787	2,147	27.6	(4.8%)	
3,369	4,330	28.5	64.3	5,869	1,400	37.0		
2,909	3,457	18.6	90.8	2,930	4,236	74.8		
6,895	8,800	27.6	72.9	7,410	4,236	57.2		
8,045	9,626	19.7	70.4	11,038	4,701	42.6	40,965	47.2
17,626	21,686	23.0	84.6	23,958	10,179	42.5	(15.4%)	
36,670	42,032	17.3	89.1	33,884	16,887	49.8		
5,146	6,999	36.0	69.6	7,582	3,562	47.0		
4,615	5,933	28.6	101.7	5,588	2,896	81.8		
23,374	26,088	11.6	132.6	22,824	11,224	49.2		
99,885	130,716	30.9	176.1	51,921	16,274	31.3	43,364	34.2
33,561	41,964	25.0	108.2	34,923	8,825	25.3	(16.1%)	
5,027	6,318	25.7	103.7	4,066	1,841	45.3		
5,680	7,357	29.5	114.3	7,470	2,304	30.8		
2,210	2,484	12.4	81.2	2,876	1,179	41.0		
1,991	2,532	27.2	49.5	2,974	1,314	44.2	17,031	36.9
8,147	10,242	75.7	88.7	10,472	5,437	51.9	(6.3%)	
11,731	15,142	29.1	71.1	21,841	6,229	28.5		
6,477	7,414	14.5	67.6	7,854	2,872	36.1		
2,410	3,358	39.3	82.6	5,126	1,480	28.9		
3,620	4,583	26.6	89.1	5,350	1,799	33.6	7,816	37.6
6,219	7,812	25.6	87.9	5,709	2,948	51.6	(2.9%)	
3,111	4,277	37.5	90.2	4,608	1,589	34.5		
15,771	19,644	24.6	56.2	33,887	6,078	17.9		
1,628	2,211	35.8	45.5	4,944	948	19.2		
3,339	4,856	45.4	49.2	5,971	1,081	18.1	14,411	20.3
3,045	3,448	13.2	39.2	8,152	1,372	16.8	(5.4%)	
2,953	3,527	18.9	44.5	5,840	1,399	24.0		
3,068	3,425	11.6	47.1	5,048	1,568	31.1		
4,037	5,031	24.6	63.1	7,081	1,965	27.8		
724,819	872,545	20.2	105.7	612,888	268,543	43.7	268,543 (100%)	43.7

附属資料20 事故種別

都道府県	計	火災	風水害等	水難	交通
北海道	22,506	247	17	156	6,006
青森	5,306	62		44	1,992
岩手	4,750	202	1	39	1,793
宮城	5,809	180		33	2,541
秋田	2,977	114		35	1,106
山形	4,867	118		17	2,143
福島	8,868	23	5	61	4,196
茨城	11,863	25		53	6,037
栃木	10,409	33	3	24	5,850
群馬	11,705	35		37	6,449
埼玉	38,776	139	2	90	14,773
千葉	30,690	308	8	84	10,843
神奈川	197,807	2,711	1	215	47,220
新潟	77,123	914	11	265	20,706
富山	14,171	41	4	94	6,649
石川	4,784	15	5	35	2,335
福井	4,742	57	1	24	2,147
山梨	4,330	21	3	76	2,170
長野	3,457	28		13	1,400
岐阜	8,800	74	2	30	4,236
静岡	9,626	34	5	46	4,701
愛知	21,686	227	4	104	10,179
三重	42,032	328	4	112	16,887
滋賀	6,999	21	4	39	3,562
京都	5,933	48		29	2,896
大阪	26,088	231	3	55	11,224
兵庫	130,716	3,409	15	155	16,274
奈良	41,964	391	1	120	8,825
和歌山	6,318	49		18	1,841
鳥取	7,357	20	1	28	2,304
徳島	2,484	9	1	29	1,179
高松	2,532	14		21	1,314
岡山	10,242	33	22	47	5,437
広島	15,242	127	21	98	6,229
山口	7,414	19	2	43	2,872
徳島	3,358	14	5	39	1,480
香川	4,583	28	4	29	1,799
愛媛	7,812	38	30	58	2,948
高知	4,277	27	36	13	1,589
福岡	19,644	220	23	123	6,078
佐賀	2,211	8	7	19	948
長門	4,856	30	7	20	1,081
熊本	3,448	106	7	28	1,372
大分	3,527	17	2	35	1,399
宮崎	3,425	21	4	24	1,568
鹿児島	5,031	131	11	50	1,965
合計	872,545	10,901	282	2,807	268,543
44年計	724,819	9,902	110	2,538	239,957
対前年増加数	147,726	999	172	269	28,586
対前年増加率%	20.4	10.1	156.4	10.6	11.9

救急出場件数

労働災害	運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他
1,189	955	2,312	395	921	8,882	1,426
153	66	471	85	112	2,044	277
146	98	421	57	89	1,517	369
236	54	468	104	168	1,767	258
130	54	290	32	71	1,109	136
209	56	436	51	102	1,545	190
335	80	685	128	182	2,803	370
347	91	786	174	139	3,693	618
293	58	604	107	167	2,880	390
358	73	755	114	235	3,029	620
1,278	228	3,428	659	519	15,729	1,877
1,132	216	2,838	650	517	12,377	1,717
5,698	1,498	23,163	5,794	4,234	102,049	5,224
2,520	451	9,158	1,902	1,354	37,895	1,947
800	226	1,389	143	216	3,833	776
263	50	455	71	125	1,107	323
211	46	453	52	124	1,401	226
202	87	374	33	119	1,118	127
60	54	324	40	69	1,235	234
325	145	807	65	205	2,556	355
436	94	847	98	258	2,752	355
724	152	1,699	317	488	6,824	968
1,758	313	3,853	758	953	15,350	1,716
224	58	545	83	123	1,985	355
203	73	461	47	102	1,893	181
617	231	2,837	505	657	9,267	461
4,502	759	15,924	2,398	2,889	79,946	4,445
1,751	362	5,255	753	1,226	20,393	2,887
252	34	821	64	154	2,880	205
250	85	755	122	174	3,295	323
139	37	213	34	49	732	62
137	30	246	23	47	630	70
535	89	581	137	188	2,542	361
763	127	1,691	216	370	4,776	724
316	60	781	117	203	2,406	595
160	32	333	45	85	1,122	43
173	63	421	36	107	1,731	192
382	81	1,002	105	198	2,368	602
153	30	490	78	114	1,477	270
729	136	2,000	384	720	7,857	1,374
90	19	186	34	36	516	249
610	54	623	75	165	1,936	255
97	56	308	43	103	1,160	168
178	35	396	51	102	1,184	128
119	35	264	62	117	920	291
166	54	450	78	169	1,435	522
31,367	7,685	92,869	17,319	19,465	386,045	35,262
27,909	6,664	75,428	16,015	16,477	300,776	29,043
3,458	1,021	17,441	1,304	2,988	85,269	6,219
12.4	15.3	23.1	8.1	18.1	28.3	12.4

附属資料21 事故種別

都道府県	計	火災	風水害等	水難	交通
北海道	20,344	176	20	122	5,858
青森	4,957	34		31	2,004
岩手	4,181	19		27	1,689
宮城	5,291	25		25	2,523
秋田	2,581	12		23	1,014
山形	4,430	32		8	2,180
福島	8,650	16	3	44	4,506
茨城	12,142	30		36	6,884
栃木	11,163	35	3	14	7,019
群馬	11,638	24		26	6,871
埼玉	39,222	134	3	59	16,917
千葉	30,629	111	3	56	12,363
東京都	186,278	922	1	126	52,538
神奈川県	74,807	238	10	203	23,263
新潟県	13,962	33	1	73	7,072
富山県	4,561	15	5	24	2,382
石川県	4,418	22		17	2,179
福井県	4,351	20	4	63	2,370
山梨県	3,253	9		10	1,415
長野県	8,883	26	2	24	4,760
岐阜県	9,945	40	5	34	5,350
静岡県	20,463	80	7	81	10,199
愛知県	41,551	135	3	89	18,624
三重県	6,965	19	3	33	3,795
滋賀県	6,044	21		30	3,284
京都府	26,461	75	6	49	12,816
大阪府	117,253	643	13	119	15,266
兵庫県	38,712	161	1	89	8,546
奈良県	6,067	24		14	1,965
和歌山県	7,017	18	1	23	2,323
鳥取県	2,393	13	1	19	1,215
島根県	2,466	12		15	1,371
岡山県	10,521	38	30	45	6,034
広島県	14,658	62	17	71	6,681
山口県	6,862	17	3	28	2,783
徳島県	3,237	14	3	31	1,490
香川県	4,443	28	4	28	1,848
愛媛県	7,321	49	36	43	2,998
高知県	3,887	16	38	8	1,494
福岡県	18,047	113	24	84	5,791
佐賀県	2,040	5	3	10	918
長門県	4,497	18	7	18	908
熊本県	2,948	14	6	15	1,261
大分県	3,231	15	1	34	1,383
宮崎県	3,252	25	5	16	1,581
鹿児島県	4,555	56	7	31	1,875
合計	830,577	3,644	279	2,069	287,606
44年度計	685,629	3,394	155	2,049	250,933
対前年増加数	144,948	250	124	20	36,673
対前年増加率%	21.1	7.4	8.0	1.0	14.6

救急搬送人員

労働災害	運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他
1,095	991	2,115	374	836	7,919	838
141	68	423	89	105	1,825	237
154	98	385	51	79	1,380	299
226	58	427	95	140	1,608	164
112	53	263	72	65	932	80
182	53	399	48	82	1,300	146
316	80	648	131	173	2,453	280
315	90	744	170	127	3,310	436
265	59	565	106	166	2,608	323
347	77	701	105	213	2,749	525
1,250	233	3,283	627	465	11,470	1,511
1,087	218	2,675	641	467	11,510	1,493
5,357	1,629	21,266	5,233	3,539	90,794	4,873
2,467	471	8,555	1,861	1,240	34,903	1,596
778	233	1,299	134	201	3,438	700
244	52	407	68	106	1,008	255
193	47	426	48	114	1,208	169
187	59	355	43	113	1,013	94
56	57	308	42	67	1,121	168
303	146	762	58	195	2,323	284
435	104	818	91	244	2,526	298
683	160	1,591	293	449	6,147	772
1,652	318	3,606	761	881	13,968	1,514
211	60	505	78	114	1,847	300
201	73	416	42	89	1,762	126
595	233	2,691	521	609	8,577	289
4,175	754	14,771	2,181	2,423	73,822	3,086
1,622	363	4,895	694	1,106	19,039	2,196
238	38	759	61	144	2,671	153
236	87	726	117	154	3,100	332
129	35	196	37	46	763	29
130	33	233	20	43	569	40
506	92	809	124	168	2,383	292
717	128	1,571	190	331	4,298	592
294	58	736	110	176	2,181	476
149	30	319	45	78	1,048	30
154	75	404	37	101	1,592	172
391	81	930	91	186	2,149	367
146	27	444	77	102	1,327	208
673	139	1,831	347	669	7,208	1,168
75	19	178	33	34	558	207
633	54	580	71	156	1,832	220
87	54	271	40	94	978	128
159	35	357	43	91	1,046	67
103	35	245	58	105	839	235
158	53	419	56	155	1,276	460
29,632	7,940	86,307	16,178	17,295	351,494	28,133
26,207	6,887	69,914	14,912	14,919	273,835	22,424
3,425	1,053	16,393	1,266	2,376	77,659	5,709
13.1	15.3	23.4	8.4	15.9	28.4	25.5

附属資料22 都道府県・経営主体別救

都道府県	救急業務の義務を担っている市町村数	総 数			国および公的		
		総 数	病 院	診療所	総 数	国 厚 生 省	国 其 他
北海道	34	259	152	107	60	3	3
青森	9	78	45	33	25	1	—
岩手	12	23	20	3	10	—	—
宮城	10	34	24	10	11	1	—
秋田	8	22	17	5	10	—	—
山形	12	19	8	11	5	—	—
福島	10	29	29	—	10	1	—
茨城	19	86	50	36	11	2	—
栃木	12	125	61	64	14	2	—
群馬	11	118	55	63	17	3	—
埼玉県	32	166	103	63	15	3	—
千葉県	22	158	91	67	19	4	1
東京都	23	533	390	143	38	6	3
神奈川県	19	181	114	67	25	3	—
新潟	21	74	37	37	17	1	—
富山	11	66	48	18	16	—	—
石川	9	88	55	33	21	2	—
福井	8	72	38	34	10	2	—
山梨	4	55	26	29	11	1	—
長野	17	106	62	44	26	3	—
岐阜	14	49	38	11	13	—	—
静岡県	21	266	75	191	39	7	—
愛知県	27	411	180	231	43	2	—
三重	13	97	62	35	24	3	—
滋賀	8	16	15	1	12	1	—
京都	10	78	69	9	15	3	—
大阪府	29	161	131	30	16	2	—
兵庫県	21	133	90	43	19	2	—
奈良	9	21	17	4	6	1	—
和歌山	7	41	29	12	10	1	—
鳥取	4	15	12	3	7	—	—
岡山	8	14	13	1	9	2	—
広島	10	63	56	7	12	1	1
徳島	15	177	82	95	21	4	1
香川県	13	94	53	41	25	3	—
愛媛	5	26	26	—	10	—	—
高松	5	47	37	10	16	1	—
福岡	9	38	33	5	5	1	—
佐賀	7	30	21	9	5	1	—
熊本	19	154	84	70	12	4	—
大分	7	37	15	22	6	1	—
鹿児島	6	39	26	13	10	2	—
沖縄	11	99	47	52	11	1	—
計	9	46	35	11	8	2	—
合 計	8	33	33	—	13	1	—
	13	118	68	50	7	3	—
	611	4,595	2,772	1,823	974	87	9

急病院および救急診療所告示状況一覧

厚生省調(昭和46年4月1日現在)

病院, 診療所						私 的			
都道府県	市町村	日 赤	北社協 済生会	厚生連	社会保 険団体	総 数	病 院	診 療 所	
北海道	2	33	5	5	4	5	199	92	107
青森	1	122	1	—	—	—	52	20	32
岩手	8	1	1	—	—	—	13	10	3
宮城	—	9	1	—	—	—	23	13	10
秋田	—	4	1	—	5	—	11	7	4
山形	1	4	—	—	—	—	14	3	11
福島	1	4	1	—	3	—	19	19	—
茨城	—	2	2	3	2	—	75	39	36
栃木	—	3	3	1	5	—	111	47	64
群馬	1	6	2	1	—	4	101	38	63
埼玉県	—	5	3	1	1	2	151	88	63
千葉県	3	9	1	—	—	1	139	72	67
東京都	12	4	3	2	—	8	495	352	143
神奈川県	2	8	3	3	—	6	155	89	66
新潟	5	4	1	—	6	—	56	20	36
富山	1	9	1	2	—	1	50	32	18
石川	1	15	1	1	—	1	67	34	33
福井	1	5	1	—	—	—	61	28	33
山梨	1	7	1	—	—	1	43	15	28
長野	3	10	5	—	5	—	79	36	43
岐阜	3	2	2	—	—	—	36	25	11
静岡県	2	18	4	1	6	3	227	36	191
愛知県	—	23	1	1	9	7	367	137	230
三重	3	9	1	1	6	1	73	38	35
京都	—	7	2	1	—	—	4	3	1
大阪府	2	3	4	1	—	2	63	54	9
兵庫県	1	8	2	3	—	—	145	115	30
奈良	6	7	3	—	—	1	114	71	43
和歌山	2	2	—	—	—	1	15	11	4
鳥取	1	6	1	1	—	—	31	19	12
岡山	2	2	—	—	—	—	8	5	3
広島	1	3	2	—	2	—	5	4	1
徳島	—	8	1	1	—	—	51	44	7
香川県	1	11	1	1	—	—	156	61	95
愛媛	1	12	1	2	—	2	69	28	41
高松	3	2	1	—	3	1	16	16	—
福岡	4	6	1	1	1	2	31	21	10
佐賀	2	—	1	—	—	—	33	28	5
熊本	1	2	1	—	—	—	25	16	9
大分	1	4	—	2	—	1	142	72	70
鹿児島	1	1	1	—	—	2	31	9	22
沖縄	—	7	—	—	—	1	29	16	13
計	—	7	1	1	—	1	88	36	52
	1	3	1	—	—	1	38	27	11
	3	7	—	1	—	1	20	20	—
	1	3	—	—	—	—	110	61	49
診1	85	診7 327	診1 70	40	70	57	3,841	2,027	1,814

名	称	設 置 年 月 日	敷 地 面 積	建 物 延 展 面 積	お も な な 施 設	お も な な 村	教 職 員 数 (カ ツ コ 内 は 兼 務 で 外 数)
北海道	消防学校	23. 10.	139,669	3,792	m ² 宿泊施設(108人) 屋内訓練場(688m ²) 訓練塔(5階) 貯水そう(60m ³) 自動車運転練習場(12,231m ²) 燃焼実験施設(41m ²)	消防ポンプ自動車 9 はしご付自動車 1 小型動力ポンプ 3	17
青森県	消防学校	35. 5. 1	2,796	1,124	宿泊施設(40人) 訓練塔(4階) 貯水そう(9m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 3	6(5)
岩手県	消防学校	34. 7. 31	3,300	1,107	宿泊施設(60人) 訓練塔(5階) 貯水そう(40m ³)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 3	7(1)
宮城県	消防学校	35. 11. 1	3,301	4,446	宿泊施設(36人) 訓練塔(8階) 自動車運転練習場(5,989m ²)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 3 化学消防自動車 1	6(10)
秋田県	消防学校	35. 2. 1	9,922	1,054	宿泊施設(50人) 訓練塔(4階) 貯水そう(70m ³) 屋内訓練場(80m ²)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 4	8(2)
山形県	消防学校	28. 5. 25	11,915	1,709	宿泊施設(50人) 訓練塔(地下1階・地上4階) レンジャー訓練用鉄塔(15m) プール(20m×11.3m×1.2m) 屋内訓練場(360m ²)	消防ポンプ自動車 1 化学消防自動車 5 小型動力ポンプ 5	7
福島県	消防学校	30. 8. 21	22,915	1,798	宿泊施設(56人) 自動車運転練習場(2,562m ²) 訓練塔(4階) 貯水そう(40m ³) スプリンクラ一実験施設	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 3	5
茨城県	消防学校	35. 9. 15	11,298	1,220	宿泊施設(52人) 訓練塔(5階) 貯水そう(10m ³) 油燃焼用実験タンク	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 2	8(4)
栃木県	消防学校	37. 4. 1	26,615	1,245	宿泊施設(50人) 訓練塔(5階) 貯水そう(20m ³) 自動車運転練習場(15,615m ²)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 1	9
群馬県	消防学校	39. 4. 1	6,607	1,166	宿泊施設(30人) 訓練塔(4階) 貯水そう(30m ³) スプリンクラ一実験施設	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 1	5(9)

埼玉県	消防学校	25. 5. 9	16,289	4,437	宿泊施設(80人) 訓練塔(5階) 貯水そう(40m ³)	消防ポンプ自動車 1 化学消防自動車 1 小型動力ポンプ 1	8	
千葉県	消防学校	36. 4. 1	35,905	2,894	宿泊施設(120人)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 1	9	
東京都	消防訓練所	28. 5. 26	(東京消防庁消防学校と共用)					4(38)
神奈川県	消防学校	29. 3. 2	30,380	4,610	宿泊施設(120人) 訓練塔(8階) 屋内訓練場(960m ²) 補助訓練塔(24m) プール(83m ²) 貯水そう(40m ³) スプリンクラ一, ドレンジャー一実験施設	消防ポンプ自動車 5 小型動力ポンプ 4	23	
新潟県	消防学校	27. 4. 1	1,974	1,380	宿泊施設(56人) 貯水そう(40m ³)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 4	5(1)	
富山県	消防学校	28. 4. 1	110,700	2,084	宿泊施設(50人) 訓練塔(地下1階・地上5階) 貯水そう(40m ³) レンジャー訓練塔(20m) 実験室(314m ²) 屋内訓練場(410m ²)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 1	4	
石川県	消防学校	31. 4. 16	11,122	1,235	宿泊施設(50人) 訓練塔(4階) 貯水そう(40m ³) スプリンクラ一, ドレンジャー一実験施設	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 3	8(9)	
福井県	消防学校	34. 7. 16	11,550	1,020	宿泊施設(40人) 訓練塔(5階) 貯水そう(60m ³) スプリンクラ一, ドレンジャー一実験施設	消防ポンプ自動車 3 訓練用自動車 1 消防用雪上車 1 小型動力ポンプ 2	7	
山梨県	消防学校	40. 4. 1	5,521	1,256	訓練塔(4階) 貯水そう(50m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 2	4(5)	
長野県	消防学校	34. 10. 1	3,213	1,632	宿泊施設(76人) 訓練塔(6階) 貯水そう兼プール(160m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 3	6(20)	
岐阜県	消防学校	41. 4. 1	7,917	1,748	宿泊施設(50人) 屋内訓練場(141m ²) 訓練塔(5階) スプリンクラ一, ドレンジャー一実験施設	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 1	8	
静岡県	消防学校	41. 4. 1	23,034	1,908	宿泊施設(40人) 訓練塔(5階) 貯水そう(50m ³) 屋内訓練場(800m ²)	消防ポンプ自動車 4	9	

名 称	設 置 年 月 日	敷 地 面 積	建 物 延 延 面 積	お も な 施 設	お も な 教 材	教 職 員 数 (内は兼務者以外数)
愛知県 消防学校	39. 10.	523,543	2,681	宿泊施設(104人) 訓練塔(7階) 貯水そう (40m ³ ・2基)	消防ポンプ自動車 3 はしご付消防自動車 1 小型動力ポンプ 2 マイクローバス 1	1 1 1 14
三重県 消防学校	31. 7.30	3,912	455	(三重県自治研修所と共用)	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 2	7(6)
滋賀県 消防学校	38. 4.	111,226	2,529	宿泊施設(61人)(研究所と共用) 屋内訓練場 (396m ²) 訓練塔(4階) 耐煙実験室(85m ²) 貯 水そう(40m ³ ・10m ³) スプリンクラー実験施設	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 2	4(7)
京 都 府	未 設 置					
大阪府 消防学校	23. 3.	720,605	5,790	宿泊施設(192人) 屋内訓練場(507m ²) 訓練塔 (8階) 補助訓練塔(4階) 自動車運転訓練習場 (3,000m ²) 燃焼実験室(17m ³) 油火炎実験そう (21m ³) プール(275m ³)	消防ポンプ自動車 6 救急車 1 手引動力ポンプ 1 小型動力ポンプ 1	22(1)
兵庫県 消防学校	26.12.	1533,057	867	宿泊施設(100人) 訓練塔(地下1階地上7階) 貯水そう(40m ³)	消防ポンプ自動車 3 小型動力ポンプ 2	9
奈 良 県	未 設 置					
和 歌 山 県	未 設 置					
鳥 取 県	未 設 置					
鳥根県 消防学校	44. 3. 1	4,772	987	宿泊施設(30人) 訓練塔(5階) 危険物実験場 (13m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 2	5(1)

岡山県 消防学校	41. 1. 1	5,315	1,607	宿泊施設(36人) 訓練塔(4階) 貯水そう (100m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 2 救急車 1	8
広島県 消防学校	24. 4. 1	9,950	1,612	宿泊施設(40人) 訓練塔(3階) 油火炎実験そう (1)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 5 広報車 1	8
山口県 消防学校	25. 7.10	15,829	1,052	宿泊施設(32人) 訓練塔(4階) レインジャッ クプール(25m×10m×3m)	消防ポンプ自動車 4 はしご付消防 ポンプ自動車 1 スノーケル化学車 1 モーターボート 1	14
徳島県 消防学校	39. 7. 1	1,101	1,010	宿泊施設(40人) 訓練塔(5階) 貯水そう(30m ³ ・ 20m ³)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 1	6(2)
香川県 消防学校	40. 7.15	13,927	911	訓練塔(5階) 貯水そう(60m ³)	消防ポンプ自動車 4 小型動力ポンプ 2	9(1)
愛媛県 消防学校	38.11.26	2,221	1,028	宿泊施設(32人) 訓練塔(4階)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 2	1(7)
高知県 消防学校	35.12	15,176	794	宿泊施設(50人) 訓練塔(4階) 屋内訓練場 (398m ²)	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 2	2(1)
福岡県 消防学校	23. 3. 7	6,600	1,618	宿泊施設(96人) 訓練塔(3階) 貯水そう(70m ³)	消防ポンプ自動車 2 化学消防車 1 小型動力ポンプ 3	13(5)
佐賀県 消防学校	36. 9.15	3,707	804	宿泊施設(44人) 訓練塔(4階)	消防ポンプ自動車 1 化学消防車 2 小型動力ポンプ 1	6
長崎県 消防学校	37. 6. 1	7,785	1,232	宿泊施設(50人) 訓練塔(5階) 貯水そう (20m ³ ・3基)	消防ポンプ自動車 4 小型動力ポンプ 9	7(10)
熊本県 消防学校	38.10.	114,850	2,058	宿泊施設(56人) 自動車運転訓練習場(2,000m ²) 訓練塔(5階) 屋内訓練場(792m ²) 貯水そう (40m ³ ・2基)	消防ポンプ自動車 4 小型動力ポンプ 3 救急艇 1	9
大分県 消防学校	38. 3.31	11,985	1,255	宿泊施設(50人) 訓練塔(4階) 貯水そう兼プー ル(80m ³)	消防ポンプ自動車 2 小型動力ポンプ 6	7(1)

- 問題点**
- ア 窓等が鉄格子のため、火点進入が困難であったこと。
 - イ 消防計画は、建物の状態、看護婦の配置、患者の収容状態等の実態に対応した計画でなかったこと。
 - ウ 発火源となるマッチ、ライター等の持物の検査が不十分であったこと。

(2) LPガスタンクローリ爆発炎上事故

出火日時 昭和45年12月14日 6時35分頃
場所 岩手県釜石市甲子町第1地割80番地地内
 日本道路公団仙人有料道路（国道283号線）
損害 死者 2名
 損害額 2,500千円
原因 LPガスタンクローリがスリップして道路わきの谷川に転落し、転落時の衝撃で噴出したガスが引火爆発した。

火災の概要 事故現場は、路面が凍結してアイスバーン状になっていたが、タンクローリはスノータイヤのみでチェーンを掛けずに急坂を下ったためスリップし、道路右側のコンクリート防護柵を突き破り、約3.2m下の谷川に転落した。転落の際、河原に突き出た岩盤にタンクのほぼ中央部があたって、肉厚9%の胴板にくぼみ、縦40cm、幅最大5cm、14cmの穴があき、噴出したガスが引火爆発した。

事故発生から30分位経過した後、119番の通報により出動した消防隊は、河川の下流に部署し、タンクと延焼中の山林に噴霧およびストレート放水を行なったが、燃焼ガスを消火したとき、漏洩ガスの流出による第二次災害発生のおそれも考えられたので、放水活動を一時中止して待機する一方、通産、警察当局と対策を協議し、完全に燃え尽きるまで燃焼させ、自然鎮火を待って処置を講ずることとした。

その後、事故現場に火災警戒区域を設定して出入制限措置を行ない、警戒体制を強化した。

出火後約37時間後（2日目）の12月15日18時45分ごろ、4,500kg余のガスを焼失して（残ガス約2,500kg）、自然鎮火した。

- 問題点**
- ア 発生場所が市街地を離れた場所であり、通報が非常に遅れたこと。
 - イ 引火爆発ガスに対して、消火すべきか、自然鎮火を待つべきかで長時間を要したこと。
 - ウ LPガスタンクローリ等特殊な対象物に対する注水作業等消防活動について、あらかじめ検討し、現場において適切な状況判断ができるようにしておくこと。
 - エ ガスの噴出事故は、第二次災害の発生危険があるので、事故内容をすみやかに現認し、警備体制を確立すること。

(3) 水戸市複合用途建物火災

出火日時 昭和45年12月26日14時30分頃
場所 茨城県水戸市泉町2丁目3番4号 中央ビル
損害 死者2名 負傷者18名
 鉄筋コンクリート造地下2階地上7階建 12,112m² 全焼、鉄骨モルタル造一部鉄骨コンクリート造4階建 1,194m² 全焼
 計 13,306m² 焼失
 損害額 18億1,907万円

原因 地下1階飲食店の厨房の天井排気ダクト附近から出火したものと推定されるが、原因については不明である。

火災の概要 ア 14時30分頃地下1階レストランの炊事係が厨房内の炊飯器の煙突付近の天井が直径50cm位赤く燃えているのを発見し、附近にいた者に知らせた。

消防署へは、伊勢甚ジンマート南町店長が中央ビルから煙が上昇しているのを発見し、伊勢甚百貨店電話交換室へ連絡、119番で通報した。

イ 先着消防隊が14時50分頃火災現場に到着した時は、中央

ビル正面南側の3階以上の各階の窓から黒煙が噴出しており、3階に13名位、4階に6名位、5階に8名位の人々が窓際に体を乗り出して救助を求めている。先着隊は直にはしご車を要請するとともに隊員を二分し、1隊はロープをアーケードの上に投げ、当時アーケードの増設工事を行っていた作業員の協力を得て、2階から5階までの各階にロープを取りつける一方、アーケードの上にマットレス等を積み重ねて救助を求めている人々を避難させた。別の隊は地下に人がいるとの情報があったので、空気呼吸器を装着して探索を行なったが、人影は発見できなかった。

一方要請により15時1分頃現場に到着したはしご車隊は、まず現場附近上空にある高圧線の送電停止を東京電力に依頼し、15時10分頃送電が停止されると直ちに4階から屋内に進入し、避難誘導に当たった。他の各隊も、救助活動を行なうと同時に屋内に進入して放水を開始したが、間もなく黒煙と熱気が激しくなってきたので屋外に出て放水を行なうとともに、附近建物に対する延焼防止に当たった。

ウ 火災発生時中央ビル内には、収容者が相当数おり、特に6階と7階には100名程度がいた。自動火災報知設備は、音響装置が「断」になっていたため火災発生の報知が遅れ、すみやかな避難ができなかった。このため、階段から避難できなかった者のうちの相当数は、西側隣接の洋品店の屋根へ避難し、その他の者は、北側隣接の食堂の屋根に避難したほか、中央ビルの緩降機、消防隊の救助袋、ロープ等で避難した。この間避難にはかなりの困難があり、ロープで避難する者のうちから転落による負傷者を生じた。

問題点 ア 電線等の空中障害物により、はしご車の救助および消火活動に支障をきたした事。

イ 伊勢甚百貨店クレジット部は、吹き抜け構造であり、また商品等の可燃物が多かったため消火作業に困難をきたした事。

ウ 過去2回火災が発生しているにもかかわらず、防火管理の徹底等消防機関の指導した事項が改善されていなかった事。

エ 消防計画もなく、防火管理、共同防火管理ともに徹底を欠いていたため、通報、消火および避難誘導の措置が適切でなかった事。

オ 自動火災報知設備の音響装置が切っていたため、火災発生の報知ができなかった事。

カ 非常警報設備、誘導灯および避難器具が有効に設置されていなかったため、迅速な避難ができなかった事。

キ 階段やエレベーターの位置が建物中央であったため、煙道となり、階段、廊下からの避難の障害となった事。

(4) 和歌山市旅館火災

出火日時 昭和46年1月2日 1時03分頃
 場所 和歌山県和歌山市和歌浦1,484番地
 株式会社 寿司由楼
 損害 死者16名
 負傷者15名
 鉄骨鉄筋コンクリート造3階、木造4階建1棟全焼3,013m²
 焼失
 損害額 2億1,663万円
 原因 2階大広間北西部付近から出火したものと推定されるが、原因については不明である。

火災の概要 1時15分頃防火管理者(寿司由楼の専務取締役)が、物音で眼をさまし、廊下に出てみると階段付近にある物置付近から火煙の出ているのを発見して、119番に通報し、新館1階

および2階の宿泊者に連絡した。しかし、3階および4階の宿泊者には火災の発見の遅れもあり連絡できなかった。

また、先着消防隊が到着したときは、すでに全館に火がまわっており、開口部から盛んに火炎が噴き出し、火災中期の状況であった。到着後5～8分後に棟が焼け落ちた。

なお、消防隊は、出火建物に対し包囲注水を行なうとともに、周囲建物への延焼防止に努めた。また従業員による避難誘導もほとんど行なわれなかったため、宿泊客の大部分は各人の判断により避難したが、出火場所（木造部分）付近の上階にあたる4階客室の宿泊者は階段からの避難ができず死亡した。

- 問題点
- ア 夜間における防火管理体制が十分でなかったこと。
 - イ 火災の発見が遅かったため、宿泊者への通報が十分に行なえず、また、煙、炎が急速に拡大し、避難誘導が行なえなかったこと。
 - ウ 自動火災報知設備および非常警報設備が未設置であったこと。
 - エ 出火場所の建築物が木造であったため、火のまわりが非常に早かったこと。
 - オ 玄関に近い階段付近で火災が発見されているため、死亡した人たちが避難するのに階段が使用できなかったこと。

(5) 美唄市美容師宿舎火災

出火日時 昭和46年1月31日 2時35分頃
 場所 北海道美唄市西1条南3丁目
 美容師宿舎
 損害 死者10名 負傷者1名
 木造モルタル塗2階建1棟半焼 59m² 焼失
 損害額 301万円
 原因 1階出入口付近から出火したものと推定される。

原因として放火、取灰の不始末などがあげられるが判明していない。

火災の概要 2時50分頃新聞販売員が消防署附近の路上で火災を発見し消防署へ駆込んで知らせた。

出場した消防隊が現場に到着した時には、美容師宿舎の1階北側の玄関および茶の間の窓から火炎と黒煙が猛烈に吹出し、南側の洋品店舗の内部もすでに火が廻り、2階各窓からも黒煙が噴出していた。

道路西南角に面した出火建物に対して、消防隊の水そう車隊は北側窓および屋根に穴をあけて注水するとともに、西側2階の窓に梯子をかけて火勢の鎮圧に当たり、貯水そうに部署した他隊は、西側玄関および南側階の窓から室内や屋根裏の火勢の鎮圧に当たった。また、消火栓に部署した消防団は、東南方面から注水した。

一方、消防隊が現場到着した時には、要救助者の存否を確認し得なかったが、3時5分頃脱出した従業員から同僚が救出されていないことを知らされて、人命検索を開始した。煙のため視界がきかず手さぐりで検索を続け、2階南東の部屋で1名、その隣室で4名、廊下で2名、階段下で4名を発見し、救急車とパトカーで交互に病院に搬送したが、手当のうえ生命を取り止めた者1名、12時間後死亡した者1名、他の9名は遂に蘇生しなかった。

- 問題点
- ア 建物中央にあった階段が2階に対して煙突の状態になっていたこと。
 - イ 避難者が煙に対して緊迫感を持たなかったため火災に気づいてから身仕度をし、避難の時期を失ったこと。
- なお、2階の窓から脱出した従業員は、他の者より遅く火災を知ったため簡単な身仕度をして部屋の窓ガラスを壊して雪の中に飛び降りて助ったものである。

(6) 岩沼町精神病院火災

出火日時 昭和46年2月2日 19時45分頃
場所 宮城県名取郡岩沼町字桜池54番地
医療法人 小島病院

損害 死者6名
木造平家建病棟1棟全焼1棟半焼 299m² 焼失
損害額 378万円

原因 第3病棟南西隅の重症患者保護室から出火したものと推定されるが、原因については不明である。

火災の概要 当直看護婦が、重症患者保護室附近からきなくさい臭いがあるので、駆けつけたところすでに火勢が強く消火できない状況にあった。当直看護婦のうち1名は東側非常口の鍵をあけ病院から250m離れた看護人宅へ火災が発生した旨を知らせに行き、他の者は、事務室へも知らせるとともに、収容患者に火災であることを知らせて、避難誘導に当たった。火災を知らされた内科の当直看護婦は119番へ通報するつもりが2度とも110番へかかったため、通報するのをやめて精神科病棟へ行き患者の避難誘導に加わった。

消防署では、出火約18分後望楼で発見し、先着消防隊が現場に到着した時には、重症患者保護室の6室は猛火に包まれ、間取りも判別できない状態にあり、隣接する病室からも火炎が噴き出していた。消防隊はいずれも消火栓に部署して消火にあたったが、全窓に鉄格子および金網が入っていたため、有効な活動ができず、拡散注水による延焼防止に当たった。

- 問題点
- ア 消防機関への通報がなかったこと。
 - イ 死亡者が収容されていた重症患者保護室には感知器が設置されていなかったため、火災の発見が遅れたこと。
 - ウ 火のまわりが早かったこと。

上記保護室は、昭和43年に増築された木造のもので、壁、床、天井とも板張りであり、燃焼が非常に早かった。
エ 上記保護室は閉鎖病棟のため避難ができなかったこと。窓は内側がガラス、中が鉄格子、外側が金網の三重になっており、また出入口、非常口は施錠され、病院関係者以外は鍵をあけられないようになっていた。

(7) 千葉市百貨店火災

出火日時 昭和46年5月12日 1時22分頃
場所 千葉県千葉市中央2丁目2番2号
株式会社 田畑百貨店

損害 死者1名 負傷者63名（消防職員）
鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階、地上8階建
1棟半焼 9,380m² 焼失
損害額 14億3,434万円

原因 1階（旧館）南側の外部で旧出入口のシャッターに接した場所に、ひな段、造花、アーチ等が野積みにされており、この附近から出火しシャッターに取りつけてあった郵便受けの穴から内部のベニヤ内壁に延焼拡大したものであり、原因については通行人等のたばこまたはマッチの投げ捨て、あるいは放火の疑いもあるが、現在のところ結論は出ていない。

火災の概要

- ア 1時30分頃出火建物である田畑百貨店附近を通りかかった船員が、百貨店南側のシャッターに接して建てられた小屋とその附近が燃えていたので、公衆電話から119番で通報した。通報後再び現場に戻って、物音で目をさまし起きてきた南隣にある安田生命の管理人らと協力して、安田生命にあった消火器、水バケツなどで消火作業を行なった。
- イ 1時35分中央署の4隊が到着し、直ちに小屋に注水し鎮火させたが、百貨店の1～4階の窓および階段の小窓から煙が出ており、火災の規模は4階まで達していた。一方聞

き込みにより4階に社長がいることが判明したので、空気呼吸器をつけたはしご隊と特別救助隊の隊員が4階と8階から検索に入ろうとしたが、濃煙と熱気の噴出が激しく進入が全く不可能であり、2時5分頃一応検索を打切った。

ウ 到着した各隊は、至近の消火栓および河川に部署し、積載はしごを利用して、1階～3階の北側窓とその内張りを破壊して穴をあけ、さらに南側も破壊して屋内進入する方法をとったが、1階を鎮圧後2階へ進入して約20分経過した3時35分頃2階がフラッシュオーバーを起し、一気に濃煙が建物全体を覆って呼吸器をつけない隊員が危険となったので、一時後退し、旧館屋上（5階）で6階の延焼防止に当たっていた隊員も3口の筒先を6階に固定して急きょ避難し、地上からの放水により火勢を制圧した後、再び窓から屋内進入して2階を、続いて3階を制圧した。4階以上の階には、はしご車を移動転戦させて北側から排煙口の開放につとめたが、アーケード、高圧電線のためはしご車を近づけることができなかったため、高圧放水で窓の破壊を行なったが、耐水合板の内壁のためほとんど効果はなかった。主力部隊は、2カ所の屋内階段から進入して消火活動に従事したが、はしご車と屋内進入部隊による挟撃防ぎょを避ける消火活動を行ない、13時45分6階以上への延焼防止に成功した。

出動部隊 ア 消防局 31隊314名（水そう車10台、ポンプ車7台、はしご車3台、化学車2台、救助車1台、救急車3台、その他5台）

イ 応援隊 3隊27名（ポンプ車1台、はしご車1台、救助車1台）

ウ 消防団 12隊77名

問題点 ア 初期消火が行なわれなかったこと。

イ スプリンクラー設備が旧館部分に設置されていなかったため、有効な消火が行なわれなかったこと。

ウ 可燃材および可燃物が多かったこと。

壁、天井などの室内に面する部分の内装は防火材料でなされていたが、商品の展示や展示のためのショーケースの取り付け、装飾材に可燃材が多く使われており、また衣類、家具類、雑貨類等の可燃物が非常に多かった。

エ 出入口等がシャッターにより閉鎖されていたため、屋内進入に時間を要したこと。

オ 非常に多くの煙が充満したため、消火活動が大変困難であったこと。

開口部がふさがれ無窓に近い状態であり、またエスカレーター、階段等の昇降口もシャッターで閉鎖されていたため、店舗全体が密室に近い状態で不完全燃焼が続き、いわゆる燻焼状態となった。

正 誤 表 (昭和46年版消防白書)

頁	行	誤	正
2	上から1行目	「その他火の災」	「その他の火災」
5	上から1行目	9.9%	9.6%
7	下から12行目	昭和49年度3月31日	昭和49年3月31日
14	下から9行目	昭和43年	昭和45年
23	上から10行目	、建物焼損面積	(削除)
33	第1—16表中	45 指数 111	120
39	上から1行目	全体の半数以上を占め、	全体の半数を占め、
53	上から16行目	戦後最高であった前年	戦後最高であった前年
54	上から3行目	……火災が43%を占める	……火災が45%を占める
77	第1—69表中	ウウェーデン	スウェーデン
96	第3—9図中 第3—10図中	第3—9図 第3—10図 昭36.....44年 昭26.....44年	第3—9図 第3—10図 昭36.....4445年 昭36.....4445年
110	第4—4表中	屋外タンク貯蔵所 11,270	11,283
111	上から3行目	一般取扱所の	一般取扱所の
113	第4—8図中	10倍~50倍 (23.9%)	(23.4%)
115	第4—11表中	4852	4853
128	第5—2表欄外	昭和46年度における	昭和45年度における
152	上から4行目	急病による、それを	急病によるそれを
180	下から8行目	604人	607人
181	下から4~3行目	個人4人、団体5で、	個人1人、団体2で

頁	行	誤	正
191	下から4行目	本年度は	昭和45年度は
192	上から6行目		
〃	下から4行目		
194	上から3行目		
〃	下から4行目	合同実験	予備実験
〃	上から7行目		
197	第12—1表の合計欄	,569,542	3,569,542
〃	第12—1表表頭	1人当り消防費	1人当り消防費
213	頁 数	113	213
214	頁 数	114	214
221	附属資料4中の上から5件 目出火原因	煙突の火の粒	煙突の火の粉
223	附属資料4中上から3件目 損害額	1,200	12,000
225	附属資料4中下から2件目 損害額	—	調査中
259	附属資料25中上から8行目	荏 城	茨 城